



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道大学文学研究院紀要, 第159号, 全冊
Citation	北海道大学文学研究院紀要, 159
Issue Date	2019-12-27
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/76537
Type	journal
File Information	159_00_All.pdf



北海道大学

文学研究院紀要

第 159 号

北海道大学文学研究院

2019

北海道大学

文学研究院紀要

第159号

北海道大学文学研究院

2019

目次

『信の哲学』の方法について

——佐々木啓氏の書評への応答——……………千葉

一左

「夷苗」連帯の夢

——「西南辺疆土司民衆代表」楊砥中伝（前篇続）——……………吉

一右

三卷本『枕草子』不審本文考（四）……………後

六右

ゲルマン語形容詞変化の歴史的発達（3）

——西ゲルマン語（2）——……………清

四左

万暦四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）……………三

三右

木

聰……………

三右

水

誠……………

四左

藤

文……………

六右

開

将……………

一右

葉

惠……………

一左

「夷苗」連帯の夢

——「西南辺疆土司民衆代表」楊砥中伝（前篇統）——

吉 開 将 人

《目次》

一、はじめに

二、研究動向と問題の所在

三、郷里における楊砥中——家族史と社会的地位

四、黔滇川三省境界地域の諸勢力と現地社会の実状

[以上、前篇]

(1) 三省境界地域の社会的現実

土豪・匪賊の一体性

哥老会の跋扈

(2) 郷村社会における中箒土目楊氏の対抗者たち——民族関係の複雑化

三省境界地域の原風景——彝族の優勢

貴州西北部における漢人土豪の勢力伸長

中箐土目楊氏を訴える佃戸たち——六寨苗族の覚醒

(3) 郷村社会の外からの介入者たち——中箐土目楊氏の苦境

区長陳錦斎

紅軍政委王震

(4) 黔滇軍閥間の中箐土目楊伯瑤とその周辺

軍閥混戦の地としての三省境界地域

貴州土目の庇護者としての雲南軍閥

黔滇軍閥混戦下の貴州土目——龍雲の代理人・工作員

周西成と貴州土目——反周感情の由来としての「清理土司産業」政策

周西成以来の貴州軍閥統治下における楊伯瑤と楊砥中

(5) 小結

五、北箐土目楊砥中と紅軍・「緑林游撃隊」

〔以上、本篇〕

〔以下、続篇〕

前稿^①では、一九四九年を跨ぐ時期を生きた西南中国の非漢族エリートを研究する意義を説き、民国晩期に「西南辺疆土司民衆代表」として朝野に活躍した楊砥中という人物に注目し、彝族土司家系に属する且蘭楊氏の後裔としてのその家族史、および黔（貴州）・滇（雲南）・川（四川）三省境界地域（以下「三省境界地域」）での北望土目としての彼の社会的地位について検討した。

楊砥中に関する数少ない先行研究は、筆者による旧稿^②を含め、いずれも彼が重慶に出て以後の華々しい活躍に重点を置いて叙述する^③。しかし前稿では、あえてそれ以前の時期に光を当てたのである。その続篇である本稿では、筆者が前稿で論じ残した問題、すなわち彼の兄である楊伯瑤、さらには彼らの父親が郷里で対峙した諸勢力について論じたい。それによって初めて、後に楊砥中自身が郷里で直面することになる問題の由来を認識し、延いては彼が郷里を離れ、外地での活動に専念するに至る背景について、歴史的に理解できるように考えると考えるからである^④。

四、黔滇川三省境界地域の諸勢力と現地社会の実状

西南中国の中で、三省境界地域は、過去のみならず、現在においても中国国内で突出して貧困な地域である。雪山や砂漠があるわけでも、国境地帯に位置するのでもなく、むしろ人口が密集する中国内地に接するにもかかわらず、長きにわたってフロンティアとして放置されてきた。その理由は、土地が瘠せて農業生産に乏しく、資源はあっても地勢が複雑で交通整備が遅れたために開発ができず、三省の全てから放置されてきたからである。この地に本格的な近代化の波が及んだのは、ごく最近のことではない【写真1】^⑤。



写真1 黔滇川三省境界地域（左から雲南省鎮雄県坡頭〔谷筋正面は同省威信県〕、中央緩斜面は四川省叙永県水潦〔裏側は威信県水田寨〕、右端は貴州省畢節市林口）

楊砥中が生きた時代の三省境界地域の非漢族社会に関する先行研究としては、まず潘先林氏の先駆的業績を挙げるべきであるが、雲南軍閥研究の関心で雲南彝族エリートを中心に検討したものであり、貴州省内の彝族エリートについての言及は付加的なものではない。これ以外には、貴州威寧石門坎を中心に二十世紀前半の三省境界地域における苗族社会について検討した複数の業績があるが、検討対象は苗族キリスト教徒に限られ、それを統治した彝族エリートと関連付けた考察は、基本的に皆無である。このほか、前近代の貴州西北部の彝族社会を検討した温春来氏の民族史的研究があるが、民国期については検討がなされていない。温春来氏の新論は民国期を主題とし、時代的には前著の欠を補うものであるが、関心の重点は社会ではなくアイデンティティにあって、三省境界地域における彝族社会に関する考察はほとんど見られない。

これらに共通するのは、特定の省・地域のみを検討する、あるいは特定の民族のみに深い思い入れを持って研究が進められていることである。ところが三省境界地域には、満洲・蒙古・チベットあるいは新疆などの民族地域とは異なり、一つの民族が人口の大多数を占めるという状況はない。つまり、その特徴は民族雑居という点にこそあるのであって、時に彝族が優勢であっても、それは漢族との相対性においての話であり、しかもその状況は時期によって変転し、地域によっても相違する。また、苗族が圧倒的多数を占める地域があったとしても、彼らは基本的に佃戸として存在するのであり、地主で

ある彝族土目との関係性を抜きに、その社会的あり方を理解することはできないのである。

本研究において、筆者が「特定地域に根を下ろして自民族だけのために活躍する道を選ばなかった非漢族エリート」の楊砥中にあえて注目し、今日的民族区分を捨象した「夷苗の連帯」に光を当てようとするのは、三省境界地域の非漢族史に対するこうした研究状況に対して疑問を持つからである。実際のところ、近代の三省境界地域に関する史料には、現地社会の複雑な現実を伝えるものが少なからず存在する。断片的な記事を拾い出してそれを考証し、相互に照合して綴合の可否を探り、錯綜する事実関係を解きほぐし、地域ごとの歴史的背景の違いを考慮しつつ、それらを読み解くならば、以下のような一つの筋道だった歴史が明らかとなる。

(1) 三省境界地域の社会的現実

土豪・匪賊の一体性

まずは、楊砥中が生きた時代の三省境界地域の社会的現実について物語る、以下の記事を見てみよう。

匪賊と土豪の表裏一体性…畢節〔現貴州省畢節市〕は黔滇川三省の要衝に相当し、……県城……の商人は多くが四川籍で、資本の大きな者はアヘンおよび塩の商人である。畢節は〔内陸塩の一大産地である〕四川と非常に近いのだから、食用の四川産の塩は道理からすると値段が安いはずなのだが、附加される塩税が重く、加えて〔經由地の〕叙永〔現四川省瀘州市叙永県〕の道中に匪賊が多くて、輸送が困難であるため、大洋〔銀貨〕一元でも、三斤の塩を買うことはできず、通常の物資の価格もまた異常に高い……。畢節の地は三省の辺境に相当し、昔か

「夷苗」連帯の夢

ら匪賊の多い地域であるが、畢節の匪賊は他の地の匪賊と少し異なり、どの匪賊集団もみな土豪が黒幕となっていて、匪賊が略奪して得たものの半分は、必ずその黒幕に献上しなければならぬ。畢節の匪賊は非常に特殊で、役人・軍人・外国人からは略奪しないのだが、それはこの三種の人から略奪すると、主人〔黒幕の土豪〕に不利な影響が及ぶからである。もし畢節地域内でどこかに出かけるなら、道中の安全のために一番いいのは、まずその地で勢力を持つ土豪に面会に行くことである。彼が自分の名刺を与えたなら、それはすなわち安全の保障を得たということであり、何度匪賊に出くわそうとも、この名刺を相手に見せさえすれば、決して困難なことには至らないのである。⁽¹⁰⁾

この一文は、毛沢東たちの紅軍（中央紅軍Ⅱ中国工農紅軍第一方面軍）が一九三五年一月の遵義會議の後に三省境界地域を往還してから間もない時期に、一九三五年六月から九月にかけて現地を踏査した人物が書き残した貴重な記録である。⁽¹¹⁾ 畢節は、この時期、土豪と匪賊が共謀して地域社会を牛耳る状況の中にあつたのであり、なかでも三省境界地域における流通の阻害は、畢節の社会に大きな負担を強いていたのである【写真2】。

哥老会の跋扈

土豪・匪賊が共謀して社会を牛耳るに至った要因は多方面に渉るが、なかでも辺境特有の人口の流動性の高さと、それに由来する特殊な人的結合のあり方は、大きな要因の一つであつたと考えられる。畢節におけるそうした問題の所在を示すのが、以下の記事である。



写真2 現在の治安状況——「扫黑除恶宣传車」(鎮雄県坡頭鎮)

〔秘密結社〕哥老会是、またの名を「袍哥」とも言う。それは清代に始まり、民国で発展し、……その発祥地は四川で、……畢節の袍哥もまた当時四川の客籍の商人によって伝えられた。……そのため袍哥は畢節で各方面に浸透し、……匪賊、地元を縄張りとするボス、地元のヤクザ、チンピラも競って袍哥に加わり、その重要人物になる者も現れて、……こうして、袍哥には「清水袍哥」と「渾水〔濁った水〕袍哥」の二つの系統が発生した。

清水袍哥は賭場を開き、妓院を経営することを生業とした。渾水袍哥は仲間を集めて略奪を行ない、言いがかりをつけて金銭を巻き上げることが生業とした。袍哥の親分の大多数は悪党・悪人の庇護者となり、取り分を山分けする元締め、あるいは事業主となった。……二、三百丁の銃を擁する匪賊の武装勢力が、しきりに〔地元畢節

から出かけて〕雲南・貴州・四川三省境界地域の〔雲南〕鎮雄・〔四川〕叙永などの地で略奪を行なった。彼らは、向かった先で、付け火・殺人・略奪などやりたい放題で、……このほか、さらに佃戸を奪い合い、縄張りを争うなど、悪事をやりたい放題であった。……〔末端の役人である〕郷長・保長・甲長や畢節にいた軍界・政界の官員たちも、大多数が袍哥の組織に参加し、さらにはその幹部になる者もいた。こうして、各ヤクザ組織の親分たちは当然ながら各レベルの政権にとつての「奥座敷の賓客」となり、袍哥と各レベルの政権とは有機的に結び付いて、社会を乱し、人民を搾取し圧迫する、一つの暗黒勢力を形成したのである。……一九四〇年以後、畢節県はすっかり袍哥の〔跋扈する〕世界となってしまった。全県では〔畢節〕県城、郷・集

「夷苗」連帯の夢

鎮の各所にみなヤクザ組織があり、郷ごとに親分がいた。出かけて仕事をする時には必ず袍哥の「行話」(仲間内だけに分かる隠語)を幾つか覚え、新しい土地に入るたびに、必ずまずは袍哥の親分あるいは若頭に挨拶して氣脈を通じておけば思い通りになるが、そうでなければどうしようもなくなるのである。……畢節県の渾水袍哥は、おもに吉場、普宜、……林口……などの地に分布していた。¹³⁾

ここに見るように、畢節では、秘密結社の哥老会が四川籍の商人たちを介して流入し、都市から地域社会の末端までの軍政各界の役人・官員たちと密接な関係を形作り、様々な悪事を行なっていたのである。その活動範囲は貴州省内にとどまることなく隣接する雲南・四川両省に及び、また楊砥中が土目として経営した北璧を含む林口地域も、その主要活動拠点の一つであったとされる。つまり、畢節地域で土豪・匪賊たちが社会を牛耳る背景には、哥老会が当地において社会の隅々まで跋扈する状況があったと理解されるのである。¹³⁾

(2) 郷村社会における中箸土目楊氏の対抗者たち——民族関係の複雑化

しかしながら、この地にはもともと彝族土司後裔の土目たちが各地で領地を經營する伝統社会のあり方が存在し、前稿で検討したように、明清時代の「改土帰流」を経て近代を迎えた後も、彼らは各地の郷村社会で大地主として一定の権勢を保っていた。上記二つの史料が示すのはおもに都市畢節や集鎮での状況である。これら土豪・匪賊・哥老会が跋扈した時期の、郷村社会の現実を見る必要がある。以下、それについて検討しよう。

三省境界地域の原風景——彝族の優勢

当時の三省境界地域における鄉村社会の実態を反映するものとして、比較的広く知られているのは、以下の記事である。

〔紅軍は〕無数の困難を経験して、雲南〔省〕の威信県（旧名扎西、雲南・貴州省境界に位置する）に到着した。部隊が威信に到着した時、ちょうど旧曆正月三日（一九三五年二月六日）の日で、県城で一日休みをとった。しかし氣候がひどく寒く、夜間には雪が降った。雲南の民族問題で、注目すべきことは、〔雲南省主席（省長）の〕龍雲が夷家〔現彝族〕で、雲南軍と〔省〕政府の中上級官員が、みな夷家であり、漢人がかえって圧迫を受けていることである。そのため紅軍が威信に到着する直前、ある村で、北京大学を卒業して雲南某県の県長〔県知事〕であった者が、紅軍の指導者に面会し、当地の民団〔地方武装組織Ⅱ団練〕を率い、さらに〔近隣〕各県の民団に呼びかけ紅軍を助けて雲南に進軍し、漢人を圧迫から解放することを願ひ出た。紅軍はこの地域において、住民の好感を得るために、各民族の解放をスローガンとし、それによって漢・回・苗の各民族の同情を勝ち取っていた。……ただし紅軍は、龍雲や夷家が漢・回・苗民を圧迫することに反対するが、同時にまた一般の夷民に対しては、民族平等、大漢民族主義反対など〔のスローガン〕で宣伝を行なった。……

雲南省の住民で最も多いのは漢人で、以下、苗家、夷家、回民である。しかし現在、夷〔家〕が雲南の統治者であり、そのため夷家の一般的な生活もまた比較的豊かである。鄉村の村長・区長も、一部の地域では、夷家が多い。⁽¹⁾



写真3 『隨軍西行見聞録』
(1936年モスクワ刊)

これは、毛沢東たちの中央紅軍が、三省境界地域を構成する雲南省の一角、威信県（一九三四年に威信設治局から県に昇格）およびその近隣を通過した際の見聞を、後に中共元老の一人となる陳雲が、実際の見聞から間もない時期に書き記したものである【写真3】。この当時の雲南東北部においては、なおも「夷家」すなわち彝族のエリート層が郷村社会の支配者として君臨していたのであり、「苗民」（現苗族）や「回民」（現回族）のみならず、「漢人」（現漢族）エリートでさえも、紅軍に救済を求めざるを得ない、きわめて困難な境遇にあったことが判明する。雲南東北部の郷村社会では、新参のよそ者（客戸）であった漢人こそが、当時においては「少数民族」にはかならなかったのである。その背景としてあったのが、龍雲その他の彝族エリートたちが省内各地の実力者（雲南軍閥）として君臨した、雲南特有の事情であった。

貴州西北部における漢人士豪の勢力伸長

郷村社会における彝族の優勢は、おそらく三省境界地域では、もともと雲南以外でも見られた社会状況であったに違いない。ところが、先述のように貴州西北部では物資の多くを四川に依存しなければならず、また人口の流動性も高く、同じ三省境界地域にあっても、雲南東北部に比べて「漢化」の機会が多かったと考えられる。三省境界地域の中でも地域差を考慮すべきであり、貴州西北部はそれ自体として史料に基づく郷村社会の実態の解明が必要である。



写真4 楊伯瑤
(1924年)

ここに言う田地の転貸をめぐる紛糾は、前稿で紹介した「転子（すなわち二地主）」による糧賦〔田賦〕の代行納付の慣例を廃止したという記事に¹⁶関係する出来事と理解される。梅三估は、「二地主」すなわち楊氏土目と佃戸との間に介在した地主であつたと推測されるのである。この推測を裏付けるのは以下の記述である。¹⁷

畢節の隣県、大定県（現畢節市大方県）の中箐（現大方県八堡鄉中箐村）は、前稿で論じたように、楊砥中の出身地であり、兄の楊伯瑤【写真4】が中箐土目として支配した土地であつた。この地に関する史料の中には、近代を迎える中で貴州西北部の郷村社会や地域社会がいかに変容したかについて跡づける手がかりとなる記事が幾つか存在する。中箐とその周辺をおもな分析対象として、貴州西北部の現実を読み取ることにしたい。

最初に注目するのは、楊伯瑤と地元の漢人士豪との対立関係を示す、以下の記事である。

一九三五年、楊伯瑤が出かけて民団指揮官の任務にあつた時、地元の梅三估（名は德沛）は楊氏〔土目〕の土地の転租〔田地の転貸〕問題で、楊家と対立を生じた。そこで楊〔伯瑤〕が出かけている機に乗じ、金沙〔打鼓新場、後の金沙県〕の匪賊頭目の謝海秋などを糾合して、配下の匪賊数百人を率い、楊〔伯瑤〕の屋敷に突入し、一部の建物を占拠し、楊〔伯瑤〕の屋敷で二か月の長きにわたって飲み食いし、逃げるに際しては、幾つかの建物に火をつけて燃やし、家財を略奪した。楊伯瑤は配下を率いて家に戻り、梅・謝の配下と戦火を交えた。¹⁵

康熙十三年（一六七四年）、鏡箐（中箐、現大方県八堡郷中箐村）梅姓が楊（氏）土目を彼の土地に迎え入れ、〔以後、楊氏土目は〕その地に「君臨」し、苗民〔現苗族〕を脅して、自分を主人、大旦那と認めさせた。毎月一日と十五日には拜礼があり、冠婚葬祭では必ず慣例通りに負担を割り当てて徴収し、もし納めない佃戸がいれば、田畑を没収して、新しい佃戸に置き換えた。¹⁸

梅氏が「迎え入れ」た楊氏土目とは、且蘭楊氏中箐支派の家系において、最後の楊松楷から数えて六代前の、初代の楊紹虞を指すのであろう。¹⁹ 楊砥中兄弟の父である楊懷遠（建侯）は且蘭楊氏鎮西支派の家系に属したが、男子のいなかった楊松楷の後を継承して中箐土目となったという推論は、すでに前稿で示した通りである。²⁰ 【写真5】。

これより先、中箐の位置する貴州西北部では、康熙四（一六六五）年にかけて、吳三桂による水西土司安氏に対する鎮圧戦争が行なわれ、土司の安坤が処刑され、その結果として同年に大定府（現大方県）が初めて設置されている（改土帰流）。その後、改めて康熙二二（一六八三）年に水西土司安氏の安勝祖が封建を受けているが、軍事民政の権限を除いた名目的なものに過ぎず、康熙三三（一六九四）年に死去した後は、無嗣であることを理由に廃されて、ついにこの地の「改土帰流」が完結したのである。この間に西南中国を舞台に展開したのが「吳三桂の乱」（康熙十二（二十年））であり、この地域も戦場となった。²¹

つまり、梅氏が楊氏土目を迎え入れたとされる康熙十三年は、吳三桂の乱が始まった翌年、この地がなおも戦火の中にあった時期に相当する。そしてそれはまた、改土帰流が断行されて、歴史的にこの地域の支配者であった水西土司安氏の権威が一度失われた時期に相当するのである。且蘭楊氏が迎えられて中箐に定着した契機は、こうした歴史



写真5 中箒土目衙門旧前堂の扁額「家風早起」

的背景と関係していたに違いない。

一方で、先文において楊伯瑤との租佃問題をめぐる対立者として登場する「梅三估」は、その姓から見て、前文にいう「梅姓」の後裔と理解すべきであろう。筆者による地元での聞き取りによれば、梅三估は中箒の隣村「梅家寨」の人で、「地主」ではなく「土豪」で、「彝族」ではなく「漢族」であったという。⁽²²⁾

以上を総合すると、清朝前期における当地一帯を巻き込んだ激動の中、従来の支配者であった水西安氏の衰退に乗じて、まずは漢人土豪の梅氏がこの地に関心を持ち、楊氏土目を外から招いて共同で土地経営を行なったが、民国期に至ると梅氏の子孫は外部の匪賊と結託して、楊氏土目の子孫である楊伯瑤を威圧するまでになった、という解釈が導き出される【写真6・7】。

中箒土目楊氏を訴える佃戸たち——六寨苗族の覚醒

楊氏土目にとっては、さらに困ったことがあった。近代において彼らを圧迫したのは、梅三估のような地元の漢人土豪だけではなく、遅くとも清末には、佃戸たちが抗租の動きを活発化させ、彝族土目との厳しい対立関係が顕在化しつつあったのである。

楊氏土目の佃戸は苗族であった。歴史的に「六寨苗族」（現大方県八堡郷新開村・興隆郷菱角村ほか）と呼ばれる彼らの主張によれば、かつて呉三桂による水西土司安氏に対する平定戦争に際して四川南部から従軍し、ここに安堵された



写真6 楊氏土目駐兵地の「中山営」洞穴（中箐村営脚組）

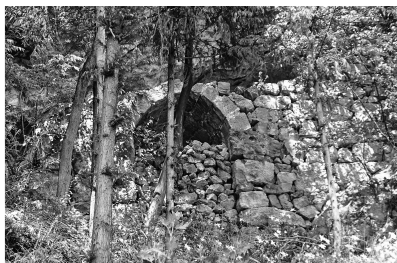


写真7 中山営洞入口石組み遺構

人々の子孫であるという【写真8・9】²³。これを前提とするなら、楊氏土目よりも、さらにはおそらく漢人土豪の梅氏よりも早くにこの地で生活を営んでいたのは、彼ら六寨苗族であったことになる。すなわち、この六寨苗族たちが暮らしていた中箐の土地に関心を持った漢人土豪の梅氏が、楊氏土目を迎えることで、前者が二道地主、後者が名目上の地主となり、先住民の苗族を佃戸として支配するようになった、と理解されるのである。

ところがこの苗族佃戸たちが、近代に至り、楊氏土目を圧迫するようになった。それを示す記事が少なからず存在する。

道光（？）初年になると、「六寨」苗民の項儀成が土地をめぐる裁判を土目との間で起こした。「土目」楊建侯は六寨苗民を脅迫して圧力をかけ、抗争が始まった。項（儀成）は大定府〔現大方県〕に楊土目を訴えたが、近隣の土目たちは多くが楊（土目）に味方し金銭を授受して、控訴から十八年たっても結審しなかった。項儀成はやむを得ず省城〔現貴州省貴陽〕出向いて楊土目を訴えようとしたが、「楊」土目が密かに謀って、項（儀成）は道中で強盗に殺され、二度と戻らなかつ



写真8 今日の六寨苗族（八堡郷新開村）



写真9 八堡新開村の藍染め（臘纈）

たのである。⁽²⁴⁾

文中に言及される「土目」「楊建侯」「楊土目」が、いずれも楊砥中兄弟の父である中箐土目楊懷遠（建侯）を指すことは疑いない。楊建侯は七十年の長きにわたって土目の地位にあったことが知られるが、その三男と推定される楊砥中の生年（一九一一年？）から見ると、これを「道光」の出来事とするには疑問があり、「同治」あるいは「光緒」の誤記であろう。いずれにしても、清末になると、苗族佃戸たちは覚醒し、それを抑え込もうとする土目の楊建侯との対立が顕在化したのである。

苗族佃戸たちの楊氏土目に対する恨みは民国初年になってようやく晴らされた。以下に紹介する記事は六寨苗族に関する専著に収録されたものであるが、民国初年に大定県城で審理された苗族佃戸の訴えに関する判語を引用しており、史料価値が高い。判語の引用に際して転写の誤字脱字があるようで、難読な部分が少ないが、句読点もあわせて再検討し、以下に試訳を示しておく。

民国八年（一九一九年）……六寨苗族の寨頭で族長の楊鳳祥……私たちは六寨を代表して趙〔顕国〕県長に訴え出た。調停を経て、「原告〔六寨苗族〕・

「夷苗」連帯の夢

被告「楊土目」のどちらも今後は互いに干渉しないようにせよ。楊土目が六寨の苗地に入って捐税を取り立てることは永遠に禁ずる。「土目と苗族佃戸」それぞれが自分の業産を管轄せよ。本官が判決を出した後、速やかに書類は「貴陽の貴州省」都督府に提出される。「原告・被告」各方が守るべき規則は、石碑に文字として刻み、永遠に大定県「現大方県」衙門に立て、それによって後世に証として残すべし」という判決が下った。こうして、彝族「楊土目」は「佃戸の六寨」苗族を侵奪せず、苗族も彝族のところには行かないようになった。「さらに」その後、陳錦斎（陳大猫猫）が現れ、「六寨の隣鎮」瓢（児）井で誠実に人民に対応し、苗民を保護するようになると、惡徳郷紳や悪者は「苗民に」手を出そうとしなくなった。「そこで改めて」陳錦斎の支援を受け、「六寨苗」の楊鳳祥が大定県に訴え出て、審理の結果、以下の判決を得た。

本案の苗民楊鳳祥ほかの六寨に原住する苗民は、現在の戸数が合計一千戸あまりである。かつて「苗民たちは」清朝の専制時代に、外族「漢族」に虐げられて、楊土目の下に投獻し「土地を献上して保護を求め」、毎年、馬草糧十石を納め、それ以外には取り決めはなかった「が、その後、負担が増えた」。今ここに民国が成立し、民族を差別することがなくなり、苗民たちは初めて開化し、また土目の苛刻さを知り、訴えをまとめ、吳壑（人名?）が連署した「訴え出た」。本県が繰り返し被告人「楊土目」に召喚状を送ったところ、毎回病気を理由に拒否し、期限を示して「言い訳を」並べ立てたが、嘘であるに違いない。改めて審理を行なう。苗民たちの申し出によれば、かつて清の康熙年間に、招撫の告示をなし、旧大定府は許可証を發給した、とのことだが、「これについては」調べても証拠が見当たらない。「楊」土目が世代を重ねて本務を忘れたことは、案件として追究すべきところであるが、ここはしばらく猶予して一件落着とする。今から本年以後は、二度と苗民たちから、みだりに田租を徴収

し、事あるごとに厳しい要求をしてはならない。双方は関係を断ち切るべし。道尹の衙門と省政府に書類を提出して記録に残すとともに、「地元でも」布告を出し、隅々まで遵守することを求める。もし「楊」土目家が再び悔い改めることがないようなら、必ずや案件として追究し、許さない。ここに判決する。知事・趙顯国……が、民國八年三月三十日告示する。⁽²⁶⁾

ここでは、苗族たちがもともと漢族に圧迫されてこの地に逃れ、彝族土目の保護を受ける佃戸となったという経緯が記されており、この地に優先権を持つとする六寨苗族の主張との間に矛盾が生ずる。民国期の大定県知事と同様、六寨苗族の主張を裏付ける史料は見出すことができないが、いづれにしても、郷村社会における民族関係が複雑化する中、楊氏土目が、勢力を伸張した地元の漢人土豪、および覚醒した苗族佃戸の双方から、地元で圧迫を受ける事態に陥っていたことは明らかである。

(3) 郷村社会の外からの介入者たち——中箐土目楊氏の苦境

興味深いのは、苗族佃戸たちが訴えの対象としたのが、介入して利権を得ていた地元の漢人土豪の「二道地主」ではなく、彼らの名目上の支配者の楊氏土目であったことである。それならば梅氏が苗族佃戸たちを支援していたのかといえそうではなく、先の記事中で彼らの支援者として記録されるのは、中箐・六寨の隣接地である瓢児井鎮（現大方県瓢井鎮）の陳錦斎という人物である。郷村社会において土目の権威が低下する中、梅三估のような地元の漢人土豪だけではなく、さらに外部の新興勢力が介入してくる事態が生じ、楊氏土目を取り巻く環境は、より一層複雑な

「夷苗」連帯の夢

ものとなっていたのである。

区長陳錦斎

陳錦斎の介入については、苗族側の史料だけではなく、楊伯瑤側の史料にも以下のように記録されている。

歴史的に、中箐地域の楊姓彝族〔楊氏土目〕と苗族〔佃戸〕との間には幾世代にもわたって対立が生じた。民国八年（一九一九）、「大定県」飄〔瓢児〕井区の区長の陳錦斎（名は錫光、漢族、後に〔大定〕県の団防〔民団〕局長、大定六属〔旧大定府所屬六県の〕団務總監）はこの対立を利用して、苗族の楊鳳祥・李易開などを支援して楊伯瑤の父の楊建侯に対抗した。一方で苗族の中にも楊家に同情して支援する者もいた。そこで、双方相譲らずに陳派と楊派が苗族の中に形作られ、悲惨な殺人事件が生み出された。この事件は、後に県長の某氏が自ら瓢〔児〕井〔鎮〕に出向いて調停したが、漢・彝・苗の間の対立と溝は、決して消えることはなかったのである。²⁷

ここに見える一九一九年における楊建侯（懷遠）と苗族佃戸との間の紛糾とは、前節に示した裁判記事と同一のものを指すと理解される。前史料で判語に被告として見えた「楊土目」とは、楊建侯のことだったのである。

この史料で新たに判明するのは、陳錦斎が当時、中箐の東北に位置する集鎮の瓢児井を拠点とした「区長」であり、後に県城で民団統括者となった人物であったことである。この人物が苗族佃戸の不満を「利用」して楊建侯に対抗しようとしたことで、清末以来の苗族佃戸との緊張関係が深刻化し、郷村社会に派閥対立が生じて事態が紛糾し、つい

には県知事⁽²⁸⁾が自ら出向いて調停するに至ったとされる。

陳錦斎は、地方志に伝記が見えないが、文史資料には郷紳の一人という位置付けで伝記が見える。それによれば、字^{あざな}が錫光で、大定長岩（現大方県長石鎮）の人である。今日の長石鎮は、中箐の東北に位置する瓢井鎮のさらに東北にあり、大方県の最北端に位置する鎮である。一八六四年に生まれた彼は、青年期に、父親の事業を継いで地元の民団を運営し、その功績で「藍翎守備」の軍銜を与えられ、遵義で軍務につき、退役後、帰郷して長岩の民団を統括し、民国初年に豪商に招かれて瓢児井に入り、匪賊から交易隊を守る仕事を担当した。その後、大定府（一九一三年改県）は、彼に地方区の一つである北区の民団を統括させ、一九一五年には（大定県北区の）「国防総理（団総）」に任命し、北区の「区長」も兼務させた。この間、匪賊の鎮圧など、治安の維持に貢献したが、それには彼が哥老会の一員であったことも関係していたようである。そして彼は、一九一七年に大定県城に国防総局が新設されると（県の）「国防総理」となり、一九二五年に大定六属（県）聯団総監が新設されると大定・畢節・黔西・織金・威寧・水城六県の民団を統括する「国防総監」になったという。⁽²⁹⁾

以上によれば、陳錦斎は郷里の長岩を離れ、県城に進出するまでの時期、瓢児井を拠点に、「北区」の「区長」に就任していたことになる。先に前稿では、南京国民政府期に鄉村社会と県政府との間に位置するものとして全国的に施行された地方自治・行政単位の「区」に注目し、楊砥中の次兄で家裏・北肇土目であった楊仲瑤や、彼らと同族の阿市土目楊芳枝、さらには姻戚の芒部隴氏の坡頭土目隴輔臣・隴德富（渭賢）父子が、領地を含む地域の「区長」に就任していたことを指摘した。⁽³⁰⁾この「区」は、清末に全国的な地方自治運動の中で自治単位として各地に出現し、北京政府期においても、一部の省や地域では、教育・警察・地方自治、あるいは行政・民団の区画として、時に行政単位

としての機能も担いながら、存在していた。⁽³¹⁾ 陳錦斎が瓢児井において大定県北区の団防総理の職と兼務したという区長の職は、それに相当するのである。

陳錦斎の社会的地位について、もう少し考察してみよう。清末以後、民国期を通じ、自治の推進と両輪で、県より下の基層社会への国家権力の浸透が模索されたのであるが、社会の急激な変化の中で、伝統的な郷紳層たちの多くは没落の一途をたどり、その結果、県より下の政治空間は「土豪劣紳」の利権の場と化し、区政権は彼らによって私物化された。王先明および王奇生氏はその現象を歴史学的に分析し、郷紳層没落後の基層社会における権力の「真空状態」が、結果的に基層社会における「土豪劣紳」の専横を許したことを明らかにしている。⁽³²⁾ 内地の漢族社会に対して提出されたこうした歴史的解釈が、同時代の辺境にも当てはまることを示すのが、畢節の隣県、威寧県での一九三五年における「区長」の実態についての以下の記事である。

威寧県内の「保甲制度の保長である」保董は、全て地元土豪である。土豪にはそれぞれ勢力範囲があり、その勢力範囲内の人民は、多くがその佃戸で、佃戸の生命財産は全て土豪の手中にあつて、そのため全てを利用に供さなければならぬのである。人々は保董を「民団」司令あるいは団長と呼ぶ。威寧の司令と団長は、全県で三百を下らない。土豪と土豪の間では、勢力範囲が複雑に入り組んだ状態があるため、利害関係が常に衝突し、その衝突が激しくなると、戦争が起るのである。……威寧全県の銃の合計は二万丁を下らないが、多くは地元で製造したもので、この銃が全て土豪の手中にある。どこかの定期市が、ある土豪の勢力範囲内であるなら、その土豪は必ず銃「を持った兵」を派遣して威圧し、集鎮の市場という名目で、定期市に出店する商人から市場税

を徴収する。今日は迴水塘の定期市の日だが、「威寧県内の」赫章〔現赫章県〕で匪賊〔紅軍〕警報が出たので、王区长およびその〔属下の〕保董が派遣してきた威庄〔の兵が持つ〕の銃は数百を下らず、……人々はそれを見て恐れた。定期市が終わろうとする頃に、王区长が城内から戻って来た。……威寧の区长はどれも区の役所を持たず、区长の屋敷がすなわち区の役所であつた。王区长の家は、迴水塘から東に約五里のところにあつたのである。……王区长は……頭に黒い頭巾をまとい、腰には十八発入りの拳銃を帯びて小型の白馬に乗り、ライフルや拳銃で武装して頭に黒い頭巾をまとつた護衛十数人を従え、威風堂々と通り過ぎていった。……区长が去つた後、「宿の」主人は私たちに、王区长の人柄がいかに良いか、いかに誠実であるかを語り、また「王区长のいる」彼らの区では良い区长がいるので匪賊もおらず、人々はみな安心して暮らすことができ、他の区のように強盗・殺人・戦いが頻繁に起こるようなことがない、と語つた。言外に示されていたのは、この王区长が「皆が彼に対して」恩に感じて徳を称賛するという特別な雰囲気を持つてゐることであつた。⁽³³⁾

これによれば、三省境界地域の威寧では、保董・区长が武器と兵隊を擁して「司令」「团长」と呼ばれ、地元の市場で「みかじめ料」を徴収するなど、地域住民を威圧する土豪として君臨してゐたことが判明する。それが一方で、地元民の感謝と支持を生んでいたことは、先の陳錦斎に關し、六寨苗族の立場でまとめられた史料では苗族たちの保護者であり治安維持にも貢献した徳のある郷紳として、楊伯瑤を称揚する立場でまとめられた史料では外部から介入して事態を紛糾させた劣紳として、全く異なる二種類の叙述があることを理解する手助けとなろう。

威寧の保董や区长が、土豪でありながら公職を得て地域社会の実力者として君臨してゐたことは、王先明および王

奇生氏が内地漢族社会に認めたものと同じ現象である。先に見た陳錦斎の事例はこれらよりも少し古い時期に属するが、哥老会の一員としての社会背景を持ち、民団指揮官として治安維持で活躍し、その功績によって民団の管轄とあわせ、地域の行政を任されて、区長の身分で地域の紛糾に介入していく様子からは、彼もまたそれらと同じ歴史的文脈で理解すべき存在として認識されるのである。

内地漢族社会、あるいは辺境社会でも幹線道路上の迴水塘では、伝統的な郷紳の穴を埋める「必要悪」として、新興の土豪が一定の役割を果たした。中箐でも、楊氏土目が梅氏や苗族佃戸に圧迫されて權威を低下させる中、地元(34)の郷村社会に無縁の人物が、武力と官職を併せ持つ存在として、区長という身分で外から介入してきたのである。そして、そのことがさらに六寨苗族の楊氏土目に対する潜在的な不満を増幅し、民族関係を複雑化させ、地元社会における深刻な対立を生んで、楊氏土目をより一層の窮地に追い込むことになった。以上について、このような解釈が成り立つであろう。

紅軍政委王震

こうした民国初年における楊氏土目と苗族佃戸との対立は、中箐土目の地位を楊伯瑤が継承した時代になっても続いていた。(35)先に見たように、一九三五年に田地の転貸をめぐる楊伯瑤と梅三佔との間で抗争が起きているが、これもまた苗族佃戸の存在を前提にした、その収益をめぐる地主と二道地主との抗争として理解すべきものである。

そして、そこにまた新たな介入者として現れたのが、「長征」途上の紅軍であった。一九三六年二月に畢節県城に進駐した賀龍たちの紅軍（紅二・六軍団Ⅱ後の中国工农紅軍第二方面軍）を、大定県（現大方県）の六寨苗族の代表た



写真10 王震（前列左端）と六寨苗族（1936年）

ちが訪ねたことは、広く知られる事実である。⁽³⁷⁾ その際、彼らが、面談に応じた政治委員の王震と、一つの画面に収まった写真もまた、「長征」途上の紅軍と少数民族との関係を象徴する画像史料として、広く流布する【写真10】。

ところが、彼らが果たして何を求めて紅軍を訪ねたかということは、これまで十分に考証されることがなかった。この時、彼らを王震のもとに連れていった紅軍幹部の回顧によれば、王震は彼らを歓迎して以下のように述べたという。

あなたがた苗族には土司がいて、我々漢族には地主がいます。彼らはどちらも我々貧民の血と汗を吸い上げて肥え太っています。我々の民族は異なりませんが、この世の苦しい思いをしている人々はみな家族です。地主・土司は我々の共同の敵です。⁽³⁸⁾

また、当時面談に参加した苗族の回顧によれば、王震は「あなたがた苗家〔苗族〕はとても苦労していて、いつも土豪から圧迫を受けています。あなたがたは団結して彼らと戦うべきです」と述べ、「苗族独立団」と書いた赤旗と、一人一丁ずつの銃を渡したという。⁽³⁹⁾

これらの記事の中には具体的言及はないが、本稿における以上での考察を踏まえるなら、六寨苗族の代表が王震に求めたのは、佃戸である自分たちを楊氏土目

の支配から解放して欲しいということ以外にはあり得ず、王震はそれを支持して彼らに決起を促したと解釈される。広州の黄埔軍官学校に学んだ楊伯瑤は、一九二七年に郷里に戻ったとされるから、一九三六年の畢節県城で、六寨苗族の訴えによって紅二・六軍団が標的と認識したのは、まさに楊伯瑤その人であったと理解すべきである。前稿で、楊伯瑤が帰郷した後、佃戸に対する支配のあり方を改革し、伝統的な陋習を廃止したとする記事を紹介したが、⁽⁴⁰⁾ が行なわれた背景としてはこうした現実を考慮する必要がある。⁽⁴¹⁾

以上、苗族佃戸が覚醒する中で、区長や紅軍など外からの介入者が出現し、それによって楊氏土目との対立がさらに深刻化していった様を、歴史的経過として明らかにすることができたと思える。

(4) 黔滇軍閥間の中箒土目楊伯瑤とその周辺

前節で論じたのは郷村社会・地域社会における、楊氏土目をめぐる新たな社会状況であり、彼らが郷村社会・地域社会で直面した様々な困難であった。そして、そのさらに大きな歴史的背景として存在し、また上記の対抗者たちにも増して楊氏土目の社会的地位に決定的な影響を及ぼしたのは、省都貴陽と地元畢節・大方における貴州軍閥とその配下の駐屯軍の存在であり、またそれらと雲南軍閥との間における軍閥混戦の局面であった。

軍閥混戦の地としての三省境界地域

貴州は辛亥革命に際して多くの人材を輩出した土地であり、三省境界地域もまたその例外ではなかった。水西土司安氏の後裔、郎岱（現貴州省六水盤市六枝特区）上官土目の安健（舜卿・舜欽、現貴州省六水盤市六枝特区牛場郷上

官寨村下官⁽⁴³⁾）や、且蘭楊氏と先祖を同じくする四川叙永水潦（現四川省瀘州市叙永県水潦郷）余氏の余若琮（達父、貴州畢節大屯土目）とその甥の余祥輝（健光）・余祥炳（景炎）兄弟⁽⁴⁴⁾のように、彝族土司後裔の各地土目の中からも革命に参加する者が続々と現れた。楊伯瑤もまた母方の「おじ」である安健を頼って革命に参加しようとし、広州の黄埔軍官学校に学んだが（第一期生・一九二四年五月十一月）、軍官とはならず、郷里の中箐に戻って中箐土目の地位を継承したことは、前稿で述べた通りである。⁽⁴⁵⁾

楊伯瑤が帰郷した一九二七年の貴州は、近代以来のこうした革命運動の副産物として生み出された、激しい軍閥混戦の中にあつた。一九一一年の辛亥革命が全土に引き起こした混乱状態は、翌一九一二年一月、南京における中華民国臨時政府樹立によつて終息するはずであつた。ところがその後、袁世凱率いる北京政府への政權移譲、それに反対する南方各地の勢力の決起、袁世凱死後の北方政局の混沌化を背景に、各地で軍閥の混戦が激化した。反袁世凱、反北方軍閥の盟主的存在であつたのが雲南軍閥であり、そして西南各省の軍閥たちは、この雲南軍閥を軸に離合集散を繰り返したのである。⁽⁴⁶⁾

貴州土目の庇護者としての雲南軍閥

軍閥混戦下において、三省境界地域の彝族土目たちの庇護者となつたのも雲南軍閥であつた。とりわけ貴州西北部は早くから雲南軍閥と関係が密接であつた。それは龍雲に先立つ唐繼堯以来、雲南軍閥が頻繁に貴州に出兵し、実効支配を繰り返していたからである。そして、三省境界地域の雲南昭通出身の彝族エリートである龍雲が、一九二七年に雲南軍（以下「滇軍」）の実権を握り、翌一九二八年に雲南省主席に就任すると、同族の縁で、貴州西北部の彝族土

目たちは雲南軍閥との関係をさらに深めたのである。⁽⁴⁷⁾

当時における両省彝族エリートたちの関係の深さを示すのが、以下の記事である。

一九二七年に、陸亜夫・盧永祥〔玉書〕・祿国藩・安恩溥・余祥炘〔景炎〕たちは話し合い……、その話し合いの結果、自分たち〔彝族〕には悠久な歴史があり、独自の文化があるのだから、卑下してはならず、また外地に教えを求める必要はない、と考えた。……こうして、「竹王会」・「佉盧学会」〔という名称の彝族結社〕の結成を計画した。……陸亜夫を会長に推薦し、輪番で陸亜夫と安恩溥などの家に集まった。……これは未完成に終わった意識的な組織であった。しかし後に貴州西部一帯の彝人〔彝族〕の安観清・安伯英・安克庚・楊伯瑤・楊砥中……などが周西成の圧迫を受けて昆明に逃げて来ると、この組織はまた活動を始め、範圍は傣族の李呈祥・刀有良……などが参加するまでに拡大した。⁽⁴⁸⁾

ここに見るように、一九二七年以後のある時期に、楊伯瑤も楊砥中也昆明にいて、雲南軍閥の構成員たちが結成した彝族結社の活動に参加し、さらにそれを媒介に傣族エリートとも接触していたのである。執筆者の安恩溥は、雲南鎮雄（現昭通市鎮雄県）の彝族エリート出身の雲南軍閥将校である【写真11】⁽⁴⁹⁾。上文から、この結社の発起人の一人であったことが読み取れるから、関係者による直接の回顧として、本記事の史料価値はきわめて高い。

楊砥中たちが昆明にいたとされる具体的な時期については、楊伯瑤・楊砥中に直接関係する史料に手がかりとなる記述は見当たらない。しかし、上文中に彼らと同じく貴州出身の彝族として記述される安氏について、水西安氏土司



写真 11 安恩溥



写真 12 安克庚

（後裔の可能性を考慮して史料を探すと、郎岱上官土目の安伯英（現貴州省六水盤市六枝特区牛場郷上官寨村上官）が一九二八年夏に雲南に行き、龍雲を頼ったとする記事が見出される。⁽⁵⁰⁾ またこれに関連し、雲南軍閥の彝族結社に参加した人物の一人として記される安克庚【写真12】が、別名「安仲英」であつたことも注目される。⁽⁵¹⁾ 安伯英については、伯・仲・叔・季の長幼の序列から見て、安仲英すなわち安克庚の兄であつたと理解すべきであろう。⁽⁵²⁾

さらに、上文中には名前が見当たらないが、郎岱土目安健の伝記には、一九二八年に安健が広州を離れて雲南に行き、雲南省主席龍雲を頼ったとする記述が見える。⁽⁵³⁾ また、安健・安克庚とともに郎岱上官土目の同族（下官〔凹鳥底〕・上官〔仡佬大官〕）で、安舜卿（安健）は安克庚の「叔」⁽⁵⁴⁾であつたともいう。⁽⁵⁵⁾

以上によれば、一九二八年の昆明には、郎岱安氏を代表する人物で、政界で活躍する安健を筆頭に、安健から見れば甥に相当する上官安氏土目および中箐楊氏土目それぞれの「少爺」^{（ぼっちゃん）}兄弟も顔を揃え、皆が龍雲の庇護の下にあつたことになる。⁽⁵⁶⁾ それを可能にしたのは、安健の力に違いない。楊伯瑤・楊砥中についても、安健および安氏土目「少爺」兄弟と同じく、一九二八年に昆明に疎開したと理解すべきであろう。

黔滇軍閥混戦下の貴州土目——龍雲の代理人・工作員

では、雲南に難を避けた彼らは、具体的に何を龍雲に期待し、また龍雲は彼らに何を期待していたのだろうか。

この問題について考察する前に、まずはこの時期に貴州軍閥と雲南軍閥との対立が

どのように展開したのかという点について見ておきたい。

当時、貴州軍閥の実権を握っていたのは、周西成であった。彼は貴州省遵義の北に位置する桐梓県出身の漢人であり、貴州軍（以下「黔軍」）を掌握した上で、貴州省長（一九二六～二七年）、貴州省主席（一九二七～二九年）を歴任し、三年間にわたって貴州省を統治した。一九二七年の南京国民政府成立前後の政局の混乱の中で貴州の実権を握った周西成は、雲南軍閥と広東・広西の国民党実力派・軍閥との間にあって、各方面の軍事作戦に奔走するとともに、発展から取り残された貴州の近代化を積極的に進めたのである⁽⁵⁶⁾。

こうした中で、周西成は雲南軍閥との抗争を繰り返した。一九二三年の滇軍侵入後、貴州は雲南軍閥の唐繼堯の影響の下にあったが、周西成らは一九二四年に滇軍を省外に退けた。周西成が勢力を伸ばして貴州の統治者となるのはこの後の時期である。折しも唐繼堯が死去し、雲南軍閥内部での派閥抗争が始まる。反龍雲勢力は周西成に対して雲南進撃を求め、周も龍雲の排除に立ち上がったが、それが実現しないまま、一九二七年に龍雲が雲南軍閥の実権を握るに至る。一方、貴州軍閥の中で周西成の対抗者であった李曉炎（李燊、貴州西南部の貞豊の人）は、湖北省の宜昌に駐屯して、雲南軍閥の龍雲と結び、貴州への反攻を画策していた。こうした中、一九二九年四月に貴州西部の盤県（現貴州省盤州市）から進攻してきた李・龍連合軍に対し、周西成は自ら辺境に出向いて防戦するが、同年五月に現地では負傷して死去するに至る。以後、滇軍が省都貴陽に進攻して李曉炎を擁立するのだが、雲南で反龍雲の内乱が起きたことで滇軍は撤退を余儀なくされ、旧周西成配下の毛光翔（貴州桐梓の人）らの攻撃を受けて、李曉炎はわずか三十六日間の権勢を得ただけで、同年七月に貴陽を去るのである。こうして再び貴州軍閥混戦の時代が到来することになる⁽⁵⁷⁾。

昆明に疎開していた貴州出身の彝族土目たちのこの間の動静について、史料には、一九二八年夏頃、龍雲が郎岱土目安伯英を滇軍の連絡担当者として宜昌の李曉炎のもとに派遣し、周西成に対する共同作戰を画策させたことを記録するものがある⁽⁵⁸⁾。また、一九二九年七月に李曉炎が敗退した後、同年八月にその意向を受けた安健が、南京を訪問して蒋介石に支持を訴えようとしたことを記録するものもある⁽⁵⁹⁾。この時期、貴州出身の彝族土目たちは、周西成とその後継者たちに対抗し、雲南軍閥龍雲と貴州軍閥非主流派の李曉炎の代理人として、活発に動いていたのである。

彼らの故地である貴州西北部現地での活動についても、安恩溥が彝族結社発足時のメンバーとして挙げた余祥炘（景炎、四川水潦土目）の動向を知る手がかりが存在し、注目される。それによれば、余祥炘は、周西成の攻撃を受けて、畢節や赫章の他の土目たちとともに雲南昭通に避難してきたのであり、一九二八年に彼を首領に雲南・貴州の彝族エリートたちが組織されて周西成の打倒が目指され、それを龍雲も同意し、「復還水西」の旗が作られて貴州威寧に攻め込んだが、大敗して昭通で疎開の日々を過ごしたという⁽⁶⁰⁾。これは芒部隴氏の梭戛（現雲南省昭通市彝良県龍街郷拖姑梅村・梭嘎村）土目後裔の隴承弼⁽⁶¹⁾による回顧の中の記述であり、史料価値が高い。しかも、余祥炘が李・龍連合軍に呼応して貴州省西部に進撃し、現地の彝族土目たちを動員しながら、郷村社会での工作活動に従事していたことを示す以下の一連の史料も見出される。裏付けを得て、改めてその史実が注目されるのである。

布告。本軍は〔龍雲の〕国民革命軍三十八軍とともに、国民政府の命を受け、第十路討逆軍を編成し、逆賊周西成を討伐、盤県・安順一帯で繰り返し戦って勝利し、そのまま貴陽に到達、逆賊周西成〔軍〕を撃滅した。目下、逆賊周西成の残党は、次々と敗れて貴州西部一帯に逃げて来ている。私は、龍〔雲〕総指揮と李〔曉炎〕軍

「夷苗」連帯の夢

長の命令を受け、これらの残党を討ち取り、貴州西部の各県を□□□□として、民衆の苦しみを救おうとしている。わが部隊の第四支〔縦隊〕隊長の銭文達は、すでに〔六月〕五日に水城〔県城〕を攻撃して取り戻し、第一隊長〔縦隊〕の禄大森も、六日に威寧〔県城〕を占領した次第である。逆賊周西成による民を苦しめる苛政は、一律廃止し、地方の治安は、つとめて維持する。……ここに布告する。司令官余祥旂。中華民國十八年六月。⁶²

これは、周西成が戦死して間もなく、李曉炎が貴陽に凱旋した当時の、貴州西北部の現地情勢と、李・龍連合軍属下の司令官として余祥旂が掃討戦を指揮した様相を示すものである。文中に見える「銭文達」は、水城玉舍（現貴州省六盤水市水城县玉舍鎮）を拠点とする新興の彝族土目、銭文達【写真13】以外に考えられない。⁶³ 禄姓もまた水西土司安氏の時代の三大姓の一つであったとされるから、「禄大森」は水城方面の有力な彝族土目の一人であったに違いない。余祥旂は、彝族土目としての自らの地位を利用し、貴州西北部の彝族土目たちを糾合して、威寧方面にまで勢力を広げていたのである。

しかしながら、この当時、余祥旂の活動は必ずしも現地で完全な支持を得ていたわけではなかったようである。彼らが彝族土目であることに、その理由があつた。余祥旂はその点について以下のように釈明し、支持を呼びかけた。

去年〔一九二八年〕の冬、私、祥清〔余祥旂〕は同志を集め、貴州民衆保衛軍を組織し、〔李曉炎の〕四十三軍に呼応し、民衆の思いを受けて、人民を苦しめる周西成の討伐に立ち上がりました。……それに対して周西成およびその手下たちは、根拠のない情報を流し、民衆を惑わして、私たちが「興夷滅漢〔彝族の地位を高めて漢族



写真 13 玉舎土目銭文達莊園「錢家印樓」(貴州六盤水市水城縣玉舎鎮、背景の山並みを越えると雲南宣威)

を滅ぼす」を指摘していると言い、私たちが夷族〔現彝族〕のために反乱を起こしたと嘘をつきました。……しかし同胞の皆さん、視野を広げて冷静に事実を調べてみれば、すぐにそれが本当かどうかわかるはずです。……前貴州民衆保衛軍總司令、現任四十三軍第四縱隊余祥炘。民国十八〔一九二九年〕年六月。⁽⁶⁵⁾

先に中箐土目楊氏について見たように、この時期の貴州西北部では彝族土目の優勢はすでに失われ、民族関係が複雑化していた。余祥炘もまた、当地の漢人たちの支持を得るべく、この「各県同胞に告げる書」を発表して彼らを説得する必要に迫られたのである。漢人たちから見れば、周西成と李曉炎との軍閥抗争にともなう彝族土目たちの動きの活発化は、自らにとつての脅威と映ったのだろう。

しかし、李曉炎はその後間もなくして敗退し、後ろ盾としての滇軍も雲南に退却する。余祥炘はその後いかなる行動をとったのだろうか。この点について、前後の展開を時系列的に説明する、以下の史料が注目される。

威寧・水城縣民衆の悲痛な苦しみを涙ながらに連名で訴える陳情書をしたため、謹んで上申して〔毛光翔貴州省主席の〕御判断を仰ぎます。威寧・水城地域は〔貴州省の〕西の辺境に位置し、この数年来、軍隊や匪賊の活動が活発で、繰り返し被

「夷苗」連帯の夢

害を受け、苦しみは言葉にできないほどですが、特に去年と今年（一九二八・二九）の二年は過去を上回っています。昨年冬（一九二八年十一月）に〔李曉炎の〕四十三軍が〔貴州省〕東部〔銅仁〕で〔周西成と〕戦端を開いたことにより、〔貴州西北部〕威寧・水城の土着夷目〔彝族土目〕たちがその勢いを借りて宣伝を行ない、仲間を糾合し、各地で徒党を組み、密かに〔李曉炎の〕四十三軍と結託して、不法行為を企てました。その後、劉劍泉という者が現れ、〔李曉炎の〕四十三軍の第四縦隊の隊長で、命を受けて威寧・水城の各地に赴いて各地の部隊を組織すると言いました。そのため、威寧・水城の夷目〔彝族土目〕である錢文達たちが反乱に立ち上がり、〔劉劍泉と〕密かに交渉し、認められて劉劍泉の第四支隊の隊長となりました。逆賊たちは好き放題なことを言い、旗印を掲げ、街や土地を争奪し、水城〔県城〕を攻撃して根拠地としました。しばらくして余祥炘が水城に来ると、錢文達はまた旗印を換えて、今度は余祥炘の第三支隊の隊長と言い始め、〔以後の展開は劉劍泉の時と〕全く同じでした。〔余祥炘は〕龍雲総指揮が間もなく水城にやってくるかと嘘の情報を流し……、逆賊たちは……それでさらに水城を占領し、畢節を攻撃し、威寧で略奪を行ないました。……その後……ようやく余祥炘を威寧県域から追い出し、余〔祥炘〕の仲間たちはそれぞれの巢窟に散り散りに逃げましたが、今また残党が集まる兆しがあります。安培英らは密かに奸計をめぐらし、こっそりと〔毛光翔の〕二十五軍歩兵第七旅〔旅団〕に志願して入って団〔連隊〕長になっていて、それは実際に〔李曉炎の〕四十三軍が復活する余地となるものです。それで〔逆賊たちは〕密かに安培英を鎮雄に派遣して演軍と接触させ、双方がうまく立ち回ることなどについて宋指揮〔不明〕と話し合い、再挙を目指しています……。威寧・水城〔県城〕代表の周璟之……、威寧・水城〔県城〕居民の劉徳……⁽⁶⁶⁾。

この陳情書に名を連ねる士紳・城民は、おそらく漢人であろう。「土着夷目〔彝族土目〕」たちの活発化が不安視され、訴えの主題となっているからである。先の「各県同胞に告げる書」は、ここに見られる彼らのこうした不安を、余祥炘が自らの言葉で何とか解消しようとした試みであったと理解される。

ここでは、一九二八年冬に李曉炎の四十三軍が貴州東部に侵攻し、それに呼応して貴州西北部で「土着夷目〔彝族土目〕」の動きが始まったと、両者の因果関係が説明されている。先の「各県同胞に告げる書」には、余祥炘が貴州民衆保衛軍を組織したのも一九二八年冬と記されていた。それもまた陳情書のいう「土着夷目」による一連の動きの一つであったに違いない。

陳情書によれば、その後、威寧・水城地域で「夷目」錢文達たちが呼応し、水城・畢節・威寧を攻略するに至ったという。先の「布告」にも一九二九年六月に錢文達・祿大森がそれぞれ水城・威寧を占領したと記されていたが、陳情書はその勢いがさらに畢節まで及んだことを明らかにしている。陳情書はまた、その後に余祥炘が撃退されたことにも言及するが、これは同年七月に李曉炎が貴陽から退き、周西成の継承者である毛光翔が貴州省を統治するに至ったことと関係するものであろう。一方で、この陳情書が毛光翔に宛てて提出された同年九月、貴州西北部にはなおも余祥炘の殘党が身を潜めて再興の機会をうかがう、きわめて不穏な情勢があったというのである。

文中に見える錢文達については、すでに述べたように水城玉舎を拠点とした彝族土目であり、彼がこの一連の動きの中で、余祥炘の連携者として重要な役割を果たしていたことがわかる。一方、安培英については不明とするほかに、前後の文脈から見て、水西安氏の彝族土目の一人と推測すべきだろう。陳情書は、安が毛光翔の二十五軍に加わったものの、一方で滇軍とも関係を維持し、なおも密かに李曉炎の四十三軍の捲土重来を目指している、と警戒を

「夷苗」連帯の夢

呼び掛けている⁽⁶⁸⁾。実際にこの地域では、一九三〇年七月によりやく終結した郎岱土目の安季英による武装蜂起事件（五属会剿窓子洞事件）のように、その後も、貴州西北部の彝族土目たちを巻き込みながら、不安定な社会情勢が続いていくことになるのである⁽⁶⁹⁾。

周西成と貴州土目——反周感情の由来としての「清理土司産業」政策

以上のように、一九二八年に楊伯瑤ら貴州西北部の土目たちが昆明に疎開したのは、貴州・雲南軍閥間の抗争と深く関係するものであった。では、なぜそれほどまでに貴州西北部の彝族土目たちは貴州軍閥に反発したのであるうか。その経緯と理由について考える手がかりとなるのは、先の安恩溥の回顧の中に見える「周西成の圧迫」という文言である。周西成による貴州省の近代化政策、特にその基盤としての財政整理の実績については、すでに知られるところであるが、彝族土目に対する具体的な政策について、専論は見当たらない。その中であって、かつて黔軍将校であった李祖明が当時の周西成の財政政策について回顧した以下の記述が注目されるのである。

周〔西成〕はこの年（一九二六年）六月一日に〔貴州〕省長の職に就任すると、すぐに〔省政府の体制について〕鋭意整頓を進め、各地の反乱を平定し、刑罰と法を厳しくし、地方政治を綱紀肅正し、税金を全面的に計画徴収し、徴収漏れをなくし、財源を充実させた……。周西成は財政収入や税の徴収で、「それまでなかった」各種施策を採用し、各種方法を用い……。周は政権を握ると、田賦を増やし、さらに農民にアヘンの栽培を命じ……。〔また以下の諸政策を採用し〕た。〔官産清理処〕の設立…かつての清朝の衙門の建物や土地、および科挙時代の

いわゆる賓興棚田（一族が貧しい家の子供の科挙受験の費用捻出の収入源として用意した田地）などを整理（没収）して、それを「官産」と名付けた。いわゆる「匪産」の整理…すなわち周の政府が没収を宣言した、周に敵対する人物の財産である。「官産」の整理…すなわちかつての清朝の軍営（軍隊駐屯地）の兵舎や土地などの財産である。「禄産」の整理…すなわち黔西（貴州西部）一帯の禄姓土司の財産であり、これもまた周の政府と敵対したために没収された。「官産清理処」と総称されたこれらの役所は、各地に担当者を派遣し、県城だけでなく、貧しい辺境の村々や少数民族地区まで出向いて整理を行なった。彼らは整理を進める一方で、売却も行なった。（周西成政権による以上の）徴税、官産・匪産・官産・禄産の整理などの大幅な増益収入は、彼が配下の軍隊を養い、軍事勢力を拡大するための基礎となった。……（貴州西北部の）織金・水城・大定（今の大方）などで、（官産清理処によって）整理された禄産・官産・棚田などは、傷痕軍人に開墾地として配分される計画であったが、実施されないうちに、周が死んで取りやめとなった。⁽⁷¹⁾

これによれば、当時、農民全般から厳しい収奪が行なわれただけでなく、辺境を含む各地の様々な由来の業産（不動産）が没収される事態が起きていたことが判明する。その対象の一つが「禄産」であったというのである。水西土司安氏の時代の三大姓が、禄氏・沙氏・安氏であったとされるから、「禄産」の整理とは、すなわち貴州西北部の彝族土目の業産を没収する政策だったと理解される。その上で関係地域の各種史料を見ると、黔西県の禄氏土目（現金沙県）⁽⁷²⁾、大定県の沙氏土目（現納雍県）⁽⁷³⁾、水城県の沙氏土目と安氏土目、織金県の安氏土目⁽⁷⁴⁾に対し、周西成の貴州統治時期に没収、売却が強行されていることが確認され、それが禄氏にとどまらない、各地の彝族土目全体に及ぶ政策で

「夷苗」連帯の夢

あつたことが判明するのである。

周西成によるこの政策の具体的内容を、当時の彝族エリートの側から叙述したものが、以下の記事である。

周氏〔西成〕が貴州の政権を担った時、横暴な収奪が、あらゆる方法で極限まで行なわれた。当時の法令の規定は人々を苦しめるものが特に多かった。周氏はそもそも民族意識が強く、夷苗を敵視し、いわゆる官匪絶産法を制定し、夷苗の財産を没収する基準としたが、それは実に古今を通じて稀に見る奇妙な法規であつた。以下にその内容を記して、読者の反響を得たい。「一、官産法…夷苗の土司あるいは富豪で、勢力の弱い者は、〔土司の〕地位を失っていると見なし、その家産を没収する。二、匪産法…土司あるいは富豪で、銃を購入し、盗賊に備えている者は、〔それ自体を〕盗賊と見なして、その家人を懲罰し、その家産を没収する。三、絶産法…土司あるいは富豪で、年齢が三十歳を過ぎて男子のいない者は、〔半絶産〕としてその家産の半分を公有化〔接收〕し、五十歳を過ぎて男子のいない者は、〔全絶産〕としてその家産の全てを接收する」。「これらの中で」第三条については、実際には「当局の」思い通りにならないので、人を使って刺殺したり毒を飲ませたりすることで、その法令の実施を促すのである。このため、夷苗の生命はその残忍な仕打ちにさらされ、家産は任意に没収されていて、その惨状は言葉に言い表せないほどである⁽⁷⁾。

この記事が掲載されたのは、首都南京で在京の彝族エリート青年たちを中心として一九三四年春に発足した「西南夷族文化研究会」が、一九三六年に刊行した会誌『新夷族』の創刊号【写真14】である。この研究会それ自体と同誌



写真 14 西南夷族文化促進会『新夷族』創刊号 (1936 年)



写真 15 「西南夷族文化促進会」前列左から嶺光電・阿弼魯德、後列左から王奮飛・安騰飛 (1935 年)

に関連しては先行研究が少なくないが、管見ではこの記事を本稿で論じた上記の歴史的背景と関連付けて考証したものを知らない。⁷⁸⁾

先行研究では全く注目されていない事実だが、西南夷族文化促進会には、安騰飛という貴州織金県出身の富豪（安氏土目？）と、王奮飛という貴州大定（現大方）県中箐出身の彝族が参加していた【写真 15】。すなわち、本誌の創刊には、貴州西北部の彝族エリート青年が関与していたのである。⁸⁰⁾ この記事の投稿者は、織金土目と見られる安騰飛であり、郷里で起きた出来事に対する憤慨を反映する記事と推測される。⁸¹⁾

貴州では、一九三五年に最後の貴州軍閥である王家烈が蒋介石によって実権を奪われた後、新たに貴州省主席となった呉忠信によって、「各県清理土司産業及匪絶産辦法」という法規が廃止されている。⁸²⁾ 廃止されたという「辦法」そのものの内容については不明であるが、表題から見て、それが上述の各種関連記事の根拠となった周西成時期の法規であることは間違いない。その条文の一端が、前掲の記事の中に反映されているのであろう。

これにより、貴州省では、彝族土目に対する土地没収、すなわち「清理土司産業」政策が、周西成以後も少なくとも王家烈の時期までは確実

に継続していたと推測されるのである。この推測は、安騰飛が一九三六年の投稿記事でそれを批判している事実とも符合する。

周西成以来の貴州軍閥統治下における楊伯瑤と楊砥中

先に見たように、楊伯瑤・楊砥中は一九二八年に昆明に疎開していた。彼らとともに昆明にいた貴州西北部の彝族土目の中で、安健と余祥炘が、龍雲の代理人・工作員として李・龍連合軍の対周西成戦争でそれぞれに活躍をしていたことは、先に見た通りである。一方で、彼らとともに昆明にいた土目のうち、安伯英および安克庚については、その後長きに渡って雲南省内にとどまり、雲南の地方各地の県長を歴任したようである。⁽⁸³⁾これらの土目たちがそれぞれに新たな方向に人生の舵を切った時、楊伯瑤は二九歳、楊砥中は十九歳であった。⁽⁸⁴⁾彼らのこの間の動静は全くわからないが、前節での整理を踏まえるなら、少なくとも昆明に疎開した背景には、以上で検討した「清理土司産業」政策に代表される周西成の彝族土目に対する圧迫があったと見るべきであろう。彼らの郷里中箐のある大定（現大方）や、以後、彼らが家戛土目・北肇土目として勢力を展開することになる畢節の地が、軍閥支配の下で、いかなる状況にあったのかという点から、これについて検討してみよう。

各種史料によれば、周西成が首都貴陽に進出した後、貴州西北部の大定・畢節方面に自らの勢力を展開したのは、貴州進攻の演軍を退け、雲南への進撃を目指した一九二五年のことであった。⁽⁸⁵⁾当時、周西成の配下としてこの地に派遣されて駐屯した毛光翔が管轄した県は、畢節・黔西・大定・水城・織金に及んだという。⁽⁸⁶⁾これらの多くは、先に見たように周西成による「清理土司産業」政策が実施された地域である。

現在の大方県内については、周西成による同政策の実施を示す史料は今のところ見出し得ていないが、畢節については、周西成が貴州省主席であった時期に、「段家坪の土司楊畢婁」が業産を売却される憂き目に遭ったとする、関係者の口述史料がある。⁽⁸⁷⁾「楊畢婁」はすなわち鎌刀湾土目の「楊碧楼」⁽⁸⁸⁾「楊碧婁」であり、また鎌刀湾土目は「畢節県林口区大渡郷」(現畢節市七星関区生機鎮鎌刀湾村)の土目、すなわち楊光遠(楊砥中兄弟の父である楊懷遠「建侯」の弟)のことを指す。⁽⁹⁰⁾以上によれば、周西成の時期、畢節にも「清理土司産業」政策の影響が及んでいたであり、楊砥中兄弟と同じ且蘭楊氏土目の中にも、その被害者がいたことになる。

さらに、後の楊砥中による文章の中にも、周西成の「清理土司産業」政策に言及する以下の記述を見出すことができる。

わたくしは水西〔彝族土司〕の家柄で、秦漢以前に、祖先が土地を切り開き、部族の君長となりました。……民国以来、国には事件が多発し、騒乱が繰り返されてきました。周西成は、党と国に背いて、貴州の政權を密かに奪い取り、夷苗を苦しめ、あらゆる悪事をなし、「拍賣匪絶産〔匪産・絶産を没収して売り払う〕」の非法を制定し、苛政をなして強引に取り立て脅して接収し、わたくしたち夷苗土司が数千年来、自ら耕し自ら切り開いてきた土地を勝手に売り払い、それによって夷苗を殺し尽くそうとしました。周氏〔周西成〕は、「省政の」統一をスローガンにして、「その結果」老人や弱者は川辺で野垂れ死に、若者たちはあえて危険を冒し、善良な民も法律の保障を失ってただ銃を取って自衛するほかありませんでした。漢人と夷人〔現彝族〕との怨恨、辺境地域の災難と騒乱は、今や極限に至っています。〔周西成の〕後を継いで貴州の政權を握った者たちも、旧制を踏襲し、「夷

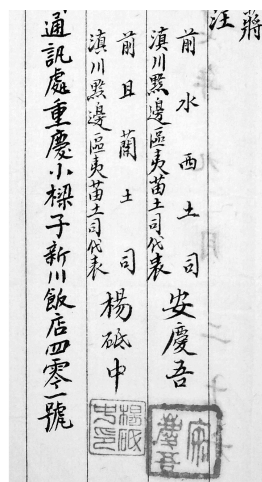


写真 16 安慶吾・楊砥中「呈文」署連 (1938 年)

苗を」むごい目にあわせて圧迫することに力を入れていきます。わたくしたち夷苗の苦しみは、より一層増すばかりで、まさにこの世の地獄です。⁽⁹⁾

これは、水城県以角土目の安慶吾と連名で提出された呈文中に見える記述であるから【写真 16】、その内容が楊砥中個人の実体験を反映するとは限らない。しかし上述の通り、三省境界地域の中で特に僻地に位置する鎌刀湾土目でさえも周西成の「清理土司産業」政策の影響を免れなかったことからすれば、楊砥中の郷里の中箐にもその影響が及び、そのことがこの一文に反映されている可能性は十分にある。

これらに関連して改めて検討すべきものは、郷村社会に外から介入しようとした地域社会の新興勢力、陳錦斎に関する以下の史実である。

実は陳錦斎が大定県の民団統括者の地位にあったのは、周西成が黔軍の実権を掌握し、省長・省主席に就いた時期に相当する。そして一九二五年に彼を「総監」に抜擢し、「大定六属团務総監辦事処」を設立したのは、周西成によって黔軍第三師前敵指揮官としてこの地域に派遣されていた毛光翔だったのである。⁽¹⁰⁾ 先に見たように、陳錦斎が中箐楊氏土目と六寨苗族との対立に介入して楊氏を圧迫したのは、彼が区長の地位にあった時期のことであった。陳錦斎は周西成の「清理土司産業」政策が貴州西北部の彝族土目たちを苦しめた時期に「総監」に抜擢され、「大定六属」(大定・畢節・黔西・織金・威寧・水城六県)の民団を指揮する地位にあったのである。そして、陳錦斎の伝記によれば、

彼は後に周西成によって逮捕されたといい、それは「民国十七年（一九二八）にある人が罪をでっち上げて、『陳錦斎は、六寨苗族を取り込んで違法行為を企み、官吏を殺し、法を守らず、惨殺し放題で、地方を牛耳った』と訴えた」ためであったという⁽⁹³⁾。この罪状については、先述の一九一九年の訴訟事件への関与を改めて持ち出したものと考ええるよりは、彼が「総監」の地位を利用して行なった直近の行為と関連したものと見る方が自然であろう。六寨苗族に言及しているのだから、陳錦斎は中箐の楊氏土目をめぐる問題で肅清されたと理解すべきである。

一九二七年に上梓された『（民国）大定県志』は、中箐について、「楊懷遠」すなわち楊伯瑤たちの父である楊建侯の住地であると記している⁽⁹⁴⁾。一方で、楊伯瑤が郷里に戻ったのは一九二七年のことで、「父の葬儀を口実にした」とされるから、おそらく一九二七年に楊建侯が急逝して楊伯瑤が中箐土目を継承したと推測される。そして、彼が弟の楊砥中とともに、「周西成の圧迫を受けて昆明に逃げ」たのが一九二八年と推測されることについては、先に考証した通りである。

つまり、周西成が貴州で実権を握り、貴州西北部に毛光翔を派遣し、その毛光翔の任命によって管轄地域全体の民団「総監」を陳錦斎が務めた、ちょうどその時期に、楊建侯は死去し、楊伯瑤が帰郷して土目の地位を継承、その後、間もなくして、弟の楊砥中とともに昆明への疎開を余儀なくされていたことがわかるのである。その一連の出来事の背景に、周西成による陳錦斎を介した中箐に対する「清理土司産業」政策の影響がなかったとは考えにくい。前述の一九二八年における陳錦斎の肅清に関する記事も、これと関連付けて理解するのが妥当であろう。

その後、李曉炎を駆逐し、周西成亡き後の貴州軍閥の実力者となった毛光翔は、彼の配下にあった湖南省寧郷県出身の宋醒を、一九三〇（三一？）年にこの地域に派遣する。宋醒は、軍閥混戦の時代、毛光翔の黔軍二十五軍の旅長

であり、派遣されて畢節に駐屯すると、不正を排し、悪事を弾圧するため、各地に視察を繰り返し返したという。そして一九三一年には大定中箐にも出向き、中箐が美しく豊かな土地で、盜賊が少なく、民衆が安心して暮らしていることを高く評価し、楊伯瑤が彼を手厚くもてなしたことが、地元では美談として語り継がれており、楊伯瑤は宋醒の求めに応じ、その旅団の参謀長の職に就いたともいう。⁹⁷⁾

その一方で、畢節家夏（現畢節市七星関区林口鎮新莊村）土目の楊仲瑤は、楊砥中にとつては長兄の楊伯瑤に次ぐ二番目の兄であるが、彼は一九三二（一九三三？）年、県政府に糧款（田賦）を納めることを拒否したために、貴州軍閥王家烈配下の猶禹九の攻撃を受けて殺害されている【写真17】⁹⁸⁾。猶禹九は上述の宋醒を駆逐して畢節に駐屯した人物であり、その背景には一九三二年に王家烈が毛光翔に代わり、貴州省主席になったことがあった。

楊仲瑤について、前稿で紹介した楊仲瑤の顕彰碑の「『黔辺保障』碑」（林口鎮坪壩村挖銀組に現存）からは、彼が一九三〇年の段階で「黔陸軍上校独立大隊長」に任じられていたことが明らかである。当時、省主席の地位にあったのは毛光翔である。この碑文からは、楊仲瑤が兄の楊伯瑤と同じく、毛光翔（もしくはその配下）と一定の関係を構築することに成功していた様子がうかがえるのである。

このように理解してみると、一九三二（一九三三？）年の彼の死は、貴州軍閥中枢の権力交替と関係するものであった可能性が排除できない。そして、その楊仲瑤の死をうけて、家夏は兄の中箐土目楊伯瑤に継承され、楊仲瑤が家夏とあわせて領有していた北箐は楊砥中に継承されたのであるから、それまでの経緯を考え合わせるならば、一九三三年以後も彼らは貴州軍閥王家烈や猶禹九との緊張関係を持ち続けたに違いないのである。

そこに突然出現したのが紅軍であり、それを掃討するために蒋介石配下の中央軍、そして再び滇軍が三省境界地域



写真 17 家夏・北肇土目楊仲瑤墳墓
(林口鎮川山村新營上)

に押し寄せて来る。この中で貴州軍閥は歴史の表舞台から消え去り、楊砥中たちは軍閥混戦で荒廃した郷里にあって、新たな勢力との関係構築の道をまた模索することになるのである。

(5) 小結

本章では、まずは楊砥中が生きた時期の三省境界地域の社会の実状について明らかにし、次いで彼の兄である楊伯瑤、さらにはそれに先立つ時期の中箐土目楊氏が、郷村社会および地域社会においていかなる緊張関係を抱え、また軍閥混戦下において諸勢力といかなる関係を築いていたのかという点について論じた。それによって、後に楊砥中が郷里を捨て、中央に進出していく背景を明らかにしたいと考えたからである。

フロンティアである三省境界地域では、貧困と人口の流動性を背景に、各種のアウトローたちが跋扈しやすい状況があった。特に「漢化」の進みやすい貴州西北部では、社会の複雑化が急速に進み、「矛盾」が社会的現実として様々な形で現れた。楊砥中の郷里である中箐では、一部の漢人が土豪として急成長し、また佃戸の六寨苗族たちが覚醒し、土着の実力者である彝族エリートたちと対立を深めるに至る。複雑化する辺境社会において、利害関係が錯綜する中、種々の「必要悪」が存在することになった。その最大のものが軍閥であり、楊砥中たちは黔滇軍閥の間にあって人生の選択を迫られたのである。

軍閥混戦の中で、周西成によってかつての「改土帰流」の再現とも言うべき「清

「夷苗」連帯の夢

理土司産業」政策が断行されたことは、貴州西北部の彝族土目たちの帰趨を決定付けた。ある者は雲南軍閥龍雲の手先となって周西成の打倒を目指し、ある者は貴州軍閥に見切りをつけて雲南省の官吏となり、ある者は周西成亡き後の郷里に戻ってその後継軍閥たちと渡り合いながら郷里で再興を図ったのである。

そして、一九三五年に遵義で紅軍に敗北した王家烈が権力の座から引きずり降ろされて貴州軍閥が崩壊すると、楊伯璠と楊砥中はそれぞれに、紅軍征討に派遣された中央軍、そして蒋介石に接近していく。近代を迎える中での郷里の混沌化と、黔滇軍閥抗争の中での苦難の歩みは、彼らにとってその後の人生を方向付ける重要な契機となったのである。

〈以下、続篇〉

註

- (1) 拙稿「夷苗」連帯の夢——「西南辺疆土司民衆代表」楊砥中伝（前篇）『北海道大学文学研究科紀要』一五七、札幌・同研究科、二〇一九年、一～四七頁（以下「前稿」）。
- (2) 拙稿「楊砥中と民国晩期の西南中国——忘れられた西南民族の「領袖」」『北大史学』五七、札幌・北大史学会、二〇一七年、六八～九四頁（以下「旧稿」）。
- (3) 楊耀健「土司夫人伝奇」『紅岩春秋』四、重慶・中共重慶市委党史研究室、二〇〇三年、五十一～五二頁、同「土司夫人戴瓊英」『文史天地』一、貴陽・貴州省政協辦公厅、二〇〇四年、二六～二八頁（『中国人民政治協商會議重慶市渝中区委員会文史資料委員会編『重慶渝中区文史資料』十六、重慶・同委員会、二〇〇六年、二〇九～二二三頁再収録、前掲註2拙稿「楊砥中と民国晩期の西南中国」、および溫春來「五族共和」之外』『身份、国家与記憶——西南経験』北京・北京師範大学出版社、二〇一八年、三一～二六三頁）。
- (4) 本稿では、中箚土目楊氏、楊伯璠が郷里で直面した社会的現実を明らかにした上で、それを踏まえて楊砥中が郷里でいかなる勢力と対峙したかという問題までを論じる予定であったが、紙幅の都合により、予定していた後半部分についての議論は次稿に残すこと

になった。

- (5) 写真上で建設中の橋は、筆者撮影の四か月後に雲南鎮雄と四川叙永を結んだという。「中国三省を結ぶ断崖絶壁の橋、つながる(二〇一九年七月十一日)」(インターネットサイト AFPBB News : <https://www.afpb.com/articles/-/3234746> 二〇一九年八月二二日閲覧) 参照。

- (6) 潘先林『民国雲南彝族統治集团研究』昆明：雲南大学出版社、一九九九年。

- (7) 張坦『「窄門」 前的石門坎——基督教文化与川滇黔辺苗族社会』昆明：雲南教育出版社、一九九二年、沈紅『結構与主題——激蕩的文化社区石門坎』北京：社会科学文献出版社、二〇〇六年、および馬玉華『区域文化与社会変遷——威寧・石門坎・苗族』合肥：合肥工業大学出版社、二〇一六年ほか。

- (8) 温春来『從「異域」到「旧疆」——宋至清貴州西北部地区的制度、開發与認同』北京：三聯書店、二〇〇八年。

- (9) 前掲註3 温春来「『五族共和』之外」。

- (10) 薛紹銘『黔滇川旅行記』上海：中華書局、一九三七年、一三二—一三四頁。原文は、「土匪土豪二位一体……畢節当黔滇川三省要衝、……県城……商人多川籍、資本大者為鴉片及塩商。畢節距川頗近、所食川塩理應佃賤、但因塩稅附加加重、加以叙永途中多匪、運輸不便、以故每大洋一元、尚不能購塩三斤、普通物価亦昂貴異常……。畢節地当三省辺陲、向為多匪之区、不過畢節的土匪和別処土匪不大相同、每一夥土匪都有土豪作後台老板、土匪劫掠所得、一半須奉給其老板。畢節土匪很特別、不搶公務人、不搶軍人、不搶外国人、因為搶了這三種人、將於主人有不利的影响。假若在畢節境内一個人要到某地去旅行、為旅途上安全起見、最好是先去拜会当地有势力的土豪、只要他肯給他的名片、那麼就是你得到了安全保障、不管遇到幾次土匪、只要把這張名片顯給他看、都不至於給你一点為難」である。民国期の匪賊については、福本勝彦『中国革命を駆け抜けたアウトローたち——土匪と流氓の世界』(中公新書)、東京：中央公論社、一九九八年を参照。

- (11) 筆者の薛紹銘、すなわち薛子中は、中共黨員で、郷里の河南済源で游撃戦に従事していたが、一九三三年に逮捕、逃れて河南濮陽教育科の役人となった後、一九三五年六月十一月にかけて三省境界地域から四川西部までを踏査し、一九三六年に見聞記を執筆、一九三七年に薛紹銘という仮名で『黔滇川旅行記』を出版した。しかし、同年末に郷里で抗日運動に従事していたところを逮捕され、現地で処刑された。無記名『薛子中簡介』政協河南省済源市委員会文史委員会編『済源文史資料』三、済源：同委員会、一九九五年、

「夷苗」連帶の夢

一五七—一六〇頁参照。

- (12) 吳愷「袍哥會黨在畢節」畢節地區政協工委編『黔西北文史資料(四)』畢節：同委員會、二〇〇五年、三一四—三一九頁。原文は、「哥老會、又名「袍哥」。它起源於清代、發展於民國、……它的發源地在四川、……畢節的袍哥也就是這時由四川客商傳入。……因而袍哥在畢節滲透到各個方面、……土匪・惡霸・地痞・流氓也擠進了袍哥、有的還成了重要人物、……因此、袍哥就產生了「清水袍哥」和「渾水袍哥」的兩個派系。清水袍哥靠開賭場、辦妓院維生。渾水袍哥則以聚眾搶劫、敲榨勒索為職業。袍哥大爺中的多數就成了包庇惡棍・歹徒、坐地分贓的贓主或大老板。……有二、三百支槍的土匪武裝、經常搶劫於雲・貴・川三省交界的鎮雄・叙永等地。他們所到之處、燒殺掠劫、無所不為、……此外、還爭奪佃戶、爭奪地盤、無惡不作。……鄉・保・甲長和駐畢節的軍政官員、大多數參加了「袍哥」的組織、有的還是骨幹。於是、各堂口的「大爺」們就自然成了各級政權的座上賓、「袍哥」與各級政權的有機結合、形成了擾亂社會、剝削和壓迫人民的一股惡勢力。……一九四〇年以後、畢節縣簡直成了袍哥的世界。全縣城鄉集鎮處處有堂口、鄉鄉有大爺。凡出門謀生都要學會幾句袍哥的「行話」、每到一地、必須先向袍哥的大爺或五爺報道(到)勾通即「拿順言語」、否則、叫你寸步難行。……畢節縣的「渾水袍哥」、主要分布在古場、普宜、……林口……等地」である。哥老會については、西川正夫「辛亥革命と民衆運動——四川保路運動と哥老會」野沢豊ほか編『講座中国近現代史』三、東京・東京大学出版会、一九七八年、一四五—一九三頁、前掲註10福本勝彦『中国革命を駆け抜けたアウトローたち』、山田賢『中国の秘密結社』(講談社文庫メチエ)、東京・講談社、一九九八年、および王笛『袍哥——一九四〇年代川西郷村的暴力と秩序』北京大学出版社、二〇一八年(Wang Di, *Violence and Order on the Chengdu Plain: The Story of a Secret Brotherhood in Rural China, 1939-1949*, Stanford, Calif.: Stanford University Press, 2018)を参照。

- (13) 秘密結社である哥老会が西南中国で発展した理由について、王笛氏は四川盆地の西部を例にして、現地に頼る者のない新しい人口が客民として絶えず流入するという、人口の流動性が高くて社会構成が複雑なフロンティアであったために、宗族の紐帯を基礎とする地域社会の仕組みが存在せず、結果的に結社である哥老会の役割が高まった、という解釈を提出している。前掲註12王笛『袍哥』二十・二一・四二頁参照。

- (14) 廉臣「随軍西行見聞録」一九三五年(『紅軍長征随軍見聞録』上海：人民出版社、一九四九年、二三・三十頁)。本記事の価値は、前掲註6潘先林『民国雲南彝族統治集團研究』一一五頁で、早くから注目されている。史料原文は、「歴尽無數困難、而経達雲南之威

信県（旧名扎西、在滇黔辺）。部隊達到威信之時、正係旧曆正月初三、即在該県休息一天。但氣候嚴寒、夜間降雪。雲南之民族問題、值得注意者、龍雲為夷家、雲南軍隊与政府中上級官員、都屬夷家、漢人則受压迫。故赤軍未到威信時、在其一鄉村中、曾有北京大学畢業而曾任雲南某県県長者、晤赤軍首領、願率当地民团並可号召各県民团助紅軍進行雲南、為漢人解除压迫。赤軍在此区域時、為取得居民之好感、故亦以各民族解放為口号、以取得漢回苗各民族の同情。……但赤軍雖反对龍雲夷家压迫漢回苗民、同時却对一般夷民、則以民族平等、反对大漢民族主義等進行宣伝。……滇省居民最多者為漢人、其次為苗家、夷家、回民。而現在夷則為統治雲南者。故夷家一般之生活亦較富裕、郷間之村長区長、在某些区域中、以夷家為多」である。「廉臣」が、中共元老の一人、陳雲が身を隠すために用いた「化名」であつたことについては、陳雲「隨軍西行見聞録（一九三五年秋）」『紅旗』一、北京・紅旗雜誌社、一九八五年、六頁「編者按」を参照。本史料の各種版本については、丁曉平「世界是这样知道长征的——长征叙述史」北京・中国青年出版社、二〇一六年、一〇三十頁を参照。なお、一般に流布する陳雲「隨軍西行見聞録（一九三五年秋）」のテキストには、当初のテキストから一部の文言を削除し、表記の改変を加えている部分があることが確認されるので、利用に際しては注意が必要である。また、記述の中に現れる「某県県長」が、威信設治局（県設置以前の統治機構）局長の葉天雲であり、彼が実際に紅軍に同行し、その後、消息不明となったことについては、王清雲（劉順和調査）「威信県県長葉天雲參加紅軍經過（一九八三年五月）」周朝挙主編『紅軍黔滇驍騁史料綜匯（中集）』一、北京・軍事科学出版社、一九九〇年、六四六頁原註を参照。

- (15) 李卿「憶彝族愛國人士楊伯瑤先生」中国人民政治協商會議貴州省大方県委員会文史資料研究委員会編『大方文史資料選輯』四、大方・同委員会、一九八八年、二八頁。原文は、「一九三五年、楊伯瑤在外任民团指揮官的時候、本郷梅三佔（名德沛）在転手租佃楊姓的土地問題上、与楊家發生矛盾。便趁楊在外之機、糾集金沙匪首謝海秋等、率匪衆幾百人、衝進楊家、占領了部份房屋、在楊家任吃任喝近兩月之久、臨走、還放火烧了幾間房子、拿走了一些物資。楊伯瑤率人回家、同梅・謝的人交火械闘」である。

- (16) 前掲註1拙稿「『夷苗』連帶の夢（前篇）」二二―二三頁。

- (17) 溫春來氏は、李建成（供稿）・宋熹（整理）「水城的彝族土目」貴州省水城県政協文史委員会ほか編『水城文史資料（三・四輯合刊）』少数民族專輯「水城・同委員会、一九八九年、五三―七四頁ほかを参照し、貴州西北部における伝統的な租佃關係を論じて、「二地主」を「土目から土地を借り入れて、押金（小作保証金）がより高く、地租（の比率）がより大きい方法でさらに他人に転租し、中間で漁夫の利を得る」地主と解釈している（前掲註8『從「異域」到「旧疆」一九三頁』これに従う。

「夷苗」連帯の夢

- (18) 大方県民族宗教事務局編『六寨苗族』貴陽・貴州民族出版社、二〇〇三年、二九頁。原文は、「康熙十三年（公元一六七四年）、鏡〔中〕箐梅姓接楊土目來他処「虎踞一方」、威逼苗民、要認伊為主子、大老爺。每月朔望朝拜、一切婚喪祭均要照例攤派、倘有一戸不繳、即將田土收回、插牌另安置」である。

- (19) 佚名『楊氏支譜』畢節專署民委翻印（油印本、計四十葉）。本史料については、前掲註1拙稿「「夷苗」連帯の夢（前篇）」三七頁註35を参照。

- (20) 前掲註1拙稿「「夷苗」連帯の夢（前篇）」十三～十四頁。

- (21) 周西成（鑑定）・李芳（纂輯）『（民国）大方県志』卷三前事志（紀年一）、一九二七年跋（貴州省大方県志編纂委員會辦公室一九八五年重印、七四～七九頁）。

- (22) 畢節市大方県八堡郷中箐村での聞き取り調査（二〇一九年三月）。

- (23) 前掲註18大方県民族宗教事務局編『六寨苗族』十三・二八頁。

- (24) 前掲註18大方県民族宗教事務局編『六寨苗族』二九頁。原文は、「到道光初年、苗民項儀成与土目打土地官司。楊建侯威逼勒虐六寨苗民、大起爭端、項在大定府控告楊土目、隣近的土目多幫楊銀錢另受安置、控告十八年未了結、項儀成只得往省上訴楊土目、土目暗施計謀、項途中突遭劫殺、一去不復還」である。

- (25) 畢節大屯土目の余達父「楊建侯先生挽聯」（『磐石精舍聯語錄存』所収）に「七十年辛苦伝家」の文言が見られる（余達父ほか著・翟顯長ほか校注『余達父散文』『挹海樓詩集』校注）北京・科学出版社、二〇一八年、一〇七頁）。

- (26) 前掲註18大方県民族宗教事務局編『六寨苗族』二九頁。原文は、「民国八年（公元一九一九年）……六寨苗族族頭・族長楊鳳祥……統帥六寨在趙鼎長起訴。經調解判決、『兩造從此不相干涉、永不允楊土目入六寨苗派捐、各管各業。當堂判明、即申文往督軍署。理由各守規條、砌石銘碑、永堅大定公署衙門、以昭明後世』。至此、彝不侵苗、苗不赴彝。後又有陳錦齋（陳大猫猫）在瓢井正直待人、保護苗民、凡奸紳刁棍不敢出首〔手〕。得陳君錦齋支持、「六寨苗」楊鳳祥又訴大定府（原）、經審理批復、『本案苗民楊鳳祥等、原居住六寨苗、現刻共分居一千餘戶。在前清專制時代、每受外族欺辱、乃投入楊土目、年交納馬草糧十石、餘一年之無記。值茲民国成立、不分種族、苗民等初開、又見土目苛刻、乃合同具舉列署。經本原一再伝訊該被訴人、均以病推復、又具限并列案、情虛可知。今又復訊、并据該苗民等呈出、前清康熙年間、時貼招撫告示、及前大定府給予執照、查核無証。土目世代忘為本、應提案追究、姑以寬究着

判。今至本年、不准再向該苗民等、妄取顆粒、為得遇事苛取。兩面脫離關係。一面呈請道尹暨省公署立案、一面出示布告、望遠遵行。要土目家再不知改悔、定予提究不貸。此判。』知事：趙顯國……、民國八年三月三十日牌示」である。判語に見える大定府知事の趙顯國が、一九一八年三月から県知事の任にあつた趙爾嘉であることは（一九一九年四月に張鑑が新任）、大方県地方志編纂委員会編『大方県志』北京：方志出版社、一九九六年、五七三頁を参照。

- (27) 前掲註15李卿「憶彝族愛國人士楊伯璠先生」二八頁。原文は、「歴史上、中箐地方楊姓彝族和苗族之間屢世發生矛盾。民國八年（一九一九年）、飄（瓢）井区长陳錦齋（名錫光、漢族、後任県国防局長、大定六属团務総監）利用這一矛盾、支持苗族楊鳳祥・李易開等反对楊伯璠之父楊建侯。而苗族中又有人同情和支持楊家。於是、苗族中形成誓不兩立的陳・楊兩派、釀成凶殺慘案。這一事件、後雖有某県長親自到瓢井予以訓和、但漢・彝・苗之間的矛盾与隔閡、并未完全消除」である。

- (28) 趙爾嘉が一九一九年三月に判決をなした後の紛糾繼續を問題にしていると見られるので、調停のために出向いた県長（県知事）とは、おそらくその後任の張鑑（一九二〇年五月に李厚安が新任）であろう。前掲註26大方県地方志編纂委員会編『大方県志』五七三頁を参照。

- (29) 張先啓ほか「大定六属团防総監陳錦齋」中国政治協商會議貴州省大方県委員会文史資料研究委員会編『大方文史資料選輯』六、大方：同委員会、一九九一年、四七・十頁。陳錦齋が一九二五年九月に「大定六属团務総監」に任じられたこと、またこの時に設立された「大定六属团務総監辦事処」については、前掲註21周西成（鑑定・李芳（纂輯）『（民国）大定県志』卷十二武備志（团防）（一九八五年重印版三四二―三四八頁）を参照。

- (30) 前掲註1拙稿「夷苗」連帶の夢（前篇）」二六―二七頁。

- (31) 魏光奇「官治与自治——二十世紀上半期的中国県制」北京：商務印書館、二〇〇四年、一二―一三九頁。

- (32) 王先明「近代土紳階級的分化与基層政權的蛻化」『浙江社会科学』四、杭州：浙江社会科学出版社、一九九八年、一〇六―一〇九頁、王奇生「民国時期鄉村權力結構的演變」周積明ほか編『中国社会史論』武漢：湖北教育出版社、二〇〇〇年、下卷五四九―五九〇頁、および王奇生「区郷保甲」『革命与反革命』北京：社会科学文献出版社、二〇一〇年、四〇八―四一七頁。

- (33) 前掲註10薛紹銘「黔滇川旅行記」一〇七・一一八―一二〇頁。原文は、「威寧境内の保董、全係当地土豪。土豪各有勢力範圍、其勢力範圍内之人民、多為其佃農、佃農之生命財產全握在土豪手中、故須供其一切驅使。人民呼保董為司令或团长。威寧的司令和团长、

「夷苗」連帶の夢

全県不下三百餘。土豪与土豪間、又因勢力範圍犬牙相錯、利益常起衝突、衝突至先鋭化時、則起戰爭。……威寧全県槍枝總計不下兩萬餘枝、多係土造、此槍枝全操在土豪手中。某地逢場、係在某土豪勢力範圍內、該土豪必派槍枝彈庄、名為鎮場、而向趕場之小商人收鎮場稅。本日迴水塘逢場、因赫章匪（紅軍）警、王區長及其保董派來之鎮庄、槍枝不下數百、……使人望而生畏。在將散場時、王區長由城內回來、……威寧的區長全無區公所、區長家裏也就是區公所。王區長的家、是在迴水塘東約五里地方。……王區長……頭上纏以黑布、腰間帶一八響手槍、騎一小白馬、隨身護從者約十餘人、有長槍有短槍、護從者頭上亦均纏墨（黑）布、耀武揚威而過。……區長走後、店主向我們說王區長是如何的好、如何的正直、他們這一區內、因為有了個好區長、土匪也沒有、人民都能安居、不像別的區內常常有劫路・殺人・打仗的事。言外表示了对這位王區長是有著無限的感恩戴德的神氣」である。

(34) なお、陳錦齋はその後、一九二八年に訴えられ、貴州省長の軍閥周西成に逮捕されて、自殺するに至つたとされる（前掲註29張先啓ほか「大定六属国防総監陳錦齋」七・十頁）。

(35) この間、陳錦齋と並んで苗族たちの救済者となつたのは教会勢力であり、教会もまた信者の拡大のために訴訟を利用し、新たな外からの介入者となつたが、成功しなかつた（「民国元年（一九一二年）、内地会……到大定（今大方）県城設壇講道、民国八年（一九一九年）、六寨苗族楊鳳祥・馬易開・馬義采因土地被地主占去、到大定県城起訴、投宿於教堂而受熱情接待、接受教義後、伝教士派人前往六寨設立支堂。随着信教群眾的增多、教会派馬煥南前去伝教、……六寨教会在馬煥南的主持下曾興盛一時、後由潘摩西主持。到民国十四年（一九二五年）、六寨教会冷落下去」（貴州省畢節市地方志編纂委員會編『畢節地区志・民族志』北京・中国文化出版社、二〇一三年、一七七頁）。なお、三省境界地域の民族社会の「調整役／代弁者」としての教会組織（外国人宣教師・信徒の苗族エリート）の役割については、拙稿「苗族史の近代（七）」『北海道大学文学研究科紀要』一三四、札幌・同研究科、二〇一一年、一〇五五頁を参照。

(36) 前掲註15李卿「憶彝族爱国人士楊伯瑶先生」二八頁。

(37) 中国工農紅軍第二方面軍史については、中国工農紅軍第二方面軍戦史編輯委員會編『中国工農紅軍第二方面軍戦史』北京・解放军出版社、一九九二年を参照。

(38) 高祥勲整理「謝中光談王震同志与苗族独立团」中共畢節地委党史辦公室編『紅軍在黔西北』（畢節地区党史資料叢書之二）畢節・同辦公室、一九八六年、一七一～一七七頁（中共貴州省畢節地委党史研究室編『烏蒙星火』（畢節地区党史資料叢書之十六）畢節・同

究室、一九九六年、五四～五九頁に再収録）。原文は、「你們苗家有土司、我們漢族有地主、他們都是靠吸我們窮人的血汗養肥的。雖然我們的民族不同、但天下的受苦人都是一家人、地主・土司老爺是我們共同的敵人」である。

- (39) 李義竹ほか「紅軍長征時王震同志和我們苗家照相」前掲註38中共貴州省畢節地委党史研究室編『烏蒙星火』六十～六六頁。彼ら苗族の紅軍に対する関心は、これに先立つこと十か月前の一九三五年四月に、中央紅軍の別働部隊である紅九軍団（軍団長・羅炳輝）が、六寨に隣接する瓢児井（現大方県瓢井鎮）に駐屯して彼らと接触し、その後、紅九軍団が今日の八堡郷を通過して好印象を残したことに起因する。これに関連する史実については、趙銘「長征日記」太原・山西人民出版社、一九九〇年、二六七～二七〇頁を参照。

- (40) 前掲註26大方県地方志編纂委員会編『大方県志』九〇六頁。

- (41) 前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇）二二～二三頁。

- (42) もっとも、紅軍はわずか十九日で畢節城を去り（前掲註37中国工農紅軍第二方面軍戦史編輯委員会編『中国工農紅軍第二方面軍戦史』四六二～四六九頁参照）、楊伯璠にとってもさほどの脅威にはならなかったようである。王震が六寨苗族のもとに紅軍幹部の謝中光を派遣して組織したとされる「苗族独立団」については、前掲註38高祥勲整理「謝中光談王震同志与苗族独立団」五八～五九頁を参照。

- (43) 安健については、安毅夫ほか「辛亥革命先駆安健伝略」雲南省編輯組編『四川貴州彝族社会歴史調査』昆明・雲南人民出版社、一九八七年、一六〇～一六一頁、および安瑞琮「安健伝略」年不明（無記名）「安健」六枝特区政協郎岱県志長編編委会編『郎岱県志長編』六枝・同委員会、一九九五年、四二～四一三頁）を参照。

- (44) 余若琰・余祥輝・余祥忻については、余安模「孫中山与彝族辛亥革命志士余健光」『貴州民族研究』一、貴陽・貴州省民族研究所、一九九六年、一三五～一四四頁、四川省叙永県志編纂委員会編『叙永県志』北京・方志出版社、一九九七年、六八九「余健光」、六九一頁「余若琰」、および母進炎主編『百年家学数世風騷——大屯余氏彝族詩人家族研究』貴陽・貴州人民出版社、二〇一二年を参照。

- (45) 前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇）十四頁。

- (46) 貴州軍閥史研究会ほか『貴州軍閥史』貴陽・貴州人民出版社、一九八七年、謝本書ほか主編『西南軍閥史』貴陽・貴州人民出版社、一九九一～一九九四年、および石島紀之『雲南と近代中国』東京・青木書店、二〇〇四年。

「夷苗」連帶の夢

(47) この問題についての研究成果が、前掲註6 潘先林『民国雲南彝族統治集團研究』である。

(48) 安恩溥「我所了解的龍雲統治集團中部份彝族上層人物的活動情況」中国民族政治協商會議雲南省委員會文史資料委員會編『雲南文史資料選輯』十一、昆明・同委員會、一九七九年、一八五—一九一頁（前掲註6 潘先林『民国雲南彝族統治集團研究』一〇五頁参照）。原文は、「在一九二七年間、陸亞夫・盧永祥・祿國藩・安恩溥・余祥所等聚談了……、經過這段談話後、認為我們有自己的悠久歷史、有自己的文化、不能妄自菲薄、不必外求。……於是、就計劃組織「竹王會」「佺盧學會」。……推陸亞夫為會長、輪流在陸亞夫・安恩溥等家聚會。……這是一次未成的有意識的組織。但後來黔西一帶之彝人安觀清・安伯英・阿克庚・楊伯瑤・楊砥中……被周西成压迫逃避到昆明、這個組織又活動起來、範圍擴大到傣族李呈祥・刀有良……參加」である。

(49) 安恩溥については、潘先林『論安恩溥』前掲註6『民国雲南彝族統治集團研究』二六三—二七九頁、雲南省人民政府辦公庁編『雲南參事工作五十年』昆明・同庁、一九九九年、五七頁、中共鎮雄縣委党史徵集研究室編『安恩溥傳』鎮雄・同研究室、二〇〇三年、および安肇敏（談）『民国中將、雲南省民政庁庁長安恩溥家族成員訪談錄（一九九八年）』吳喜編著『民国時期雲南彝族上層家族口述史』北京・社会科学文献出版社、二〇一四年、一三三—一四四頁参照。

(50) 無記名「五属会剿窓子洞」前掲註43六枝特區政協郎岱県志長編編委會編『郎岱県志長編』四六二頁。

(51) 劉成学「阿克庚剝削压迫上官農民的部份事实」中国人民政治協商會議貴州省六枝特區委員會文史資料研究委員會編『六枝文史資料選輯』一、不明・同委員會、一九八六年、七二—七八頁、および程奎朗「黔西事变經過」貴州省政協文史与學習委員會編『貴州省政協文史資料存稿選編』一、貴陽・貴州人民出版社、二〇〇六年、一六六頁参照。なお、あわせて参考にすべき関連史料として、周士俊「安健与安康」六盤水市政協學習文史和聯誼委員會編『涼都文史』九、六盤水・同委員會、二〇〇六年、八四—八五頁があるが、そこで「安康」と見えるものは、記述内容から全て「阿克庚」の誤記と判断される。その他、阿克庚については、「国民政府文官処人事調査表／阿克庚」（阿克庚）、《軍事委員會委員長侍從室／系列九》、国史館蔵、入蔵登録号・二二九〇〇〇〇四二〇三〇A〔數位典藏号・二二九—〇九〇〇〇〇—二〇三〇〕を参照。

(52) 安伯英の略歴については、無記名「安伯英」柳遠勝主編『貴州六盤水市彝族辞典』北京・民族出版社、二〇〇二年、七四頁を参照。

(53) 前掲註43両文獻。

(54) 前掲註51周士俊「安健与安康」八四頁、盧雲儒「上官」前掲註51六盤水市政協學習文史和聯誼委員會編『涼都文史』九、一二九

頁、および前掲註51程奎朗「黔西事变経過」一六六頁。

- (55) このように見ると、安恩溥の回顧において、昆明に来ていたとされる貴州西部彝族たちの筆頭に見える「安観（guan）清（qing）」は、「安舜（shun）卿（qing）」（すなわち安健）の誤記、あるいは知られざる別称である可能性が高い。

- (56) 楊隆昌ほか編著『周西成与桐梓系軍政集團史話』北京：中国文史出版社、二〇〇五年、および申翔編著『桐梓民国風雲人物——周西成』（桐梓県政協文史資料十二）、北京：中国文史出版社、二〇一三年。

- (57) 前掲註46貴州軍閥史研究会ほか『貴州軍閥史』、および前掲註56申翔編著『桐梓民国風雲人物——周西成』を参照。

- (58) 劉徳一「回憶李曉炎聯合龍雲謀取貴陽」中国政治協商會議貴州省委員会文史資料研究委員會編『貴州文史資料選輯』十五、貴陽：貴州人民出版社、一九八四年、九一頁、および前掲註50無記名「五属会剿窓子洞」四六二頁。

- (59) 「四十三軍代表安健致蔣中正（一九二九年八月二日）」喬雲生編『周李之戰檔案史料一組』『貴州檔案史料』一、貴陽：貴州省檔案館、一九八七年、二九頁。

- (60) 隴承弼「昭通歴史的土司制和彝族習俗」中国人民政治協商會議雲南省昭通市委員会文史資料編輯室編『昭通文史資料選輯』二、昭通：同委員会、一九八六年、一九〇—二〇六頁（前掲註6潘先林『民国雲南彝族統治集團研究』二五二頁参照）。余祥圻（景炎）が、四川叙永水潦土目、余若煌の子で、余祥輝（健光）の弟であり、余若煌の弟の余若璟（達父）とともに清末に日本に渡航、革命活動に従事したことについては、前掲註44諸文献を参照。余祥圻のその後の経歴については不明な点が多いが、後に制憲国民大会（一九四六年開催）の四川省第三区候補人（代表候補者）の指名を受けるものの、一九四五年陰曆二月二七日（陽曆四月九日）に水潦で死去したという事実は、「捫雲南省選舉総監督呈報該省第三区候補人余祥圻確已死亡折准查案註銷名籍（一九四五年十一月五日）」（《国民大会各省市区域代表名冊案（六）》、《国民政府》、国史館藏、入藏登録号：〇〇一〇〇〇〇〇二四一A〔數位典藏号：〇〇一〇一一一四二—〇〇〇二五—〇八七〕）によって明らかにし得る。

- (61) 隴承弼については、隴承弼ほか編著『芒部野登隴氏考』不明：自刊、二〇〇九年、十四頁、隴承弼（談）「民国時期雲南省建設庁庁長隴体要家族成員訪談録（二〇一〇年）」前掲註49呉喜編著『民国時期雲南彝族上層家族口述史』二三七頁脚注①、および隴賢君「彝族芒部源流史」昆明：雲南人民出版社、二〇一七年、一二五頁参照。このほか、梭戛隴氏と、隴承弼の父である隴体芳については、韓忠ほか「彝良梭戛郷彝族社会歴史調査」中国科学院民族研究所雲南民族調査組ほか編『雲南彝族社会歴史調査（彝族調査材料之二）』

「夷苗」連帶の夢

昆明…同調査組ほか、一九六三年、一五〇～一六三頁参照。

- (62) 「国民革命四十三軍第四縱隊司令部布告（一九二九年六月）」前掲註59喬雲生編「周李之戰檔案史料一組」三三頁。原文は、「為布告事。照得、本軍協同国民革命軍三十八軍、奉国民政府明令、編成第十路討逆軍、討伐逆賊周西成、在盤県・安順一帶屢戰屢勝、直達貴陽、擊斃周逆。刻下周逆殘部、紛紛潰至黔西一帶。本職奉龍總指揮・李軍長命令、剿滅該逆殘部、□□黔西各県、以蘇民困。查本部第四支隊長錢文達、已於微日克復水城、第一隊長綠大森、亦於麻日占領威寧。對於周逆蠹民苛政、概行取消、地方治安、力予維持。……此布。司令官余祥忻。中華民國十八年六月」である。

- (63) 玉舍土目「錢文達」については、前掲註17李建成ほか「水城の彝族土目」五九～六一・六七～六九頁の「錢聞達」に関する記述を参照。「聞」は同音の「文」の誤記であろう。錢文達が水城玉舍（現貴州省六盤水市水城県玉舍鎮）に建設した豪華な苑池邸宅「錢氏印樓」は、苑池の水は抜かれているものの、建物は今もほぼ完全な形で保存されている（二〇一九年三月現地調査）。「錢氏印樓」については、無記名「錢氏印樓」前掲註52柳遠勝主編『貴州六盤水市彝族辭典』二四〇～二四一頁を参照。

- (64) 前掲註17李建成ほか「水城の彝族土目」五三頁。

- (65) 「敬告威・水・畢・大各県同胞（一九二九年六月）」前掲註59喬雲生編「周李之戰檔案史料一組」三一～三二頁。原文は、「去年冬季、祥清集合同志、組織貴州民衆保衛軍、響應四十三軍、伸張民氣、討伐殘害人民的周西成。……乃周西成及其爪牙走狗、造作流言、煽惑民衆、說本軍是要興夷滅漢、誣本軍為夷族造反。……但是同胞們要放寬眼界、考查事實、就可知道真事真非。……前貴州民衆保衛軍總司令現任四十三軍第四縱隊余祥忻。民國十八年六月」である。

- (66) 「威・水代表王撫之等致省主席呈文（一九二九年九月）」前掲註59喬雲生編「周李之戰檔案史料一組」三十一～三二頁。原文は、「具聯名泣訴威・水民衆痛苦、恭呈仰祈鑑核事。竊維威・水地方偏處西隅、近數年來、兵匪頻仍、迭遭禍害、痛苦難言、而尤去今兩年更勝往昔。緣因去冬四十三軍於東路發生戰端、威・水土著夷目借勢招謠、糾率羽翼、密樹黨徒、暗中勾結四十三軍、謀為不軌。繼之有劉劍泉者、自称係四十三軍第四縱隊長、奉令到威・水各地收編各部。故威・水夷目錢文達等首倡逆謀、秘密接洽、承認劉劍泉之第四支隊長。該逆等肆意披猖、揭杆樹旗、爭城奪地、攻占水城以為根拠。不日余祥忻到水城、文達又改張旗號、謂又係余之三支隊長、情同不二。并假云龍雲總指揮不日到水城……、該逆……故演出占水城、攻畢節、劫威寧、……後……方將余祥忻追出威境、余該羽翼散匿其巢、迄今復萌聚集羽黨、安培英等密謀奸詐、暗中投効二十五軍步七旅充任團長、實為四十三軍恢復之餘地。故密遣安培英至鎮雄投

演、接洽宋指揮、双方取巧等、意図再挙……。威・水代表周璟之……。威・水属民劉德……。である。なお、史料中に見える李・周間の戦争の経過については、前掲註46貴州軍閥史研究会ほか『貴州軍閥史』を参照。

(67) 前掲註17李建成ほか「水城の彝族土目」五三頁。

(68) 「安培英」が「安伯英」であるとは考えにくい。一九三〇年六月に「安伯英」がなおも昆明にいたこと、および安伯英が雲南各地の県長を歴任した後、一九四一年に死去したことについては、前掲註50無記名「五属会剿密子洞」四六八頁、および前掲註52無記名「安伯英」七四頁を参照。

(69) 前掲註50無記名「五属会剿密子洞」四六一～四七四頁。伯・仲・叔・季の長幼の序列から見ても、安季英が、安伯英・安仲英（すなわち安克庚）の弟であったことは疑いない。なお、安季英が李曉炎の四十三軍の第二師師長であったことについては、同前「五属会剿密子洞」四六二頁参照。

(70) 范同寿「周西成主黔時期的財政整頓」『貴州文史叢刊』一、貴陽・貴州人民出版社、一九八七年、十五～二十頁ほか。

(71) 李祖明編著『貴州文史資料專輯・黔軍史略』貴州・貴州人民出版社、二〇一一年（一九九七年成）、二四三～二四六・二五〇～二五二頁。原文は、「周於是年六月一日就任省長職、隨即銳意整頓、平定各地匪患、嚴刑峻法、澄清吏治、統籌稅收、堵塞漏洞、充裕財源……。周西成在財稅的徵收上、採取了各種措施、使用了各種方法……。周當政時、除增加田賦外、又令農民栽種鴉片……。設立「官產清理處」……專門清理前清衙門的公房公地和科舉時代的所謂寶興棚田等、名曰「官產」。清理所謂「匪產」……就是由周的政府宣布沒收的某些反對周的人的財產。清理「官產」……就是清理前清軍營的住房和土地等的財產。清理「祿產」……就是清理黔西一帶祿姓土司的財產、也是因反對周政府而被沒收的。這些統稱曰「官產清理處」的衙門、派人四出、不僅清到臬城、還清到窮鄉僻壤和少數民族地區。他們一面清理、一面出賣。徵稅・清理官產・匪產・官產・祿產等大量斂財、就是為其養兵、擴軍打下物質基礎。……在織金・水城・大定（今大方）等處、清出的祿產・官產・棚田等、計劃安排作傷殘官兵長期屯墾、未及辦妥、因周死而停辦」である。

(72) 前掲註17李建成ほか「水城の彝族土目」五三頁。

(73) 余宏模「貴州境內彝族統治家族扯勒家支歷史調查」貴州省民族研究所ほか編『貴州民族調查（之六）』貴陽・同研究所ほか、一九八九年、三四一頁。

(74) 貴州省納雍縣地方志編纂委員會編『納雍縣志』貴陽・貴州人民出版社、一九九九年、九・二九〇頁。

「夷苗」連帶の夢

(75) 水城県地方志編纂委員会編『水城県(特区)志』貴陽：貴州人民出版社、一九九四年、四三四頁。

(76) 無記名『羅朝陽』前掲註43六枝特區政協郎岱県志長編編委会編『郎岱県志長編』四二五～四二六頁、および貴州省織金県地方志編纂委員会編『織金県志』北京：方志出版社、一九九七年、十五・三八一頁。

(77) 無記名『周西成的新法令』『新夷族』一一一、南京：西南夷族文化促進会、一九三六年、五一頁。原文は、「周氏主持黔政時、横徴暴斂、無所不用其極、其時法令之規定尤多有令人奈(耐)味者、周氏素抱種族觀念、仇視夷苗、定所謂官匪絶産法、為沒収夷苗財産之準拠、実古今奇法也、茲述其内容于左、以響誦者。一、官産法、夷苗土司或巨室、人勢稍弱者、認為失職、沒収其産業。二、匪産法、土司或巨室購置槍械、以備盜匪者、即以盜匪論、懲其家人、沒収其産業。三、絶産法、土司或巨室年齡過三十無子者、為半絶産以其家産之半歸公、過五十無子者為全絶産沒収其家産。關於第三項、事实不能尽如人意、乃助以人工实行刺殺毒害、以促其法令之實現、因此夷苗生命受其殘殺、産業任沒収、其慘狀不可言喻也」である。なお、この『新夷族』創刊号の原本が中国国家図書館に所蔵されることについて、清水亨氏からご教示を賜った。記して感謝する。

(78) 張兆和(瀬川昌久訳)『「押しつけられた表象」から「自己表象」へ』末成道男編『中原と周辺』東京：風響社、一九九九年、三三三～三三九頁(Cheung Si-woo, "Miao Identities," *Asian Ethnicity*, Vol. 4, No. 1, Abingdon: Taylor & Francis, 2003, pp. 142-169) 李菲訳「徒「他者描写」到「自我表述」」『広西民族大学学报(哲学社会科学版)』三〇一五、南寧：広西民族大学、二〇〇八年、三七～四五頁)、清水亨「イー涼山イ族を中心に」末成道男ほか編『講座世界の先住民族(一)』東京：明石書房、二〇〇五年、二六一～二七六頁、李列「本土学者的彝族研究——自鑑位的視覚」『民族想像与學術選択——彝族研究現代學術的建立』北京：人民出版社、二〇〇六年、三五八～四一八頁、拙稿「苗族史の近代(五)」『北海道大学文学研究科紀要』一一一、札幌：同研究科、二〇一〇年、二五～三十頁、婁貴品「一九三七年西南夷苗民族請願代表在滬活動述論」『民国檔案』二、南京：民国檔案雜誌社、二〇一〇年、七九～八七頁、伊利貴「永勝高氏土司与「改土帰流」」『学理論』四、哈爾濱：哈爾濱市社会科学学院、二〇一〇年、一二九～一三三・一三四頁、伊利貴『民国時期西南「夷苗」的政治承認訴求』北京：中央民族大学博士学位論文、二〇一一年、前掲註3温春来「五族共和」之外、および温春来「高玉柱——民国時期西南非漢族的代言人(代序)」政協麗江市委員会編『民国女傑高玉柱』(麗江市文史資料十三)、昆明：雲南人民出版社、二〇一八年、一～四十頁。

(79) 嶺光電『憶往昔——一個彝族土司的自述』昆明：雲南人民出版社、一九八八年、六一～六二頁。安騰飛については「アヘン中毒に

なり、(一九三四)年の後半には貴州に帰って富豪の生活を通じた(同前書六二頁)とされる。また「西南辺疆民族文化経済協進会発起人簡明履歴表(一九三八年十二月一日)」、(雲南高玉柱等組織西南辺疆民族文化経済協進会案)、《社会部檔案》、中国第二歴史檔案館蔵、檔号・十一(二)一〇四二(十五)二二(所収)によれば、彼は字が騰飛、名は鵬であり、籍貫は貴州織金、一九三八年時点で二六歳であったという。一方の王奮飛は、字が奮飛、名は桂馥であり、一九一四年に中箚郷橋辺村の農家に生まれ、一九三三～三五年にかけて畢節で教鞭を執った後、南京橋頭鎮の三育大学で二年間学び、その後、南京の軍政部兵工專業学校に入學、その在學時に嶺光電と知り合い、さらに「南京辺疆学校」に進學したという(黄昌寿「軍械工程師・彝文專家王桂馥(王奮飛)」沙瑪・加甲主編『彝族人物録』呼和浩特・内蒙古教育出版社、一九九七年、三一〇～三一三頁)。王奮飛の籍貫が貴州大定で、兵工学校に在籍したのが大專軍械技術班二期(一九三六年八月～一九三九年七月)であったことが、卒業生名簿から確認される(兵工史編輯部編『兵工史料——中国近代兵工教育史料專輯附録』不明・同部、一九九一年、十九～二十頁)。兵工学校の遺構は、南京市応天大街三九〇(旧金陵制造局)内に「晨光技工学校」の建物として現存する(二〇一八年三月現地調査)。

(80) 先行研究では、雲南西北部出身の高玉柱・喻杰才や、同会発足時の主要メンバーである嶺光電などの西康彝族ばかりが目目されるが、その活動はもともと西康彝族エリートと貴州西北部の彝族エリートの連携を基礎とするものであったことに注目すべきである。前掲註拙稿2拙稿「楊砥中と民国晩期の西南中国」七六～七七頁参照。

(81) 一方で、王奮飛の出身地の橋辺村が、中箚楊氏土目衙門旧址からわずか数百メートルの距離にあることは注意すべき点である(二〇一九年三月現地調査)。彼の署名論文(王)「奮飛「復興民族的途経」前掲註65『新夷族』一一、一二六～一二七頁)には、「辺地的軍閥、想發蜜財、用強勢力將土司地主們的屬地、借「充公」或「絶産」的名目、非法拍売」という記述も見える。しかし、この論文の主旨は夷族(現彝族)民衆の苦境を訴えることにあり、土目に対する苛政を訴えた、問題の記事の主旨とは明らかに異なる。土目ではなかった王奮飛が問題の記事の執筆者である可能性は低いと考えたのは、こうした理由による。

(82) 「廢止「各県清理土司産業及匪絶産辦法」善後辦法(一九三五年十月一日公布)」・「為令廢止各県清理土司産業及匪絶産辦法善後辦法仰即遵照(貴州省政府訓令・省字第三三八八号、一九三五年十月一日)」・「令發(廢止各県)清理土司産(業)及匪絶産(辦法)善後辦法仰即遵照(貴州省政府財政訓令・総字第九一九号)」・「貴州省政府公報」十二、貴陽・貴州省政府秘書処公報室、一九三五年十月十日、法規欄二頁・命令欄二頁・財政欄一頁。これが省政府委員会にて同年八月に議決されたものであることについては、「貴州省政府

「夷苗」連帯の夢

委員会第一七九次常会紀録（一九三五年八月十三日）『貴州省政府公報』七、一九三五年八月二十日、會議紀錄欄一頁を参照。

(83) 前掲註52無記名「安伯英」七四頁および前掲註51「国民政府文官処人事調査表」参照。

(84) 前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢（前篇）註37および36参照。

(85) 畢節県地方志編纂委員会編『畢節県志』貴州人民出版社、一九九六年、十五頁「大事記（一九二五年）」、および前掲註56申翔編著

『桐梓民国風雲人物——周西成』四十・一三二頁。

(86) 前掲註76無記名「羅朝陽」四二三～四二四頁。

(87) 李明典「打鼓坪戰鬪」中共畢節地委党史研究室ほか編『烏蒙磅礴』（畢節地区党史資料叢書十五）、畢節…同研究室、一九九六年、二八二頁。

(88) 前掲註87中共畢節地委党史研究室ほか編『烏蒙磅礴』一〇一～一〇二頁。

(89) 鎌刀湾土司については、前掲註73余宏模「貴州境内彝族統治家族扯勒家支歴史調査」三四一頁を参照。

(90) 鄒芝樺『中国古彝最後の土司莊園』貴陽…貴州人民出版社、二〇一五年、二三八～二三九頁は、楊仲瑤の娘の楊煥雲による口述を記録し、そこには「五爺爺楊碧樓」とある。楊仲瑤の父親の楊懷遠が、且蘭楊氏鎮西支の楊紹煦の次子で、五子が楊光遠であったことについては、前掲註19佚名「楊氏支譜」参照。

(91) 「滇川黔辺区夷苗土司安慶吾・楊砥中呈（一九三八年九月二六日）」（西南苗族土司民衆請願案…請准設立西南苗族土司民衆代表聯合駐京辦事処（一））、《行政院》、国史館藏、入蔵登録号…〇一四〇〇〇〇〇〇三四五A（數位典蔵号…〇一四一〇〇〇〇六〇二一〇〇〇一）。

原文は、「窃代表為水西世家、秦漢以前、祖宗開闢地土、為部落長。……民国以還、国家多事、变乱迭乘。周西成、背叛党国、窃主黔政、荼毒夷苗、無惡不作、制定所謂拍壳匪絶産之非法、苛政横征暴斂、任意迫壳我夷苗土司数千年来自耕自闢之地、以殺尽夷苗。周氏、一統為口号、老弱死於溝渠、少壯挺而走險、善良失法律之保障、惟有擁槍以自衛。漢夷之警恨、辺区之禍乱、至此為亟〔極〕。繼主黔政者、積習相沿、催殘压迫、不遺餘力。我夷苗之痛苦、更如水深火熱、不啻人間地獄矣」である。

(92) 前掲註21周西成（鑑定）・李芳（纂輯）『民国』大定県志 卷十二武備志（团防）（一九八五年重印版三四二～三四八頁）。

(93) 前掲註29張先啓ほか「大定六属团防総監陳錦齋」七・十頁。原文は、「民国十七年（一九二八）、有人羅織罪名、指控陳錦齋拉攏六寨苗族謀図不軌、擅殺官吏、目無国法、慘殺自由、独霸一方」である。

(94) 前掲註21周西成(鑑定)・李芳(纂輯)『民国 大定県志』卷十八古迹志(部落)(一九八五年重印版四七九頁)。

(95) 前掲註26大方県地方志編纂委員会編『大方県志』九〇六頁。

(96) 張啓先「宋醒在大定の伝聞及其他」前掲註29中国人民政治協商會議貴州省大方県委員会文史資料研究委員会編『大方文史資料選輯』

六、一〇二～一〇四頁。宋醒(綽号「馬刀」)が畢節に駐屯し、地元社会を威圧した様子は、朱正国(講述)「宋馬刀の伝説」ほか(唐光星ほか主編『畢節民間故事』貴陽・貴州大学出版社、二〇一七年、九三～一〇四頁)などの伝承からも読み取れる。

(97) 前掲註15李卿「憶彝族愛国人士楊伯瑤先生」二七頁、および同「憶彝族愛国人士楊伯瑤先生」訂誤「中国人民政治協商會議貴州省大方県委員会文史資料委員会編『大方文史資料選輯』五、大方・同委員会、一九八九年、一四九～一五〇頁を参照。

(98) 前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢(前篇) 十四～十五頁。

(99) 前掲註1拙稿「夷苗」連帯の夢(前篇) 十五～十六頁。

【図版出典】写真1～2・5～6・13・17…筆者撮影(二〇一九年三月)、写真3…「遵義會議紀念館」(貴州省遵義市)展示品(筆者撮影(二〇一九年三月))、写真4…「国軍歴史文物館」(台北市)展示品「陸軍軍官学校第一期同学録(学生・第四隊)」デジタル画像(筆者撮影(二〇一八年九月))、写真7～9…筆者撮影(二〇一七年五月)、写真10…中共雲南省委宣伝部ほか編『紅軍長征過雲南』昆明…雲南美術出版社、二〇〇七年、三五頁挿図、写真11…註49雲南省人民政府辦公庁編『雲南参事工作五十年』五七頁挿図、写真12…前掲註51「国民政府文官処人事調査表/安克庚」、写真14～15…中国国家図書館提供(二〇一二年三月)、写真16…註91「滇川黔辺区夷苗土司安慶吾・楊砥中呈」(筆者撮影(二〇一六年十二月))。

【謝辞】本稿は、平成二七～二九年度日本学術振興会科学研究費・基盤研究(C)「中国共産党と多民族史論」(研究代表者…吉開将人、研究課題番号…一五K〇二八八六)、および平成三十～三一年(令和元年)度日本学術振興会科学研究費・基盤研究(B)「一九四九年前後の西南中国民族エリートの覚醒と帰趨に関する史料批判主義的再検討」(研究代表者…吉開将人、研究課題番号…一八H〇〇七一八)による研究成果の一部である。史料調査では、国史館(台北)、および中国第二歴史檔案館(南京・中国国家図書館(北京))に便宜をはかっていただいた。中国国内各地での聞き取り調査に際しては、現地で開催出会った地元諸氏から、多大な援助を賜った。以上、感

「夷苗」連帯の夢

謝の意を表したい。

【「前稿」訂誤一覧】

- ・十四頁写真5キャプション・・「前堂位置」↓「後堂位置」、「前門遺構」↓「前堂遺構」
- ・十四頁本文三行目・・「第三進（後堂）」↓「第一進（前堂）」
- ・十四頁本文三、四行目・・「第二進（中堂）」が楊伯瑤」↓「第二進（中堂）」が楊建侯」
- ・十四頁本文四行目・・「第一進（前堂Ⅱ現村公所位置）」が楊建侯」↓「第三進（後堂Ⅱ現村公所位置）」が楊伯瑤」

三卷本『枕草子』不審本文考(四)

後藤 康 文

十五

【本文】「文ことばなめき人こそ」の段

文ことばなめき人こそ、いとにくけれ。①世をな^のめに書き^ながしたることばの②にくきこそ。さるまじき人のもとに、あまりかしこまりたるも、げにわろき事なり。③されど、わが得たらむはことわり、人のもとなるさへにくくこそあれ。

(第二百四十四段・三七五頁九行～一二行)

【三卷本諸注の解釈】

〔①について〕

×身のほどを思い上がったように書き綴つてある／世間のしきたりを無視して。

（『評釈』通釋／頭註）

×世間をいい加減に見て書きなぐつた

（『大系』頭註）

×世の中をあまくみて、書きなぐつた

（『全講』文意）

×世の中を（そして相手の人を）軽く、あまく見たように書き流してある／▼なのめに　なおざり・いいかげんに考えること。相手を軽く、あまく見たように。

（『旺文社文庫』現代語訳／脚注）

×世の中をちらんぼらんに考えていい加減に書き流した／世間をいいかげんに考えて。

（『角川文庫』現代語訳／脚注）

×世間を小ばかにした風に書き流して

（『解環』口訳）

×世間のことを軽く考えたように。

（『和泉古典叢書』頭註）

×世の中をいいかげんに扱つて。世間というものの謙虚さがないこと。

（『新大系』脚注）

×世間をまるでないがしろにしたように書き流してある／世間をまともではなく、いいかげんに思つて書く、軽くあしらつて細かい配慮を欠く、などの意か。

（『新全集』現代語訳／頭註）

×世の中を軽く考えて（自分の思うがままに）書き捨てている

（『全訳注』現代語訳）

〔②について〕

×どうも氣にくわないのである。(さりとして)

×にくいのである。

×にくいのだ。／「にくきこそあれ」の意。

×腹立たしいのである。／「にくきにこそあれ」を簡略に表現したもの。意味はいつそう強調される。

(『評釈』通釋)

(『大系』頭注)

(『全講』文意／釈義)

(『旺文社文庫』現代語訳／脚注)

(『角川文庫』現代語訳)

(『解環』口訳)

(『新全集』現代語訳)

(『全訳注』現代語訳)

×腹立たしいことといったら。

×憎らしいんです。

×にくらしいのだ。

×憎らしいこと。

〔③について〕

×しかし

×しかし

×しかし

×けれども

×だけど

(『評釈』通釋)

(『全講』文意)

(『旺文社文庫』現代語訳)

(『角川文庫』現代語訳)

(『解環』口訳)

×しかし

×けれど

（『新全集』現代語訳）

（『全訳注』現代語訳）

【批評】

〔①について〕

苦心慘憺たる各注釈書の訳文は、およそ「世をなのために思ひ（たるやうに）て書きながしたる」という仮想本文に対応するものであるけれども、そもそもこの部分、何をいいたいのか不明瞭このうえない。手紙の書き手が人生を甘くみ、世間様を軽んじている傲岸不遜または愚昧な人物で、そうした不埒な処世態度がことばの選択にそのまま反映した走り書きとは、これいかに。かりに用語も書き様も乱暴粗雑な手紙であることを記述したのであれば、頭の「世を」はない方がよほどわかりやすいであろうに。要するに、何ゆえ発信者の処世観にまで言及する必要があるのか、また、万一あつたとしても、「なのめに」は下の「書きながしたる」を修飾する表現で、上の「世を」を受けていないのは明白である以上、現行の本文を従来のように解釈することは断じてできないということなのである。

〔②について〕

諸注「にくきこそ」で文が終止しているとみているが、はなはだ疑わしい。「にくきこそあれ」の意（『全講』）「にくきにこそあれ」を簡略に表現したもの」（『旺文社文庫』）との説明もあるが、ならばむしろ、「にくきこそいとわろけれ」といった結びを想定するべきではなからうか。それにしても、はじめに「文ことばなめき人こそ、いとにくけ

れ」と総論を述べたその次の文が、まるで焼き直しのように「にくきこそ（あれ）」で結ばれるという筆法は稚拙に過ぎ、違和感を禁じえない。

そこで思うに、このあたりの文章は、**a**「世をなのめに書きながしたることばのにくきこそ」と、**b**「さるまじき人のもとに、あまりかしこまりたるも」とが並列対置されるかたちで、「げにわろき事なり」に集約される構造になっているのではないだろうか。そして、そのように考えるならば、後述するとおり見通しの悪かった視界が豁然と開けてくるのである。

〔③について〕

「されど」が、逆接接続の機能を果たすことばであること自体はわかる。いうまでもない。「されど」なぜ、当該文脈においてこの語の前と後とが逆接の関係になるのか、わからないのはそこだ。いやはや、奇怪千万。ここな愚痴蒙昧の学徒には、この点がまったくもって理解できないのである。ついては、是非とも論理的解説をお願いしたいところなのだが、諸注まるで申し合わせたかのように黙して語ってくれない。いっさい注がないのだ。ということは、逆接接続を疑う方がおかしいのであって、「されど」の必然性はわざわざ紙幅を裂いて説明する必要もないくらいに自明なのだろうか。

そこで、参考に供する目的のもと、本節掲出本文全体の通釈例を任意に二つほど引用しておこう。波線部の連絡に特にご注意いただきたい。

・手紙の文句の失礼な人は、ほんとうに腹立たしい。世の中をちゃらんぽらんに考えていい加減に書き流した文句

の腹立たしいことといったら。さほどうやまうべきでもない人の所に、度はずれていいないな手紙をやるのも、それはたしかに不体裁なことだ。けれども、（敬意を欠いた手紙は）自分の受け取った場合は無論のこと、人の所に來たのまでも、腹立たしく思われる。

（『角川文庫』現代語訳）

・手紙の言葉つかいに礼儀を弁えない人は、本當に不愉快だ。世の中を軽く考えて（自分の思うがままに）書き捨てている（時の）言葉つかいの憎らしいこと。それほどとも思われない人の許に、恐縮し過ぎた言葉を使うのも、なるほどよくないことだ。けれど、（ふさわしくない文面の手紙は）、私が受け取った場合は当然のこと、人が受け取った手紙までも、差し出した人に好意を持ってない。

（『全訳注』現代語訳）

【本文改訂案】

〔①について〕

現状では邪魔者でしかない「世を（乎）」は、おそらく「世に（耳・尔）」の誤写だろう。そう考えるならば、復元本文は、

◎世になのめに書きながしたる

〔はなはだ乱雑に走り書きした〕

となり、すつきりする。「世に」は「はなはだ・実に・大變」といった程度の甚だしさを表す副詞。今これに該当すると思われる用例を、『源氏物語』中からいくつか採取してみると、

・あぢきなきすき心にまかせて、さるまじき名をも流し憂きものに思ひおかればべりにしをなん、世にいとほしく

思ひたまふる。

(滯標卷／『新編日本古典文学全集』②・三二〇頁一行～三行)

・世にかしこき聖なりける、年七十ばかりにて、いまは終はりの行ひをせむとて籠りたるが

(薄雲卷／同・四四九頁六行～七行)

・世に忘れがたく悲しきことになむ思して

(玉鬘卷／同③・一一五頁一一行)

・御装束のことなども、めやすくもてなしたまはず、世にあやしうちあはぬさまにのみむつかりたまふを

(真木柱卷／同・六八頁二行～五行)

などがあり、『枕草子』「木の花は」の段の有名な文章中に現れる、

・梨の花、世にすさまじきものにして、近うもてなさず、はかなき文つけなどだにせず。

(『新編日本古典文学全集』・八七頁五行～七行)

も、「ものにして」とあるので「世間では」の意とみる別解が成り立つものの、十分に同じ用法と認め得る例といつてよからうか。

〔②について〕

【批評】欄で述べたように、a「世になのめに書きながしたることばのにくきこそ」と、b「さるまじき人のもとに、あまりかしこまりたるも」とは、「文ことばなめき」手紙の対照例として対置されているのであり、ともに「げにわろき事なり」の部分に並列の関係で係っていく、その文章構造をここでは見て取らねばなるまい。すると、傍線部本文中の係助詞「こそ」は、bの末尾と等しい係助詞「も」の誤りだと判定され、

◎にくきも

〔不快に感じるのも〕

に改訂するのが妥当な措置となる。なお、「も」が「こそ」に誤られた実例については、本連載（一）第「二」節の②でも確認した。

〔③について〕

ここで「されど」という逆接接続が不自然きわまりないことは、先にことさら引用しておいた注釈書の、非論理的訳文のあり方からも如実に知られよう。そうなのだ。むしろ、傍線部には順接の機能を果たすことばが用いられていなければならないのである。とすれば、「されど」の「ど」は、「は（者）」↓「と（止）」の誤写であり、元来、

◎されば

〔だから〕

であつたことが確実となろう。接続助詞「ば」と「ど」のこうした機械的ミスによる交替は、実のところ割とよくある現象だといえる。手紙の文章が無礼な輩は不愉快千万。ことばがぞんざいなのも、逆に慇懃過ぎるのともにも最悪だ。だから、自分宛のはもちろんのこと、他人宛のまで、そういった手紙を見ると差出人に嫌気がさす、と清少納言は書いているはずなのだ。

ことのついでに、敷衍を承知のうえで蛇足を加えるなら、主として高等学校などの教育現場において、順接の接続助詞「ば」が時折逆接の意になることがあるかのように説かれることがあるけれども、それは根本的に間違っている。

「ば」の担う役割はあくまで順接接続なのであって、この語が逆接としか解し得ない場合は、すべからく「ど」の誤写（「止」↓「者」）だと考えなければならぬのである。

【参考】

〔三卷本文〕 ①異同ナシ ②こそ（陽明宮勸天高富本中弥刈烏日内早宇古前河鈴京伊静）——こう（徳） ③異同ナシ
〔能因本文〕 ①異同ナシ ②にくさこそ（学）（富） ③異同ナシ

十六

【本文】「関白殿、二月二十一日に、法興院の」の段・1

宮、何事をおぼしめすらむ。こころめでたき人々を据ゑ並めて御覧ずるこそは、うらやましけれ。一人わるきか
たちなしや。これみな家々のむすめどもぞかし。あはれなり。ようかへりみてこそ、候はせたまはめ。

（第二百六十段・三九六頁一行～五行）

【三卷本諸注の解釈】

×一人わるきかたちなしや。／一人として不器量な人はいませんな。

（『評釈』本文／通釋）

三卷本『枕草子』不審本文考（四）

× 一人わるきかたちなしや。

（『大系』本文）

× 一人、わるきかたちなしや。／一人としてぶきりようはありませんな。

（『全講』本文／釈義）

× 一人わるきかたちなしや。／一人としてみつともない器量の女房はいないではありませんか。

（『旺文社文庫』本文／現代語訳）

× 一人わるき容貌なしや。／一人としてみつともない顔かたちはないことよ。／能因本、前田本「わるき」。

（『角川文庫』本文／現代語訳／脚注）

× ひとり、わるきかたちなしや。／誰一人、器量のまずいのはいないね。

（『解環』本文／口訳）

× 一人わるき容貌なしや。

（『和泉古典叢書』本文）

× ひとりわるきかたちなしや。

（『新大系』本文）

× 一人たりとも劣った容姿の人はいないね。

（『新全集』現代語訳）

× 一人わるき容貌なしや。／一人として恵まれぬ容貌の持ち主はいないね。

（『全訳注』本文／現代語訳）

× 一人わるきかたちなしや。

（『新編』本文）

【批評】

諸注「一人」を「一人として」の意に解して何ら疑問を抱いていない。けれども当時、「一人」という名詞にそうした強調の副詞的用法があったとは考えにくいのではあるまいか。確例の有無を精査してみなければ断定はできないが、胡散臭くて仕方がない。名詞「一人」が「なし」と呼応して「一人として」「誰一人」「一人たりとも」のごとき意

味になるためには、あるべき要素が欠けているとしか思われないのである。

【本文改訂案】

「一人わるき」＝「ひとりわるき」はもと「ひとりわるき」で、「り（利）」と「わ（和）」の字体相似も手伝って衍字「り」が割り込んだ形態とみることもできようが、意味上馴染まずよくない。そうではなく、そもそも「一人も」＝「ひとりも」とあったものが、「利」と「毛」の草体酷似が原因で元来存在した「も」の字がいつしか脱落し、現本文の形に転化したと考えるのがよいであろう。これに従えば、傍線部本文の祖形は、

◎一人もわるきかたちなしや。

〔誰一人として器量が劣る女房はいないな。〕

だったことになる。実際の用例を任意に示せば、以下のごとし。「一人も（くなし）」はどうやら男性用語のようであり、人生の絶頂にある関白道隆のことば遣いとしていかにもふさわしい。

・この歌を、これかれあはれがれども、一人も返しせず。

（『土佐日記』／新編日本古典文学全集・二三頁四行～五行）

・谷に落ち入り、異山に逃げ隠れて、一人もなくなりぬ。

（『うつほ物語』俊蔭卷／新編日本古典文学全集①・八五頁一三行～一四行）

・大将に奉りたまはむとするに、殿上藏人一人もなし。

（同祭の使卷／同・四五四頁五行～六行）

・今日ここに、この好き者ども一人もなき、さうざうしや。

（同／同・四六六頁五行～六行）

三卷本『枕草子』不審本文考（四）

・ただ今ものせんとするを、男ども一人もなく、みなそこにもものしにければなむ。

（同国譲下巻／同③・三七五頁三行～五行）

【参考】

〔三卷本本文〕異同ナシ

〔能因本本文〕ひとりわろき人なしや（学）（富）

十七

【本文】「閔白殿、二月二十一日に、法興院の」の段・2

殿の御方より侍の者ども、下衆などあまた来て、花のもとに、ただ寄りに寄りて、引き倒し取りてみそかに行く。
『まだ暗からむに』とこそ仰せられつれ。明け過ぎにけり。ふびんなるわづかな。とくとく」と倒し取るに、いとをかし。『言はば言はなむ』と、兼澄が事を思ひたるにや」とも、よき人ならば言はまほしけれど、「かの花盗むは誰ぞ。あしかめり」と言へば、いとど逃げて、引きもていぬ。
（第二百六十段・三九九頁一行～八行）

【三卷本諸注の解釈】

×「言はば言はなむ。」と、兼澄がことを思ひたるにやとも／「言はば言はなむ。」という、かねずみの歌でも思ひ出したの、とても／▼兼澄 源兼澄か。陸奥守信明男。
（『評釈』本文／通釋／頭註）

×「いはばいはなん」と、兼澄がことを思ひたるにや」とも／▼兼澄がことを思ひたるにや 兼澄の歌でも思ひ出したの？ 兼澄は源氏。但しこの句に相当する兼澄の作は不明。
（『大系』本文／頭註）

×「いはばいはなむ」と、かねずみがことを思ひたるにや」とも／「いはばいはなむというかねずみの歌でも思ひ出したの？」とても／▼いはばいはなむ 後撰集二春中、古今六帖六に、素性「山守はいはばいはなむ高砂の尾の上の桜折りてかざさむ」がある。「かねずみ」は源兼澄かと思われるが、これに相当する歌は不明。「いはなむ」の「なむ」は願望の意で、言つて欲しいの意。
（『全講』本文／文意／釈義）

×「いはばいはなむ」と、かねずみがことを思ひたるにやとも／「いはばいはなむ」と、かねずみが詠んだことを思っているのであらうかと／『後撰集』春中・素性法師「山守はいはばいはなむ高砂の尾の上の桜折りてかざさむ」（『古今六帖』六にも所収）に似た歌が、源兼澄（光孝源氏、源信孝の子。加賀守。家集に『兼澄集』がある）の歌にあつたのであろうか。あるいは別人のことであらうか。「いはばいはなむ」は、いうならいつてくれ、の意。

（『旺文社文庫』本文／現代語訳／脚註）
×「言はば言はなむ」と、兼澄がことを思ひたるにや、とも／「言はば言はなむ」（文句を言うなら勝手に言うがよい）と、兼澄の歌を下に踏まえてそんなことをするのかとても／▼兼澄 源兼澄。光孝源氏、公忠の孫、信孝の子。従五位上、加賀守。兼澄集がある。兼澄の歌には該当するものはなく、あるいは作者の記憶違いか。

（『角川文庫』本文／現代語訳／脚注）

×いはばいはなむとか、ねずみが事を思ひたるにやとも／「いはばいはなむ」咎めるなら咎めなさい（というところね）」とか、「鼠のまねでもしているのですか」とでも（『解環』本文／口訳）

×「いはばいはなむ」と、兼澄が言を思ひたるにや、とも／▼兼澄 源兼澄。元輔などとも親しい、同時代の歌人。ただし、兼澄にはここに適當する歌がない。この一句、はさみこみの文としても無理なところがあるので、作者の誤解というより、後人注記が本文化したものと考えられる。（『和泉古典叢書』本文／頭注）

×いはばいはなむと、兼澄が事を思たるにや／▼兼澄 「かねずみ」には源兼澄（信孝の息）が擬せられるが、その詠に「言はば言はなむ」に該当するものが知られず、清少納言の誤認かとされる。（『新大系』本文／脚注）

×「言はば言はなむ」と、兼澄の歌のことを思つてこういうことをしているのか」とも／▼「言はば言はなむ」は文句を言はば言はなむ高砂の尾上の桜折りてかざさむ」（後撰・春中 素性）によるか。「言はば言はなむ」は文句を言いたいのなら勝手に言うがいい、の意。▼兼澄 源兼澄か。公忠の孫、信孝の子。『兼澄集』がある。現在残っている歌の中には該当するものはないが、当時似た歌があったものか、あるいは前掲の『後撰集』「山守は」の歌のことで、作者を記憶ちがいはしたかとも思われるが、素性を余人と誤るのも不自然な感じがする。注記の混入か。

（『新全集』現代語訳／頭注）

×「言はば言はなむ」とか「鼠がことを思（ひ）たるにや」、とも／「あなた方、何とでも言つて下さい」と開き直つたりしているのね」とか、「鼠の仕種を思っているのね」とでも／▼とか鼠がこと 造花の桜の木を倒して引いて行くのを、鼠が物を引いて行くのに擬しての発想だろうと見る解環説による。

(『全訳注』 本文／現代語訳／語釈)

×『言はば言はなむ』と、かねずみが事を思ひたるにや」とも／▼かねずみ 源兼澄。公忠孫、信孝男。安法法師の住む河原院等で元輔との交流があり(各家集)、金峰山にも同道した(一一六)。「言はば言はなん」が兼澄作との記憶違いか。一説、後人注記の本文化(増田)。／「兼澄がこと」が、素性の歌とは別に、「宵の間に君を祈りおきつればまだ夜深くも思ほゆるかな」(兼澄集)を指し、まだ夜深いと思っているうちに遅れたのだろうかの意とする説(ほるぶ)がある。歌の言葉を全く引かず、名前だけで示したと見るのは難しいか。

(『新編』 本文／脚注／補注)

【批評】

ここはどうやら、かなりの難解箇所であるらしい。ゆえに諸注こぞって逃げを打つ中、千万人といえどもわれ行かんの気概やよし、ひとり『解環』(追従するはわずかに『全訳注』のみ)は、

先ず、「言はば言はなむ」という引用句は、素性の古歌からの引用句として、この場合に完全に適合しているのであるから、兼澄の旧詠に、それ以上の適性を有するものが見出だされない限り、素性と兼澄とが、同時に考慮に容れられる余地はないという単純な論理からして、引歌の確実な素性を温存して兼澄を消去し、「かねずみかこと」という本文を「兼澄が言」と読む従来の句読法を、原点到立ち戻って考え直すべきであるというのが、筆者の新見の出発点であった。常々、平安時代の文章語としての「こと」に「事」の字を宛てる誤りを説き、「言」と読むべき場合が多いと主張するのが、筆者の持論ではあったが、この場合は、むしろ例外的に、三卷本・能因本

の「事」という表記を支持するのである。

さて対照法解釈の手續きとして、基礎的な語脈の規準の段階に立ち戻って、この本文個所を句読すると、

いはゞいはなむとか。

鼠が事を思ひたるにやとも。 } (よき人ならば) いはまほしけれど

と、前後に対句を形成していることが知られる。その手がかりは、連語トカとトモとの相対的配置であり、そこに共通する格助詞トが、「よき人ならば」という挿入句を挿んで、共に「いはまほし」にかかるものであることが知られる。そこで、相手の教養次第で、和歌の風雅を解する者ならば、素性の古歌を引いて、

「言はば言はなむ」と言はまほしけれど、

となり、無教養な者ならば、その行動を率直に諷して、

「鼠が事を思ひたるにや」と言はまほしけれど

となると、清少納言が両様に考えて文章を構成したのであると認めたのが、**集成**の新見であつた。上種・下種双方に対する発言の選択的予想が、「……とか……とも」という対句並列の文章表現であると文脈的規準よりして判断されるわけである。従つて、(中略)ここに兼澄説の復活を認める余地は全くないのである。(問題点)

と主張し、「ねずみが事」については、

『続日本紀』宝龜六年四月己巳条に「河内摂津両国有^レ鼠。食^二五穀及草木^一」同七月丁未条「下野国言、都賀郡有^二黒鼠數百許^一。食^二草木之根^一數十里所」とあり、『三代実録』元慶五年正月条に「是月諸衛陣多^二怪異^一」(中略)左近衛府生佐伯安雄劔胡縁等緒有^レ鼠齧断而将去」とあるように、鼠の害は周知のところである。桜の造花を

引き倒してこそこそと持ち去る様子を鼠に喩えて、「鼠にでもなった気持ですか」ともひやかしたいところであったが、それも新参という立場上清少納言は差し控えて、一言も口出しをしなかったのである。（語釈）

と説明する。

まるで「ぎなた読み」を逆手に取ったかのごとき奇想天外な異見だが、まことに残念なことに、この見解がまともに取り合う必要のない妄説であることは明らか。「よき人ならば」という挿入句の主語を作者清少納言とするなど、当該文脈がまったく理解できておらず不合理かつ強引の極みだからだ。が、どうしてもこれを主張したいのならたとえば、「とも」は「とか」とではなく、

・さしあたりて、をかしともあはれとも心に入らむ人の、頼もしげなき疑ひあらむこそ大事なるべけれ

（『源氏物語』帚木巻／新編日本古典文学全集①・六八頁七行～八行）

・ふと見知りたまひにけりと思せど、ほほ笑みて、なほあるを、よしともあしともかけたまはず。

（同蛸巻／同③・二〇八頁三行～五行）

・何ゆゑか世に数ならぬ身ひとつをうしとも思ひかなしとも聞く（同夕霧巻／同④・四八七頁一〇行～一一行）

・なほ、しばし隠させたまひて、巖の中にともいかにとも、思ひたまへめぐらしはべるほど、数にはべらずとも、

思ほし放たず、何ごとをも教へさせたまへ

（同東屋巻／同⑥・五七頁二行～四行）

などの例と基本的に同じく、「AともBとも」の形で「対句並列の文章表現」を成り立たせる、程度のことには最低限想到すべきだったのではなからうか。たったそれだけでも、要らぬ害をもたらす鼠、失礼、鼠説の出現は未然に防げたはずだからである。

【本文改訂案】

これまでの注釈書は、ことごとく無力であった。そこで提唱したいのは、「そ（曾）」↓「か（可）」、「性」↓「ね（欄）」、「法」↓「す（須）」、「し（之）」↓「み（三）」の誤写を想定してみてはどうか、そして、この人名転化は十分に起こりえたはずだ、という新たなアイデア。つまり、現存不審本文の祖形は「そ性法し」＝「素性法師」で、

◎「言はば言はなむ」と、素性法師が事を思ひたるにやとも

「〔誇るなら誇るがいい〕と、（あの）素性法師の歌を（心に）思ったのだろうかとも」

だったとみるのである。『解環』が強調していたとおり、「言はば言はなむ」は素性法師歌の第二句でしかありえないのであり、清少納言ともあろう人が源兼澄の作と間違える道理がどこにあるか。つまりは、現存本文の方がとんでもない誤写を孕んでいたというわけなのだ。

「これにて一件落着」と思うのだけれど、何せ、似非学者の直感である。そうは問屋が卸さない、かもしれない。はたして、諸賢の判定やいかに。是非ともご教示願いたいところだ。

【参考】

〔三卷本文〕 異同ナシ

〔能因本文〕 いは、いはんとかねすみか事をおもひたるにやとも（学） いは、いはむとかねすみかことを思ひたるに宿も（富）

十八

【本文】「関白殿、二月二十一日に、法興院の」の段・3

掃部司まゐりて、御格子まゐる。主殿の女官御きよめなどにまゐり果てて、起きさせたまへるに、花もなければ、
「あなあさまし。あの花どもはいづちいぬるぞ」と仰せらる。
(第二百六十段・三九九頁一一行～一四行)

【三卷本諸注の解釈】

△御清めなどに参りはてて／お掃除などをすつかりすましてから／▼参りはてて とどこおりなく終つて

(『評釈』本文／通釋／頭註)

△御きよめなどにまゐりはてて／主殿司の女官が御掃除などをすつかりすましてから、中宮が起き出されたが。

(『大系』本文／頭註)

△御きよめなどにまゐりはてて／掃除などをすつかりすましてから

(『全講』本文／文意)

×御きよめなどにまゐりはてて／お掃除に参上し、掃除が終わったころ

(『旺文社文庫』本文／現代語訳)

△御きよめなどにまゐり果てて／お掃除などを終つてから／▼などに 能因本、前田本「などに」なし。従うべきに似る。

(『角川文庫』本文／現代語訳／脚注)

三卷本『枕草子』不審本文考（四）

△御きよめなどにまゐりはてて／お掃除なんかを奉仕し終わってから

（『解環』本文／口訳）

・御きよめなどに参りはてて

（『和泉古典叢書』本文）

△御きよめなどにまいり⁽²⁾はてて／▼まいり⁽²⁾はてて すっかり周囲がきれいになってからである。

（『新大系』本文／脚注）

△お掃除などをすっかりおすませ申しあげてから

（『新全集』現代語訳）

×御きよめなどにまゐり、果て、／お掃除などに参上し、すっかり済ませて

（『全訳注』本文／現代語訳）

・御きよめなどにまゐり果てて

（『新編』本文）

【批評】

傍線部本文を正しく現代語訳するなら、「御清掃のために一人残らず参上し終わって」とでもなるはずだが、諸注を見渡すに、そのように解釈しているものはない。おそらく、「（朝の）お掃除をするために（清掃係が中宮の居所に）全員参上し終わった」↓「中宮様がお目覚めあそばした」という文脈に違和感ないし多少の飛躍が感じられたため、「まゐり果てて」の部分で「お掃除などをすっかりすましてから」（『評釈』）、「お掃除なんかを奉仕し終わってから」（『解環』）などと解する趨勢に至ったのであろう。文章の連係としてはこちらの方が確かによい。

しかし、こうした訳文は「御きよめなどにまゐり果てて」ではなく「御きよめなど・まゐり果てて」の本文にこそ対応するものであり、現本文の解釈としては明らかな誤りなのである。そこで（かどわかには知らぬが）、「お掃除に参上し、掃除が終わったころ」（『旺文社文庫』）、「お掃除などに参上し、すっかり済ませて」（『全訳注』）などと、「まゐ

る」の語義を二重に訳出するという苦肉の策も一部で講じられているのだが、無論何の解決にもなっておらず、問題本文の抱える矛盾をかえって際立たせる結果となっている。

【本文改訂案】

錯誤を犯したその書写者は、この文脈を「主殿の女官」が「まゐり果てて」の意だと理解し、それまではどこにも存在しなかった目的を表す格助詞「に」を、うっかり「御きよめなど」のあとに書き足してしまった、というのが事の真相なのではあるまいか。そうだとすれば、衍字「に」は摘出されねばならず、傍線部の「復元」本文は、

◎御きよめなどまゐり果てて

〔朝の〕ご清掃などをすっかりして差し上げてから〕

となる。すると皮肉なことに、先に紹介した多数派の誤訳が、結果的には正しかったことになるのだからおもしろい。怪我の功名とはよくいったものである。

【参考】

〔三卷本本文〕 異同ナシ

〔能因本本文〕 御きよめ参はて、（学）御きよめまいり果て（富）

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

三 木

聰

はじめに

一 事件の史料

二 事件の日録

(i) 四月十日以前

(ii) 四月十一日

(iii) 四月十二日

(iv) 四月十三日

(v) 四月十四日

(vi) 四月十五日以後（以上、本号）

三 民変と地方官（以下、次号）

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

(i) 巡撫と巡按

(ii) 布政使司と按察使司

(iii) 福州府と閩県・侯官県

四 民変と郷紳

五 民変と府城住民

おわりに

はじめに

明朝の末期、万曆二十年代（一五九二～一六〇一）は、寧夏哱拜の乱、豊臣秀吉の朝鮮侵略、および播州楊応龍の乱が立て続けに辺境地域・朝鮮半島を騒がし、さらには北京の紫禁城では両宮・三殿が火災で焼失するというように、王朝国家にとって多難の時代であった。急激に悪化する国家財政を立て直すとともに、直接的には宮殿を再建するという目的を果たすために、全国各地に税監として宦官が派遣され、彼らによって礦課・商税に対する苛烈な収奪が行われた。それは万曆二十四年（一五九六）に始まり、歴史的に〈礦・税の禍〉といわれるものである。結果として、各地で反税監の民変が勃発した。文秉『定陵註略』によれば、万曆二十七年（一五九九）から同四十二年（一六一四）までの間に各地で十一件の民変が起こっており、それは山東・湖広・広東・南直隸・江西・山西・雲南・遼東・福建

に及んでいた^①。

第二次大戦後のわが国の明清社会経済史研究において、明末の反税監・反宦官の民変はきわめて重要な主題の一つであった。江南の蘇州における万曆二十九年（一六〇一）の〈織傭の変〉および天啓六年（一六二六）の〈開読の変〉を主たる対象として行われた、一九六一年における田中正俊の論考は、明末民変研究の一つの到達点をなすものとして高く評価されている。経済的に最先進地域であった蘇州において「自由な賃労働者への歴史的成長を指向」する「織傭」等の存在を通じて「目標と、規律正しい組織と、これの指導とを具備した暴動がたたかわれた」と述べる田中の見解は、まさに歴史の発展的理解を指向する〈戦後歴史学〉を象徴するものであった^②。その後、一九八〇年代以降における社会経済史の退潮にともない、明末の民変自体も研究の対象から外れていく傾向にあったことは否めない。しかしながら、単に発展的な視座のもとに民変を位置づけるだけでなく、歴史のさまざまな側面に関連させながら、改めて明末の反税監民変を考察することも決して無意味なことではないであろう。そうした意味でも、一九九九年の岸本美緒および二〇〇四年の田口宏二郎の研究は注目すべきものである^③。前者は、反税監民変を対象としたものではなく、〈開読の変〉のリーダーとされた「五人」をめぐる問題を取り扱ったものであるが、ここで岸本は「従来の民変研究の一つの問題点」として史料自体がもつ「問題関心とレトリック」に対する配慮の欠如を指摘している。また「庶民リーダーたちの言葉や行動」を伝える史料の背後に存在する、明末という時代の「政治秩序に対する不安の感覚」を読みとるべきことも主張しているのである。他方、後者の研究は、民変そのものを対象とはしていないが、従来、民変の前提条件、すなわち税監の不法な収奪としてしか扱われてこなかった〈礦・税の禍〉そのものを明末の財政史という文脈で相対化するとともに、「畿輔」を対象地域として「州県財政」と「帝室財政」「国家財政」との相関性・

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

混淆性を鋭く分析したものであった。

さて、本稿が考察を加えようとするのは、万曆四十二年（一六一四）という、いわば〈礦・税の禍〉の末期に福建の福州で起こった反税監民変についてである。『定陵註略』が「四十二年四月、福州民変」と記すように、確かに「民変」という認識がなされているが、実際には〈織備の変〉や〈開読の変〉、或いは山東の〈臨清民変〉のように、城市の民衆が税監・宦官やその衙門を集団で襲撃し、配下の者や「緹騎」を殺傷するというような過激な行動に出たものではなく、また計画性や規律性をもって闘われたものでもなかった。⁽⁴⁾それは税監署に集まってきた群衆を見て恐慌をきたした福建税監の高案が、逆に民衆側に攻撃を仕掛けることで、大きな混乱や被害をもたらしたものであった。〈福州民変〉については、まず奈良修一および和田正広の研究を挙げることができる。⁽⁵⁾両者ともに民変と福建の海外貿易との関連性を重視したものであり、他の地域のそれとは異なる〈福州民変〉の特徴を提示しているといえよう。また崔来廷は、当時の首輔で福建の福州府出身の葉向高との関連で当該民変に論及するとともに、特にその収束過程——高案の税監罷免と北京への召還——における葉向高の果たした役割を高く評価している。⁽⁶⁾しかしながら、これらの研究においても、民変それ自体についての考察が十分に行われているとは言い難いように思われる。

従って、本稿では第一に、万曆四十二年（一六一四）四月に起きた〈福州民変〉の事件そのものを、できるだけ詳細に明らかにすることにした。⁽⁷⁾そして第二に、事件の政治的処理をめぐって地方諸官や郷紳の対応を中心に検討することにした。なかでも第二の問題を取りあげる所以は、〈福州民変〉を記述した史料の残存状況に規定されたものではあるが、従来の研究が各地の民変における民衆の行動や郷紳・士大夫、特に士人層——或いは〈市隱〉といわれる人々⁽⁸⁾——の動向を注視する一方で、地方官の対応については等閑に附してきた嫌いがあると思われるからである。

それと同時に、事件当時、福州に在任した地方官のなかには〈開読の変〉の当事者で東林派の周順昌がおり、後に閩党として弾劾される李思誠・呂純如がいて、また中央では葉向高が内閣首輔として在任しているというように、当該事件の解析を通じて、明末という時代における〈地方政治〉の有りようを具体的に窺うことができるからである。⁽⁹⁾

以下、事件を記述した史料、事件の時系列的な展開、或いは地方官・郷紳の対応、等について、できるだけ具体的に考察を進めていくことにしたい。

一 事件の史料

万曆四十二年（一六一四）四月十一日に起こった〈福州民変〉の経過を、日を逐って具体的に見ていくためには、何よりも依拠すべき史料を確定しなければならないであろう。本章では、四月十一日・十二日を中心とする当該事件を記述した、同時代の史料について若干の考察を行うことにしたい。

〈福州民変〉については、すでに奈良修一が関係史料十五種をランダムに提示し、各史料に簡潔なコメントを附している。⁽¹⁰⁾ そのなかでも、張燮『東西洋考』巻八、税璫考は「基本的史料」として、文秉『定陵註略』巻五、「軍民激変」は事件を「詳しく」記述したものであるとして、董応挙『崇相集』議二、「紀璫変」は「かなり詳しく」書かれたものとして、さらに周順昌『忠介燼餘集』巻一、「福州高璫紀事」附載の「申詳税監變異緣由」は「重要である」として特記している。奈良が指摘するように、これら四種の史料が〈福州民変〉の事件内容を解明するうえで、きわめて有用な史料であることは言を俟たない。ただ、それぞれの史料の性格については、より細やかに理解しておく必要があるように思

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

われる。一方、十五種の関係史料のなかに『明史』卷三〇五の宦官伝や、谷応泰『明史紀事本末』卷六五、「礦税之弊」という清代に編纂された二次的史料が含まれている点はいさぐさいえないであろう。^①ともに、依拠すべき重要な史料と看做すことはできないからである。ここでは、次章において〈福州民変〉に関する「事件の日録」を叙述するうえで最も依拠すべき史料は何か、という観点に立ち、筆者が披閲した同時代の諸史料を、依拠すべき度合いによって二つの史料群に分類し、各史料間の系譜関係をも含めて、それぞれの史料の性格について少しく述べることにしたい。

第一群の史料は、依拠すべき度合いの最も高いと思われるものであり、事件に直接関係したか、事件を実際に見聞した人物によって書かれたものである。ここでは次の四種の史料が該当することになる。

第一に、張燮『東西洋考』卷八、税璫考の本文のなかに、割註として収録されている袁一驥の上奏六件である。周知のように『東西洋考』は「東洋」「西洋」の海外諸国について叙述した、明末の地理書として著名であるが、卷八、税璫考は〈礦・税の禍〉の時代に福建の税監として〈悪名〉を轟かせた高案の事蹟を記述したものである。袁一驥の上奏は、当該本文の万曆四十二年（一六一四）四月の〈福州民変〉に言及した箇所割註に見出すことができる。袁一驥は、字が希友、または徳良で、南直隸常州府江陰県の出身、万曆十一年（一五八三）の進士であり、当時、福建巡撫として在任していた。^②後述するように、事件が起こって二日目の四月十二日には武装した高案に脅迫・拉致されるという事態に至っており、まさしく事件の当事者の一人であった。はじめに五件の上奏が連続して収録されているが、その書ききをここに提示することにしよう。

① 「為税監流毒激変、劫制要挾、覬謀叛乱事」（「袁一疏」と略称）

- ② 「為逆璫蔑君叛国、聚兵通倭、讐執命臣、懇速誅滅、以保東南疆土、以免万姓鋒鏑事」(同じく「袁一疏」)
- ③ 「為逆闖久繫府官、閩省變在呼吸、懇乞聖明、速下霆威、以弭大禍事」(同「袁三疏」)
- ④ 「為府官冤繫濱危、逆豎怙終愈甚、王綱掃地、民恨敷天、懇乞聖明、亟賜伝首陳尸、以正大罪事」(同「袁四疏」)
- ⑤ 「為璫變臚陳已數、愚臣誠信未孚、尸位非宜、循分引退事」(同「袁五疏」)
- 「税璫考」の割註では、その後に周起元の上奏(後述)を挟み、最後に「參駁税監疏」と題された袁一驥の上奏が載せられている。その事書きは、次のとおりである。
- ⑥ 「為罪璫悖旨要挾、飾詞瀆奏、掇陷無憑、侵盜有拠、懇乞早賜正法、以警奸邪、以全国体事」(同「袁六疏」)
- これら六件の上奏がいつ書かれたかについては、日付が記されておらず、確定することはできないが、次章で後述するように、①は万曆四十二年(一六一四)四月十二日から十三日にかけて、③は同年の五月五日に、⑤は同年の七月半ばに、⑥は同四十三年(一六一五)二月に書かれたものと思われる。但し、②④については不詳である。
- 福建巡撫袁一驥の上奏が『東西洋考』に収録されるに際しては、明らかに張燮による節略が行われている。ただ、例えば「袁一疏」が六九三字から構成されているのに対して、「袁六疏」は二、二一八字という長大なものとなっており、後者については、むしろ原文に近い形で収められているのではなからうか。また、四月十一日・十二日の事件そのものについては、錢一本『万曆邸鈔』万曆四十二年甲寅卷、夏四月の「甲午」(十二日)に「福建巡撫袁一驥題、税監流毒激變、殺傷民命、燒燬民居、劫制要挾、顛謀叛乱事」として、さらに文秉『定陵註略』卷五、「軍民激變」の「福州民變」の記事にも「福建巡撫疏、税税監流毒激變、要挾顛謀叛乱等事」として袁一驥の上奏の一部を見出すことができる。⁽¹³⁾両者はほぼ同文であり、まさに〈邸報〉から引用したものと思われる。⁽¹⁴⁾ただ、もとをたどれば「袁一疏」を

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

も含めて、事件に関する袁一驥の最初の上奏に該当するものであるが、両者の記事には「袁一疏」には見られない文言が含まれている。ここでは『万曆邸鈔』の記事を「袁一疏a」と、『定陵註略』のそれを「袁一疏b」と称することにした。

第二に、巡撫袁一驥と同様に、事件当時、福建巡按御史として在任していた徐鑒の上奏である。当該の上奏そのものは残されていないようであるが、省略された事書き「税監剥民致変、要挾撫臣等事」とともに、その一部が袁一驥の場合と同様に〈邸報〉から引用され、『万曆邸鈔』万曆四十二年甲寅卷、夏四月、「甲午」と『定陵註略』卷五、「軍民激変」に収録されている。両者において徐鑒の上奏内容はほぼ同文——字数は前者が僅か四字だけ多い——であるが、四月十一日の事件についてのみ、前者の「地方闔城团聚、驚駭衆虐」に対して後者では「地方合城团聚、欲殺高衆」というように明確な相違が見られる。ここでは前者を「徐疏a」と、後者を「徐疏b」と称することにした。

徐鑒は、字は観甫、江西の南昌府豊城県出身で、万曆二十九年（一六〇一）の進士であり、事件の前年には福建巡按御史として在任していた。⁽¹⁵⁾なお、康熙『豊城県志』所載の徐鑒の伝記には、当時、高衆の「恣横」に対して「鑒の五疏、力めて撤回を論ず」と徐鑒が五件の上奏を提出したことが書かれている。⁽¹⁶⁾当該期の地方行政が「撫按会同」体制で行われていたとすれば、或いは袁一驥の上奏のほとんどは徐鑒との「会同」で行われたのかも知れない。⁽¹⁷⁾

第三に、周順昌『忠介燼餘集』卷一、「福州高璫紀事」（「周紀事」と略称）とその文末に附載された「申詳税監変異縁由」（同じく「周縁由」）である。周順昌は、字が景文で、南直隸蘇州府呉県の出身、万曆四十一年（一六一三）に進士に及第した後、初任の地である福州に赴いている。⁽¹⁸⁾また、すでに述べたように、天啓六年（一六二六）に蘇州で起こった〈開読の変〉の当事者であり、いわゆる「東林七君子」の一人であった。⁽¹⁹⁾「周紀事」は末尾に「孟秋朔日漫記」

とあって、その記載内容からしても、日付は万曆四十二年（一六一四）七月一日である。事件当時、周順昌の官職は福州府推官であったが、同時に福州府の附郭の一つである閩県の署知県をも兼任していた。また「周紀事」には、事件の前年に当たる万曆四十一年（一六一三）の年末（「癸丑歲除」）に福州に着任したことが書かれており、その後の税監高案や各地方官との関係をも含めて、当事者のみが知り得た事件の詳しい内容が記されている。他方、「周縁由」は、福建巡按御史徐鑒の命による按察司の通達を受けて上申された公文書の一つであり、その内容は「十一・十二日の異変事情」を事実関係に基づいて詳細に記録した報告書となっている。四月十六日付の按察司の通達では「次日を限って本司に申報」するように命じられており、「周縁由」は四月十七日に提出されたものと思われる。周順昌は、四月十一日の午後四時頃（「申牌時分」）、「激変」の急報を受けて、ただちに税監署の門前に駆けつけたが、そこには福州知府喻政や侯官県知県金元嘉等がいたという。「周縁由」は万曆四十二年（一六一四）の〈福州民変〉、特に四月十一日・十二日の事件そのものに関する、きわめて詳細な史料であり、和田正広の研究においても当該史料に基づいた事件の記述がなされている。²⁰⁾

そして第四の史料が、董応挙『崇相集』議二、「紀璫変」（「董紀」と略称）である。まさに標題のように、内容は税監高案によって引き起こされた「激変」を記したものである。董応挙は、字が崇相で、万曆二十六年（一五九八）の進士、福州府閩県の出身であり、この時期、中央の吏部考功司郎中に在任していた。²¹⁾ただ、彼が一時、帰郷していたときに事件は起こったのである。後述するように、董応挙は、特に四月十二日には府城内の西南端に位置する烏石山の「太虚菴」に居て、巡撫袁一驥が税監に拉致されたと聞くと、山を下って税監署の近辺まで出向いている。²²⁾まさに事件の現場近くに身を置いていたことになる。そうしたこともあってか、「董紀」の記述自体はきわめて具体的に臨

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

場感に溢れたものとなっている。但し、当該史料には日付に関する誤記が見られ、四月十一日のことが「四月十一・十二日」とされており、十二日の記述が「十四早」で始まっている。

以上のように、当時の福建巡撫袁一驥の上奏Ⅱ「袁一疏」Ⅰ「袁一疏a」および「袁一疏b」、福建巡按御史徐鑒の上奏Ⅱ「徐疏a」および「徐疏b」、福州府推官・閩県署知県周順昌による「周紀事」「周縁由」、さらには福州の郷紳董應挙による「董紀」の四種が、〈福州民変〉に関する第一級の史料ということになろう。

次に、第二群の史料であるが、ここに該当するのは、第一群の史料、或いはその他、何らかのかたちで民変に関係した者たちによって書き残されたものや彼らの知見・情報に依拠して叙述された、ほぼ同時代の諸史料である。

第一に、張燮『東西洋考』巻八、税瑠考の本文（「洋考」と略称）を挙げることができる。すでに述べたように「税瑠考」は福建税監高柔の事蹟をたどったものであるが、ここでは袁一驥の上奏等を踏まえながら万曆四十二年（一六一四）四月十一日・十二日の事件について記されている。張燮は、字が紹和で、福建の漳州府龍溪県出身、万曆二十二年（一五九四）の挙人であり、生涯にわたって野に在ったが、当時の著名な士大夫・文人との交流は行われていたという。⁽²³⁾なお『東西洋考』自体は、事件から三年後の万曆四十五年（一六一七）に成立し、その翌年に刊行されている。⁽²⁴⁾

第二に、文秉『定陵註略』巻五、「軍民激変」の「四十二年四月、福州民変」に続く記事（「定陵」と略称）である。上述のように、ここには袁一驥・徐鑒の上奏の一部が引かれているが、その後段で事件の経過が四月十一日から十四日にかけて叙述されている。文秉は、字が蓀符で、南直隸蘇州府長洲県出身。東林派で内閣大学士をも務めた文震孟の長子であり、康熙八年（一六六九）に死去するまで〈明朝遺臣〉として在野で過した。⁽²⁵⁾『定陵註略』は鈔本しか

残されておらず、その成立の時期を特定することは難しいが、明清鼎革の後に成立したことは確かである。⁽²⁶⁾なお文秉自身によれば、本書の編纂にあたっては「友人の処」から借用した「神宗邸報」を部分的に書き写し、家中に残されていた知見を参照したという。⁽²⁷⁾また「定陵」には、同じ蘇州府出身の周順昌による「周縁由」に基づいた記述もなされている。例えば、四月十四日の記事には事件の当事者の一人、福建按察司僉事・兵備道の呂純如による「牌」が引用されているが、これも「周縁由」に見える「兵備道憲牌、為地方事」を節略したものである。⁽²⁸⁾

第三の史料に当たるのが、葉向高『綸扉疏草』卷二七、所収の掲帖（上奏）である。特に「請撤稅監高采掲」万曆四十二年（一六一四）五月十日付（「葉掲二」と略称）および「公請撤稅監高采掲」同五月十一日付（同様に「葉掲二」）には、事件の状況が簡潔に記されている。葉向高は、字が進卿、出身は福州府の附郭である侯官県に隣接する福清県で、袁一驥と同じく万曆十一年（一五八三）の進士である。⁽²⁹⁾周知のように、葉向高は当時、内閣大学士で首輔の地位に在った。ここで注目したいのは、「葉掲二」では「福建撫按官の掲帖と臣郷の縉紳・親友の書」を、「葉掲二」では「福建撫按官の掲帖」を受け取ったと書かれていることである。まさしく福建巡撫袁一驥と同巡按徐鑒の上奏、および福州の郷紳たちの書簡を受けて、葉向高は「掲帖」をしたためたのであった。なお、葉向高の自撰年譜ともいべき『遽編』卷九にも、事件に関する記載を見出すことができるが、ここでは「袁公の疏聞」とともに「林楚石・董見龍の輩が皆、書簡で急を告げてきた」とあり、「葉掲二」に見える「郷紳・親友」とはともに閩県出身の林材と董応挙であったことが分かる。⁽³⁰⁾また葉向高は、万曆四十二年（一六一四）八月に内閣大学士を辞任しているが、同年十二月に帰郷した後、袁一驥を称揚する三編の記・序を書き残している。⁽³¹⁾それらは①『蒼霞統草』卷二、記、「中丞袁公生祠記」（「生祠記」と略称）、②同、卷三、序、「大中丞希我袁公請告序」および③同、卷四、序、「中丞希我袁公以方伯考績褒封序」

である。なかでも①は、四月十二日の事件をかなり詳しく叙述しており、また他には見られない記事も存在する。

第四に、周起元の上奏である（『周疏』と略称）。『東西洋考』巻八、税璫考には、袁一驥の上奏と同様に、本文の割註のなかに「周起元疏」として収められているが、康熙刊本が存在する『周忠愍公伝疏』巻二、所収の「題為税監剥民、捐備戕殺生命事疏」は「周起元疏」に相当する奏疏である。⁽³²⁾ただ、前者が七一四字から成っているのに対して、後者は五七五字でしかない。しかしながら、当該上奏の最も長い文章が収録されているのは、周起元の出身地である福建漳州府海澄県の地方志、崇禎『海澄県志』だと思われる。同県志、巻一七、藝文志二、疏、所収の周起元「参税璫高案疏」がそれであり、全八二八字によって構成されている。三者すべてで大なり小なり節略が加えられていると思われるが、ここではやはり崇禎『海澄県志』所収の上奏文に拠るべきであろう。⁽³³⁾周起元は、字は仲元、万曆二十八年（一六〇〇）の進士である。応天巡撫在任のときに魏忠賢と対立して「削籍」処分を受け、その後、逮捕されて獄死したのは天啓六年（一六二六）九月であつた。⁽³⁴⁾東林派の一人であり、同じ年に獄死した周順昌等とともに「東林七君子」と称されている。⁽³⁵⁾〈福州民変〉当時、周起元は湖広道監察御史であつたが、「周疏」には「撫按の疏掲を読み、郷人の見聞を参照して」事件の状況を把握したことが書かれている。⁽³⁶⁾周起元も〈邸報〉所載の袁一驥・徐鑒の上奏を読むとともに、郷里である漳州府、或いは海澄県の方から情報を仕入れていたといえよう。また「周疏」は四月十三日以降の事柄に一切、言及しておらず、十二日段階までの情報に基づいて書かれたものと思われる。

第五に、崇禎『閩書』巻四五、文蒞志、皇朝、鎮守太監に附された割註の記事（『閩書一』と略称）および同、巻四五、文蒞志、皇朝、提督軍務兼福建地方都察院御史に見える袁一驥の伝（『閩書二』）である。当該書は、福建の泉州府晉江県出身の何喬遠によって編纂され、崇禎元年（一六二八）三月から同四年（一六三一）五月までの間に印刷・

刊行されたという。⁽³⁷⁾だが、すでに万曆三十八年（一六一〇）の段階で弘治『八閩通志』に続く福建の通志編纂の気運が高まり、各府県で編纂された「志」の取りまとめを一任された何喬遠は、万曆四十年（一六一二）から同四十四年（一六一六）までの作業を通じて崇禎『閩書』の「初稿」を完成させていたのである。⁽³⁸⁾従って、当該の二つの記事は、まさしく〈福州民変〉が起こつてからさほど経たないうちに書かれていたことになる。万曆四十一年（一六一三）に刊行された万曆41『福州府志』は現存するとはいえ、民変に言及する福州府関係の明代地方志が存在しないこともあつて、崇禎『閩書』の記事は貴重なものだといえよう。何喬遠は、字は穉孝、万曆十四年（一五八六）の進士で、刑部主事・礼部郎中等を歴任した後、万曆二十三年（一五九五）以降は職を辞して帰郷していた。⁽³⁹⁾

ところで、奈良修一は〈福州民変〉の関係史料のなかに「康熙『福州府志』卷四六、名臣^{ママ}」を挙げ、「袁一驥の業績を述べているもので、『閩書』のそれとほとんど同じである」と指摘するとともに、併せて「ほとんど……同文」の「『福建通志』も十五種の一つとして提示している」。⁽⁴⁰⁾ただ管見の限りでは、康熙『福州府志』そのものが現存せず、前者は明らかに乾隆『福州府志』卷四六、名宦一、明、所収の袁一驥の伝を誤記したものであり、また後者は康熙『福建通志』卷三〇、名宦一、福州府、明、袁一驥を指していると思われる。両者の記事は、ごく僅かな字句の異同が見られるだけでほぼ同文であるが、そうであるならば、時系列からしても康熙『福建通志』に拠るべきであろう。それと同時に、乾隆『福州府志』の名宦伝の「袁一驥」の項はその末尾に確かに割註で「閩書」とあり、あたかも崇禎『閩書』所載の袁一驥の伝を踏襲したかのように書かれているが、内容は別として、文言の面では到底、崇禎『閩書』の記事に依拠したとはいえず、明らかに康熙『福建通志』のみを踏襲したものであったのである。⁽⁴²⁾

以上、第二群に相当する五種の史料について見てきたが、ここに実録の記事は含まれていない。その理由も併せて、

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

最後に〈福州民変〉の発生を伝える『明神宗実録』卷五二〇、万曆四十二年（一六一四）五月壬戌（十一日）条について、少しく検討することにした。

当該実録の条文は、次のように記されている。

福建税監高采、播惡無忌、私造通倭双桅海舡、置辦倭貨物数十万金、一切価値、分毫与。小民賠累、怨憤激變。采怒、麾兵持刀乱砍、殺傷多命。举放火箭、燒燬民房。突入巡撫衙門、露刃脅制、復劫道府都司等官、質于署中、凶悖猖狂。撫按袁一驥・徐鑒疏聞、大学士葉向高・方從哲、及給事中姚永濟・郭尚賓、先後參論。不報。

福建税監の高采は、惡事を撒き散らして忌むことがなく、私かに通倭のための双桅の海船を建造し、倭に売るための貨物数十万両分を買い揃えたが、一切の価格は、分毫も払わなかった。小民は損失を出し、その怨憤は民変を激発した。〔高〕采は怒り、麾下の兵は刀を持ってむやみに切りつけ、多くの人を殺傷した。〔また〕火箭を放って、民屋を焼き払った。〔高采はまた〕巡撫衙門に突入し、露刃で脅制し、また道・府・都司等の官を拉致して、署中に人質とし、凶惡・狂暴であった。撫・按の袁一驥・徐鑒が疏聞し、大学士葉向高・方從哲、および給事中姚永濟・郭尚賓が、前後して〔高采を〕弾劾した。〔上論は〕不報であった。

最初から四分の三くらいまでは、民変の発生とその後の高采による地方官の拉致・人質について簡潔に書かれているが、残りの四分の一で、巡撫袁一驥・巡按徐鑒の上奏および内閣大学士葉向高・方從哲や給事中姚永濟・郭尚賓による弾劾——高采に対する——が行われていたことが分かる。⁴³すなわち、前者の記事は、後者の「疏聞」「參論」に基づいて事件の内容を略述したものであったが、直接的には葉向高・方從哲のそれに依拠していたのである。

すでに第二群の史料として提示した葉向高の「葉掲二」は、実録の記事と同様に万曆四十二年（一六一四）五月十一日付であるが、標題には「公請」とあり、本文にも「臣等」とあるように、葉向高一人ではなく方從哲と連名で行

われた掲帖だったのである。さらに、そこに書かれた文言と同じものを上記実録の条文にも見出すことができる。「葉掲二」の一部を、ここに提示することにした。

夫案權閩日久、播惡多端、怨毒滋深、人心痛恨。近因入粵不遂、益肆誅求、索取金珠寶物、動至千百。又私造双桅海船、置辦通番諸貨、一切價值、分毫不与。小民虧折賠累、憤激難堪。昨四月十一日、因索価不得、群聚鼓譟、衆不能以理諭遣。当令左右、執持刀鎗、殺傷多命、拳放火箭、燒燬民居。次日、又突入巡撫衙門、竝其子劫之以出、復挾道府都司等官、質於署中。凶悖猖狂、勢同反叛。

そもそも〔高〕案が福建で徵税する日は久しく、多くの悪事を撒き散らして、怨みの毒は益々深く、人心は痛恨している。近ごろ広東へ行くことが叶わなかったために、益々肆に誅求を行い、金珠などの宝物を搾取し、ともすれば千百にも至っている。また私かに双桅の海船を建造し、番国と通商するための諸貨を買い揃えたが、一切の価格は、分毫も払わなかった。小民は損失を出し、憤激は堪え難かった。先ごろの四月十一日、価格を求めても得られなかったために、群衆が騒ぎ立てたところ、〔高〕案は道理によつて解散するように諭すことはできなかった。そこで左右の者たちに、刀や鎗を持たせ、多くの人を殺傷し、火箭を放つて、民居を焼燬した。次の日、また巡撫衙門に突入し、その子を併せて拉致して〔外に〕出て、また道・府・都司等の官を脅して、署中に人質とした。〔高案の振る舞いは〕凶悪・狂暴であり、勢いは叛乱と同じである。

傍線を附した箇所が実録に見えるものと同様の、或いは類似した文言である。まさに「葉掲二」を受けて実録の〈福州民變〉の記事は書かれたということになろう。また「葉掲二」の冒頭には「昨日受領した福建撫按の掲帖では、税監高案が地方を激変させた状況を述べている」と記されている⁽⁴⁾。すなわち、(a)実録の五月十一日条をめぐっては、(b)内閣大学士葉向高・方從哲の掲帖、および(c)福建巡撫袁一驥・同巡按徐鑑の上奏（掲帖）との間に、(c)↓(b)↓(a)とい

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

う系譜関係を見出すことができるのである。そうした意味で、実録の記事は第二群の史料にも該当しないということになる。

以下、「事件の日録」を叙述するに当たって、基本的には第一群の史料に依拠し、さらに第二群の史料を参照することとで、万曆四十二年（一六一四）四月十一日・十二日を中心に〈福州民変〉の実情に迫っていくことにしたい。

二 事件の日録

(i) 四月十日以前

御馬監監丞の高案が「市舶」「礦務」「市税」を兼務する税監として福建に派遣されたのは、万曆二十七年（一五九九）四月であつた。⁽⁴⁵⁾ 税監高案がその後、足掛け十六年にわたり福建で行つた苛烈な収奪については、張燮の「洋考」にまとめて叙述されている。高案は至る処に税関を設け、そこに「原奏官」や腹心の者たちを派遣し、「牌書した聖旨」を掲げて「舟車は遺すなく、雞・豚まで悉く算えて」税を取り立てたという。また「黜吏・逋囚・悪少年」等、ともに「生計」を営んでいない者たちが「税役」に充てられていた。⁽⁴⁶⁾

こうした無頼・棍徒の類がいわゆる〈徴税吏〉として苛斂誅求を行つた結果、全国各地で反税監の民変が勃発したことは〈礦・税の禍〉における周知の事柄である。〈福州民変〉の当事者であつた袁一驥の後任として福建巡撫に就いた黄承玄の『盟陽堂集』卷三〇、公移、「嚴禁惡党」には、無頼・棍徒に関して、次のような興味深い告示が残されている。⁽⁴⁷⁾

訪得、漳州石馬地方、有等棍棍、号称十太保・三十六猛、初倚璫為奸、久同負嵎之虎。今税罷無主、散作当道之狼。

調査したところ、漳州〔府〕の石馬地方では、一部の悪棍が、十太保・三十六猛と号称し、初めは税監に頼って悪事を行い、久しく天嶮による虎と同様であった。今では税が廃され〔徴税の〕主も居なくなり、〔彼らは〕散り散りに当地の狼〔のような存在〕となっている。

石碼鎮（「石馬」）は漳州府城から海澄県へ至る間に位置する沿海の市場町であるが、ここに巣くう「十太保」「三十六猛」として有名な地まわりの無頼・ヤクザ集団が税監高案の手先となっていたのである。

福建において、高案がまず目を附けたのは、当時、中国の船隻が海外に出航して私貿易を行うことが公認されていた、唯一の開港場である漳州府海澄県であった。高案による収奪が結果として、万暦三十年（一六〇二）に民変を惹起したことが「洋考」では次のように記されている。

諸商嗷嗷、因鼓譟為變。声言欲殺案、縛其參隨、至海中沈之。案為宵遁。

諸商は嗷々とし、因って騒ぎ立てて変を起した。〔高〕案を殺すと揚言し、その参隨を捕縛して、海中に沈めた。案は宵に紛れて遁走した。

これ以降、高案が海澄県へ来ることはなかったという。しかしながら、高案は海外との私貿易に関与するとともに、澎湖島で「紅夷」（オランダ商人）との交易を画策する貿易商人の後楯として、その影響力を行使していたともいわれている。⁽⁴⁸⁾ また万暦三十五年（一六〇七）には福州において、生員や塩商を中心に反高案の民変が起こったことが、謝肇淪の『五雜組』には記録されている。⁽⁴⁹⁾

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

ところで、万曆四十二年（一六一四）四月十一日に福州で起こった民変の要因を考えると、そこには福建税監であった高案が広東の税監を兼管するという事態が関連していた。⁽⁵⁰⁾「洋考」には、

四十二年、広東税監李鳳病死、有旨命案兼督粵税。閩父老私計、粵税視閩税為鉅、案必舍閩適粵。所在欣欣、析解到懸。

〔万曆〕四十二年、広東税監李鳳が病死し、上諭によつて〔高〕案が広東の税を兼督することが命じられた。福建の父老は私かに考えた。広東の税は福建の税に較べて巨額であり、案は必ずや福建を捨てて広東へ行くだろうと。至るところで喜びがあふれ、苦しみから解放されることを祈った。

と書かれている。李鳳の死と高案の兼管について、実録に関連記事を見出すことはできないが、前年の十月八日の条には「広東税使李鳳は久しく病氣であるが、在任のままで療養させる」という上諭が載せられており、⁽⁵¹⁾万曆四十二年（一六一四）に入つて程なく李鳳は死去したものと思われる。他方、高案が広東税監を兼管する件については、首輔葉向高の言説のなかに関連するものをいくつか見出すことができる。⁽⁵²⁾

既述のように、〈福州民変〉を伝える実録の記事（五月十一日条）は、直接的には袁一驥と徐鑒の上奏を受けた葉向高等の五月十一日の「葉掲二」に基づくものであった。だが、前日の日付のある「葉掲二」でも同様に「税監高案激変の事」が書かれており、事件の前段階に次のような状況の存在が伝えられている。

近聞、其帶管広東、延頸企踵、以望其去。然臣以為、移此害彼、均是王民、不忍使広東、独受其禍。而案以將有粵行、搜括愈甚、造船蓄貨、索取民間百物。凡領袖者、毫不給与、且加以鞭箠。

近ごろ聞くところでは、その者（高案）は広東を帶管し、首を延ばして足を踏み出そうとしており、「（広東へ）行くことを待ち望んで

いるとのこと。然れども臣が考えるに、此処から移して彼処に害をもたらすことは、均しく王民であり、広東だけにその禍を受けさせるには忍びない。だが〔高〕案はまさに広東に行こうとしており、搜括は愈々甚だしく、船を造って貨を蓄え、民間の百物を取り立てている。およそ代価を求める者には、毫も支払わず、且つ鞭箠を加えている。

広東税監を「帶管」したことで、高案は実際に福建から広東へ移ることを切望していた。また広東行を前提として船隻を建造し、民間から物資を取り立てて一切の代価を支払わなかったという。高案の船隻をめぐるのは、後に「袁三疏」が、次のように記している。

今多見在囚執、而案航海艦、豎旗列戟、見泊南台地方。船内滿載違禁番貨、及下海槍刀・弓弩・鳥銃・火藥、皆万目共覩、鑿鑿有拠者。

今、〔陳〕多が現に囚執されているのに、〔高〕案が乗る海艦は、旗を立て武器を並べて、現に南台地方に停泊している。船内には違禁の番貨、及び航海のための槍刀・弓弩・鳥銃・火藥を滿載しており、皆、衆目が共に見ており、鑿鑿として証拠の有るものである。

後述するように、四月十三日以降、福州府同知陳多が税監署に拘留されるという事態が発生する。そうした中で、高案の二隻の「海艦」は「違禁番貨」や武器を滿載して、福州近郊の商業区であり、福建の大動脈である閩江の流通ターミナルであった南台に停泊していたとい⁽⁵³⁾う。

他方、前掲の「葉掲二」では「広東へ行くことが叶わなかった」ことで高案の収奪は激しくなつたと指摘されていた。福建税監の高案が広東税監を兼管し、広東へ移るか否かということは、葉向高にとつて非常に悩ましい問題だったのである。なぜならば、彼は首輔であると同時に、福州においては郷紳の一人だったからである。⁽⁵⁴⁾

〈福州民變〉が起こる四月十一日より以前に福建巡撫袁一驥に宛てられたと思われる、葉向高の書簡が残されている。

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

すなわち、葉向高『蒼霞統草』卷二一、尺牘、「答袁撫台」は、次のような文面となっていた。⁽⁵⁵⁾

惟中多高監移于広東之説、広人痛恨。昨郭掌科已有説矣。弟向于広人言、此乃地方士民之意。台下不得不一言、非嫁禍于広也。然高監竟須阻其入広、不然広人之害、不更烈哉。各省税惟広東最重、加之以税監、将何以支。即明旨、亦未嘗令税監入広也。弟非不為桑梓計。

ただこのところ高（税）監が広東へ移るという説が多くいわれているが、広人は痛恨している。昨ごろ郭掌科は、すでにこの説を述べている。私は広人に対して言う。これ（高案の広東移駐に反対すること）は地方士民の〔総〕意であると。台下は一言をなさざるを得ないであろう。禍を広東に転嫁することはないと。然れども高監については、結局、須くその広（東）に入ることを阻止すべきであり、そうでなければ広人の害は、更に激しくならないことがあるか。各省の税はただ広東だけが最も重いのであり、これに税監を加えたならば、どうやって支えることができるか。たとい明旨といっても、未だ嘗て税監を広（東）に入らせるものではない。〔だからと言って〕私は郷里のために計っていないわけではない。

全国的に見ても税額がきわめて大きかった広東へ高案が移るといふ事態は、葉向高にとって痛し痒しの問題であったことが、ここでは率直に述べられている。しかしながら、福建税監の高案が広東税監を兼管するという「明旨」は出されていたものの、実際に高案が広東へ移ることは命じられておらず、それはあくまでも福建に居て広東税監をも兼ねるというものだったのである。

税監高案の広東兼管という問題は、後に福建巡撫袁一驥にとつても自らの去就に関わる火種となつたのである。（福州民変）から十一ヵ月後の万曆四十三年（一六一五）三月、吏科給事中解經雅は、高案に広東への「移駐」を勧めたという理由で袁一驥を弾劾したのであった。⁽⁵⁷⁾

さて、事件の〈前夜〉、高案が福州の小民に対して苛烈な「科派」を行ったことは、福建巡撫袁一驥によって事細かく報告されている。「袁一疏」は、次のように述べている。

又以粵人戒嚴擯斥、懼不敢往、思專取盈于八閩者、囊括無遺。故私派一切行戸、金行取紫金七百餘兩、珠行取大珠五十餘顆、寶石行取青紅酒黃五十餘塊、塩商每引勒銀二錢、歲銀万兩。其他綢段舖戸百家、編定輪日供応、日取數百計。而打造通倭双桅海船二隻、竹木油鉄各舖行、取料二千餘兩、置辦通倭禁物、如番段・龍鳳紅袍・建鉄刀胚・硝磺・鉛・錫・氈單・湖絲、価數十万。出入陳兵、家丁三百餘人、賓客謀士、及歌童舞女百人、飲食珍奇、及一応米菜酒果、尽取商店、日用五十餘金。各項物価、分毫不給。……而各棍人人取足、百金之産、編派無遺、擒拏拷逼、非投水即自縊。冤号動天、赴臣泣訴、日以百計、皆甘心以命与案博。

また粵人が嚴戒をしいて排斥したことで、「高案は」懼れて敢ては往かず、専ら八閩から収奪することは、すべてを括つて遺すことがないように考えた。故に私かに一切の行戸に科派し、金行からは紫金（純金）七百餘兩を取り、珠行からは大珠五十餘顆を取り、寶石行からは青紅・酒黃（黄玉）五十餘塊を取り、塩商には毎引、銀二錢、歲ごとに銀（一）万兩を無理強いた。その他、綢段舖戸百家は、編成して日ごとに輪番で供応させ、毎日の取り立ては數百（兩）を算えた。そして通倭のための双桅の海船二隻を建造するため、竹・木・油・鉄の各舖行から、材料二千余兩を取り立て、倭と通商するために禁制品である番段・龍鳳紅袍・建鉄刀胚・硝磺・鉛・錫・氈單・湖絲など、価格數十万（兩分）を買い揃えた。（税監署の）出入には兵を並べ、家丁三百餘人、賓客・謀士、および歌童・舞女百人が、飲食する珍奇なもの、および一切の米・菜・酒・果は、尽く商店から取り立て、日用のものは銀五十餘兩にもなった。（しかし）各項の品物の代価は、分毫も支払わなかった。……そして棍徒たちは人々から存分に取り立て、百金の資産も、分担（徴収）によつて餘剰も無く、逮捕・拷問によつて、投身（自殺）でなければ自縊するだけであつた。怨みの声は天を震わせ、臣のところに赴い

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

て泣きながら訴える者は、日に百にものほり、皆が甘んじて衆と命を賭けようとした。

高案の収奪は、高価な宝・石類から船隻の原材料まで、さらには高級絹織物から日用の食料品にまで及び、それは莫大な額の銀両にのぼった。ここには「金行」「珠行」「宝石行」「塩商」「綢段舗戸」「竹木油鉄各舗行」さらには「米菜酒果」の「商店」が挙げられているように、多種多様な商賈（「行戸」）がその対象となっていたのである。

高案が代価を全く支払わないという状況、或いは腹心の無頼たちによる強制的・暴力的な取り立てに対して、巡撫衙門に「泣訴」してくる者が「日々、百を算えた」と袁一驥は記しているが、福州府推官の周順昌も「周紀事」のなかで、次のように述べている。

季春上旬、撰閩県篆。邑中若金珠米木各行、紛紛控告謂、税監掠取其貨、累月窮年、餽莫給与。

三月上旬、閩県の署知県となった。県中の金・珠・米・木の各行が、紛々と告訴して〔次のように〕謂った。「税監がその貨を掠取し、累月窮年も、代価を支払っていない」と。

〈福州民変〉が起こる一カ月前に閩県の署知県を兼任した周順昌のもとには「金・珠・米・木の各行」から次々と、高案の「掠取」に対する訴えが届いていたのである。

そうした状況の帰結として四月十一日に「やや給するように哀求する」（「袁一疏」）、「哀鳴して直を求める」（「周紀事」）、或いは「欠債を告討する」（「定陵」）商賈を中心とする群衆が、高案の居る税監署に押し掛けたのであった。

(ii) 四月十一日

〈福州民変〉は、万曆四十二年（一六一四）四月十一日の「薄暮」に起こった⁽⁸⁸⁾。まず、第一群の史料のなかから「袁

一疏」の記載を見ることにしよう。

乃案稔惡弥甚、四月十一日、怒各行哀求稍給、魔兵持刀乱砍、殺傷潘六・蔡廷機等數命。餘各驚逃。又恨逼近民家・居停・舖戶、及暮射火、將三十餘戶無辜蕩燬。一時万姓、裂眦切齒、欲得案而食其肉。乃不思招安退衆。

ところが〔高〕案の罪惡は愈々甚だしく、四月十一日に、各行が少しでも支払うように哀求するのを怒って、魔兵たちに刀を持って襲わせ、潘六・蔡廷機等數名を殺傷した。他の者は各々驚いて逃走した。また近隣の民家・居停・舖戶を恨み、夕暮に及んで火〔箭〕を射て、三十餘戶の無辜〔の家〕を焼き尽くした。一時、万姓は切齒扼腕し、〔高〕案を捕らえてその肉を食らおうとした。とうてい安撫して群衆を退散させることができないとは思われなかった。

巡撫袁一驥の最初の上奏によれば、代価の支払いを求めて税監署に押し掛けた「各行」に対して、高案の側は、第一に、「魔兵」（配下の私兵）を使つて暴行を加え、數名を殺傷し、第二に、火箭を放つて近隣の家々、「民家」や「居停」（旅舎）や「舖戶」（商店）を焼き払うという蠻行に出たのであつた。結果として「万姓」は「案を得てその肉を食わんと欲す」という一触即発の事態に至つていたという。

他方、「董紀」には些か異なる状況が記されている。

各行戸以案且行、四月十一・十二日、群赴領餉、案嗾群凶捉打。市上人蜂擁、随之大鬭爭。以火火其門、延燒民房三十餘間。火光達曙、会天雨。

各行戸は〔高〕案が〔広東へ〕行こうとしているのを聞いて、四月十一・十二日に、集団で〔税監署に〕赴いて代価を受け取ろうとしたが、案は群凶を指嗾して捕捉・殴打させた。市上の人々が続々と集まり、次いで大騒乱となつた。火によってその（税監署の）門が焼かれ、民房三十餘間に延焼した。火事は曙まで続いたが、降雨に会つた。

既述のように「四月十一・十二日」は四月十一日の誤りであるが、董応挙によれば、税監署へ押し掛けた「市上の人」による大混乱のなかでその門に火が掛けられ、それが周辺の家屋にまで延焼した。⁽⁵⁹⁾ 火事は夜明けまで続いたが、偶然の降雨によって鎮火したという。

「袁一疏」と「董紀」の間には火事をめぐって記述の齟齬が見られるが、四月十一日の事件に関する最も詳細な史料は、周順昌によって書き残されている。ここでは「周紀事」および「周縁由」の両方の記載内容について、若干の分析を加えることにしたい。まず、同年の七月一日に書かれた「周紀事」から見ていくことにしよう。

於四月十一日薄暮、聞諸行戸踵監門、哀鳴求直、監誘入闔門尽繫之、百端魚肉。赴援者蟻聚於外、発箭揮刀、被髮流血者、皆是也。嗟乎小民哀求、不得直、反以刀矢相加。公憤交激、解之不能散。税監恐懼、乃身登峻閣、火箭雨集。烈燄燿天、悲声動地。府県奉院司道令、遣兵合救、夜半始息。然民廬化飛灰、已三十餘家。

四月十一日の薄暮において、聞いたところでは、諸行戸が監門（税監署）に至り、哀鳴して代価を求めたところ、税監は誘い入れて門を閉じ、尽く拘束して、様々な暴虐を加えた。援助に赴いた者たちが（門の）外に蟻集したところ、「税監側が」箭を放ち刀を揮ったことで、髪を振り乱して流血する者だらけであった、とのこと。ああ小民が哀求しても、代価は得られず、反って刀・矢を加えられたのである。公憤は交々激し、解散させようとしても「それは」不可能であった。税監は恐懼し、自ら峻閣に登り、火箭を雨あられと放った。烈燄は天を焦がし、悲声は地を揺るがした。府・県は院・司・道の命令を奉じて、兵を派遣して合同で救助を行い、夜半に「至って」始めて終息した。然れども民屋の飛灰と化したものは、已に三十餘家にのぼっていた。

ここでは先の二史料の内容に加えて、「諸行戸」が税監署の門内で「百端魚肉」され、さらに「峻閣」から高案が放った数多くの火箭によって「三十餘家」が灰燼に帰したことが述べられている。

次に「周縁由」の関係記事を提示することにしたい。

本年四月十一日、申牌時分、忽拋馬夫謝貴急報、本地方舖行匠作諸色人等、因在税監、告討久欠餉銀、反被閉門殺傷、見在激變、等情。卑職不勝駭愕、疾赴前視。侯官県知県金元嘉、亦偕往本監門首。本府知府諭・同知陳・通判龔、同時彙集。此時軍民千万為擁、肩摩衽接、道不得行。所見中有被傷者、或揮涕拊膺、或流血被面、或帶箭鳥驚、或踰牆鼠竄。人情洶洶、悲憤交極。詢其釁端云、係税監狼心虎口、肆毒無已、恃威逼取各行、若米若金、及諸物価総計百千、久不肯給。痛思、小民本微力薄、朝夕販売以餬口、拳家老幼、嗷嗷以待。乃累月曠歲、索之茫然、情不能堪、勢不及俟。不得已各自踵門、告哀乞憐、反触其怒、閉戸逞凶、挾勁弩、操利刃、忍心慘殺。逃出者重傷可掬、錮内者難保全身。此衆索還欠餉、皆為網中之魚、衆姓求生、奚忍不相償也。職等仍再三撫慰間、陡見民房一時火起。頃之煙燄障天、室廬財產、化作飛灰、老幼男女号慟、不可勝紀。職等倉皇遣救、及奉撫按兩院・各司道、連發憲牌、調兵合救、自初更至三更、火始得熄。職等方各回本衙門、守護庫獄。

本年四月十一日、申牌時分（午後四時頃）に、忽ち馬夫の謝貴が急報するところに拠ると、本地方の舖行・匠作等の各種各様の人々が、税監〔署〕において、久しく滞納していた餉銀の支払いを求めたところ、反って門を閉じて殺傷されたことで、現在、激變が起こっている、とのことであつた。卑職は驚愕に堪えず、急いで駆けつけて見に行こうとした。侯官県の知県金元嘉も、共に本監の門首に往つた。本府の知府諭〔政〕・同知陳〔多〕・通判龔〔以礼〕も、同時に集まつていた。この時、軍民千万が群衆となり、押し合い圧し合いしており、道を行くことはできなかった。見たところでは傷を負つた者がおり、或るものは涕を拭つて胸を摩り、或るものは流れた血が顔を被っており、或るものは箭を受けて驚き慌てており、或るものは牆を越えて逃げようとしていた。人情は洶洶とし、悲憤は交々極まつていた。その釁端を詢ねたところ、〔次のように〕云つていた。税監の狼心虎口は、毒を撒き散らして已むことがなく、威

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

勢に恃んで各行から「物品を」奪い取り、米や金、及び諸物の代価は総計で百千にもなるのに、久しく支払おうとしなかった、と。痛ましく思うには、小民は元手も微かで力も薄く、朝夕の販売で餬口をしのぎ、家の老幼を挙げて、嗷嗷として待っていることである。ところが累月経年、これを求めても（「払われず」）茫然とするだけで、情として堪えることができず、勢いとして俟つこともできなかった。已むを得ず、各々が（税監署の）門に至り、告哀乞憐するも、反ってその怒りに触れ、門を閉ざして暴力に及び、勁弩を持ち、利刃を操り、無慈悲にも惨殺を行った。逃げ出した者は重傷を負い、（門）内に拘束された者は一身を保つこともできなかった。この人たちは滞納した代価の支払いを求めて、皆が網中の魚となったが、衆姓は生を求めたのであり、どうして償われないことに我慢できようか。職等がやはり（人々を）再三撫慰していたところ、突然、民房で一時、火の手が上がるのを見た。しばらくして煙霽は天を蔽い、室廬・財産は、飛灰と化し、老幼・男女が慟哭することは、記すに堪えないほどであった。職等は慌てて救助（の人員）を派遣し、また撫按両院・各司道が、連発する憲牌を奉じ、兵を動員して合同で救助を行い、初更（午後九時頃）から三更（午前〇時頃）に至って、火災は始めて終熄させることができた。職等ははじめて各々が本衙門に戻って、庫・獄を守護した。

「馬夫謝貴」の急報を受けて、周順昌は府城の南門に近い税監署に駆けつけたが、そこはすでに「舗行・匠作の諸色人等」によって「激変」状態となっており、顔面から血を流す者や矢が突き刺さった者、税監署の塀を越えて逃げようとしていた者などがいて、混乱の極みに達していた。また多くの群衆が集まり、押し合い、押し合いの状況のなかで、福州府の知府喻政・同知陳多・通判龔以礼、さらには侯官県の知県金元嘉も税監署の門前に駆けつけていたという。⁶⁰⁾

「周紀事」では「薄暮」とされているが、「周縁由」では「申牌時分」に「激変」が伝えられており、事件は当日の午後四時前後から始まったものと思われる。物品の代価を要求する商賈・工匠等に対して、税監側は彼らを門内に引き入れ、刀や弓矢を用いてほしいままに暴力を加えた。さらに夜に入って民家から火の手が上がり、その火災は日付が

変わる午前〇時頃まで続いたのであった。

税監側の暴虐非道に対して「小民」たちはまさに一触即発で暴動に至る寸前であった。こうした状況を「袁一疏」は「一時万姓、裂眦切齒し、衆を得て其の肉を食らわんと欲す」と記し、『定陵註略』所載の「徐疏b」は「地方は合城团聚し、高衆を殺さんと欲す」と述べている。では、一体、四月十一日の事件は、どのように収束したのであろうか。すでに提示した「周紀事」「周縁由」は共に夜半まで続いた火災が鎮火したことを述べるだけである。それに対して「袁一疏」は当日の最後に「乃ち思わざりき、招安して衆を退けるを」と記していた。また「董紀」では、前掲の史料に続いて、次のように書かれている。

海道呂公純如・塩道李公思誠、恐難作、欲姑戢民、而図之同事、不可。

海道の呂純如公と塩道の李思誠公は、災難が起るのを恐れ、姑らく民を戢めようとして、これを同僚に図ったが、うまくいかなかった。

奈良修一も指摘するように、「董紀」にはともすれば呂純如を高く評価・顕彰する意図が込められている嫌いがあるが、ここでは呂純如・李思誠による「戢民」の努力が奏功しなかったと述べられているのである。

しかしながら、第二群の史料には、いくつか興味深い記述を見出すことができる。「洋考」は、四月十一日の最後を次のように結んでいる。

復從魏樓、射之放火、延焼民屋数十餘家。衆各奔潰。

〔高衆は〕また魏樓から、これ〔箭〕を射て火を放ち、民屋数十餘家を延焼させた。群衆は各々が逃散していった。

税監署を囲んだ群衆は周辺の「民屋数十餘家」が延焼するのを見て恐慌・狼狽したのか、自然に散っていったとい

うのが、張燮の見解である。それに対して「葉掲二」は「民屋数百間」の延焼を記した後に、

百姓聚集愈多、環起而攻之、地方官勸諭方散。

百姓の聚集は愈々多く、環起してこれ（税監署）を攻めようとしたが、地方官が説諭してやつと解散した。

と記している。周辺で火災が起こるなかで、激昂した群衆が税監署を襲撃しようとしたが、その場にいた地方官の説諭によって解散させることができたというのである。⁽⁶²⁾

以上のように、第一群の諸史料から四月十一日の事件が収束する過程を明確に窺うことはできないが、他方、第二群の史料によれば、当日の夜、火災が起こる中で、おそらくは夜半の鎮火に合わせて税監署を囲んでいた群衆は散っていったものと思われる。それが自然に散開したのか、或いは地方官の説諭によって解散したのか、は別にして。鎮火した後、税監署前に詰めていた「職等」がやつと各衙門に帰ることができたという「周縁由」の記述は、取りあえず、群衆による暴動の危機は脱したことを明示しているのではなからうか。

ところで、四月十一日における税監側の暴虐行為による被害状況は、翌日になって周順昌（閩県署知県）のもとに次々と伝達された。その状況を掻い摘まんで提示することにして。『周縁由』には、官側の報告二件および民側の訴え四件が記載されている。⁽⁶³⁾

(1) 閩県巡捕典史洪世法が伝えた「巡街応捕張龍」の報告

夜間に税監署から放たれた火箭によって「軍牢房一十六間」「民房二十九間」および「丙辰進士」「經国裕民」の「牌坊」二座が延焼し、「民房一十八間」が破壊された。税監署自体は延焼を免れた。

(2) 「居民鄭欽等一十八人連名」の呈文（「為亟救惨殃事」）

鄭欽等の家屋は「内監府前」に所在していたが、「内監人役」が「衆行」を追い払うために火箭を用いたことで彼らの「房屋」「家資産業」は灰燼に帰した。これは「天災」ではなく税監側の「虐禍」によるものである。

(3) 鄭国欽の投文（「為急救財命事」）

鄭国欽は「内監府辺」に居住して「売布」を活計としていたが、火箭によって「房屋二間・貨物七百餘両」が全焼した。

(4) 「連僉具呈人張心等四十四人」の訴え（「為亟救慘殃事」）

張心等は「内監府対門の住民」であったが、税監署から放たれた火箭による火災で「房屋・財産」は一空と化した。

(5) 「連僉具呈人姚肖等八人」の訴え（「為殃苦慘傷事」）

姚肖等は「内監府左辺」に連なって居住していた。火災の最中に、消火活動をしていた息子の姚夏が税監の棍徒が放った箭で咽喉を負傷し、また鄭四も「棍刃」によって傷つけられた。

(6) 「馬夫」による負傷した被害者についての報告

「銅行」の朱鐸は刀で頭（「腦」）を負傷。「櫟木行」の樵少山・蔡廷機、「蟾魚行」の陳一郎、「炭行」の周一章・謝廷祖は刀で顔を負傷。「鉄匠」の潘六と「民」の謝応順は刀で頭（「頭」）を負傷。「民」の張公治は箭で喉を負傷。董九は箭で眼眶を負傷、等。

(2) (3) (4) (5)の民側の訴えに名を連ねた者は、併せて七十一名にのぼるが、彼らは「内監府前」「内監府辺」「内監府対門」「内監府左辺」とあるように、すべてが税監署の近隣・周辺の住民であった。彼らの多くは、税監側の火箭によっ

て家屋が全焼するという甚大な被害を受けたのである。それに対して(6)には「銅行」「櫟木行」「蟻魚行」「炭行」および「鉄匠」というように商賈・工匠の人名が記されている。ここに見える潘六・蔡廷機は「袁一疏」でも高案の「磨兵」によって「殺傷」された者として名前が挙げられており、(6)の被害者は税監署に代価を要求した者たちであることが分かる。また(1)は、税監署周辺の火災による被害状況をまとめたものと思われるが、張龍の報告によれば「該監衙門、未だ曾て延及せず」とあるように、税監署自体は延焼を免れたのであった。そうであるならば、「董紀」が記す「火を以て其の門を火く」という、混乱のなかで税監署の門が火災に遭ったという事実は存在しなかったことになろう。⁽⁶⁴⁾

一方、四月十一日の事件において、税監署周辺ではどれほどの死傷者が出ていたのであろうか。すでに提示した「袁一疏」には「潘六・蔡廷機等救命を殺傷す」と書かれていたが、「袁四疏」では「近日、潘六・蔡廷機等二十餘命を殺死す」となっており、袁一驥が把握したところでは、当日の死者は二十数名ということになる。⁽⁶⁵⁾ 後者の数値は「葉掲一」にも踏襲され、そこでは「該監、遂に左右をして行凶せしめ、二三十人を殺死す」と書かれている。⁽⁶⁶⁾

ただ「十一・十二日の異変の事情」を報告するように按察司から求められた周順昌は「周紀事」および「周縁由」において、それぞれ次のように述べている。「周紀事」には、

火之夜、有被傷死者四人、内外各二。税監妄謂、内二人為本監奴子。時兵道未出、令兩県具棺進斂。

火事の夜、傷害を受けて死亡した者は四人おり、「税監署の」内外で各々二人であった。税監は妄りに謂っている。「内の二人は本監の奴子である」と。時に兵道〔呂純如〕は未だ〔税監署を〕出ていなかったが、〔閩・侯官の〕兩県に棺を具えて〔死体を〕斂めるようにさせた。

とあり、「周縁由」には、

縁、被傷身死、実有四人。有云均係良民、有云内有本監二人、一係本監自殺、一係病死。先蒙兵備道在本監衙門一内、諭令兩県、急備尸棺二具、送進装斂訖。

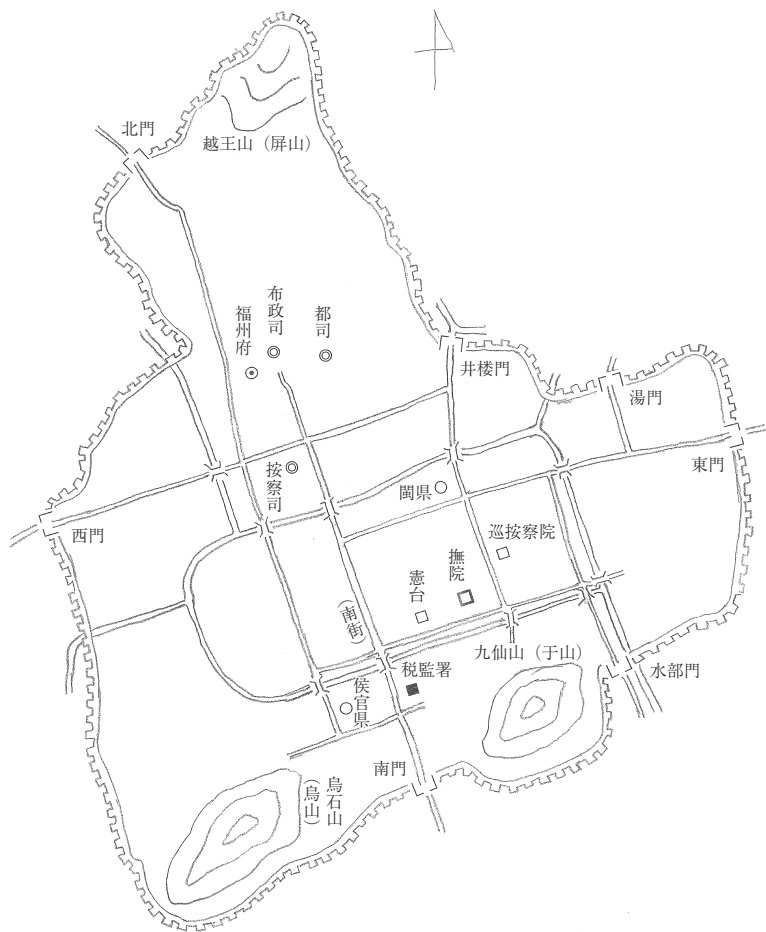
そもそも、被傷して死亡したものは、実に四人であつた。均しく良民であると言うものがおり、内に本監〔側の者〕が二人おり、一人は本監〔側〕の自殺で、一人は病死であると言うものがいた。先に兵備道は本監衙門内に居て、兩県に命じ、急いて棺二箱を備えて、〔税監署に〕送つて〔死体を〕装斂するようにさせて終つた。

とある。ともに同じ事柄について書かれたものであるが、周順昌によれば、十一日に死亡した者は四名であり、その内の二名は税監側の人間で、後述するように、十二日に税監署に拘束されていた兵備道（按察司僉事）呂純如の命令によつて棺が用意され、二体はそれに収容されたという。残りの二名は、税監署に押し寄せた群衆側の死者であつた。関連する史料として、袁一驥はまた「袁五疏」の中で、次のように記している。

其被殺潘六等屍親、見在号冤、白骨暴野、被燒鄭欽等露居、見無棲託、一望焦土。俱鑿鑿人有主名。此非臣以生為死、以偽為真也。

殺された潘六等の親族は、現に冤を叫び、白骨は野に曝されており、「家を」焼かれた鄭欽等は露居し、現に寄辺もなく、ただ焦土を望むだけである。俱に鑿鑿として「各」人には名前が有る。これは臣が生を死とみなし、偽を真としているのではない。

〔周縁由〕で「鉄匠」と書かれていた潘六は確かに死亡しており、或いは「袁一疏」に潘六とともに「殺傷」された者として名前の挙げられた蔡廷機（「樸木工」）もその一人であつたのかも知れない。結局のところ（福州民変）において、民の側の死傷者が実際にどれほどいたのか、は不詳といわざるを得ない。だが、少なくとも、直後の段階において、周順昌は死者四名と把握していたのである。



〔福州府城内衙門配置図〕

*①東亜同文会編『支那省別全誌』第14巻〈福建省〉、東亜同文会、1920年、附図「福州市街及馬尾港」、②野上英一『福州攷』台湾総督府熱帯産業調査会、1937年、所収「福州市街図」、③万曆41『福州府志』巻首、「府城図」、および④王応山『閩都記』巻3～巻9の記載を参照して作図した。

(iii) 四月十二日

《福州民變》における一連の事件のなかで、きわめて重要な意味をもつと思われるのが、四月十二日に起こった税監高案による巡撫袁一驥の拉致・人質事件とその後の一連の出来事である。首輔葉向高は、後に「古より以来、此の事、有るや否や」と振り返っている。⁽⁶⁷⁾

四月十二日の事件について第一群の諸史料は多くの紙幅を割いて伝えているが、ここではまず(a)「袁一疏a」(「袁一疏b」も併せて)および(b)「徐疏a」(同じく「徐疏b」も)から見ていくことにしよう。⁽⁶⁸⁾

(a) 十二日、案率領家兵二百餘人、蔽甲懷刃、乘臣以国喪、撤衛屏從之時候(撤圍之假)、以謁見為名、坐間突出_レ首。隨招各凶、露刃逼(劫)臣、諭衆使退。復挾副使李思誠・僉事呂純如、都司趙庭・張鶴独、要盟而始釈臣(云々。時慈聖上升、故云国喪)。

〔四月〕十二日、〔高〕案は家兵二百餘人を統率し、甲を着けて刀を持ち、臣が国喪によって、衛兵を撤去している時(囲いを撤去している暇)に乘じ、謁見を名目とするも、坐るとすぐさま_レ首を突き出した。次いで各凶を呼び、露刃で臣に逼り(を脅し)、群衆を諭して退かせた。復た副使李思誠・僉事呂純如、都司趙庭・張鶴独を強制して、盟約を〔結ぶように〕求め、そうして始めて臣を釈放した(云々。時に慈聖〔太后〕が昇天し、故に国喪と云う)。

(傍線部分は「袁一疏a」にのみ見えるもの、括弧()内は「袁一疏b」にのみ見えるものである)

(b) 十二日午時、案乘馬、身佩勅印、手執双刀、帶領參(隨)魏天爵・朱大等、各執兵器、突至撫臣轅門。時值聞詔居喪、兵役撤去。遂入至后(後)堂、將撫臣袁一驥并其子、挾之同行、往彼衙門。後見當兵救護、始同入憲台公署、团聚不散。臣諭三司勸解、薄暮方各回署。復挾副使李思誠・僉事呂純如、都司趙庭・張鶴独等、同至伊署。

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

至四鼓、李副使同趙都司方回。呂僉事・張僉書、竟留宿署中、次日始出。復留同知陳多_ヲ在署。

〔四月〕十二日正午頃、〔高〕_{（高）} 案は馬に乗り、身に勅印を佩び、手に双刀を執つて、参〔隨〕の魏天爵・朱大等を引き連れ、各々は兵器を執り、俄に撫臣轅門に至つた。時に詔勅による服喪に当たつており、兵役は撤去していた。〔高案等は〕遂に入つて后〔後〕堂に至り、撫臣の袁一驥をその子も併せて、無理やり同行して、彼の衙門に往かせようとした。後に營兵が救護に来るのを見て、始めて共に憲台公署に入つたが、团聚は散開しなかつた。臣は三司に命じて解散するように説得させた。薄暮になつてはじめて各々は署に戻つた。〔高案は〕復た副使李思誠・僉事呂純如、都司の趙庭・張鶴翀等を強制して、共に彼の〔税監〕署に至つた。午前二時頃に至つて、李副使と趙都司ははじめて戻つた。呂僉事・張僉書は、竟に署中で留宿し、次の日に始めて〔税監署から〕出された。復た同知陳多を署内に留めた。

（同じく傍線部分は「徐疏a」にのみ見えるもの、括弧（ ）内は「徐疏b」にのみ見えるもの）

四月十二日の昼頃、武装した税監高案は「家兵二百餘人」を引き連れて突然、巡撫衙門（「轅門」）に乱入し、袁一驥およびその子息を拉致して税監署まで連行しようとした。当時、巡撫衙門では、慈聖皇太后の服喪のために衛兵による警護は行われておらず、その間隙に乗じた出来事であつた。道すがら「營兵」が駆けつけて来るのを見た高案等は、近くの「憲台公署」に飛び込んだのである。⁷⁰ その場で、高案は巡撫袁一驥を解放したが、按察副使李思誠・同僉事呂純如および都指揮使趙庭・同僉書張鶴翀を連行して税監署に戻つた。⁷¹ その後、李思誠・趙庭は夜半過ぎに解放されたものの、呂純如・張鶴翀は翌日まで留め置かれたのであつた。以上が、(a) (b) による十二日の事件のあらましである。

ただ、ここで留意しておきたいことが二点ほど存在する。第一に、「袁一疏a」では「諭衆使退」とあり、「徐疏a」

では「团聚不散」とあつて、高案が袁一驥を拉致して移動している間も、その周辺には群衆が集まつており、高案にとつてきわめて大きな脅威になつていたことである。そして第二に、「袁一疏a」のみに見られるものであるが、税監署に入つた李思誠・呂純如等は高案に「要盟」され、その後、前者が解放されたということである。

次に、周順昌による「周紀事」を提示することしよう。

詰朝、告被傷被殺被災者、比比也。巳刻、見撫院袁公、言税監凶横、当与按君參之。余聞言心肯。午後、帰館、方清理案牘。急報、内監突然開門、横刀策馬、小衣背勅、隨梟勇家奴數十輩、各操利刃、疾馳軍門。太府諭公、以親乞婦在告、聞之駭甚、急偕僚属赴援。内監与都院最近、臬司・閫司次之、藩司遠矣。府更遠、趨至軍門、則税監諸凶、斬関直入内垣。袁公二子侍師側、俱被執。袁公驚出、税監臨以匕首、并挾出轅門、擁入憲台別署。吾鄉屯道李公思誠、兵道呂公純如、及閫司先至、府県官僚、与董戎事者次至。税監仍挾袁公、手示禁戢軍民、然後送公暨二子回院。両道尊以内監肆横、奉命来閫、無暇周計、偕閫司步送帰署。同寅三府龔公、勸余隨行、余曰不可。袁公既回院、余且返与太府商之、此藏謫計。内監果留両道、為卜夜飲。是夕、余先捕凶党之執刀、失墜者三人、昇府獄。漏已四徹、復昇閩県者、亦三人、皆凶党至戚。

翌朝、被傷・被殺・被災を訴える者が、次々とやつてきた。巳刻（午前十時頃）、撫院の袁（一驥）公に会つたところ、税監の凶横は、まさに按君（徐鑒）とこれを弾劾すべきである、と言つた。私はその言を聞いて心から首肯した。午後、〔理刑〕館に戻り、案牘を処理していた。急報があり、内監が突然開門し、刀を持って馬を鞭打ち、小衣（ズボン）には後ろに勅（印）をさげ、勇猛な家奴数十輩を従え、各々は利刃を持ち、軍門へ疾駆した、とのことであつた。知府の諭（政）公は、帰省による休暇に入つていたが、これを聞いて甚だ驚き、急いで僚属と共に〔巡撫の〕救援に赴いた。内監（署）と都院とは最も近く、臬司（按察司）・閫司（都司）はこれに次

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

ぎ、藩司（布政司）は遠かった。府は更に遠く、軍門に駆けつけたところ、税監の諸凶は、門を打ち破って直に内垣に入っていた。袁公の二子は塾師の側に居たが、共に捕らえられた。袁公は驚いて出たところ、税監は匕首を持って臨み、さらに脅迫して轅門を出て、憲台別署に引き入れた。わが郷の屯道李思誠公、兵道呂純如公、及び都司（の官）が先に至り、府・県の官僚と、軍事を統轄する者が次いで至った。税監はそれでもなお袁公を脅し、手ずから示して軍民に「騷擾を」禁戢させ、然る後に公と二子を送って〔撫〕院に帰るようにさせた。二人の道官は、内監の横暴によって、勅命を奉じて福建に赴任したが、計を周らず暇もなく、都司と共に歩いて〔高案を〕送って〔税監〕署に戻った。府の通判龔（以礼）公が、私かに随行するように勧めたが、私は「〔それは〕できない」と言った。袁公は既に〔撫〕院に戻り、私は帰って知府とこの件を商議した。これは欺瞞の計略を蔵していると。内監は果たして両道を留めて、夜通し飲もうとした。この夕、私は先に凶党の刀を持った者や〔屋上から〕墜落した者三人を捕らえ、府獄に託した。漏は已に四徹（午前二時頃）、復た閩県（の獄）に託した者も三人いたが、皆、凶党の親戚であった。

福州府推官周順昌は、その日の午前中、前日の事件をめぐる巡撫袁一驥との会見を終えて府の理刑館（推官署）に戻ったところ、税監高案が武装して撫院（「軍門」）へ向かったという「急報」が飛び込んできた。ほぼ事実関係のみを伝える「周縁由」の四月十二日の記載によれば、それは「未初時分」すなわち午後一時頃のことであり、「急報」は「馬夫李秀」によってもたらされたものであった。⁽⁷⁾そこで、周順昌は知府喻政および他の属僚等とともに現場へ急行したのである。その後の状況は「徐疏a」等の記載内容とほぼ同じであるが、高案が袁一驥を拉致して「憲台別署」に入り、「軍民を禁戢せしめた」後に巡撫を解放したことは、高案の過激な行動の事由を示唆するものだといえよう。

なお「周紀事」の末尾には、当日の夕方から夜半過ぎにかけて、税監側の「凶党」並びに「凶党の至戚」併せて六人が逮捕されて府・県の獄に入れられたことが書かれているが、「周縁由」では屯塩道李思誠の解放と併せて、次のよ

うに記されている。

更深時候、統奉軍門拿獲行凶税棍周聰・徐文・朱朝臣三名、發下閩県収監外、至四更二点時分、本監開門、送出屯道、仍留兵道在內。

夜更けの時分に、続けて軍門（の命）を奉じて凶悪な税棍の周聰・徐文・朱朝臣三名を逮捕し、閩県に命じて収監させたほか、四更二点（午前二時頃）の時分に至って、本監は開門し、屯道を送り出したが、なお兵道を〔署〕内に留めた。

第一群の史料として、最後に「董紀」の内容を確認しておきたい。なお、すでに述べたように、董応拳は四月十二日を「十四」と書き誤っている。

十四早、市上人各持稻草繩、繩采從燒場。鑿案牆、洞於杖屋。案從楼上望見、遂部勒群凶、裏面手刀、發銃乘馬出。百姓無器械、見銃崩裂。案遂直至軍門、斬関入、直入內堂、捉袁公袖行、欲同婦監。群凶亦捉其壻与先生。時予在烏石山太虚菴、讀書不知也。侯官金令君來告、且商召兵、既別去。予欲下山奔視、一門人苦諫。予曰公祖也必往。族子養河賛予決、遂從予步下山、有雨色滑甚。至南街、則聞軍門已歸院、塩道李・海道呂、已与案同入監所矣。問諸行人言、案劫軍門、至節鎮坊、遇營兵奔入。有陳珂者声鼓兵、皆拔刀挺鎗、軍門目止之。案色変。

呂公方在按察司署中、聞報与李公斉出。輿人踟躕不欲前、呂叱前至節鎮坊。呂舍輿從、刀围中步入、与軍門挽手同行、李与二都閩從之、遂入憲台、競說案。案見救者至、大哭而手刀如故。趙都閩乘間奪其刀、呂助之、指見血縛焉。布政司寶公子偁、是日方理庫、聞之促輿夫、輿夫未集、益以隸令。理問李名芳從、亦至節鎮坊、聞道閩已列坐講解矣。遣理問諭案衆、毋妄動。參随朱朝臣、刀加理問、面恐之。寶遂不入、而軍門亦歸。案謂呂・李二公、若当護我。呂曰、有時差官護送汝也。案目撰之、又恨呂前節制其夫馬也。是夜独留呂、宿監所、呂坦然当之、不

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

為意。

十四「日」の朝、市上の人は各々が藁縄を持っていたが、縄は焼場から取ってきたものであった。「彼らは高」案の牆に穴を穿ち、杖屋まで素通しとなった。「高」案は楼上より望見し、遂に群凶を率い、顔を「布で」包み手に刀をもち、銃を発して馬に乗り「門を」出た。百姓には武器も無く、銃を見て裂けるように散っていった。案は遂に直ちに軍門に至り、門を打ち破って入り、直ちに内堂に入って、袁「驥」公を捉えて引き連れ、共に「税」監「署」に戻ろうとした。群凶はまたその増と先生を捉えた。時に私は烏石山の太虚菴に居り、読書をしていて「事件を」知らなかった。侯官知県金「元嘉」君が「事件を」告げに来て、且つ兵を動員することを商議し、既に別れて去った。私は山を下りて見に行こうとしたが、ひとりの門人が強く諫めた。私は言った。「知府も必ず行くに違いない」と。族子の「董」養河は私の決断に賛成し、遂に私に従って歩いて山を下りたが、雨模様で「足が」滑ること甚だしかった。南街に至ると、則ち軍門は已に「撫」院に帰り、塩道李「思誠」・海道呂「純如」が、已に「高」案と共に監所「税監署」に入っていた。道行く人に聞いたところ「次のように」言った。「案が軍門を拉致して、節鎮坊に至ると、官兵が駆けつけて来るのに遭遇した。陳珂なる者が兵を鼓舞したところ、皆は刀を抜いて鎗を構えたが、軍門は目でこれを止めさせた。案の「顔」色は変わった」と。呂公は按察司署の中に居たが、一報を聞いて李公と共に出向いた。輿人は躊躇して進もうとしなかったが、呂は叱って節鎮坊まで至った。呂は輿従を捨てて、「官兵の」刀が囲む中に歩いて入り、軍門と手を携えて共に行き、李と二人の都司がこれに従い、遂に憲台に入り、競って「高」案を説得した。案は「自分を」救ってくれる者が至ると、大声で哭いたが、手の刀はもとのままであった。都司の趙「庭」は間に乗じてその刀を奪い、呂がこれを助けたところ、指には血の筋が見えた。布政司の寶子僂公は、この日、「〔広積〕庫を整理していたところ、これを聞いて輿夫を促そうとしたが、輿夫が未だ集まらず、隸令によって「〔人員を〕増やした。〔布政司〕理問の李芳庭も、節鎮坊に至ったが、道〔台〕・都司が已に列坐して「〔巡撫の〕解放を講じているのを聞いた。理問を遣わして案衆を諭し、妄動し

ないようにさせた。参隨の朱朝臣は、刀を理問に加えようとし、顔でこれを恐れさせた。寶は遂に〔憲台に〕入らなかつたが、軍門は〔撫院に〕帰った。〔高〕案は謂った。「呂・李二公、汝らは当に我を護るべきである」と。呂は言った。「その時は差官が汝を護送する」と。案は目でこれを睨み、また呂が以前、その夫馬〔の役〕を制限したことを恨んでいた。この夜、独り呂だけを監所に留宿させたが、呂は平然とこれに当たり、意に介さなかつた。

四月十二日の当日、董応挙は烏石山中の「太虚菴」で「読書」していたところ、来訪した侯官県知県金元嘉によつて、巡撫袁一驥が税監に拉致されたという一報を聞いた。その後、族姪の董養河とともに山を下つて南街の税監署に近接するところまで出向いたのである。⁽⁷³⁾だが、その時にはすでに巡撫袁一驥は撫院に戻つていたという。また按察司僉事呂純如等が駆けつけて「憲台」に入つた後、袁一驥を解放するように高案を説得し、都司の趙庭が高案の刀を奪い取つた様子も、臨場感溢れる筆致で董應挙は書き残している。さらに左布政使の寶子偁が「憲台」のある「節鎮坊」まで来ていたことも記されている。⁽⁷⁴⁾寶子偁は「憲台」のなかに入ることはなかつたが、そのことが後々、大きな問題となるのであつた。

ところで、巡撫袁一驥を拉致した高案が税監署へ向かう途中で、彼らは群衆に囲まれ、或いはそこに「營兵」が駆けつけるといふ事態に至つていた。⁽⁷⁵⁾むしろ、營兵や群衆が高案等一行の周辺を囲んで圧力をかけ、その場で「まさに高案を殺そうとした」ようである。⁽⁷⁶⁾従つて、やむを得ず、高案等は「憲台」に駆け込まざるを得なかつたといえよう。では、そもそも当日、高案はなぜ武装して税監署を出ると、撫院に突入して袁一驥を拉致するという、きわめて異様な行動に出たのであろうか。袁一驥・徐鑒・周順昌の史料はそのことを全く語っていないが、「董紀」では「市上の人」が税監署の扉に穴を空けたことが記述されている。

他方、第二群の史料に当たる「洋考」は、十二日の事件について次のように叙述している。

次早、遠近不平、各羣聚闔署、約数千。案露刃躍馬、率甲士二百餘、突犯中丞台。是時皇太后哀詔新至、轅門解嚴、案斬闕而入。一驥叱曰、汝反耶。案見一驥辞鋒忼慷、意為少阻、未敢遽犯。但劫一驥俱出、步至憲台。会副使李思誠・僉事呂純如・都司趙程等、後先繼至、始积中丞返署、而諸司与案偕還。時万姓走護、大兵徐集、一殺案無難。諸司慮傷国体、以理解散之曰、衆休矣。明旨自有处分。無狂闘也。衆乃解去。

翌朝、遠近〔の者たち〕は〔心中〕平らかならず、各々が闔署〔税監署〕に群集し、およそ数千人になった。〔高〕案は露刃を持って馬を走らせ、甲士二百餘〔人〕を率いて、突然、中丞台〔撫院〕に侵入した。この時、皇太后の哀詔が新たに至り、轅門は嚴戒を解いていたが、案は門を打ち破つて入った。〔袁〕一驥は叱つて言つた。「汝、反するか」と。案は一驥の語氣が激昂するのを見て、意は少しく殺がれ、未だ敢えて遽かには犯さなかつた。ただ一驥を拉致して共に〔撫院を〕出て、歩いて憲台に至つた。ちょうど副使李思誠・僉事呂純如・都司趙程等が、前後して次々と至ると、始めて中丞〔巡撫〕を解放して署に歸した。そこで諸司は案と共に〔税監署に〕戻つた。時に万姓は歩きながら〔袁一驥を〕護り、大兵も徐々に集まつて、案を殺すことも難しくはなかつた。諸司は国体を傷つけることを慮り、〔道〕理によつて解散させようとして言つた。「衆は休めよ。〔皇上の〕明旨には自ずから〔高案の〕処分が有る。狂闘してはならない」と。衆はそこで散開して去つた。

張燮は、前日に引き続き、朝から「約数千」の群衆が税監署に押し寄せていたと伝えている。こうした状況に危機感を抱いた高案は「甲士二百餘」を引き連れ、巡撫袁一驥を拉致して人質とするために撫院へ向かつたのであつた。高案のきわめて異常な行動は、二日間になつて押し寄せた群衆のパワーに対して恐慌をきたしたものだと思われる。そうした意味で「洋考」の記述は整合性のあるものとなっているのである。

以上、第一群の諸史料を中心に、四月十二日の事件の具体的な経過について見てきたが、およそ次のようにまとめることができる。

四月十二日は、朝方から多数の群衆が税監署に詰めかけていた。そうした状況に恐慌をきたした税監高案は自ら武装するとともに、配下の者たちを引き連れて巡撫の衙門へ突進した。時に慈聖皇太后の服喪のために警護が撤去されていた撫院に押し入った高案は、巡撫袁一驥を人質とするために武力で拉致して税監署へ連行しようとしたが、周辺を取り囲む群衆や駆けつけた官兵によつて進路を塞がれ、やむなく近くの憲台署へ一時的に避難した。その頃には各レヴェルの地方官たちが現地へ急行していたが、袁一驥または按察司副使李思誠・同僉事呂純如等が主導する説諭によつて群衆は解散すると同時に、袁一驥は解放されて撫院に帰還したのである。だが、李思誠・呂純如および都司の趙庭・張鶴翀は高案に同行して税監署に戻ったが、両者の間で何らかの盟約が結ばれ、夜半過ぎには李思誠等が解放された。それにも拘わらず、呂純如は事実上、税監署に拘束されて一夜を過ごしたのであった。

本節の最後に、高案による袁一驥の拉致・連行に関連して、奈良修一が注目する「流言」の問題を取りあげること⁽¹⁷⁾にしたい。それは康熙『福建通志』の袁一驥の伝に見える、

案馳入轅門請救、一驥叱曰、爾虐吾民、何救為。案邀至通衢、百姓羣將殺案、一驥諭止之。俄流言、以一驥鼓民、与案為難。

〔高〕案は轅門に駆け込んで助けを求めたが、〔袁〕一驥は叱責して〔次のように〕言った。「爾は吾が民を虐げたのであるから、どうして助けることができるか」と。案は〔袁一驥に〕求めて通衢に至った。百姓は群集して案を殺そうとしたが、一驥は諭してこれを止めた。俄にデマが流れた。〔袁〕一驥は民を扇動して、案に難をもたせうとした、と。

という記載である。このときの群衆の行動自体が袁一驥に扇動されたものだったというのが、流されたデマゴギーの内容である。事件が収束して税監が撤回された後、袁一驥を称揚するために「袁公祠」が建造されたが、そこに寄せられた葉向高の「生祠記」には、次のような記述が存在する。

又率其党介而馳、闖入轅門、以請救為辭。公叱曰、爾虐吾民、何救為。時蚤衙初散、公方坐鈴閣、治文書、旁無侍者。案挽公出至通衢、則介士畢集、將殺案、公目止之。觀察李公・呂公聞變、冒白刃馳至、以大義責案。公遂歸署、与直指徐公、走急足聞于天子。時余在編扉、亦具為上言案所以虐閩狀、上心動。而案党多為流言謂、公実鼓民、与案為難。

〔高案は〕またその武装した一党を率いて駆けつけ、轅門に闖入し、「救って欲しい」と述べた。〔袁一驥〕公は叱って〔次のように〕言つた。「爾は吾民を虐げたのに、どうして救えようか」と。早朝から衙〔兵〕は撤しており、公はまさに鈴閣に坐して、文書を治めており、旁に侍る者もいなかった。案は公を連れて通衢に出たが、則ち兵たちがみな集まり、まさに案を殺そうとした。公は目でこれを止めた。觀察（道台）の李公・呂公は變を聞いて、白刃をも顧みず駆けつけ、大義をもつて案を責めた。公は遂に〔巡撫〕署へ戻り、直指（巡按）の徐公と、急使を走らせて天子に上聞した。時に余は内閣に在り、また具さに〔高〕案が福建を虐げた状況を上言したところ、上の心は動かされた。そこで案の党は多く流言を広めて〔次のように〕謂つた。〔袁〕公は実に民を扇動して、案に難をもたらそうとした」と。

税監高案が巡撫を拉致するという前代未聞の行動に対して、巡撫・巡按による高案弾劾の上奏、さらには首輔による「虐閩」の上奏が行われたことで、万曆帝の「心」は動かされたという。それに対抗するように、デマは高案の側（「案党」）から流されたというのが葉向高の見解である。康熙『福建通志』の記事は、明らかに「生祠記」を踏襲した

ものだったのである。それと同時に、〈福州民変〉において、民衆による具体的な行動が何によって「激発」されたのか、という点をめぐり、巡撫をはじめとする地方官と税監側との間で微妙な〈綱引き〉が行われていたことを、当該の「流言」の存在は明示しているといえよう。

(iv) 四月十三日

前節で提示した「徐疏a」（「徐疏b」）の末尾には、「呂僉事・張僉書、竟に署中に留宿し、次日、始めて出づ。復た同知陳多を留めて在署せしむ」と書かれていた。四月十三日に呂純如・張鶴翀が解放される一方で、新たに福州府同知陳多が税監署に人質として囚われの身となったのである。陳多の拘留は、まさに呂純如の身代わりとして行われたものであった。⁽⁷⁹⁾

陳多拘留の件については、まず「周縁由」から見ていくことにしよう。

至十三日辰時、本府龔通判、以奉兩道面諭到県、將原發監犯三名取出、給賞新衣帽、送還本監。本日未時、又蒙屯道於軍門前、令本府県官遵依、前謁兵道、当蒙本道責令本府同知陳多相代。該監即將同知拘留、始送出兵道。彼時卑職、実未同進、不敢欺昧。続又屯兵兩道、諭令龔通判・姚経歴・孫知事、節次進換、該監不允。陳同知至今、拘留在內。

十三日の辰時（午前八時頃）に至って、本府の龔通判が、兩道の面諭を奉じて県（衙門）に到り、もともと監獄に入れた犯人三名を（獄から）出し、新しい衣服を支給して、本監まで送還させた。本日の未時（午後二時頃）、また屯道（李思誠）が軍門前において、府県官に遵依するように命じ、兵道（呂純如）に会いに行かせたところ、その場で本道（兵道）は本府の同知陳多に（人質を）交替するよ

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

うに命じた。該監は即ちに同知を拘留し、始めて兵道を「税監署から」送り出した。その時、卑職は実際には未だ共に行かなかったが、敢えて「そのことを」欺昧するものではない。続いてまた屯・兵の両道は、龔通判・姚經歷・孫知事を諭して、順番に交替させようとしたが、該監は許さなかった。陳同知は今に至るまで、その内に拘留されている。

税監署に呂純如の身代わりとして同知陳多を拘留することは、李思誠・呂純如の主導のもとに行われた。彼らはまた府の属僚である通判龔以礼・經歷姚儀および知事孫得仁をも輪番で〈人質〉に充てようとしたが、高案に拒絶されたのであった。⁽⁸⁰⁾ こうした税監署に人質を差し出すことは、高案と李思誠・呂純如の間に結ばれた「盟約」の内容の一つであったと思われる。さらに、ここでは「両道の面諭」を受けた通判龔以礼によって「原発の監犯三名」の釈放が閩県に命じられ、実行されたことが明記されている。「監犯三名」とは、前日の深夜、巡撫袁一驥の命によって閩県に収監された「行凶の税棍周聰・徐文・朱朝臣三名」を指しているといえよう。

ところで、上述の「周縁由」では「彼の時、卑職、実に未だ同に進まず」と事実関係を淡々と伝えるのみであったが、呂純如は陳多ではなく、周順昌を税監署に拘留させようとしたようにも思われる。そうであるならば、周順昌と呂純如等との間にはすでに軋轢の芽が萌していたことなるう。⁽⁸¹⁾ 第二群の史料ではあるが、「定陵」には「周紀事」および「周縁由」には見られない記載が存在する。呂純如の解放と陳多の拘留に対する周順昌の心情が、次のように綴られている。

十三日、思誠行県、将昨発監犯田聰等三名取出、給賞新衣帽、送還高案。又令府県官、往謁呂兵道、周推官堅拒不可、謂、今日欲図万全、出監司于危地、惟有合文武将吏、為纓冠之救、令其不得不出、庶幾士大夫之氣、不至靡焉尽喪。若徒以二三属吏、往謁税監之庭、手板旅進、何以成礼。且代非所宜令也。自黑綬以降、孰非天子之命

吏、而此积彼繫、如詛三物。又非為臣死忠、為子死孝之地。代胡可令耶。力謝不往。喻知府・陳同知、遂入稅署、謁呂純如。純如請以陳同知自代、衆乃聽純如出。

十三日、〔李〕思誠は県に命じて、昨日、監獄に入れた田聡等三名を〔獄から〕取り出し、新たな衣服を給して、高衆〔のもと〕に送り還させた。また府県官に命じて、呂兵道に会うために〔税監署へ〕往かせたが、周推官は堅く「できない」と拒絶し、〔次のように〕謂った。「今日、万全を図ろうとするのであれば、監司〔呂純如〕を危地から出し、ただ文武の將吏を合わせて、「纓冠の救」を行い、そのもの〔高衆〕に出さざるを得ないようにさせるだけである。〔そうすれば〕士大夫の氣概が、弱まって尽く喪われることには至らないであろう。もし徒らに二三の属吏が、往つて税監の署内で会い、手板をもつて〔官として〕一同で進んだならば、どうして礼を成したといえようか。且つ代理は宜しくさせるべきものではない。黒綬〔の印を授けられて〕以降、誰か天子の命吏でないことがあろうか。しかるに此のものを釈放して彼のを拘禁するとは、三物〔六德・六行・六藝〕を呪詛するが如きものである。また臣が忠に死し、子が孝に死す地と為すものではない。代理はどうしてさせるべきであらうか」と。務めて謝絶して往かなかつた。喻知府・陳同知は、遂に税〔監〕署に入り、呂純如と会見した。純如が陳同知を自分の身代わりすることを願つたところ、〔高〕衆は純如が出たことを聞き入れた。

税監側の意向を唯々諾々と受け入れた李思誠・呂純如によつて、税監署へ純如に会いに行くことを命じられた周順昌は、それを断固として拒否したのであつた。それと同時に、ここには税監高衆との間で妥協的対応を図ろうとする李・呂の両者に対して、あくまでも「士大夫」として、また「天子の命吏」として、原理・原則的対応を行おうとする周順昌の姿勢が明示されているといえよう。結局のところ、十三日の午後、知府喻政と同知陳多が税監署へ赴き、後者が呂純如に代わつて拘留されることになったという。

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

さて、税監署における福州府同知陳多の拘留はきわめて長期にわたった。袁一驥は、上奏文のなかで度々、そのことに言及している。「袁二疏」には、

先劫臣以諭散百姓、次挾道臣為城下之盟。因恨同知陳多、盤詰其開洋海船、喝兵拘執、擁入稅府、自十三日至今、未有釈放之期。

〔高案は〕先に臣を拉致して百姓を説諭で解散させ、次に道臣を拉致して〔屈辱的な〕「城下の盟」を結ばせた。同知陳多が、その出航する海船を査問し、兵に命じて拘束したことを恨み、稅府（税監署）に入れさせた。〔四月〕十三日から今に至るまで、未だ釈放の時期は来っていない。

と記されている。「袁二疏」自体は陳多が拘留された後に書かれたものであるが、ここでは「城下の盟」とあるように、李思誠・呂純如の対応——高案との盟約——がやむを得ざる措置であったという袁一驥の認識も示されているといえるよう。

次に、おそらくは張變の節略によって「袁三疏」には見出すことができないが、『万曆邸鈔』万曆四十二年甲寅卷、六月には「福建巡撫袁一驥、逆闖久繫府官、閩省變在呼吸等事」として「袁三疏」と同じ上奏が引用されている。そこには、

高案將福州府海防同知陳多、禁制私牢、声息不通者、已二十二日矣。

高案は福州府海防同知陳多を、私牢に拘禁し、声息が通じないようにしたことは、已に二十二日になる。

という記述が見られる。まさしく「袁三疏」は、四月十三日から二十二日後の五月五日に書かれたことになろう。さらに「袁五疏」には、

如案僇辱陳同知、囚繫三月、兩次大行皇太后詔到。凡在臣工、俱出郊恭迓。案深拱不臣、且怙終拘執陳同知如故。曾不得出塗炭、以尽臣礼。此非臣以积為禁也。

〔高〕案が陳同知を辱めるが如きは、囚繫すること三月になる。〔その間〕二度も大行皇太后の詔が到っている。凡そ臣工に在っては、俱に郊外に出て恭しく迎えるものである。案は深く拱ねいて臣〔の道〕を行わず、相変わらず陳同知を拘禁することは故の如くであった。どうして塗炭〔の苦しみ〕から出して、臣礼を尽くすことができないことがあるか。これは臣が釈〔放〕を〔囚〕禁としていないわけではない。

とあり、陳多は拘留から三カ月を経ても、相変わらず税監署から解放されてはいなかった。〔袁五疏〕は、七月半ばに書かれたものだったのである。^②陳多がいつ頃、解放されたのか、については、諸史料のなかに明確な記述を見出すことができず、現時点では不詳である。

ところで、高案は何故、このように長期にわたって同知陳多を拘留したのであろうか。袁一驥は「袁四疏」のなかで、

其長繫陳多、欲于興兵屠省之日、拘于軍前為質。

陳多を長く拘留しているのは、挙兵して省城が屠られようとする日に、軍前に拘束して人質にしようとしているからである。

と述べ、また

今閩民榜示通衢、欲殺案以救多、并雪殺人放火之讐。案日夜治兵、欲行屠滅。案与閩民、已成不共之勢、即臣等多方撫戢、諭以待旦、而衆怒鬱勃、窃発難料。

今、閩民は通衢に榜示し、〔高〕案を殺して〔陳〕多を救い、併せて殺人・放火の讐を雪ごうとしている。案は日夜、兵を治めて、屠

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

減を行おうとしている。衆と閩民とは、已に「天を」共にしない（不俱戴天）という勢に成っており、即い臣等が多くの方法で撫戢し、勅旨を待つように諭しても、衆怒は鬱勃としており、窃かに「激変が」発するかは料り難い。

と伝えている。他方、葉向高も『蘧編』巻九において、

次日、以同守陳多代之、呂乃出。衆嚴兵自衛、省城大擾、謂變且不測。

次の日、同知陳多を身代わりとして、呂（純如）は「税監署から」出た。「高」衆は兵に厳しく自衛させているが、省城は大いに掻き乱されており、変乱はまさに不測（の状況）にあると思われた。

と記している。福州府城内は依然として不安定な状態にあり、いつ「激変」が起こっても不思議ではないという状況が継続していたのである。従って、高衆の側にとって「人質」として陳多を拘留しておくことは、民変が起こって税監署が襲撃されるという事態を回避するために、きわめて大きな意味合いをもつものだったといえよう。

(v) 四月十四日

四月十四日に至ると、局面は新たな展開を見せることになる。周順昌は「周紀事」のなかで憤りもあらわに、次のように叙述している。

十四日、税監旧役三十人、持檄下府、与捕館及両県、反以放火殺人、乘機劫財、移殃於民、欲追捕。延平司李鄒公維璉檄来、余開而読之、不覺奮衣振起、拳茶甌擲地曰、異哉鄒公之為見也。今日之事、全以鎮撫地方為主。此檄一行、變不在税監、將在地方、罪不独在地方、將在守土。且撫院之疏、不幾虚乎。余弗行、并力阻館若県。時龔公執兩人囚禁云、獲税監之鹿皮者、方欲解道。民大騒動。余都釈之、民心乃安。余鬱鬱抱憤。適直指憲檄、督

以申報殺人放火緣由。遂扼實呈詳、其間多微詞、閱者訝其直也。余萌浩然歸志。

十四日、税監の旧役三十人が、檄を持って府に下し、〔それは〕捕館及び兩県に与えられたが、反って「放火・殺人を行い、機会に乗じて財物を劫奪した」ことで、禍を民に移し、追捕することを要求するものであった。延平司李（推官）の鄒維璉公の檄が届けられ、私が開いて読んだところ、思わず衣を奮って立ち上がり、茶碗を地に投げつけて言った。「異なるかな、鄒公の識見は。今日の事、全て地方を鎮撫することを主と為すとは」と。この檄が一たび行われたならば、変（の原因）は税監に在らず、地方に在ることになり、罪はただ地方に在るのみならず、守土（の官）に在ることになる。且つ撫院の上奏は、幾んど虚偽にならないことがあろうか。私は〔檄のとおりには〕行わず、併せて務めて館および県（が行うこと）を阻止した。時に龔（以礼）公は二人を捕らえて囚禁して云った。「税監の鹿皮を盗んだ者であり、まさに道台に移送しようと思う」と。民は大いに騒いだ。私がこの者たちをすべて釈放したところ、民心は安定した。私は鬱鬱として憤りを抱いていた。たまたま直指（巡按）の憲檄があり、「殺人・放火の縁由」を報告するように促された。遂に事実に拠って呈詳したが、其の中には微詞（婉曲な批判）が多く、閲読した者はその正直さを訝った。私には浩然として帰郷するという考えが萌した。

すでに述べたように、「周紀事」は周順昌自身の思いや感情が表出されている箇所が見られるが、ここでは事実関係のみを抽出することにした。

四月十四日になって、税監署から福州府の捕盜通判および閩県・侯官県の両知県に対して「火を放ち人を殺し、機に乗じて財を劫す」という容疑で「民」を逮捕するように命ずる「檄」が届けられた。⁽⁸³⁾後述するように、それは前日に解放された兵備道呂純如によって出されたものであった。⁽⁸⁴⁾また福建の〈山区〉に位置する延平府の推官であった鄒維連の「檄」も周順昌のもとに送られて来た。後者は「地方の鎮撫」のみを目的とする、全く順昌の意に添わない内

容であつたといふ。⁽⁸⁵⁾その後が続く「此の檄、一たび行わるれば」の「檄」は前者、すなわち「税監旧役」によつてもたらされた呂純如の「檄」を指している。⁽⁸⁶⁾それを受けた通判龔以礼によつて二名の「民」が逮捕され、一時「民は大いに騒動」したが、その二名を周順昌が釈放したところ、危険な事態は回避することができたのであつた。

一方、「周縁由」には日付が明記されていないが、呂純如による「憲牌」が収録されている。これが「周紀事」に書かれた「税監旧役」がもたらした「檄」だと思われる。また「定陵」では、十四日のところに節略したものが載せられているが、ここに「周縁由」の「憲牌」の記事を提示することにした。

又奉兵備道憲牌、為地方事。照得、税監積悪、虧損各人物価、自有両院・司道、替小民作主、何得聚衆、攻門囲屋、放火傷人。且查、攻門放火者、原非有身家各舖行、俱係游手市棍、意在乘機劫財耳。如此乱民、漸不可長。除税監聴両院会題、請旨撤回外、所有放火傷人、倡乱首惡、相応訪拏。為此牌仰県官吏、即密訪十一日晚放火、十二日傷人、糾衆行凶首惡、的確姓名、擒拏解道、以憑処治。若復再為姑息、置之不問、成何法紀、成何世界。其各街舖甲、因何不収斂間人、聴其群聚撒潑。巡捕官仍嚴行曉諭遵守、毋容玩違、等因到県。

また兵備道の憲牌「地方の事の為に」を奉じた。調査したところ、税監の積悪は、各行の代価を虧損したが、自ずから両院・司道が、小民に替わつて責任を負つており、どうして衆を聚めて、「(税監署)の門を攻め屋を囲んで、火を放ち人を傷つけてよいであらうか。且つ查べたところ、門を攻めて火を放つた者は、原より一家をもつ各舖行ではなく、俱に游手・市棍に係り、意図するところはただ機会に乗じて財物を劫奪することのみに在つた。このような乱民は、助長してはならない。税監については両院が会題し、勅旨によつて撤回するように上請することを待つのを除いて、あらゆる火を放つて人を傷つけ、騒乱を唱道した首謀者については、相応に搜索・逮捕すべきである。この為に牌によつて県の官吏に命じて、即ちに十一日晚に火を放ち、十二日に人を傷つけ、衆を糾めて凶行に及

んだ首謀者を密かに搜索し、的確な姓名をもつて、逮捕して道台に送り、そうして処罰するようにせよ。もし復た再び寛大に扱って、これを不問に置いたならば、どのような法規を成し、どのような世界を成すことができようか。各々の街の舖甲は、どうして間諜（のような者）を調べもせず、そのものが衆を聚めて騒乱を起こすのを許したのか。巡捕官はやはり厳しく説諭して遵守させ、輕んじて違反するのを許してはならない、等のが県に到った。

内容的には、四月十一日・十二日の事件に関与した「乱民」、特に「倡乱の首惡」の逮捕を命じたものであり、併せて各街区の保甲組織である「舖甲」の責任にも言及するものであった。税監署から解放された直後——或いは解放される前——に、呂純如がこうした命令を発した所以は、おそらくは税監高衆との間でなされた「盟約」に関係していると思われる。この日を境に、周順昌は官を辞めて帰郷することを決意したという。

(vi) 四月十五日以後

その後も、税監側による無理難題の要求は続いていた。「周紀事」には、次のように記されている。

閏日、両道欲令県為税監修門葺牆、余終不承命。二守陳公出揭相迫、余独坐靜思。兩道尊与陳公、責我以有此県篆耳。不如封之。時四月十七日也。

日を経て、両道は県に命じて税監の為に門・牆を修繕させようとしたが、私は遂に命令を受け入れなかった。同知陳公は掲を出して迫ってきたが、私は独り坐って靜かに考えた。二人の道台と陳公とは、私がこの県印を有していることで責めているだけである。これ（県印）を封じるに如かず、と。時に四月十七日であった。

四月十七日には、十一日の事件で破損した税監署の門や塀の修繕を閩県の責任で行うように、李思誠・呂純如を通

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

じて命じられており、同様に拘留中の同知陳彥からもそれに対する催促がなされていた。だが、閩県の署知県であった周順昌はそれを拒否するとともに、県印自体を封印して使用しないこと、すなわち署知県としての対応を行わないことを決意したのであった。

六月に入ると、中央では福建税監を撤廃し、高案を帰京させるという決定が下されることになる。六月一日という日付のある、内閣首輔葉向高の上奏「遵命題主疏」は、それに対する上諭とともに『綸扉疏草』巻二七に収録されているが、次のような内容であった。

高案之拘留同知、人情惶惶、朝不謀夕。如使同知有意外之虞、則地方之禍愈深、案之罪愈大、将来更為難処。皇上諭臣以知道、知聖心已有一定之処分。惟蚤斷一日、則地方蚤安一日、而皇上亦省一日之煩聒。……奉聖旨、覽奏。……高案、朕即有処分、可候旨行。

高案が同知を拘留したことで、人情は惶惶としており、朝に夕を謀ることもできない（ほど状況は切迫している）。もし同知に意外の憂慮があれば、則ち地方の禍は愈々深く、案の罪も愈々大きくなり、将来は更に対処し難くなるであろう。皇上の上諭には臣に対して「知道了」とあるが、聖心には已に一定の処分が有るに違いない。ただ一日も早く断じたならば、則ち地方は一日も早く安んずることになり、皇上もまた一日の煩わしさを省くことになる。……聖旨を奉じたところ「奏を覽た。……高案については、朕が即ち処分を下すので、勅旨の行われるのを待つべきである」とあった。

葉向高の上奏に対して、万曆帝ははじめて高案の「処分」に言及したのであった。当該の上諭は、実録では六月五日条に記載されている⁽⁸⁸⁾。だが、高案に対する処分は、その後もさほど具体的に進展することはなかったようである。六月二十五日の掲帖（「請撤税監、及為各官給憑揭」）のなかで、葉向高は先の「処分」が出てから「すでに再旬」を

経過したにも拘わらず、「遅延して決せず」という状態が続いていることに言及している。⁽⁸⁹⁾

しかしながら、おそらくは葉向高による六月二十五日の掲帖を受けたものと思われるが、福建税監の撤廃と高案の「回京」を命ずる万暦帝の上諭は出されたのであった。実録に関連する記事を見出すことはできないが、錢一本『万暦邸鈔』万暦四十二年甲寅卷、六月には、次のような記載が存在する。

罷福建税監高案回京。福建巡撫袁一驥、税監流毒激變、致傷民命等事。有旨、這所奏内官高案、不諳事体、以致人心不安、激變地方。着撫按官、差的当官員、伴送來京。定奪。其原管福建税課、并兼摺広東税務、着帰併江西潘相、不妨原務、兼摺督理。待三殿工有次第、即奏請停止。其地方不安、撫按官出示、曉諭撫綏。

福建税監高案を罷免して帰京させる。福建巡撫袁一驥の、税監が毒を流して激變を引き起こし、民命を傷つけるようにした等の事について。勅旨が出された。これが上奏する所の内官高案は、道理を辨えず、人心を不安にし、地方を激變させるに至った。撫按官に命じて、適當な官員を派遣し、「高案を」伴送して京に来るようにさせよ。「その後、処分を」決定する。その原管の福建税課、並びに兼管する広東税務については、命じて江西〔税監〕の潘相に帰併し、原の税務を妨げないように、兼摺・督理させる。三殿の工事に、見通しが就くのを待つて、即ちに奏請して〔税監を〕停止させる。地方の不安については、撫按官が告示を出し、説諭して安撫するようになせよ、と。

内容的には明らかに福建税監高案を罷免して帰京させるというものであり、福建の巡撫・巡按に対して高案に随伴する官員の選定をも命じている。『万暦邸鈔』には他の記事と同様に日付は明記されていないが、同じ上諭については「洋考」にも見出すことができる。「洋考」では、まず、

潘相江西税監也。上既撤案、命相兼摺閩中税務。

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

潘相は江西の税監である。上は既に〔高〕案を撤回し、相に命じて閩中の税務を兼管させた。

と書かれており、この後に、次のような割註が附されている。なお、省略した部分は『万曆邸鈔』の「有旨」以下と全くの同文である。

四十三年六月二十八日、奉聖旨、……。該部院知道。七月十七日、邸報到閩。

四十三年六月二十八日、聖旨を奉じたところ、……。該部院、知道せよ、とあった。七月十七日、邸報が福建に届いた。

張燮は「洋考」において、当該の上諭が万曆四十三年（一六一五）六月二十八日に出されたものと理解しているが、おそらく「四十三年」は「四十二年」を誤記したものであろう。⁽⁹⁾ そうであるならば、上諭は万曆四十二年（一六一四）六月二十八日に発せられたことになる。⁽⁹⁾ そして、それが登載された〈邸報〉は同年七月十七日に福建に伝達されたのである。

この点に関連して、「董紀」には同年五月以降のことも記述されている。五月に入って、福州の米価は高騰した。米穀不足を解消して米価を低減させるために、左布政使竇子偁・兵備道呂純如の両者が尽力したことを特記した後、董応挙は次のように伝えている。

而予亦出山矣。抵延津、乃聞撤案之旨。……竟以是得旨、撤案回矣。時蓋六月某日也。案聞報、固不肯發。廉訪蕭公近高、公始至、与竇公日促之歸。呂公設謀、遣部下將士、陰散其党、將内乱。至九月、案乃發。其凶党収縛殆尽。

そうして私は〔三〕山（福州）を出た。延津に到ると、乃ち〔高〕案を撤回するという上諭〔が出たこと〕を聞いた。……竟にここに上諭を得て、〔高〕案を撤して〔京へ〕戻すことになった。時に蓋し六月某日である。案は報を聞いても、固より〔福州を〕發つこと

を肯んじなかった。蕭近高公から聞いたところでは、公は着任するやいなや、寶〔子僞〕公と共に日々、この者〔高案〕に帰〔京〕するように促した。呂〔純如〕公は謀を設けて、部下の將士を遣わし、陰ながらその党を解散させようとしたが、〔危うく〕内乱になりかけた、とのことであった。九月に至つて、案は乃ち出發した。その凶党は捕縛され、殆どが尽きた。

〔福州民變〕が起こつた時期、一時的に帰郷していた董應挙は、北京へ戻るために福州を離れた後で高案の「撤回」という消息に接したのであった。その上諭は「六月某日」のものだという。だが、高案はその後もしばらくは福州に居座り続けたが、寶子僞や蕭近高（福建按察使）に促され、九月になつてはじめて北京に向けて福州を出發したのである。^②

しかしながら、「撤回」の上諭が出てから九月までの間においても、高案の地方官に対する要求は止まることがなかった。周順昌は、同年の挙人で同郷の朱陞宣に宛てた書簡のなかできわめて具体的に言及している。^③その書簡である『忠介燼餘集』卷二、「与朱德升書二」には、次のように書かれている。

八月十四日、有海道中軍徐大用、指松陵名、送監梃告詞於龔糧館、口称、呂爺著館追還原物。糧館不敢論是非、大半捕民到署追理。所捕之民、又奄奄一病夫也。弟聞之、急往問龔公、以事涉兩難、攢眉蹙額、問計於弟。弟曰、名義至重、鬼神難欺。吾輩在地方、唯知有百姓。前以監梃未受斧鉞、争之甚力。即告詞果真、奪之閩民、還之閩民、原不為過。況惡監之劫奪撫道、拘囚府佐、在明旨未下之先、誑詞捏告、擾害地方、反在明旨撤回之後。則其咆哮愈肆、視閩中幾無人矣。執一府佐、復驅一府佐追賊、可乎不可乎。所追之民、係一病夫、万一刑威稍加、斃之庭下、使人謂府君殺百姓、以媚罪監、寧不貽天下万世羞哉。不特此也。当東奔西逐之時、愚民之得財者、奚止一兩人。重於好財、輕於為乱、情也。忽聞府館追賊、人人自危、肘腋之間、更生叵測、則所害愈大。龔公唯唯、

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

欲以所追贓物解道。弟索於堂上、将尽付烈燄。龔公苦甚而止、遂収之庫。越二日、見撫台以此事相告、撫台亦心首俱肯。於是出示、嚴禁監棍、八閩歡声雷動。

八月十四日、海道中軍の徐大用が、松陵の名のもとに、監棍の龔糧館への告詞を送つてきて、「次のように」述べた。「呂爺は〔糧〕館に命じて原物を〔税監署に〕追還させる」と。糧館は敢えて是非を論ずることもなく、大半は民を捕まえ、署まで連行して追及した。捕らえられた民は、また息も絶え絶えの一人の病夫であつた。私はこれ聞いて、急ぎ〔糧館へ〕往つて龔公に問ひだしたところ、事は両難に涉つており、眉をしかめて苦慮し、「どうすれば良いか」目論見を私に聞いてきた。私は言つた。「名義は至つて重く、鬼神は欺むくことは難しい。吾々は地方に在つて、ただ百姓がいることを知るだけである。以前は監棍が未だ斧鉞を受けておらず、力を尽くしてこれと争つた。たとい告詞が果たして真だとしても、これを閩民から奪つたのだから、これを閩民に還すのは、原より過ちではない。ましてや悪監が撫・道を拉致し、府佐を拘禁したことは、明旨が未だ下されない先に在り、誑詞を捏造して告訴し、地方を擾害したことは、反つて〔税監〕撤回の明旨が下された後に在るのだから。則ちその咆哮は愈々酷くなり、閩中を視ることはほとんど無人のようである。一府佐を捕らえ、また一府佐を驅り立てて贓物を追徴させることは、可であろうか不可であろうか。追及された民は、一病夫であり、万一、刑罰の威力が稍も加えられ、この者を官衙で死亡させたならば、人に「府君が百姓を殺して、罪ある税監に媚びた」と言わせることになる。どうして天下に万世の羞を遺さないことがあろうか。ただこればかりではない。東奔西走の時に当たつて、愚民の財を得る者は、どうして一人・二人だけであらうか。財を好むことを重んじ、乱をなすことを軽んずるのは〔人〕情である。忽ち府館が〔民から〕贓物を追徴したと聞いたならば、人々は自ずから危ぶみ、目と鼻の先で、更に不測〔の事態〕が生ずることになり、則ち被害は愈々大きくなるであらう」と。龔公は唯々として、〔民から〕追徴した贓物を道台に解送しようとしたが、私は堂上に求めて、まさに尽く烈燄に付そうとした。龔公は甚だ苦〔慮〕して止め、遂にこれを庫に収めた。二日を越え、撫台に会つて

このことを告げたところ、撫台もまた心から首肯した。そこで告示を出して、監棍を嚴禁したところ、八閩の歓声は雷動した。

ここに見える「松陵」とは、蘇州府吳江県（雅名が松陵）出身の呂純如のことである。八月十四日になって、兵備道呂純如の名で福州府管糧通判龔以礼のもとに、事実上、一つの命令が伝えられた。おそらくは民変の当日、すなわち四月十一日の混乱のなかで、税監署内から紛失した諸々の物品を「民」から追徴して返還させるといふものであった。呂純如の命に唯々諸々と従おうとする龔以礼に対する周順昌の説得が奏効し、「賊物」が道台を経由して税監署に返還されることはなく、こうした措置に巡撫袁一驥も同意を示したという。

万曆四十二年（一六一四）九月に福州を離れた高案の旅程は、遅々とした歩みであった。袁一驥は「袁六疏」のなかで、

先是税監高案、激變地方、種種不法、蒙皇上俯允臣疏、特准撤回。乃案離閩後、逗留途次、凡五越月、乘伝擁衛、百無顧忌。所携珍宝、從浙中已多抵換、沿途窃匿、不知幾許。

これより先、税監高案は、地方を激変し、種々の不法は、皇上が臣の上奏を許され、特に「税監を」撤回することを裁可された。ところが、案は閩を離れた後、途次で逗留し、凡そ五ヵ月にもなるが、車に乗って衛士に囲まれ、百も顧忌することがない。携えた所の珍宝は、浙〔江〕中より已に多く抵換し、沿途で隠匿することは、どれほどかも知れない。

と伝えている。ここに見える「凡そ五越月」という文言から「袁六疏」は翌年の二月頃に書かれたものと思われる。その後、万曆四十三年（一六一五）の四月下旬になっても、高案は依然として北京には到着していなかった。実録には万曆帝が叱責した内容が残されており、そこでは高案を北京まで「押解」することが命じられている。⁽⁹⁴⁾

（続く）

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

註

- (1) 文秉『定陵註略』巻五、「軍民激変」。また、田中正俊『民変・抗租奴変』（一九六一年）同『田中正俊歴史論叢』汲古書院、二〇〇四年、所収、九六頁、「明代民変発生図」参照。以下、各論文が後に著書等に再録されている場合は、煩雑を避けるために原発表年のみを括弧内に表示することにしたい。
- (2) 田中正俊、前掲「民変・抗租奴変」。(戦後歴史学)については、取りあえず、成田龍一・小沢弘明・戸邊秀明「座談会」戦後日本の歴史学の流れ『思想』一〇四八号、二〇一一年、参照。
- (3) 岸本美緒「五人」像の成立——明末民変と江南社会——同『明清交替と江南社会——一七世紀中国の秩序問題——』東京大学出版会、一九九九年、所収、および田口宏二郎「畿輔での「鉅・税」——安文璧『順天題稿』をめぐる——」岩井茂樹編『中国近世社会の秩序形成』京都大学人文科学研究所、二〇〇四年、所収。
- (4) 明清時代の都市民変について多元的・類型的分析を加えた巫仁恕は「事前に全く計画のなかった」ものとして〈福州民変〉を例示している。同『激変良民——伝統中国城市群衆集体行動之分析——』北京大学出版社・北京、二〇一一年、二七五頁。なお、それまでの民変研究を総括したものとして、夫馬進「明末清初の都市暴動」谷川道雄・森正夫編『中国民衆叛乱史』四（明末—清Ⅱ）、平凡社、一九八三年、所収、参照。
- (5) 奈良修一「明末福建省の高案に対する民変について」『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』上巻、汲古書院、一九九〇年、所収、および和田正広「福建税監高案の海外私貿易」川勝守編『東アジアにおける生産と流通の歴史社会学的研究』中国書店、一九九三年、所収。
- (6) 崔来廷『海国孤生——明代首輔葉向高与海洋社会——』江西高校出版社・南昌、二〇〇六年、特に一一九—一三八頁。
- (7) 佐伯有一は「明末織工暴動史料類輯」『清水博士追悼記念明代史論叢』大安、一九六二年、六三一頁において「吾々の目的は、……出来るだけ、事件そのものの実態を明らかにする努力をなし、政治条件や機業構造を中心とする経済的条件、さらに、意識構造をも考え合わせつつ、これらの史料の殆ど隔々まで、片言隻句を生かし切らねばならないし、そうすることによって、研究の進展を期することが出来る」と述べている。
- (8) 〈市隠〉については、宮崎市定「明代蘇松地方の士大夫と民衆」（一九五四年）同『宮崎市定全集』一三（明清）、岩波書店、一九九

二年、および田中正俊、前掲「民変・抗租奴変」九二―九四頁、参照。

- (9) 佐伯有一は、また「一六〇一年「織備の変」をめぐる諸問題——その一——」『東洋文化研究所紀要』四五冊、一九六八年、七九頁において、「織備の変」の「闘争のための結合」に関連して「それ〔宦官政治―引用者〕が醸し出す政治状況の中で、官僚士大夫層の間に政争・闘争を生じ、その中でもっともラディカルな層の陰陽両面における支持」を問題にしたことを指摘している。こうした提起は、民変という現実と直面した（地方政治）の場における官僚・郷紳の対応という問題を考えるうえでも、きわめて重要かつ有効なものだといえよう。佐伯の提起については、また森正夫「一七世紀初頭の「織備の変」をめぐる二、三の資料について」（一九八五年）同「森正夫明清史論集」第二巻〈民衆反乱・学术交流〉、汲古書院、二〇〇六年、所収、三三〇頁、参照。なお、周順昌と〈開読の変〉については、田中正俊、前掲「民変・抗租奴変」、岸本美緒、前掲「五人」像の成立」および福本雅一「五人の墓」（一九八九年）同「明末清初二集」同朋舎出版、一九九三年、所収、参照。福本雅一は「五人の墓」六頁において、「明史」周順昌伝に基づき、「開読の変」の前に呂純如が福州での「前年の遺恨を含んで、周を織造李実と、巡撫毛一鷲に讒言した」と述べている。

- (10) 奈良修一、前掲「明末福建省の高案に対する民変について」四五三―四五四頁、註(22)。

- (11) 奈良修一、前掲「明末福建省の高案に対する民変について」四五四頁。奈良も指摘するように、『明史紀事本末』の記事には、当該民変を万曆三十五年（一六〇七）に繫年するという大きな誤りが見られる。

- (12) 袁一驥の伝として最も詳しいものは、出身地の崇禎『江陰県志』巻四、人物志、国朝崇祀に残されている。ただ一驥の字については、当該の伝では「字季友」と記されているが、同県志、巻三、選舉志、国朝、甲科、「癸未科」の項では「袁一驥、字德良」とある。後の康熙『江陰県志』巻一二、人物伝一、崇祀郷賢、明では字は「季友」であるが、道光『江陰県志』巻一六、人物一、明では字は「德良」である。一方、福建巡撫としての事蹟を記した康熙『福建通志』巻三〇、名宦一、福州府、明、「袁一驥」では字が「希我」とされている。このように袁一驥の伝では、異なる三種の字が確認できる。但し、後述する葉向高『蒼霞統草』巻二、記、「中丞袁公生祠記」によれば「希我」は号であるという。なお袁一驥の福建巡撫としての在任期間は、万曆四十二年（一六一四）―同四十四年（一六一六）である。呉廷燮『明督撫年表』巻四、福建（中華書局・北京、一九八二年、五一三頁）、参照。

- (13) 『万曆邸鈔』については、小野和子「『万曆邸鈔』と『万曆疏鈔』（一九八一年）同『明季党社考——東林党と復社——』同朋舎出版、一九九六年、所収、参照。また『定陵註略』については、謝国楨『增訂晚明史籍考』上海古籍出版社・上海、一九八一年、七七

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題 (一)

— 八〇頁、および尤淑君『定陵註略』校読『明代研究』九期、二〇〇六年、等、参照。なお『定陵註略』は旧燕京大学図書館蔵と旧国立北平図書館蔵の二種類の鈔本しか現存しないが、両者ともに事書きは「税税監」となっている。

(14) 〈邸報〉については、小野和子、前掲『万曆邸鈔』と『万曆疏鈔』参照。

(15) 徐鑒の伝は、出身地の康熙『豊城県志』巻二一、人物伝、明に残されている。また万曆41『福州府志』巻四〇、官政志三、歴官、巡按監察御史の項の末尾に「徐鑒（豊城人）」と記されている。なお、万曆『福州府志』には、万曆二十四年（一五九六）刊の別種が現存することもある。ここでは以下、万曆四十一年（一六一三）刊のそれを、万曆41『福州府志』と表記することにした。

(16) 康熙『豊城県志』の徐鑒伝に「巡按福建、会税瑞恣横、変幾不可測。鑒五疏、力論撤回、民始安」とある。

(17) 小川尚「明代の巡按御史」（一九七六年）同『明代地方監察制度の研究』汲古書院、一九九九年、所収、三三頁。なお、壬辰戦争時に出された福建巡撫許孚遠の上奏「請計処倭西疏」（敬和堂集『撫閩疏、所収』も巡按御史劉芳蒼との「会同」によるものであった。三木聰「福建巡撫許孚遠の謀略——豊臣秀吉の「証明」をめぐる——」（一九九六年）同『伝統中国と福建社会』汲古書院、二〇〇五年、所収、四一頁および七二頁、註（8）参照。

(18) 周順昌の伝は『明史』巻二四五、列伝二三三、所収の本伝のほか、鄒漪『啓禎野乘』一集、巻五、「周中介伝」等、いくつか存在する。また『忠介燼餘集』巻四、附録には殷献臣による詳細な「年譜」が残されている。

(19) 小野和子「天啓の政局」同、前掲『明季党社考』所収、三七三—三七四頁。

(20) 和田正広、前掲『福建税監高案の海外私貿易』三二三—三七頁。

(21) 董必拳の伝は、『明史』巻二四二、列伝一三〇に本伝が残されている。

(22) 本文一九—一二頁に提示する「董紀」、参照。

(23) 張燮『東西洋考』一九八一年北京中華書局排印本、所収の謝方「前言」。

(24) 『四庫全書総目』巻七一、史部二七、地理類四、「東西洋考十二卷」（中華書局・北京、一九六五年、六三二頁）には「是書成於万曆丁巳」とあり、万曆四十五年（一六一七）の成立とされている。また前註に提示した謝方「前言」によれば、同書は万曆四十五年（一六一七）に印刷・出版されたという（七頁）。しかしながら、『東西洋考』巻首の王起宗「序」の日付は「万曆戊午人日」すなわち万曆四十六年（一六一八）正月七日であり、刊行されたのは万曆四十六年（一六一八）ということになる。

- (25) 文秉については、尤淑君、前掲『《定陵註略》校読』一四四—一四六頁、参照。
- (26) 文秉自身による「小叙」では「烈皇甲申之禍」に触れており、本書が明清鼎革後に成立したことが分かる。また註(13)参照。
- (27) 『定陵註略』「小叙」には「山居多暇、輒就友人処、借神宗邸報、抄略閱之、参以家庭見聞、因妄以己意、窃為編集」と書かれている。『定陵註略』一九八四年北京北京大学出版社抱朴燕京大学圖書館所藏抄本影印、所収の許大齡「前言」参照。なお、尤淑君は前掲『《定陵註略》校読』一四一頁において「内容から見て、作者は『万曆邸鈔』から多く抄録している」と述べている。
- (28) 奈良修一、前掲「明末福建省の高宗に対する民変について」四四八頁および四五五—四五六頁、註(35)、参照。
- (29) 葉向高の伝は『明史』卷二四〇、列伝一二八に本伝が収録されているほか、数多く存在する。また崔来廷、前掲『海国孤生』参照。
- (30) 葉向高『遽編』卷九に「袁公疏聞、縉紳林楚石・董見龍輩、皆移書告急。余為上備言其事、請撤來回」とある。「林楚石」は中央の吏科都給事中等を務め、当時はすでに帰郷していた閩県の林材である。崔来廷、前掲『海国孤生』一三三頁、参照。
- (31) 葉向高の同年の致仕については、『明神宗実録』卷五二三、万曆四十二年(一六一四)八月癸卯条に見える。また『遽編』卷九によれば、葉向高は八月二十八日に北京を出立し、十二月三日に郷里(福清県)に帰着している。
- (32) 『四庫全書』集部、所収の『周忠愍奏疏』卷上にも、同じく「題為稅監剝民、捐餽戕殺生命事疏」が収録されている。『周忠愍公伝疏』所収のものとはごく僅かな字の異同が見られるだけで、ほぼ同文である。
- (33) 「周疏」が崇禎『海澄県志』に収録されている点については、京都大学人文科学研究所岩井茂樹氏の御教示を得た。記して謝意を表する次第である。
- (34) 周起元の伝は『明史』卷二四五、列伝一三三に本伝が収められているほか、鄭澐『啓禎野乘』一集、卷五、「周忠愍伝」、崇禎『海澄県志』卷一〇、人物志三、国朝名卿伝、周起元、等が存在する。
- (35) 註(19)参照。
- (36) 「周疏」に「臣説撫按疏揭、参以郷人見聞、不覺髮指、而繼之以痛哭也」とある。
- (37) 崇禎『閩書』の厦門大学古籍整理研究所・歴史系古籍整理研究室「閩書」校点組校点、一九九五年福州福建人民出版社排印本、第一冊、所収「校点前言」六頁。
- (38) 同じく「校点前言」五頁。

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

(39) 何喬遠については『明史』巻二四二、列伝一三〇に附伝が存在する。また林田芳雄「何喬遠と『閩書』」『史窓』五四号、一九九七年、参照。

(40) 奈良修一、前掲「明末福建省の高案に対する民変について」四五四頁。

(41) 中国科学院北京天文台編『中国地方志聯合目錄』中華書局・北京、一九八五年、五一八頁、参照。

(42) ①崇禎『閩書』巻四五、文蒞志、皇朝、提督軍務兼福建都察院御史、②康熙『福建通志』巻三〇、名宦一、福州府、明、および③乾隆『福州府志』巻四六、名宦一、明の、それぞれの袁一驥伝を以下に提示することにした。

①一驥、江陰人。万曆進士。先為左轉、稅使高案不戢、力制之矣。及建節、捕治其爪牙、置之法。会粵璫死、神廟使案兼粵稅。案徵集百貨、將入粵与諸商市。其所徵貨、又不与市直、以有三山之鬧。語在鎮守太監中。案直來窘一驥、一驥声色俱厲。会諸公至、以大義責案、而一驥婦署。急走足聞、天子召案婦、使一驥復撫閩。一驥竟婦。閩頌撤璫之功、建祠焉。

②袁一驥（字希我、江陰人。任巡撫。会稅監高案、被命兼管粵稅。案造樓船、治戎器、招集亡命、徵集百貨、將闌出与諸彝市、而躬自往粵。民集其門、索市直不与、民大鬧。案所殺傷百十人、射火箭、焚民居無算。案馳入轅門請救、一驥叱曰、爾虐吾民、何救為。案邀至通衢、百姓羣將殺案、一驥諭止之。俄流言、以一驥鼓民、与案為難。屢疏乞婦。士民赴闕保留、温旨褒嘉而已。閩人為祠于九達之衢祀焉。

③袁一驥、字希我、江陰人。万曆間、巡撫福建。会稅監高案、被命兼管粵稅。案造樓船、治戎器、招亡命、徵集百貨、將出与諸夷市、而躬自往粵。民集其門、索市直不与、因羣譟。案所殺傷百十人、射火箭、焚民居無算。復馳入轅門請救、一驥叱曰、爾虐民、何救為。案邀至通衢、百姓羣將殺案。一驥諭止之。俄流言、以一驥鼓民、与案為難。遂屢疏乞婦、士民赴闕請留。温旨褒嘉。閩人祀之九達之衢（閩書）。

(43) 『明史』巻二一〇、表一一、宰輔年表二によれば、万曆四十二年（一六一四）當時の内閣は、事実上、首輔葉向高と次輔方從哲の二人体制であった。

(44) 原文は「昨日接得福建撫按揭帖、言稅監高案激變地方之狀」である。

(45) 『明神宗實錄』巻三三一、万曆二十七年（一五九九）二月戊辰条に「設市舶于福建、遣內監高案、帶管礦務」とあり、また錢一本『万曆邸鈔』万曆二十七年（一五九九）己亥卷、閏四月条に「差御馬監丞高案、征福建八府一州市稅、帶管礦務」と見える。

- (46) 「洋考」には「比案銜命南下、金鉦動地、戈旗絳天、在在重足、莫必其生命。而黜吏・逋囚・惡少年、無生計者、率望羶而喜、營充稅役、便覺刀刃在手、鄉里如几上肉焉。案在処設関、分遣原奏官、及所親信為政。每於人貨湊集、置牌書聖旨其上、舟車無遺、雞豚悉算」と記されている。「原奏官」については、田口宏二郎、前掲『畿輔での「鉞・税」九〇頁、註(35)、参照。田口によれば「原奏官」とは「税課徵集の契機となる上奏をものした、衛所所属の軍官らを指す」という。福建の場合、「洋考」に「燕山衛指揮馮綱・千戸胡志、嗣請以案使閩。帝命案往閩」とあり、馮綱・胡志が「原奏官」ということになる。
- (47) 黄承玄は、万曆四十三年(一六一五)七月から福建巡撫に就任している。呉廷燮『明督撫年表』巻四、福建(前掲、五一三頁)、参照。
- (48) 和田正広、前掲『福建税監高案の海外私貿易』三〇五―三一二頁、参照。
- (49) 万曆三十年(一六〇二)および同三十五年(一六〇七)の二次にわたる民変については、奈良修一、前掲「明末福建省の高案に対する民変について」四四六頁でも言及されている。
- (50) これに関しては、奈良修一、前掲「明末福建省の高案に対する民変について」四四六頁でも言及されている。
- (51) 『明神宗実録』巻五二三、万曆四十一年(一六一三)十月壬辰条に「上以広東税使李鳳久病、着在任調理」とある。また、錢一本『万曆邸鈔』万曆四十一年(一六一三)癸丑卷、冬十月条には「広東珠池税監李鳳、久病垂危等事。有旨、李鳳既久垂危、着在任調理、不准辞。所収見在税課、并一応税粮・方物等項、差内官阮昇、前去暫管、俟本官病痊、即回京応役」と記されている。井上徹「明末の商税徴収と広東社会」(二〇二二年)同『華と夷の間』明代儒教化と宗族』研文出版、二〇一九年、所収、二五七―二五八頁、参照。
- (52) 最も早期の記述として、葉向高『綸扉疏草』巻二六、「回奏聖諭、再請減広東税額揭」万曆四十二年(一六一四)四月一日付に「臣等昨又接該省撫按官揭帖、極言高案欲至、地方人民驚駭之状。此事關係不小、更望聖慈、亟發德音、諭案勿行、以安人心」と書かれている。なお、ここに見える「該省」は広東を指している。
- (53) 高案の船隻については、また「袁五疏」にも「今二船見泊会城、船哨周桂等、看守可掬。此非臣以無為有也」と書かれている。なお南台については、三木聰「中国福建省の社会空間」島田竜登編『一六八三年——近世世界の変容——』(歴史の転換期七)、山川出版社、二〇一八年、所収、一九六―二〇〇頁、参照。
- (54) 註(52)所引の葉向高の掲帖には、また「臣向高閩人、豈不欲案之去閩哉。顧度其利害之輕重、有所不可」と見える。

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題 (一)

- (55) 当該史料については、崔来廷、前掲『海国孤生』一二九—一二三〇頁に提示されている。
- (56) 万曆二十五年（一五九七）から同三十四年（一六〇六）までの各地の「鉉・税負担額」については、田口宏二朗、前掲「畿輔での「鉉・税」六七頁、参照。
- (57) 『明神宗実録』卷五三〇、万曆四十三年（一六一五）三月乙卯条に「吏科給事中解經雅疏劾、……八閩撫臣袁一驥、嘗勸高案、移駐粵東、既以隣国、為壑。及案斬閩挾劫、尚無一兵自衛、魄節鉞而辱簡書。独何顏復昂首百僚之上。……不報」とある。井上徹、前掲「明末の商税徴収と広東社会」二五八頁、参照。
- (58) 本文一〇六頁に提示した「周紀事」では「於四月十一日薄暮」から事件の記述が始まっている。
- (59) 「董紀」の当該箇所と関連するものとして「閩書一」を挙げることができる。後者には「案素抑勒行戸、不予餽直。福州民困案府、火其外門。案射火箭、自府中出、焚民居無算、所殺傷百十人」と記されている。
- (60) 「本府知府諭・同知陳・通判龔」がそれぞれ諭政・陳多・龔以礼であることは、万曆41『福州府志』卷四一上、官政志四、歴官、国朝、福州府知府、同、同知および同、通判による。
- (61) 奈良修一、前掲「明末福建省の高案に対する民変について」四五四頁。なお、四月十一日の夕刻以降、呂純如・李思誠が税監督周辺にいたか否かについては、現場にいた周順昌が何も記しておらず、判然としない。
- (62) 葉向高『遽編』卷九では「又放火箭、燒燬民居。民愈闕不可解。案迫率百餘人、張弓露刃、突入巡撫衙門」と、四月十一日と十二日の事件が途切れることなく、一続きのこととして書かれており、両日の結節点に「民、愈々闕きて解く可からず」と記されている。
- (63) 以下の記述は「周縁由」の次の記載による。
- 至十二日、随挾本県巡捕典史洪世法呈称、巡撫衙街捕張龍称、本月十一日晚、本県安泰橋舖税監府中、将火箭射出、延燒軍牢房一十六間・民房二十九間、及燒丙辰進士、并經国裕民牌坊共二座、拆毀民房一十八間。該監衙門、未曾延及、等情到県。又挾居民鄭欽等一十八人連名呈、為亟救慘殃事。欽等良民、家居内監府前。於本月十一日夜、痛遭内監人役、攻驅衆行領餽、威用火箭、乱射欽等房屋、然燒赤地無餘。男女匍匐逃生、家資産業、燬燼一空、露宿飢寒、懇憐赤子、無辜毒害、原非天災、実由虐禍、等情。又挾鄭国欽投、為急救財命事。欽因向住内監府辺、売布為活。本月十一日、陡遭各行討餽、威用火箭、先焚房屋二間・貨物七百餘両、悉皆燬燼、命懸財散、等情。又挾連僉具呈人張心等四十四人、為亟救慘殃事。心等係内監府對門住民。於十一日夜、痛遭内監人役、攻驅各行領

晒、放火然焼、房屋財産一空、等情。又拋連兇具呈人姚肖等八人、為殃苦慘傷事。肖等係內監府左辺、一列連居。禍慘十一日晚、被監然焼、幸肖等力救苟免。痛男姚夏屋上、運水救火、遭棍徑射蜂箭、男中一箭、咽喉受傷。又有鄭四等、亦在屋上相救、復被棍刃打傷、体無完膚。財散人離、等情、各訴到臬。又拋馬夫報得、被傷民數、銅行朱鐸、刀傷腦、棍木行權少山・蔡廷機、蟻魚行陳一郎、炭行周一章・謝廷祖、利刃傷面、鉄匠潘六・民謝應順、各刀傷頭、民張公治、箭傷喉、董九、箭傷眼眶、餘不報、不及細查外、此俱干係地方各行戶、遭委事情。

(64) 従つて、註(59)に提示した「閩書一」の「福州民匪衆府、火其外門」という記載、すなわち「民」の側が税監署を囲んだことを原因として、すなわち「民」が火を付けたことで「外門」が焼けたということ自体も事実ではないことになる。

(65) 「袁四疏」には「衆之稔惡、擢髮難數。如近日殺死潘六・蔡廷機等二十餘命、射火烧燬鄭欽・陳懷等三十餘家。擒進而綁縛斬首者、聚屍而灰之烈火。即縱凶而駢殺于外者、官司買棺斂骨、而置若罔聞」と見える。

(66) 「葉揭一」には「該監遂令左右行凶、殺死三十人、尽焚其屍、射放火箭、燒燬民屋數百間」とある。

(67) 葉向高『遽編』卷九には「余言、衆之罪惡、且不必論、只內官以兵劫巡撫、辱之通衢、從古以來、有此事否」と見える。

(68) 『東西洋考』所載の「袁一疏」が描写する四月十二日の事件の記事自体が「袁一疏a」（および「袁一疏b」）よりも短く、ここでは後者の記事を取り上げることにしたい。

(69) 万曆帝の生母である慈聖皇太后は、同年二月九日に死去していた。『明神宗実録』卷五一七、万曆四十二年（一六一四）二月辛卯条には「上諭、……慈母偶于二月初九日午時崩逝」と記されている。

(70) 明清時代に「憲台」は一般的に上官の尊称として用いられている。だが、(b)には「憲台公署」とあり、また万曆41『福州府志』卷九、建置志二、公署には「分巡武平道、在撫院之右（今廢、改為憲台）」と見え、また万曆四十年（一六一二）に編纂された王応山『閩都記』卷三、「郡城東南隅（閩県）」にも「憲台、旧為分巡武平道、万曆中改今名」と書かれている。ここでは「憲台」が該地に所在する官衙の名称として用いられているのである。

(71) 趙庭・張鶴獅の官職名については、いまひとつ明らかではない。まず万曆41『福州府志』卷四一下、官政志四、歴官、福建都指揮使司、都指揮使・同知・僉事には、両者ともに「万曆間任」として名前が記されているが、これでは官職を特定することはできない。また、この項の末尾の記載自体が「金文光（石埭人）、趙庭（鳳陽人）、臧京（鄞県人。俱万曆間任）、張鶴獅（貴州普定衛人。俱万曆

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

間任」となっており、割註の「俱万曆間任」が二カ所に出てくるというように些か混乱が見られる。次に崇禎『閩書』卷六七、武軍志、皇朝、福建都指揮使司、都指揮使・都指揮同知・都指揮僉事・都指揮僉書には、標題の割註として「已上俱無定員」とあり、「都指揮使」の項に「右万曆間任」として「趙庭」の名は見出し得るものの「張鶴翀」の名は「都指揮同知」等にも記されていない。但し、前者の項には「自成化以至正德員名、通志及題名記、俱無可考。以下俱僉書署掌」とあり、その後、嘉靖・隆慶・万曆の在任者の人名が記されている。これに拠る限り、趙庭の官職は都指揮僉書で、署都指揮使ということになる。だが、万曆『大明会典』卷一一八、兵部一、銓選一、官制、都指揮使司には「都指揮使二員（正一品）、都指揮同知二員（從二品）、都指揮僉事四員（正三品）」と規定されているのみであり、都司には元來「都指揮僉書」という官名は存在しないことになる。しかしながら、『明史』卷七六、職官志五、都指揮使司によれば、都指揮同知・同僉事のうちの一人が都司行政全体を分担処理し、一人が「練兵」を一人が「屯田」を分担しており、それぞれ前者を「掌印」と、後二者を「僉書」と称したという（范中義・王兆春・張文才・馮東礼『明代軍事史』上冊〈中国軍事通史十五卷〉、軍事科学出版社・北京、一九九八年、一三七頁）。崇禎『閩書』の「都指揮使」の項には「右嘉靖中任」の陳濠について「濠、紹興衛指揮、以薦陞本司僉書署篆。与戚繼光、逐醜殲渠、最于牛田、冠于仙游」と書かれており、事实上、確かに都指揮僉書は存在していた。以上から、趙庭の官職は都指揮使（或いは署都指揮使）であったと思われるが、張鶴翀の官職は都指揮僉事で「都指揮僉書」と称されていたのではなからうか。なお、崇禎『閩書』一九九五年福州福建人民出版社排印本の卷六七、当該項（第三冊、一九六一—一九六三頁）の記載には、在任者の人名（および一部の伝）を表示するに当たって「都指揮使」の次に「指揮僉事」、その次に「指揮同知」というように（本来、都指揮使司の官職として指揮同知・指揮僉事は存在せず、ここは崇禎『閩書』の当該記載がともに「都」を缺いて誤記したものと思われる）、表記の順番が官品の上下に即したものとなっていないという混乱が見られる。おそらくは、当該排印本が「主校本」とした福建省図書館蔵の崇禎刊本には、卷六七の第二十二葉と第二十三葉とが入れ替わる錯簡が存在し、それをそのまま排印したために生じた混乱・瑕疵だと思われる。

(72) 「周縁出」には「本日未初時分、又拋馬夫李秀急報称、税監突然開門、騎馬行出、小衣背勅、手持大刀、帶隨梟勇家奴數十人、各持鋒利刀槍、前後擁衛、急赴軍門去訖」と書かれている。

(73) 董養河については、三木聰「明清交替期の地方士大夫と旅——福建寧化県の李世熊を中心として——」守川知子編『移動と交流の近世アジア史』北海道大学出版会、二〇一六年、所収、一六七頁、参照。

(74) 寶子傳は、この年、前任の袁一驥が福建巡撫に就任するのに応じて、福建の右布政使から左布政使へ転じている。張德信編『明代職官年表』第四冊、黃山書社・合肥、二〇〇九年、三五一九頁。なお、福州府城内の地名だと思われる「節鎮坊」については、万曆41『福州府志』卷二二、建置志五、街市の「由南街東分者六」の「福星坊」に「今以其地通撫台、扁曰東南節鎮」とある。また、王応山『閩都記』卷三、「郡城東南隅〔閩県〕」によれば、福星坊は福州府城を南北に走る南街から東の撫院へ至る街路を指している。その標識（扁）に「東南節鎮」と書かれていたのであれば、福星坊は節鎮坊とも呼ばれていたといえよう。

(75) ここに見える「營兵」については、巡撫標下の軍（標兵）を指していると思われる。「閩都記」卷三、「郡城東南隅〔閩県〕」の「坐營司」には「嘉靖季年、倭寇軍興、添設總兵・參將・遊擊・守備等官、以其署為遊擊府。後以為坐營司、軍門坐營居之」とある。その場所は撫院の西北側に近接していたようである。明末の段階に各地の巡撫が標兵を有していたことについては、奥山憲夫「巡撫と軍」（一九八六年）同『明代軍政史研究』汲古書院、二〇〇三年、参照。

(76) 本文一二四頁に提示した葉向高による「生祠記」、参照。

(77) 奈良修一、前掲「明末福建省の高来に対する民変について」四四八頁および四五四頁。

(78) 葉向高『蒼霞統草』卷二一、尺牘、「答林楚石」は、福州の郷紳である林材に宛てた書簡であるが、そのなかにも「税監殺人放火、劫脅地方官、宇宙間一大変也。謬悠之譚、反謂撫公欲殺税監、激之至此」と書かれている。

(79) 葉向高『蘧編』卷九には「次日、以同守陳多代之、呂乃出」と書かれており、陳多は呂純如の身代わりという認識である。ただ「葉掲一」で「次日、以陳同知代之、思誠等方得脱身」とあり、また「洋考」に「至次早、又留海防同知陳多為贊、始聽思誠等出」とあるのは、ともに事実関係を誤記したものと見えよう。

(80) 「姚経歴・孫知事」とは当時、福州府の首領官である経歴・知事に在任していた姚儀・孫得仁である。万曆41『福州府志』卷四一上、官政志四、歴官、国朝、福州府。

(81) 「定陵」は、四月十四日以後のことに関連して「而思誠・純如、遂与周相水火如仇矣」と記している。

(82) 同年七月一日（孟秋朔日）の日付のある「周紀事」でも、叙述の末尾の方で「按台以考察・閩操兩大事、命三司論税監、出陳二守、不聴」と書かれている。

(83) 「周紀事」に見える「捕館」とは福州府の捕盜通判を指していると思われる。万曆41『福州府志』卷三九、官政志二、方面職員、福

万曆四十二年の「福州民変」をめぐる諸問題（一）

州府、国朝には「知府（一員）、同知（一員。管清軍・海防）、通判（三員。一管糧、一捕盜、一駐古田杉洋、今改駐福寧防海）、推官（一員。……）」と見える。

- (84) 「檄」が「税監旧役」によって伝えられたということは、呂純如がまだ税監署から解放される前に当該の「檄」は出されたのかも知れない。

- (85) 「延平司李鄒公維璉檄来」の「檄」とは、広義の書信を表すものであろうか。なお、鄒維璉『達觀樓集』卷一三、議には「掲処税璫議」が残されているが、当該の「檄」との関連をも含めて、次章で論じることにした。

- (86) 「定陵」には「次日、呂純如牌行閩県、内云、税監虧損各人物価、自有両院司道、替小民作主。何得聚衆攻門、圉屋放火。如此乱民、漸不可長。為此牌仰該県官吏、即密訪十一晚放火、十二日傷人、糾衆行凶、首惡的確姓名、擒拏解道、以憑処治。其街各舖甲、因何不収斂間人、聽其群聚撒潑、巡捕官着嚴行曉諭遵守、等因。周推官得檄、即投袂而起曰、此事一行、將変不在税監、而在地方、罪不独在地方、而在有司。復力拒之」とある。

- (87) 前註、参照。

- (88) 『明神宗実録』卷五二一、万曆四十二年（一六一四）六月乙酉条に「大学士葉向高言、……高宗之拘留同知、人情惶惶、朝不謀夕。如使有意外之虞、則地方之患愈深、来之罪愈大。将来更為難処。……奉旨、……高宗、朕即有处分、可候旨行」と見える。

- (89) 葉向高『綸扉疏草』卷二七、「請撤税監、及為各官給憑揭」万曆四十二年（一六一四）六月二十五日付に「臣等以為、来之荼毒一方、其罪猶小、而壞朝廷之紀綱、其罪為大。臣等再三苦請、不独為一方生靈惜、實為国家安危計也。皇上即不暇恤此一方、而念及紀綱及安危、其能以恕然乎。如皇上以来故危天下、壞紀綱、其何辭以对祖宗列聖之神靈乎。前奉明旨、許臣即有处分、業已再旬。豈可更遲延不决」と見える。

- (90) 筆者が披閲した『東西洋考』の万曆四十六年序刊本および一九八一年北京中華書局排印本、さらに四庫全書本・惜陰軒叢書本（百部叢書集成本）では、すべて「四十三年」となっている。

- (91) なお、談遷『国権』卷八二、神宗万曆四十二年（一六一四）六月戊戌（十七日）条には、日付は異なるものの「召高宗還。税歸江西潘相。并免承天守備太監杜茂」と記されている。

- (92) 奈良修一、前掲「明末福建省の高宗に対する民変について」四四八頁および四五六頁、註（38）参照。

- (93) 周順昌・朱陸宣はともに万曆四十年（一六一二）の挙人であり、徳升は陸宣の字である。崇禎『呉県志』卷三五、選舉四、鄉舉、万曆四十年壬子科。また、岸本美緒、前掲「五人」像の成立」一〇八頁・一二三頁、参照。
- (94) 『明神宗実録』卷五三一、万曆四十三年（一六一五）四月壬寅条には「福建税監高柔、托病遷延、屢被彈劾。上怒其離任已久、乃敢推延稽遲、命原差官、即便押解前來、送司礼監奏請、不許違悞」と書かれている。

『信の哲学』の方法について —— 佐々木啓氏の書評への応答 ——

千 葉 恵

1 はじめに

信の哲学の構築にあたって、何か方法があるとすれば、それは私が理解した限りのアリストテレス哲学である。パウロの神学的主張は二千年のあいだ明確な理解のもとに同意にいたっておらず、パウロ理解を巡って宗派の対立が続いてきたことが歴史の現実である。この現状を打開するためと言えば、聞こえはよいが、実際には浅学の身としてあらゆるこれまでの学術的蓄積を踏破することができない自らの現実を目の前にしていた。そのとき苦肉の策として人類の理性の象徴ともいえる私にはいつも目を開かされる経験をもたらす最も魅力的なアリストテレス哲学に基づきパウロの神学的体系が展開される「ローマ書」をどれだけ理性に適うものとして分析できるかに集中した。従って、パウロが宇宙と人間の真実を伝えているかということの吟味の前に、まず彼の議論が整合的であるかの吟味に向かった。彼の神学的主張は或る意味で明快であり神による宇宙の創造とその経綸・導きのなかで人類を創造したこと、歴史的偶然的に悪が人類の歴史に侵入したが、御子の派遣を通じて救済の道を示したことである。ここまでは一つの主張としては誰もが同意するであろう。その細部の分析をアリストテレス的に遂行することにより、信の哲学においては神学的主張の手前で言語的、認識論的、存在論的主張をパウロから導出した。そこから神学的解釈がその枠のなかで遂行されねばならない理解を提示した。それとともに、空気や水が人間の生存に与件

であるように、信が肯定的、創造的生の与件として最も心魂の根源的態勢であることを論証した。

このパウロの議論が、なによりもまず、整合的であるかを吟味する拙著が持つ前提は(1)神はギリシャ語に対応する言語使用者であること、(2)ひとは誰もが同じ心魂を持ちまた同じ言語（翻訳関係を含む）を持っていること、(3)矛盾律が理性の真理への信を支える確かさの源であること、(4)道理ある理論（ロゴス）はその実践（エルゴン）と何らかに対応しその正しさを証ししあうものである、の四つである。そしてこれらは理性的で道理ある人々とともに共有されうるという想定のもとに共約的な議論を積み上げていく。「信以前の理解」のモットーにおける共約性の始まりは信じる者にも信じない者にも有意義な言語連関としてパウロ書簡を分析できるかであり、共約性の最後の段階は、結果的に、ひとの信さらには理解いかにかわらずそれ以前に、現存する神自身の理解（*Intellectus Dei*）がいかなるものであるかの共通理解までその可能性として射程に含むものである。しかし、本書においてはそこまでの野心のもとに *intellectus ante fidem* を掲げたわけではない。

2 解釈学の営為に循環は不可避か——「虚妄」と「瓦解」——

拙著のこの企てに同僚の佐々木啓氏（以下「氏」と略）が真摯に取り組み吟味くださり、有益で鋭いご指摘をいくつかくださった。そのことに深く敬意と感謝を表したい¹。ご批評、疑義に関しては私自身同様の問いを抱え思索してきており、それなりの解決案を拙著において提示してきたと理解しているので、概ね想定内のこととして基本的に拙著を引用しつつ応答したい。しかし、解釈学と新約学の研究者佐々木氏が疑義を持たれるのであるから、私の論述に舌足らずなところがあることは間違いなく、ここでは新たな論点

¹ 佐々木啓、「書評 千葉恵『信の哲学——使徒パウロはどこまで共約可能か——』上・下（北海道大学出版会）」、『基督教學』第54号、pp.32-42 北海道基督教学会 2019。以下本書評からの引用は頁数のみ記す。北大図書館電子レポジトリ HUSCAP 参照

を提示した新たな資料に言及することにより少しでも明瞭なものとし、氏をはじめ同様の疑義を持つ読者諸賢にも納得いただけるものとなるべく努めたい。ここでは私の解釈学理解が「虚妄」(38)であるとする氏の見解、また意味論的分析に基づく存在の様相理解が「瓦解する」(39)という氏の見解を中心に応答したい(氏の書評からの引用には(a)(b)…そして拙著からの引用は①②…とまた上巻からの引用は頁数のみ記す)。

拙著上巻第三章において私は「解釈学的循環」への批判として「循環フリー」なテキスト読解を提案したところ、氏は「フリー」は「虚妄」(氏の(d)参照)であると批判する。最初にこの問題について信の哲学の方法の確認とともに応答する。

(a)「著者はむしろ「ローマ書」の解釈学的循環に果敢に巻き込まれている、と言うべきではないか」(39)

氏はこう批判する、ないし解釈学への新たな理解を促す。氏の理解によれば

(b)「著者〔千葉〕は「聖書学」や「解釈」を拒否している」(33)

と拙著は読めるらしい。私は聖書学等これらの学的営みを否定しているつもりはない。①「信の哲学はこれらのパウロの背景的知識の探求をただ尊敬し学習するが、そこには向かわずに、ただテキストの相互連関において言語分析として確実に析出しうることがらに集中するであろう」(p.174)。私が所謂聖書学の成果に何か壊れないセンテンスを刻み得ない感覚を拭いえず、不満であったことは事実である。例えばこう記している。②「八木誠一は「パウロの救済史観」を次のように結ぶ。「私たちは聖書の証言を通して「救済史」を再構成できるだろうか。それは不可能である。聖書の救済史観はあまりにも矛盾に満ちている。私たちはただ矛盾に満ちた発言を整理し分類し、一定の神学的評価、神学的解釈は上にみたように、その決断の仕方、その信仰の

体験内容に制約されることを理解するだけだ」。しかし、私は「信仰の体験内容」と呼ばれる個人の宗教体験を前提にせずに、少なくともパウロの救済理論は一貫したものであることの基礎を提示したい」(p. 598)²。歴史的批判的研究に従事する限りパウロの議論を明確に理解することができないという感覚のなかに過ごしてきた。そこで読者、解釈者からのテキストへのアクセスではなく、「読書百篇意おのずから通ず」という諺にあるように、著者の側からただそれ自身として議論を析出できる方法はないかを探った。それが意味論的方法と名付けたものであった。神は言語使用者として登場しており、その神は自らの発話や行為を理解しているに相違なく、それをそれ自身として析出する方法を探った。

これは解釈学的営為と何ら異なることはないという批評はあるであろう。私はただアリストテレスの言語と心魂とものごとの三つの関わりにおいて言語的振る舞いを理解する彼の意味論における二様の意味表示に注目した。③「彼[アリストテレス]は「意味表示する」という意味論形成の中核語を動詞形で二度語るにより、言語間の名前(主語)に述べ立てられる語句(述語)により成立するものと、その述べ立て(述定)を介した言語と世界の間での指示機能を持つ様式とを判別しつつ関係づける。「これらの議論[四種のプレディカビリヤが形成する十種の述定]から、何であるかを意味表示する者(*ho to ti esti sēmainōn*)は時に実体を、時に性質(どのようにあるか)を、そして時にその別の諸述定の或るものを意味表示する(*sēmainei*)ということは明らかである。というのは、或る人が彼の前に置かれており、そこに置かれているものは人間もしくは動物であると語るときには、彼は何であるかを述べており、実体を意味表示しているからである」(103b27-29)。ここで「時に」とあるのは「何であるか」は十種類の存在者に適用される(例「[性質]白は色である」)からであり、第二の「意味表示する」によりその述定の一つが実体に届く場合を設定している。「何であるか」の説明言表の主

² 八木誠一『聖書と救済史復刻・聖書学論集1』日本聖書学研究所編、一四二頁(山本書店初出一九六二、一九七六)

語と述語のあいだの意味表示を形成する述定を介した世界への意味表示〔指示〕を「二様の意味表示 (dual signification)」と呼ぶ。また「そこに置かれているもの」により非存在のケースを排除し、述定による指示が実体に届く場合を設定している。しかしペガサスのような非存在のケースにおいても最初の「意味表示する」により言語間のあいだで意味の理解が成立する意味論的に浅い立場が表明されている。これにより述定の類と存在者の類の対応の基礎が敷かれたと言える」(p. 81)。

第一の「意味表示」は伝統的に *sensus literalis* (文字の意味) と言われたもので主語と述語により構成される文そして文と文のあいだの結合関係により把握されるものであり、世界への言及は括弧に入れられている。神が言語使用者であると言うとき、神の言葉をその意味論的に浅い連関において整合的に読みうるかの吟味に従事した。これは文の内容理解のための解釈作用の手前の作業であると言うことができよう。たとえまったく内容理解などの他の要素が入り込まないということではないにしても、テキストをテキストそれ自体において理解する一つの試みであると理解している。このパウロ書簡の読み方は類似の方法が歴史上展開されてきたことであろうが、私としてはそれらの源泉でもあろうアリストテレスの言語哲学に基づくと理解している。

そしてこの意味論的に浅い理解を可能にするものがアリストテレスの言語と心魂とものごとの関係をめぐる彼の理解である。④「彼は『命題論』冒頭で次のように、三つの関係を提示している。

「声で話された言葉は魂における受動様態のシンボル〔徴〕であり、書かれた言葉は声において話された言葉のシンボルである。そしてちょうど文字がすべてのひとにとって同じではないように、音声もすべてのひとにとって同じではない。しかしながら、これら〔文字、音声〕は第一に魂が持つ受動様態の記号 (*sēmeion*) であるが、この受動様態はすべてのひとにとって同じものである。また魂の受動様態はものごとの類似物であるが、ものごとはもとよりすべてのひとにとって同じものである。このことについては『魂論』で論じられた」(*De Int.* 1. 16a3 9)。

ここに言語と魂とものごと (世界・実在) 三者の因果的な関係が簡潔に提

示されている。名前「キケロ」はものごとキケロではなく「第一に」魂の受動様態の一つである思考の「シンボル・徴・代理 (*sumbolon*)」である。これはまだ他の思考のシンボルである動詞と結合されてはおらず、それが結合されることにより、例えば「キケロは走っている」という文において、ものごとの側でそのとおりにあるかあらぬかにより、真偽が決まる。言語は第一に魂と関わり、魂の受動様態のシンボル・徴ないし代替物であり、第二義的にもものごとのシンボルであると言える。なお、「キケロ」や「人間」という名前は約定的に思考に関連づけられており、その約定性が「記号 (*sēmeion*)」という一つの約束のもとに成立する言語網を形成する。それらは記号として一つの約定世界において存在資格を有している。そして思考が何の思考であるかによって、思考の同一性が定まる。ここで思考が何についてであるかを決定するものに関しては、アリストテレスは魂の受動様態がものごとの類似物であることから、ものごとそれ自体であると理解している。ものごとと魂の受動様態例えば知覚の関係は約定的ではなく、自然的因果関係においてあり、すべてのひとにとって同一であるとされる。世界の存在様式に即して魂はそれを受動し、それについて約定的に言語を定めている。この過程は受動者（魂）が能動者（ものごと）に似たものにされることである。これが成功するとき、ものごとの形相（ロゴス）が能動者から受動者に移行される。この形相移行様式が實在論的意味論の要諦である。自然本性上のものごとの本質の知識を学習した者はそれに基づき、意味を約定的に確定することができる。他方、ペガサスのような非存在は實在からの因果的なインパクトを受けないが、馬と鳥については受動していることから、「半分鳥かつ半分馬」という約定により音声ないし文字は魂の受動様態を結合したものとして有意味性を確保している。それは言語が「第一に」魂の受動様態のシンボルであることに基づく。

意味の把握に関しては魂を言語とものごと（實在）のあいだに介在させることにより、第一義的に魂の受動様態のシンボルである言語表現同士の連関は魂において理解されるものである。なお言語表現の結合を介しての指示は魂を一旦介して、もし成功する場合にはものごとに向けられている。語句の

意味は自然本性上の実在の理解を要求することなしに、教える者と学ぶ者のあいだで記号のあいだの関係として理解されることができる」(p. 88-89)。

さて、解釈学的営みは後に O. Pöggeler のその歴史的展開の論述に見るように古典ギリシャ時代に遡るが、16 世紀の宗教改革の聖書主義がその大きな転換点であったと理解する。その後ヨーロッパの解釈学は暗黙のうちにルター主義的な枠組みのなかで解釈が遂行され、そこでは解釈の中核に解釈学的循環という構図が侵入したのではないかという疑いを持っている。アリストテレス的には論理学における論点先取（証明されるべきものが証明するものとして位置づけられる）に見られるように、循環は不健全であるという共通理解があり、それを回避する努力が連綿となされてきた。アリストテレスは矛盾律が「あらゆる原理のうち最も確実である」(*Met.* IV4. 1006a5) と論じ、循環に陥るのを阻止すべく何に論証を求めるべきかを弁えないことは「『分析論』についての無教養さの故」(1005b4) であるとする。「何について論証を求めるべきであり何について求めるべきでないかを認識しないことは無教養である」(1006a5-7)。

このような基礎的な議論の伝統にもかかわらず、なぜか「解釈学的循環」はその後市民権を得ているように思える。氏はその市民権を当然のものとするからこそ、「根本的疑問」(37)として「私がむしろ著者に問いたいのは「矛盾律」が「公理」や「原理」であるというよりは、むしろこの「矛盾律に基づき矛盾律を否定する論者に見られる誤りの指摘における」「自己言及」性こそが、ある種理性の限界として基底に横たわっているのではないか、ということである」(37) (後述)。自己言及のパラドクスはいろいろな仕方で回避されうる (pp. 360-366)。その回避の規準はやはり矛盾律であり続けるのである (後述)。

私が主張する「究極の」(p. 438, 439) 或いは「突き抜けた」(p. 438) 解釈学的循環は「聖書は聖書自らの解釈者である (*scriptura scripturae interpretes*)」と主張するルターに見られる。聖書の真の著者は聖霊であり「聖書を正しく理解するところそこに聖霊が宿る」(p. 438) という意味で真の読者は聖霊で

あるというものであった。聖霊の「一人芝居」(p. 443) がなされているところ、そこには新しい理解、認識の拡張はそれ自身として成立していないと言える。ヒエロニムスはつとに聖書はそれが書かれた霊において、読まれかつ解釈されねばならないと主張していたと言われる³。P. Stuhlmacher はこう循環を説明する。「靈感された聖書と聖書解釈と教会の信仰の証という解釈学的循環における力点は、教会が歴史を通して聖霊によって導かれ、信仰と道德問題を全権をもって、かつ過つことなく決定することができるローマ教皇において、信仰の教師を所有しているという確信によって規定されている」。彼はそこでヴァティカンの教義学の基本法 (1870) にある「ローマ教皇は無謬性を所有している」を引用する (p. 76)。佐々木氏が教皇無謬説に加担するとは思えないのであるが、氏は解釈学の本質的構成要素として循環が必要であると考えていると思われる。

これらは解釈学的循環の一つの極であると言えるが、拙著では、聖霊の注ぎは歴史のなかでありうることでありしつも、ルター主義的な究極の循環が論者に無自覚的に受け継がれていたことを指摘し批判した。この批判が解釈学についての数頁の論述の眼目であった。私は聖霊による循環に学的営みの中心的な役割を演じさせることは大方の賛同を得ることができないと考え、言語分析という信じる者にも信じない者にも共約的な言語次元におけるテキストの分析に従事した。

3 信の哲学の方法——ロゴスとエルゴンの相補性——

私はロゴスとエルゴン（理論と実践）の相補的展開を信の哲学の方法の基礎に据えており、聖書学や解釈学などの学的営みもそのなかで位置づけられると考えている。パウロも「ロゴスとエルゴンによって」福音を宣教、伝達している (Rom. 15: 18)。私は基本的にロゴスだけでもエルゴンだけでも

³ P. シュトゥールマッハー『新約聖書解釈学』齊藤忠資訳 p. 75, (日本基督教団出版局 1984)

のごとの理解には不十分であり相互の相補性が理解の正しさに或いは神を相手にする場合には深まりに導くという立場である。アウグスティヌスは神と隣人との愛の働き（エルゴン）に至らなければ、聖書を「まだ理解していない (*nondum intellexit*)」と主張する⁴。神をめぐる理解はどこまでも途上であろう。そのなかで神と人間双方のエルゴンの複合が報告されており、その神とひとの聖霊を解した交わり複合的な働き（エルガ）をロゴス次元において分節し、その働きに何らかのロゴスのあることを析出した。まず、神の専決行為としての啓示行為があり、それは「神の前の自己完結性」としてロゴス上ひとの働きからまた聖霊の媒介行為から分節されたものとして析出することを許容する。また「われは汝らの肉の弱さの故に人間的なことを語る」(Rom. 6: 19) として、人間中心的にその働きとロゴスを析出することが許容されている。これを「ひとの前の相対的自律性」としてロゴス上分節する。神の前とひとの前を聖霊がその都度今・ここに媒介することを妨げるものはない。パウロは神、聖霊、ひとの複合的な働きを今・このエルゴン言語として報告している (Rom. ch. 5-8)。そのエルゴン上不分離な今・この働きもロゴス上分節し、それぞれの行為主体からのアクセスを彼は許容している。

またロゴスの正しさはエルゴンにおいて確認される。普遍的なロゴスと今・このエルゴンに何らかのフィードバック、送り返しはあっても、循環はないと主張している。何であれことがらそのものに即せず、矮小な自己を投映することは教養のない徴であると言われている (p. 199, 450)。また聖霊の注ぎやそのもとの理解は自己理解の投映ということでは決してないはずである。循環なき新しい解釈と理解の提案が望まれている。

ひとは「ロゴスとエルゴン」という視点はあまりに基礎的であり、そこから存在者や心魂の振る舞いを探究するには不適切であるとも考えるであろう。語るとはエルゴンであり、語られたことはロゴスとして処理される。見ることはエルゴンであり見られたものはロゴスとして処理される。ものご

⁴ Augustin, *De Doctrina Christiana, Oeuvres de Saint Augustin*, 11/2, tr. M. Moreau, Liber I, XXXVI, 40, p. 128 (Institut d'Études Augustiniennes, Paris 1997).

との理（ことわり・理）が質料に今・ここで内在していることはエルゴンであり、その理が説明言表（ロゴス）として取り出されたものは普遍的である。アリストテレスの哲学はこのロゴスとエルゴン双方からの支えあいであり、それこそロゴス主導のエレア派やプラトンの伝統とエルゴン主導の万物流転のヘラクレイトス派やプロタゴラスなど相対主義者たちの統一理論の構築を可能にするものである。哲学者たちはロゴスとエルゴンのかかわり方をめぐって争ってきたのである。

ロゴスとエルゴンは「在るものに在る限りにおいて内属するものごと」としての存在者の三つの存在様式の組み合わせにより構成される。それぞれロゴスは「完成と力能」の組によりまたエルゴンは「力能と実働」の組により開示される（p. 185, 205）。あらゆる存在者は「力能」「実働」そして「完成」の三つの存在様式の組み合わせにより構成されており、他方それに対応する心魂の認知的機構もロゴスとエルゴンから構成されており、最善の認知的応答は存在者のロゴスとエルゴンを開示できるそのようなロゴスの実在論にアリストテレスは与みしている。彼はロゴスとしての形相の質料への内在の仕方について、またその形相の働きについて詳細に質料形相論とその存在論的基礎である様相存在論により解明に取り組んでいる。そしてこの相補的な様相存在論は形相（例えば魂）のような不可視なものへのアクセスにおいて力を発揮する。魂（ロゴス）のエルゴンは生命事象という誰にも判別される帰結により確認される。「内魂物を無魂物から生きることにより判別する」（*De An.* II2. 413a21, p. 309）。これは双方の送り返しの不可欠であることを含意している。

4 パウロ神学の哲学的基盤

ここでは解釈学というものの理解に関わる限り氏の批判に応答すべく私の基本的な理解を三つ挙げる。

⑤「はためには窮余の策とも見えませんが、ここではテキスト分析の新しい方法として単純な仮説のもとに意味論的分析を施し、いかなる聖書学的、

神学的解釈もその枠のなかで遂行されねばならない言語的理解を提示します。すなわち言語は基本的に世界に届きそれを表現することを目指していますが、それを一旦括弧に入れて、解釈学的循環を回避すべくテキストを著者からも読者からも切断し、その言語表現をそれ自身において分析します（「切断」の実質については第三章一節参照）。それは端的に言って、「神の言葉は彼ら〔ユダヤ人〕に信任された」（Rom. 3: 2）に見られますように、パウロにより報告されている神はギリシャ語に対応する言語使用者であること、そしてそれ故にテキストに登場する神は自らのものとして報告されている語彙や文の意味を報告どおりに理解している、或いはパウロのテキストは神がそれらの言語表現により理解する言語網を展開しているという仮説です。神の実在を信じない者にとっても、この仮説をパウロ書簡において登場する「神」は言語使用者として用いられている者であるとして容認することはできません（p. 22）。

私は第一の目標として言語表現それ自身においてどれだけパウロの論述が整合的であるかの吟味に従事した。私の方法はアリストテレス哲学に基づく意味論と心身論であることを表明してこう述べている。

⑥「パウロはギリシャ哲学者であった、或いは彼の神学思想から哲学的基盤を析出できるという想定のもとに、私はアリストテレス哲学との対話のなかで彼の意味論と心身論を信の解明に有益な限りで展開します。神学的解釈がその枠のなかで遂行されねばならない、テキストを読む者は誰もが同意せざるをえない言語上の制約や特徴を明白にすることに努めています」（p. 4）。

また下巻 9 頁で解釈学についての一般的な想定ないし理解をこう記している。

⑦「パウロは神について、創造者であり歴史に関与した一切を統べ治めており、被造物である人間との和解者として御子をその受肉において世に送り、その信を嘉しその信に基づくものを義とし和解を実現したと語っている（cf. Act. ch. 17）。これは明白に宗教的な主張である。神学は神についての学であるが、信の哲学は言語と心身の哲学を基礎にしてパウロが宣教している福音について何らかのアクセスを試みてきた。信の哲学は神学的対象を著者

と読者のあいだのまた過去の歴史的事件と現在の生者のあいだの地平融合をめざす解釈学的な営みの手前で、或いは歴史的な解釈作業を出来る限り最小限のものにとどめ、テキストそのものの意味論的、心身論（霊肉論）的に共約的な地平における分析とその拡張を企ててきた。解釈学は著者がそこにおいて記す文章における直接また間接の歴史的、社会的、思想的また宗教的背景の研究を通じて、テキストの理解に向かうが、それに対し信の哲学はその手前で神を言語使用者として捉え、可能な限りただ与件の言語としてテキストに意味論的分析をほどこすことにより明らかになるところの記述に向かった。そこでは神学的思考も哲学的思考も等しい位相にある。

信の哲学は、人間の営み一般におけるエルゴンの複合の可能性を正面から引き受けつつも、人間の言語で理解しうるロゴスを展開するものである限りにおいて、パウロ的には肉の弱さへの譲歩としての「人間的な語り」に留まる。ただし啓示に見られるような神のエルゴンが信の哲学の遂行におけるロゴスに宿る可能性を否定するものではない。この営みは信じることがその枠のなかで遂行されねばならない基礎条件の解明に向かう。その意味で信の哲学は *Intellectus ante fidem* つまり信以前の哲学的理解を求めるものであると言ってよい」（下巻 p.9）。

5 読者の先行理解を著者のテキストに読み入れることの遮断

これらの論述を前提に氏の批判に応答しよう。「解釈学」理解に双方が異なりがあるように思われる。私は解釈学を拒否したことはないが、氏は解釈学は必然的に循環になる知的営みだと理解していると思われる（後述）。氏は108頁の文の一部を引用しつつ言う。

（c）「疑問を持つのは、本書における「聖書学者があたかも当然かのごとくに前提する解釈学〔千葉付加「～的循環」〕」を拒否する姿勢である」（38）。

氏はこう述べ私が解釈学を拒否していると記しているが、これに続く拙著の「～的循環」が脱落しており不正確である。「……前提する解釈学的循環を拒否する」(p. 108)と書いたのであって、解釈学をさらに聖書学を拒否したことはない。氏にとっては脱落させることが正当化されると考えていると思われる。

氏は言う。

(d)「この解釈学をめぐる議論は、すぐに、[千葉]「それ故に、遮断と
いうことの実質は、解釈が従来遂行されてきた議論領域を回避すること
である」と、奇妙にも矮小化されてしまう。解釈学の要諦は、たんに[p.
441]「神学的伝統における教えの解釈学的循環」に絡め取られること
ではないはずである。「循環フリーな解釈」などというのは虚妄であるよ
うに思われる」(38)。

私には氏が(d)「解釈学の要諦」という言葉を用いてはいるが、その何であるかを語ってはいないため氏の理解は不分明のままである。また私の引用[p. 441]は「読者は自らが育まれた神学的伝統における教えの解釈学的循環の蓄積故に、その神学的理解は党派的な傾向性を色濃く帯びていることが想定される」というものである。(d)「矮小化」については後に応答するが、ここから理解できるのは解釈学の最も重要な営み「要諦」は「たんに」ではあるが循環に陥る仕方で「絡め取られる」つまり支配されることではないと読み取れる。他方、循環フリーな解釈は虚妄であり不可能であるとも言っているように見える。氏がいかなる解釈学理解のもとに循環を理解しているかは氏による「解釈学的」等の語句の使用から推測するしかない状況である。

私は解釈「学」の或る側面を拒否しているが、理解のあるところ解釈が問題になることは当然のこととして認めている。「理解が成立するところ、そこに解釈が問題になる。解釈が不可欠であることとそこに循環があることとは同じではない」(p. 440)。解釈学は古代ギリシャ以来の伝統を持つ。他方、「理解」は「解釈」や「循環」同様多くの仕方で語られるのであり、所謂「解

釈学」は何か自己規定においてあいまいなものであり続けていると思われる。誰であれテキストを新しく理解するさいに、読者がこれまで培ったあらゆる種類の先行理解の枠のなかで或いは先行理解への参照のなかで与件のテキストを解釈し理解しようとする。赤子は感覚を通じて情報を得るであろうが、胎内にいたおりの何らかの情報の蓄積さらには生得的な遺伝的情報をもとに外界と関わるであろう。

確かに著者の背後にある例えば歴史的、思想的、宗教的背景についての著者自身による先行理解に対する読者による研究を通じて、著者の記したテキストにその読者が理解した限りの著者の先行理解を読者が読み入れること、或いはその研究を投射することは循環を形成するように見える。テキストを形成させたものを外から理解し、形成されたテキストにそれを読み入れるないし投射している。そこではテキストからは先行理解以外の何も読み取ることにはないであろう。循環という理解のもとでは著者は独自の新しい思想を展開することも原理的に阻まれていく。例えば、旧約聖書に精通していたパウロは自らのキリスト論的解釈をナザレのイエスの言行に投射したと考えられることもあろう。もし先行理解を遮断できないときには、常に循環に陥ると主張するのであれば、私の理解する「解釈学的循環」とは異なるものを、さらには異なる「釈学」を語ることになる。投射なしに読み入れなしに先行理解は利用されうるし、そのもとでことがらそのもの、テキストそのものに即して新たな知見を得ることができる。

信の哲学構築の文脈において釈学との接点はその循環の不健全性の指摘にあるため、自らの釈学の定義を与えることなしに従来の枠組みを踏襲しつつ循環を問題にした。私は「釈学」により上記⑦のように書き手の先行理解をめぐる背景の歴史学や思想、宗教学などの学際的研究のものでことがらそのものに即した理解の希求を想定している。私の理解する釈学によればパウロの思想を形成している彼の与件としての歴史的展開ないし彼自身によるその先行理解を読者が研究することは必ずしも循環に陥ることのない方法のもとに遂行されうるというものである。確かに読者が著者の先行理解の研究成果をテキストに投射しさらにテキストの理解を遂行するなら循環

が生起するであろう。しかし、先行理解を読み入れしたり投射することなしにも、テキストの理解が螺旋的に深まることはありうるはずである。著者は先行研究に影響を受けても新しい主張を為すことがあるはずである。ことがらそのものに即しつつ螺旋的に新しさを掴むことは循環ではない。

その方法としてはパウロが例えば読んでいるテキストに矛盾律を基礎にして言語的、論理的分析を遂行することが挙げられる。信の哲学の方法は著者からも読者からも「遮断」してテキストをテキストそれ自体に語らしめること、より誤解の少ない表現を用いるならば構文的、意味論的分析を介して言語表現として誰にも理解できる限りのことを析出し蓄積することである。もし今解釈学の定義を私なりに与えんとするなら、広く言えばアリストテレス以来の伝統に即し言語哲学的分析のもとにあるテキストの循環なき正しい理解の学的方法と言うことになるう。

6 O. ペゲラーによる解釈学の歴史の要約と循環を肯定する論者たち

私はペゲラーを引用し 17 世紀につくられた解釈学のそれ以前それ以後の歴史を紹介した (p. 600)。「神々の使者ヘルメス」と関連される解釈行為について「詩人は神々 [の神託] を解釈する者であると看做され」と語られるように、「解釈」という概念のはじめからそれは人間と神の交わり、託宣の釈義や解釈の文脈において成立した。他方、その歴史は変遷を遂げる。「言葉そのものがすでに……*interpretatio* (存在するものの解釈) であると受け取られるようになり、アリストテレスのオルガノンにおけるように、言葉の様々なあり方を究明する「命題 (解釈) について (*peri hermēneias*)」の学科が成立するにいたった。17 世紀になると今度は古くから伝わる解釈術 (*ars interpretandi*) が解釈学と名付けられる」(p. 600)。私はこのように解釈学をまず解釈術としてアリストテレス的な意味において受け止めたと言うことができよう。その後ペゲラーは重要な指摘をしている。「そしてローマ法、ギリシャの詩と哲学、聖書の言葉を西欧へと伝える努力がなされたとき、宗教改革の

信仰においては反対に聖書をそれ自身から——自分自身の解釈者として——解釈する努力がなされた……」。恐らく氏はこの宗教改革の伝統のもとで解釈学を理解し、解釈における循環の不可欠性を保持しておられると思う。

私の循環批判のターゲットとして名を挙げたガダマー、リクール（これは氏の翻訳を参照させていただいた）、ハイデガー、シュライエルマッハーに共通することは著者と読者のあいだに何らかの「神秘的」であれ「共通の意味を分かち合う」という仕方での「地平融合」であれ「予め構造」（「君がそれで在るところのものに成れ」（下巻 p. 344））に組み入れられることであれ著者と読者のあいだでのテキストの理解が成立することの背後にはルターの究極的解釈学的循環すなわち「何らかの霊的交流」の主張が隠されていると思う。私はそれを「密輸入」と呼んだ（p. 439）。

私は従来循環を肯定する傾向性を持つひとびとは暗黙のうちに「聖書は聖書自身の解釈者である」と主張するルターの影響化にあると論じた。著者は聖霊を受けて執筆し、聖霊を受けて読者が理解する。これは循環である。聖霊が今・ここで注がれていることは逐語靈感説とともにありうることはあるが、神の意志としてはイエス・キリストの信においてほど明確には知らされてはいない。パウロは「われらは汝らが〔文字通り〕読み取ることがら或いは汝らが理解することがら以外の何も汝らに書いていない」（2Cor. 1: 13）と言う。言外のニュアンスよりも文字通りの理解を望んでいる。そこには聖霊の働きへの直接的な要求は見られない。聖霊はわれわれの自由にならない「神に即した」（Rom. 8: 27）執り成しの働きであり、ひとは例えばテキスト理解に向けて自ら最善の努力をなすことができるだけである。

そしてそれが文字的理解に留まるか、著者と読者の「神秘的融合」（シュライエルマッハー）になるかは、読者だけの裁量の範囲の外にある。循環にも幾つかのレベルがあるであろう。究極の循環を初めから学的営みにもちこむことは例えばユークリッドに見られる公理論的演繹体系に比べて不健全であり、多くの賛同者を得ることはできないであろう。この演繹体系を作ることの要件として帰納的な知識の蓄積が前提されており、知識を必然的なものとして受け止めるということ以外には知識内容に関して原理的に帰納と演繹

は異なることなく、推論の必然性と様相を除いて双方の情報量は対応するとも言える。たとえ同一の命題を主張するに至るにしても循環に陥らない論理的手続きや方法的手続きを経て推論や解釈を提供できるのであれば、そのほうがはるかに健全である（先の「分析論」の教養参照）。

私は解釈学や聖書学的営為の⑦「手前」で⑥「神学的解釈がその枠のなかで遂行されねばならない」予備作業の従事を強調した。確かにそれは程度の問題であることも自覚しており、「歴史的な解釈作業を出来る限り最小限のものにとどめ」や「可能な限りただ与件の言語としてテキスト」を分析すると留保を述べている。これは解釈術としての伝統ののちのちのものであると私は理解しているが、私の解釈学理解について氏はその点あいまいであると理解されたのであろう。

7 意味論的分析の含意としての解釈の諸立場の調停

氏はこう言う。

(e)「本書の『信の哲学』が、仮に、「循環フリー」な「ローマ書」の言語の意味論的分析」から出発できるとして、それならば、なぜ、第三部が必要なのであろうか。個人的には、第三部で解釈史があつてこそその著者による新たな「ローマ書」理解としか思えないのである。端的に、本書における「ローマ書」の「言語網」の「意味論的分析」によって、本書で論じられているような神学的・哲学的難題の調停が可能となったのか、むしろ、そのような難題の調停のためにこそ、くだんの「言語網」の析出が可能になったのではないかと問うことはできるだろう（38-39）。

氏は今日に至るまでの「解釈史があつてこそ」その解釈史のおかげないし影響のもとで、私の「新たな「ローマ書」理解」が提示されたと主張している。影響ということをごどのように理解することができるであろうか。先人た

ちからの影響なしに何も新しいものを生み出すことはできないということであれば、私は聖書をはじめ神学者、哲学者たちの影響史によって影響されつつ自らの読みを提案している。これは疑い得ない。

氏は聖書研究の長い歴史は個々の読者が聖書の影響を受け新たなテキストを遺してきた歴史であり、そのつど影響が蓄積され影響史と言えるほどになっており、それを無視できないということであろう。テキストに影響され教えられつつ、テキストを読み、その理解をテキストに投射させ、その循環のなかで新に文書を遺している。それ故に「ローマ書」とパウロ後の神学者・哲学者たちの思想のあいだに循環があり、その循環は歴史を経るごとに強化され、私の「ローマ書」の意味論的分析と歴史上の諸説にも循環があると主張するのであろう。

氏は例えば P. Stuhlmacher の次の「この影響史が解釈学的に留意される必要がある！」という主張に同意すると思われる。ただし氏が Stuhlmacher による自らの党派からの「義務を課す」という発言例えば「教会の正典としての信仰の精神から解釈するという義務」に同意するかは疑問ではあるが。

Stuhlmacher は言う。「歴史的研究は、聖書の諸伝承を、まず歴史の生と信仰の証言として理解することを教える。このことは放棄できないことであり、聖書にその固有の歴史的な側面を与える。しかし聖書は、初めから教会の学びと命の書であったし、今日に至るまでそうである。従って聖書を解釈するときは、聖書が個別的にも全体としても聖書自身から発して、現在へと影響力を及ぼしているという事実と同様に、大きな歴史上の告白に要約されている教会の解釈伝承をも考慮しなければならない。この影響史が解釈学的に留意される必要がある！。聖書解釈者は解釈をする時に、教会史家と教義学者の助言と批判を必要としている。聖書解釈者は、その主要な課題が、聖書を厳密に歴史的に解明することであるのだから、教會的・教義学的伝承をこなして自分のものとするという義務を免れるものと思いをしてはならない。我々のプロテスタントの伝承は、聖書を学問的に責任のある仕方で解釈するという義務を、しかもこの聖書を記し、教会の正典として信仰の精神から解釈するという義務を、聖書釈義に課している」(p. 43)。

Stuhlmacher は、「歴史的研究は、聖書の諸伝承を、まず歴史の生と信仰の証言として理解することを教える。このことは放棄できない」とし「初めから教会の学びと命の書であった」という歴史的状况をも歴史上放棄できないとするが、それを括弧に入れるという意味で遮断することはできるはずである。さらに「信仰の証言」として理解することを放棄できない義務とする彼の主張は彼と同じ党派に属する者たちに対してであったにしても、聖書の伝承の歴史それ自身がその歴史を無視してはならないということを含意していることには必ずしもならない。もしかするとその伝承史が誤っているかもしれないからである。

歴史研究の手前で意味論的分析を遂行することが「聖書を学問的に責任のある仕方で解釈するという義務を」免れていることにはならない。というのも、これまでの研究の蓄積が不明瞭であり誤りを含んでいたために、新しい方法を工夫しなければならなくなったからであり、この提案により学問的に責任ある仕方で行き受けることはありうることだからである。その点でも反面教師としての影響史を認めることはできる。しかし、その影響故につまりテキストに影響され身につけた立場があるからこそテキストを新に読むことができるようになった、従って循環があるという主張は含意されない。Stuhlmacher が聖書はプロテスタント的にだけ読まなければならないという主張をなしているとすれば、それは到底受け入れられない党派心である。

たとえ自説の歴史上の形成過程に拙著第三部で取り上げた人々の何らかの影響を認めるにしても、テキスト分析の方法はアリストテレス哲学に由来しているため聖書の解釈学的循環が方法上見られるということにはならないと解する。皮肉にあたりまえのことを言えば、アリストテレスは新約聖書以前のひとであり、聖書の影響を免れたひとであった。第三部は、本書の生成の過程を辿るとするなら、パウロ「ローマ書」の意味論的分析の成果を歴史上の諸論争に適応した結果としての調停であった。解けるという感覚のなかでペラギウス論争やトマス（パリ学派）とルターの論争などに取り組んだことをワクワク感とともに覚えている。実際、アンセルムスの贖罪論の議論において、彼が神の前の自己完結性（*quantum ad illum[deum] pertinent*）とひと

の前の相対的自律性を判別しており、しかも「譲歩する (*concedit*)」という語句を見出したときは驚き喜んだ。彼は「理性のみ」にて「聖書の権威」に一切頼らず、誤訳をかかえる聖書を引用しなかったことが信の哲学の意味論的分析との合致をもたらしたのだと思われる (下 p. 233)。

先人たちの不明瞭さを克服すべく、新たな方法論を導入したわけであるから、何らかの先行理解のもとにパウロ書簡を読んだことも確かである。もちろん、平行して読んでいたものがあり、何らかの影響関係を認めることができる。しかし、結果としてその痕跡を残さない仕方で、言語的な次元から例えば代償刑罰説の否定という神学解釈を演繹的に遂行したことも事実である。そこでパウロの「ロゴスとエルゴン」(Rom. 15: 18) の判別と総合という彼自身の方法論をアリストテレスに即して見出した(と主張している)。従って、聖書とその伝承の解釈学的循環を肯定する者たちと同じ立場でテキストの内容理解を遂行したわけではないと言える。何であれ読まれた文献から新たな文献の産出に至ることが循環であると主張するなら、それはあまりにも非学問的で乱暴な主張である。

8 二段階真理論 — 整合説と対応説 —

私は循環を肯定する解釈学の成果について、それ故に解釈学全般に懐疑的である。私は循環をブロックすべく、真理論として整合説と対応説を分節した。言葉を言葉の網の目のなかで整合的であるかを指示や著者と読者の心魂の融合の手前で第一の吟味対象とした。氏にはこれが正しく伝わらなかったものと思われる。解釈学的営為がただちに真理の対応説と親和的になることに警戒したのである。信の哲学はそのような地平融合はありうることであり、その手前の分析を基礎に据えた。

私は意味論的分析を解釈学的営為の予備作業ないし第一段階として位置づける。そして真理の整合説と対応説の二段階の真理論に与している。整合説と対応説をロゴス上つまり理論の上で分節することができる限り、循環フリーでありうると主張している。こう書いている。

⑧「パウロは「ローマ書」をエルゴンの複合とそのロゴス上の分節を整合的に可能な仕方で開催している。このことはパウロの真理論は啓示の真理と理性の真理の分節以前に真理の整合性規準を満たすものであることを示している。従って、信の哲学は真理論としてはその第一段階として、最も緩い制約と言ってよい真理の整合説のもとに、そこでの神や人間そして聖霊の諸エルゴンの複合とロゴス上の分節を遂行してきた。そして、それにより無矛盾な整合的な体系であることの証明を試みてきた。この立場は、先のこれまでの諸理論のありうる分類のなかでの、(x1) 世界は一つであり一つの真理のもとにあるという選択肢の一つのヴァージョンであると理解する。信の哲学は啓示を啓示神学のように啓示の事実性の真理として直ちに受けとめることをせず、啓示のパウロによる報告として受け止め、その言語網を吟味してきた。そのとき、意味論的視点から新しい翻訳を提案しそして従来 of 神学的解釈にその意味論的な分節の制約のもとにいかなる解釈も遂行されねばならない枠組を提供することに努めた。啓示の真理を人間の言語で意味論上分節するとき、カトリックとプロテスタント双方の正しさが秩序づけられる仕方である。真理を愛する者同士で論争があるのはテキストが正しく読めていないからであると考えられる」(下巻 pp. 129-130)。

整合説の事例としてはユークリッド幾何学において「三角形は二直角の内角和を持つ」は定理であるが、非ユークリッド幾何学においてはそれは否定される。しかし、双方ともそれぞれ整合的な公理体系を構築している。対応説とは「雪は白い」が真であるのは、世界において雪が白い場合である。或る統一理論ができて、ユークリッド幾何学と非ユークリッド幾何学が、相対論と量子論が統一された場合にはそこでは新たな整合説に留まらず、真理の対応説を統一理論において主張するに至ることもあろう。

後述のように実存論的解釈学においては出来事としての言葉は宣教を介してキリストが読者ないし聞き手の心魂と現実的に触れ合う仕方であることが意図されている。そこでは神の言葉としての聖霊とひとの心魂の一種の対応的調和が生起しており、対応論的真理が今・ここで把握されるということができよう。解釈学にひとはどこまでの理解を要求するのであろうか。

たとえルター主義的に聖書の真の著者であるとされる聖霊との接触が理解のゴールであるにしても、第一にテキストの文字理解が必要であることには変わりはないので、意味論的分析は「文字の意味 (*sensus literalis*)」として言語間のあいだでの約定を最も基礎にしている。信の哲学はまずその約定された語句の意味がそれについてであるところのものごとの存在を意味理解において要求しないそのような「意味論的に浅い」(p. 90) 立場を取っている。ともあれ、信の哲学は言語次元におけるパウロの言説の整合性の吟味に向かった。そのうえで神秘的融合或いは神の言葉が心魂において出来事になることをその可能性として否定してはいない。

9 実存論的解釈学における出来事としての言葉

私は実存論的解釈学を紹介した。この立場とゴールを共有することを念頭におきつつも、循環を回避する方法を案出し、その手前の多くの作業に従事している。⑨「出来事としての言葉に見られる実存論的な解釈学は信の哲学が共約性規準のもとに共約的事項を積み重ね究極において目指すところのものであるとも言えるかもしれないが、その手前で多くの作業が待っている。信の哲学は解釈学的循環とは別の「接近」方法があると主張する。それは端的にテキストと著者、さらにはテキストと読み手を遮断することである。共約性の地道な積み重ねを旨とする信の哲学はテキストから疑いえない仕方で取り出すことのできる文体の分析を基礎に読者とその先行理解を括弧に入れて言語次元において語りうる限りのものに向かう」(p. 440)。

私は M. Heidegger や R. Bultmann 等の営みを否定的なものと評価し批判しており、これはこれまでの解釈学の成果は不十全であると主張していることを含意している(後述)。以下私の方法をさらに展開し、実存論的解釈学の主張がルター主義的であることを指摘する。

R. Funk はドイツにおけるハイデガーの影響のもとでのブルトマン等の解釈学の展開をこう纏めている。⑩「いかに過去の出来事、即ちイエス・キリストにおける神の行為は出来事的であることを続けるのか。ブルトマンの答え

は人間の救済にとって決定的である過去の出来事は宣教において継続的に現在のものでされている。……E. Fuchs と G. Ebeling はブルトマンの言語に対する積極的な評価を取り上げ、彼らは「救済が出来ること (Heilsgeschehen)」と「救済の出来事 (Heilsereignis)」をそれぞれ「言葉が出来ること (Wortgeschehen)」と「言語の出来事 (Sprchereignis)」に変更している」(p. 602)。ブルトマンにおける決定的である過去の出来事と宣教の関係は可能と現実の範疇のもとに理解されている。「キリストによっては、生命の可能性 (Möglichkeit der *zoē*) 以上のものは作られなかった。それは言うまでもなく、信仰者のもとで、確かな現実となるのである」(下巻 p. 64)。宣教の言葉を介して福音が各人に出来事になると主張されている。可能と現実の範疇は信の哲学の神の前とひとの前の分節と総合の範疇とは異なるものである。13 世紀にモルベカのウィリアムがトマス・アクィナスの要請に応じてアリストテレス『形而上学』を翻訳したさいに、*energeia* (実働) と *entelecheia* (完成) を混同させ *actus* と訳し、様相存在論を *potentia-actus* (可能態と現実態) と理解したことにその後の大きな混乱のもととなったこと、とりわけカトリックとプロテスタントの分裂に繋がったと私は論じた (第八章)。ブルトマンにおいてもルター主義的な聖霊の媒介を宣教の言葉と福音の出来事とのあいだに暗黙のうちに要求している。

10 部分と全体

氏は解釈学的循環について言う。

(f) 「「解釈学的循環」とは、何も巨大な解釈史を相手にするだけではない。最もミニマムな「循環」として、テキストにおける部分と全体の循環が端緒である」(40)

テキストの部分から全体の理解が成立し、全体から部分を理解する、そこにも氏は循環を見る。しかし、部分と全体の関係は単なる循環という表現によっては捉えきれない複雑さを抱えている。アリストテレスにおいては「集

積的全体 (*pan*)」と「統一的全体 (*holon*)」は「位置が差異を作るか」否かにより判別される (*Met.* V. 24. 1024a2)。例えば、1 から 10 の数字からなる一つの全体について 1 から秩序正しく並べられているときには、算術における一つのロゴス (理)・根拠があり、ランダムに 10 個が並べられた集積的全体とは異なる。私は拙著第二章で今・ここで生きている身体と魂のエルゴン上の不分離とロゴス上の分節について多くの頁をさいて分析した。今・ここで生きているひとは骨や肉などから構成されているが、「それら質料を [ロゴス上] 離れた (*para tauta*) 何ものか [形相] がなければならない」(*Met.* VIII.3. 1043b11)。部分と全体と言っても単純ではないのである。

言語次元においても、文 (全体) を構成する語彙 (部分) の関係は言語哲学では G. Frege の文脈原理とか D. Davidson の全体主義的意味理論などにより議論されている。ここでは飯田隆の論述を紹介しよう。例えば、フレーゲの文脈原理と呼ばれるものはこう規定される。「私 [フレーゲ] は次の (三つの) 原則を堅持した。……[第二原則] 語の意味 (*Bedeutung der Wörter*) は、文という関連の中において問われるべきであって、孤立して問われてはならぬこと……第二の原則をなおざりにするならば、個々の心に属する内的な像や行為を語の意味と解することを余儀なくされる」⁵。これは「語の意味は、それが現れる文の意味への寄与に他ならない」として「文脈原理」と呼ばれる (p. 92)。他方、これと密接に関連する「合成原理」と呼ばれるものがある。それに従えば、「文の意味は、それを構成している語の意味と文の構造 (= 論理形式) によって決定される」。かくして、「文の理解は、それを構成している個々の語の理解とその文の構造の把握によって達成される。原理的に無数の文を理解することが可能であるのは、それらの文が、有限個の語から、これもまた有限個の多様性しかもたない文の構成方式に従って作られているからに他ならない」(p. 97)。

このように部分と全体の送り返しは単に解釈学の専売特許ではないのであり、多くの学的次元で論じられるべきことがらである。このような言語の創

⁵ 飯田隆『言語哲学大全 I』p. 90 (勁草書房 1987)。

造性の問題や意味の問題も、何であれ文章の理解に向かうものとして解釈学の一部として遂行されていると特徴づけられることもあろう。その場合はどこまでの営みを意味論的分析と称し、どこから解釈学と称するかネーミングの問題となる。私は伝統的な解釈学の非分節的な傾向に異義を提示しただけのことである。

氏は先に引用した(d)において、「この解釈学をめぐる議論は、すぐに、「それ故に、遮断ということの実質は、解釈が従来遂行されてきた議論領域を回避することである」と、奇妙にも矮小化されてしまう。解釈学の要諦は、たんに〔千葉〕「神学的伝統における教えの解釈学的循環」に絡め取られることではないはずである。「循環フリーな解釈」などというのは虚妄であるように思われる」と述べている。

ここで「解釈学の要諦」は私の言葉ではなく氏の言葉であり、循環に絡め取られることがそれであるとも私は思っていない。他方、「……はずである」に続いて「循環フリーな解釈」は「虚妄」であると氏は主張する(38)。ここで氏は循環フリーのないことつまり循環することが解釈学の要諦ないし基礎と理解しつつ、循環だけではないと言っているように見えるが、その議論の展開は不分明である。氏が(d)「矮小化」(38)と言うとき、「神学的次元」の議論を「哲学的次元」で受けとめることを矮小化と理解したのだと思われる。「イエスは主である」と聖霊が福音書の執筆者に息吹を与える。そして読者は聖霊により「イエスは主である」を理解した場合、それは正しい理解であるとルターは言うであろう。リクールが「テキストを通して語られていることにつかまれる以外に、テキストに接近できない」というが、循環を肯定するひとびとは暗黙のうちに「語られていること」即ちテキストの内容理解を問題にしている (p.439)。私はこのような著者と読者の聖霊による同一の内容理解を究極的な解釈学的循環と呼ぶ。

それに対し、「それ故に、遮断ということの実質は、解釈が従来遂行されてきた議論領域を回避することである」と循環回避案を提示した。議論領域の回避により私は「神学的議論を、その文体的特徴から読み取りうる問いや主張として誰にも共約される哲学的次元において受け止めなおす」ことである

と主張した。つまり「イエスは主である」を「イエス」は主語であり「主」は補語そして「である」は繫辞と分析する類のより基礎的な分析を念頭においている。また職務を伴った固有名「イエス・キリスト」は「イエス」や「キリスト」と異なり、常に媒介の前置詞「介して」などを伴い、決して行為主体として主語に立てられることはない (p. 462)。この神学的に深淵な命題が文法次元に落とされ、或る人々には「矮小」に見えるかもしれない。しかし、それによりこの神学的命題がより堅固により良く理解できるようになるなら、咎めを受ける筋合いはないと思われる。

これまで循環を肯定するひとつとはテキストの内容理解をめぐる著者の先行理解と著書（テキスト）の関係、さらには読者とテキストの関係において循環を見つけてきた。私はそれを遮断する。その理由としてこう論じた。

⑪「読者は自らが育まれた神学的伝統における教えの解釈学的循環の蓄積故に、その神学的理解は党派的な傾向性を色濃く帯びていることが想定される。それ故に分派的な議論が生じる文脈を避ける、或いはむしろ神学的議論を、その文体的特徴から読み取りうる問いや主張として誰にも共約される哲学的次元において受け止めなおす。神学思想に平行的な或いはその前提となっている哲学的問いとして受け止めなおすとき、循環は一応遮断されると考えられる。少なくとも循環の根底に想定される聖霊に対する訴えは括弧に入れられているからである。「ロマン主義的」(p. 438) たらざるものとして、聖霊に対する言及を括弧にいれることができるかが信の哲学が学的営為となりうるかの成否を握る。信の哲学はそれ故にこそ信のなかにいる者にも信の外にいる者にも共約的な信以前の言語次元でテキストの理解に専心する。信の循環フリーな解釈を基礎づけるものとしてテキストの言語分析を位置づける（信の哲学のこの試みに循環がないかの判断は読者に委ねられる）」(p. 441)。

この試みはこう表現されよう。循環を避けるために、一端はしごを登ったら、はしごをはずす。つまり帰納が遂行されたあと、演繹に移行するそのようなものとして、配列し直すそのようなその手続きを加味することで循環は回避されると見る。矛盾律と言う最も確かな共約的原理に則り、ひとつひとつ

つ言語層を分析していく営みは「循環フリー」であると主張しうるように思える。その結果心魂の刷新が生じないとも限らない。

演繹と帰納をめぐる論証科学についてアリストテレスは、経験的にはともかく、成功した地点から理論を構築している。個別科学の第一原理（例えば幾何学における「大きさ」、算術における「一」）について不可視な対象に対する接触知は「叡知（ヌース）」という尊称で呼ばれる（p. 409 註 30）。事実上第一原理に触れる叡知に対し、それに基づきその学の第一の公理として第一原理についての命題を把握することは「不可論証的知識」と呼ばれる（p. 69）。公理論的演繹体系とその諸定理のフィードバックによりつまり一種の帰納により「大きさ」を幾何学の第一原理「として」把握することは「事実上」の把握であるヌース（叡知）に基づいたものである。このように帰納と演繹の循環はブロックされている。

これは氏が理性の限界の一例として挙げる K. Gödel の「不完全性定理」という議論にも何らかの対応になっていると解する（38）。田中一之は 1930 年刊行の『『プリンキピア・マテマティカ』およびその関連体系における形式的に決定不能な命題について I』について、こう纏めている。「形式的に決定不能な命題」というのは、PM（Principia Mathematica）や公理的集合論のような形式的体系で証明も反証もできない命題ということです。ヒルベルトは、きちんとした公理系を打ち立てれば、すべての命題は真か偽であることがその体系で演繹的に判定できるという信念をもっていたのですが、ゲーデルはそれを覆し、当時主流の形式体系、或いはその改良版をもってしても、すでに算術の範囲で真か偽かを演繹的に判定できないような命題が存在することを証明したのです⁶。ゲーデルは算術をめぐる不完全性定理を後にいくつかのヴァージョンのもとに提示しているが、決定不能な命題の議論に留まる限り、アリストテレスは同意すると思われる。彼は論証（演繹）による論証的知識の獲得を基礎づける公理については異なる認知機能（「ヌース」）をわり

⁶ 田中一之『ゲーデルに挑む——証明不可能なことの証明——』p. 19（東京大学出版会 2012）

あてることにより、不可論証的な知識のあることを主張していた（先述）。そのことと矛盾律の根源性は抵触しない。真偽のいずれかは証明に関して決定不能な命題についても帰属されるからである。

11 神の前はどこまでも「パウロによる《神の自己理解》」か

氏は言う。

(g)「評者が感じる違和感は、第四章においていっそう強くなる。なぜなら、そこでは、たびたび「読者」が話題になっているからである。おそらく、「ローマ書」の「意味論的分析」を一旦終了した後のこの章は、明言されていないが、「一歩進めて」[上七二二]）解釈学的アプローチをある程度許容した議論になっていると思われる（「解釈学的には」[上六六〇]、など）。言い換えるなら、神学（史）的議論に踏み込んでいるということだろうか。興味深いことに、第四章第五節では、エルゴン D 言語と関連して「われ」とは誰かという問いが執拗に論じられている。

エルゴン D 言語は、「聖霊」を「必然的構成要素」とする「神学的言語」である（上五四二）。その限り、「神学的理解」の「党派的な傾向性」から「循環フリー」であることはできない、ということだろうか（上四四一）。しかし、ここで重要なのは、「われ」が「自己言及」的に問題となっていることである。この「われ」とは誰か。パウロも「われ」であり、著者も「われ」であり、一「読者」たる評者も「われ」である。この「われ」が具体性を欠いた抽象的な存在のままであるならば、エルゴン A, B, そして C との「様相」の判別も瓦解するのではないだろうか。人間の誰か「われ」によらない「神の自己理解」というのは、評者には理解できない。あくまで、人間たる著者による〈人間たるパウロによる《神の自己理解》〉ではないか（しかし著者によるなら、これは「ロゴス上共約可能」ということだろうか?）。「われ」とは「虚構空間」（七八五頁）と記されているが、こっそり現実の「読者」が導入されているように見えるのである。

「われ」とは、言語学的には「転換詞 shifter」であり、言説 (discours) を現実結びつける「言説の審級 instance de discours」(バンヴェニスト É. Benveniste) に係るものである。現実の「著者」や「読者」がいなければ、「われ」は成り立たない。「われ」たる「パウロ」は、「歴史の中にある特定の個人の経験を時系列において記述しているわけではい」(七八五頁)と理解されているが、「聖霊」がどうであれ、悔い改めるのはこの「われ」であり、「われ」=パウロであり、「われ」=読者であろう。この「われ」を、パウロとも同定せずに、「神の前の自己完結性」を持つ者はいったい誰であるのか。「神の啓示行為の報告」(上一二四など)をなすのはいったい誰であるのか。たとえ「啓示の差し向け相手」が「三人称」(上四六七など)であるとしても、つまり、誰に向かって語るのであれ、種々の「言語網」が指示する種々の「実在の層とそれとの関係におかれる人間存在の現実の層」(上四六八頁)を「ローマ書」という一つの言説に繋ぎ留める結節点は、「パウロ」の「われ」以外には考えられない(まさか、神とは主張されまい;「ロゴス」だろうか? 「神」は「ロゴス」そのものではない;両者を同一視したのは、後の正統派と呼ばれる者たちであるが、著者はこの正統派の議論を闖入させている[上一八〇〜一八一])。だからこそ、本書においてもこの「われ」は、単なる「意味論」的分析を超えて、むしろ解釈学的に追究されているように思われる(第四章第五節, 上七四四〜七八七, 特に, 上七六三〜七六四の「メタな次元」に関する微妙な記述を参照)」(39-40)。

ここでは氏の理解する「解釈学的アプローチ」が提示される。そしてそこでも「聖霊」への言及は既に循環なしには語りえないと想定していると思われる。私はあくまで D 言語 (とりわけロゴス或いは D エルゴン言語のロゴス化) は言語的な分析の対象であるとする。氏の「抽象的な存在のまま」とは「ロゴス次元」の一般性、抽象性と言い換えられる。聖霊の今・この働きへの言及なしに理解されない心魂のキリストの過去の十字架の出来事との同化も言語次元で時制の理解として一般的に提示される。パウロは同化を例

えば「われらは〔イエスの〕信に基づき義とされたので、われらの主イエス・キリストを介して神に対して平安を持している」(Rom. 5: 1)。「われらは、われらの古きひとが共に十字架に磔られたことを知っている」(6: 6)と表現するが、これは聖霊が過去のキリストの出来事を今・ここにいるわれらに伝達することなしには語りえない命題である (pp. 542-557)。

この営みを解釈学的な営みだと言われるなら、それは単に名称の問題となる。実質的に異なる方法を提案している以上、テキストがより明らかになると主張している以上、解釈学的営為と呼ばれても差し支えないが、ただ「循環」があるとされることには抵抗し、循環ではなく言語的な分節からの構成、構築があると主張する。

神について記す聖書はどこまでもふくらみを持つ。そのなかで私は矛盾律に基づき「いかに語るべきか」というロギコス (形式言論的) な視点から共約的言語理解を積み重ね、そのうえで歴史学や宗教学その他の知見に基づく聖書学や神学の知見を吟味した。自覚的に意味論的分析の成果のもとに先行研究を再吟味することに従事したつもりである。例えば、アンセルムスは代償刑罰説を否定するが、私も「業の律法」と「信の律法」の神の啓示行為の異なりを意味論的分析による析出に基づき、代罰説は業の律法の枠のなかで福音を理解することであり、福音を福音として析出できていないと批判している (pp. 535-541)。パウロは「律法を離れて」(Rom. 3: 21) 福音が啓示されたと主張している。このように神学的議論による導出と意味論的分析に基づく導出は合致することがある。

さて、氏が信の哲学の「瓦解」を嗅ぎ取るのは「ローマ書」七章の「われ」の分析を手掛かりにしてである。(g1)「この「われ」が具体性を欠いた抽象的な存在のままであるならば、エルゴン A, B, そして C との「様相」の判別も瓦解するのではないだろうか。人間の誰か「われ」によらない「神の自己理解」というのは、評者には理解できない。あくまで、人間たる著者による〈人間たるパウロによる《神の自己理解》》ではないか (しかし著者によるなら、これは「ロゴス上共約可能」ということだろうか?)。「われ」とは「虚構空間」(七八五頁)と記されているが、こっそり現実の「読者」が導入され

ているように見えるのである」(39-40)。

これに対しては以下のように応答できる。まず、読者は神の前の言語に「習熟」(p. 449)する必要があると言わねばならない。習熟の必要とは、例えば神の怒りは「引渡し」という仕方で表現されるが、人間は神の前の現実をよく知らないのだから「弁解の余地がある」と思い勝ちであるものの、神はそうのように考えていないということに習熟することが求められている。どれほど人間には不条理に思えても神はそうのように考えてはおらず、むしろこのように考えているということが報告されているのが、啓示の言語である。怒りの啓示言語においてこう報告されている。「なぜなら、神の見えざることから、永遠の力能そして神性は宇宙の創造から、被造物において叡知により知られ、見てとられており、その結果彼らは弁解の余地なき者だからである」(Rom. 1: 20)。私はこう書いた。

⑫「パウロはユダヤ人に信任された神の言語をギリシャ語において報告できると理解している。そのなかでパウロが見出したものは「イエス・キリストの信」であり、神はその信を媒介にして自ら義であることを啓示しているというものであった。しかし、認知的、人格的に十全な神はパウロが理解できる語句を用いたにしても、それは単に指示上の意図を表現するものではなく、神により理解されている神の前の実在をそのまま指示している。そしてそれをパウロは報告している。読者はその言語的振る舞いに習熟することが求められている。例えば、神は「業の律法」(言語空間 B)のもとに自らの怒りを人間の不義の上に啓示するが、「神は彼らを恥ずべき情欲に引き渡した」(1: 26)とパウロが報告するとき、「恥ずべき (*atimias*)」という語句はその当人がどのように感じようが、まずその語により神が理解していることがらが指示されそして神によるその語に対応する認識が報告されている。これが神の前の言語網の独立性を形成する。この根源的な前提のもとに、人間との媒介者として実働する聖霊への言及なしに使徒パウロのこの宗教的言明はどれだけ哲学的吟味に耐えうるものであるのか、そのことを一つの挑戦として遂行している」(p. 449)。

「ローマ書」七章で「われ」が登場するのは、「汝貪るなかれ」というモー

セ律法が二人称単数で提示されたさいの一人称単数による応答「われ」が語られており、これは言語的に適切な応答であると言える。七章は福音の啓示に基づき、業の律法の新たな役割を明確にするものとして罪の苦悩を引き起こすという役割の論証が遂行されている。それが解明されるのであれば、私は「われ」の候補として「パウロであっても」、誰であれ「汝」と呼びかけられたひとのことであり構わないと論じた。(g1)「あくまで、人間たる著者による〈人間たるパウロによる《神の自己理解》》ではないか」(40)に対してはロゴス上、神の自己理解として分節される。そこでは著者やパウロの今・この心的エルゴンは括弧にいれられていると応答することができる。氏の問いは昔からの陳腐な問いであり、どこまでも神の前はひとの信仰という意識のなかに閉じ込められたままか、「信じせしめられていると信じるがその信じることも信じせしめられている……」と無限遡及してきた。これをブロックするのが神の専決行為についてのロゴス上の分節であった。「神の前の自己完結性」が整合的なものとして析出されている。私にはこの整合性条件が満たされているだけで十分である。「人間たるパウロによる《神の自己理解》」と肉の弱さに譲歩するなら語ることができる。なぜ氏は常に人間中心的にしか語れないとするのか。それは氏の個人的な経験に依存しており、パウロの経験はそうでなかったからこそ、神の前の自己完結性の言語に習熟する必要があったのである。

氏は納得しないかもしれない。(g2)「「歴史の中にある特定の個人の経験を時系列において記述しているわけではい」(七八五頁)と理解されているが、「聖霊」がどうであれ、悔い改めるのはこの「われ」であり、「われ」=パウロであり、「われ」=読者であろう。この「われ」を、パウロとも同定せずに、「神の前の自己完結性」を持つ者はいったい誰であるのか。「神の啓示行為の報告」(上一二四など)をなすのはいったい誰であるのか。たとえ「啓示の差し向け相手」が「三人称」(上四六七など)であるとしても、つまり、誰に向かって語るのであれ、種々の「言語網」が指示する種々の「实在の層とそれとの関係におかれる人間存在の現実の層」(上四六八頁)を「ローマ書」という一つの言説に繋ぎ留める結節点は、「パウロ」の「われ」以外には考えられ

ない」(40)。

「神の前の自己完結性」を持つ者はいったい誰であるのか」という問いに對しては神であり、「肉の弱さ」に譲歩するならばひとの責任ある自由のなかで理解した限りの神の前という意味でパウロの心的状態に落とされた限りでの神の前である、と応答することができる。それは (Er. A or Log. A) (&/or) (ErC (a-in C) or Log C (a-in C)) と記号化される。ここで &/or とは神の前そしてひとの前さらに神の前 またはひとの前を表現している。氏はこれらの記号化について言う。

(h) 「これら [A-D] の言語網の具体的「判別」は…表面的なローマ書の章句の切り分けとも言えず、また著者独特の記号化も相俟って、複雑と言わざるをえない」(34-35)

しかし、パウロそのひとが彼の神学的議論の背後にこのような分析を要求する複雑な或いはむしろ精緻な哲学的議論を踏まえていたのである。それはパウロが「ローマ書」において神とキリストそしてひとならびに聖霊というそれぞれの主体の複合的なかわりを論じている以上やむを得ない或いはむしろ必要な分析なのである。例えばアンセルムスは理性のみに於いて神のものごとにおける存在を論証するが、そのとき同時に神からの何らかの働きかけが同時にあることを妨げない。私は引用しつつこう書いている。⑬「ただし、肉の弱さに譲歩して ErCkn (a-inC) と記述することもできる。理性の秩序正しい推論過程とこの光が同時であることを妨げるものは何もない。これが魂の認知のエルゴン次元における記述である。この「光」は眩しすぎて、それ自身として認識しえず間接的な認識にならざるをえないことが留意される。「主よ、これがそこに汝が住みたまう接近不能な光です。……大き過ぎる故に私はこれを見ません。しかし何であれ私が見るものは、かの光を介して見るのです」(*Proslogion*, ch. 16)。これは存在者の認識は神認識をも含め、常に途上であることを含意している」(p. 90)。私は何度となく聖霊の同時的

発動を妨げないことに留意を促している。例えばこう書いている。⑭「ここでも、[A] (3:21-26) と同様に聖霊への言及がなく、広い意味では知恵の説得と言えるが、これにより言語層 A, C が相対的に独立したものであることが意図されている。とはいえ、ここでもこのロゴスに聖霊の執り成しが発話と同時に働いていることを何も妨げない。パウロは共約的な理解を可能にすべく細心の注意を払いつつ聖霊への言及なしに啓示の報告 A をなしており、またそれに基づく議論 C を展開している」(p.127)。

氏は (g2) 「一つの言説に繋ぎ留める結節点」(40) を尋ねるが、それはロゴス上の分離とエルゴン上の不分離である。もちろん今・ここで「汝」と呼びかけられてエルゴン上悔い改めるのは佐々木氏であり私である「われ」である。これはまったく今・このエルゴン次元の話であり、七章の議論は2千年前のものとしてロゴス上処理される。今・この悔い改めに、聖霊の媒介エルゴンのあることを妨げない。

私はこう書いた。⑮「心的状態として Cranfield が敬虔に苦悩の深まりを語るそのようなことは真実であるかもしれないが、心理主義的な所謂寝技に持ち込む前に為し得る分析は存在する。福音の啓示に基づき律法の機能を新たに考察したパウロは第二議論で律法はもはや文字としてではなくキリストを目指すものとして霊的なものとなり罪を暴きたて、罪の罪性を著しいものとして知らしめるものだという理解に到達している。第二議論ではパウロの自覚としては「われ」が誰であれ現在形により臨場感を保ちつつ、どんな「われ」にも妥当する仕方で今・このエルゴンとしてヌースの発動のなかで葛藤している、その現場の提示により「霊と力能の論証」を遂行していることを私はここで示したい。この一連の二つの議論のなかで最低限確かなこととして語りうるのは律法が罪ではなく、死をもたらすものではないことを明らかにするために「われ」が登場することである。その目的が達し得るのであれば、パウロであっても、パウロでなくとも構わないとすることができる。パウロはここで、誰を「われ」が指示するのであれ、最も基礎的に了解できることとして、「われ」とは彼の論敵たちが彼の信仰義認論の含意として律法が罪であり、善きものが死をもたらしたという反論を反駁する証明のなかで

登場する人物のことである。戒めが「汝」と呼びかけたさいに、「われ」として応答する者のことである。信の哲学はパウロの二つの論証の過程を誰にも理解しうるものとして共約的な次元で追跡する。そのため罪や霊が行為主体として言及される場合においても、相対的な自律した視点から譲歩された人間の視点で語りなおすことを厭わない」(pp. 748-749)。

この箇所が氏の瓦解への危惧への応答となっていることを望む。私はこれは「われ」のエルゴンのロゴス化であると主張する。従って、誰であれ「汝」と呼びかけられ、「われ」と応答しているひとによる業の律法の新たな役割としての罪の苦悩を遂行する一般的な論証であると理解している。引用しよう。⑯「この箇所は今・ここの具体的な葛藤のエルゴンが提示されている。一般的にロゴス次元で捉えるなら、戒めや律法を差し向けられた者はこのように葛藤すべしという普遍的なメッセージも読み取ることのできるものとして展開されている」(p. 770)。こう書いた。⑰「「罪のもとに売られている」ことの認識はどこから得たのかが問われよう。言わば上空から罪のもとに売られている自己を反省的に描いているように思われよう。「われ」はパウロが律法の善性の論証の虚構的な人物として登場させている以上、メタな次元から記述としてその一般的な次元における解釈を許容してはいるが、彼は「われ」の苦悩において葛藤の現場に読者を留ませようとしている。それが「われ」の今・ここのエルゴン言語の使用の劇的な効果である。メタな次元が遮断された仕方でのわれの葛藤を理解するののであれば、葛藤は白けどこまでも反省次元は無限遡及するであろう」(p. 763)。

12 歴史研究、歴史的解釈がそのなかで遂行されねばならない枠組みとしての言語ならびに心魂の共約性

氏は私の聖書からの引用に大きな疑義を提示している。

- (i) 「ただし、「ロゴス」については、著者はいくぶん無造作にヨハネ福音書のプロローグにも言及しているが[上一八〇]、そこに見られるよ

うな「ロゴス」概念をパウロと結びつけうるかなどは疑問である；ついでながら、本書において、福音書の記述が無批判に「ナザレのイエスの言動」と同定されている部分〔上五五のマタイのいわゆる「八福」の説教、あるいは、上三八四～三八七頁の「イエスの言行録」の扱い、など随所〕についても、新約学的、ならびに解釈学的には大いに疑義がある；ただし、下記のように、著者は「聖書学」や「解釈」を拒否している）(33)。

私はイエスの言行録、譬え話は「アリストテレスとパウロを媒介するイエスの譬え話」(pp. 384-7)というタイトルからも理解されるように、通常の倫理学との共約性を論じる文脈において、アリストテレスとイエスの倫理的な対応関係を明らかにするものとして挙示している。もし聖書学がこれらのたとえ話はイエスの歴史的な言動でないことを明らかにすることがあったとして、それは伝承のイエスと理性的な倫理学の共約性として処理されよう。同様に「八福」はソクラテスとの対比において「人類には、その影響力ある成員のなかに、これらの対立構造〔富と貧困、勝利と敗北、支配と抑圧……〕を端的な与件とせず」という文脈において挙げられている。もし八福がイエスの口に後にいれられたとしても、「心魂の総合的な力能の発揮、肯定的なことがらが生起することだけを望む一群がいる」(p. 39) ことの証として用いられうであろう。「無造作」に引用したとされるヨハネ冒頭の「ロゴス賛歌」はそこから確かに語りうることとして、「少なくとも語りうることは、何かが生起したとき、そしてそれが秩序ある動的な、ものごとについて理解可能であるとひとが主張するとき、働きの背後に「ロゴス（理、言葉）」にその秩序を担わせたいとする、そのような一般的な傾向性がある」(p. 180) ということに同意を得られれば十分である。そしてパウロのロゴスとエルゴンの相補的な議論はそれを裏付けている。Sthulmacher は「ロゴスの教説が、旧約聖書と新約聖書をキリストにおいて歴史的かつ教義学的に一緒にみることを可能にした」(p. 59) と述べるが、この発言は信の哲学におけるあらゆる学的営みはロゴスとエルゴンの相補性の展開によってこそ信用されるという立場から

して大きな励ましである。

氏がその方法のもとに研究を遂行していると思われる歴史的批判的聖書研究というものにどのような態度を取ることができるであろうか。SthulmacherはE. Käsemannの『歴史的・批判的釈義の神学的正当性について』を引用する。そこでは三段階があり、第一の原則は「福音と人間存在のありのままの現実との神学的な共属関係」に関するものである。つまり福音の場は人間の現実であって、神学はその場を確保する営みとされる。そこからケーゼマンは、現実には迫ることと、現実に関わったことを幻想なしに観察する第二のテーゼを引き出す。すなわち「歴史的批判は現実には迫ることを約束し、かつ承認する」。これは学として当然であり「あらゆる人間的なものの限界において妥当する」。ケーゼマンは言う、「錯綜した思いつきを削除することはできない。ファンタジーと気ままさは、しばしば歴史的な現実性を解明するどころか、その中に入り込めない網を投げる。……歴史[学]は恐らく依然として最も疑わしい学問であることには変わりはない。これらのすべての事柄を承認するならば、それにもかかわらず過去の現実に進むのに、これ以上の方法はないことを確認し、強力に証明することができる」(p. 38)。

彼らが歴史学について「最も疑わしい学問」であることを認めるなら、なぜそこに固執するのであろうか。事柄そのものに迫らないしことがらそのものに即す方法を打ち立てることに傾注しないのであろうか。信の哲学は一方歴史的・批判的研究から実質的に多くを学ぶが、意味論や構文論的方法是新約学のこのような傾向への懐疑のなかで構築されたたと言ってもよい。

13 矛盾律の根源性

氏は矛盾律が理性の根源性を担うという主張について疑義を提示して言う。

(j) 「『信の哲学』がアリストテレス哲学を下敷きとしていることは間違いないが、それが「哲学」であるというのは、「信じる者にも信じない

者にも」(上三など随所)、「理性」を持つものとして「共約可能性を根源的に担うもの」として「合理性」を目指し、実際それを達成していると主張していることだと思われる。また、「合理性を根源的に支えるものは理性の自立性、自発性である」(上七七)とされる。さらに、「その自律性ないし自発性を保証するものは最も基礎的なものとして論理法則にして存在の法則でもある矛盾律である」(同)とする。なぜなら、「宗教的な感覚をもちその理論を作らざるを得ない人間というものの理解をめぐる思考の最低限の制約として矛盾律を確認」(上九八)するからであり、「矛盾律」は「あらゆる存在及び思考と言語の基礎にある公理であり、この原理を否定する者に対し論証は論駁的にしかなされえない」からであるという(上七七)。評者は、まずこの点に関して、根本的疑問を持つのである。

ここで「論駁的」と言われているのは、おそらく「自己言及」的な議論のことだと思われる。著者は説明する。「一旦、『矛盾律は偽である』と口を開くなら、『あなたは、「矛盾律は同時に真であり偽であることはありえない」という矛盾律の公理に基づいてそう語っている』と言えばよい。何かが真でありそして偽であることは同時にできないが、矛盾律に基づいて矛盾律を否定しているために、真でありかつ偽であると主張していることになるからである」(同)。これは、その通りであろうが、私がむしろ著者に問いたいのは、「矛盾律」が「公理」や「原理」であるというよりは、むしろこの「自己言及」性こそが、ある種理性の限界として基底に横たわっているのではないか、ということである」(37)。

ここには氏の誤解が見て取られる。矛盾律は自明であるため、上位の原理により論証されえず、矛盾律を否定する者には「論駁的」(p. 77)な仕方での論証が与えられるということが述べられている。自己言及のパラドクスとは無関係である。パラドクスにより私は例えばアキレスがカメを追い越せない等、通念に反した主張を理解する。カントは純粋理性の限界は二律背反(パラドクスというより、いずれの主張が正しいか決着がつけられない対の命題)

に見られると主張するが、アンセルムスはそれに同意せず神の存在は矛盾律に即して帰謬法により導出されており、彼は愚か者だけがつまり矛盾律を否定する者だけが神はものごとにおいてあらぬと主張していると論難した。そしてその存在論的な神の存在証明はその後であれ同時であれ先述のようにエルゴン上照明により存在者的に経験することは許容されている（第五章）。私は自己言及のパラドクスの回避方法を2章2「偽り」の分析で論じている（360-366）。パウロは哲学者に「汝は神よりも無人格的な矛盾律を信じ愛するのか」と挑むことであろう。

14 信義の「分離なさ」と「ユダヤ人とギリシャ人」の「分け隔て」のなさ

氏は私の意味論的分析による従来の翻訳との異なりを示す箇所について、また神の前とひとの前のロゴス上の分節の大きな役割を担っている「ローマ書」3：21-26の私訳に疑義を示す。氏は言う。

(k)「本書は、ギリシャ語の単語レベルから「ローマ書」全体に至るまで、その精緻なテキスト読解に基づくこだわりある翻訳によって、様々な新たな知見を与えてくれる（たとえば、「附録」の『ピステイス』とその訳語について）[下四二二～四二六]など）。特に、そのこだわりある「ローマ書」の新訳は、新約聖書やキリスト教神学の核心にかかわるこの文書について、注意深く読み直し新たな発見をなす機会を与えてくれた。

そのささやかな例として、著者がヒエロニムス以来の「誤訳」を厳しく糾弾する「ローマ書」三章二節（上一二五～一二六など随所）の翻訳について気づいたことがある。著者によって「端的な誤訳」（上一二六頁）と指摘されるこの「ローマ書」の箇所と、同じく一〇章一一～一二節の間の顕著な類似である。両者をギリシャ語原典で並べてみよう（テキストは著者と同じ Nestle-Aland28 版）；

(Rom. 3: 22)

δικαιοσύνη δὲ θεοῦ διὰ πίστεως Ἰησοῦ Χριστοῦ εἰς πάντας τοὺς πιστεύοντας, οὐ γάρ ἐστιν διαστολή,

(Rom. 10: 11-12)

πᾶς ὁ πιστεύων ἐπ' αὐτῷ οὐ καταισχυθήσεται. οὐ γάρ ἐστιν διαστολή
Ἰουδαίου τε καὶ Ἑλλήνος,

一見して、両者の文体上の類似（というよりも同一性）は明らかである。著者千葉訳では、同一の単語 **διαστολή** に、前者では「[神の義とその啓示の媒介であるイエス・キリストの信の] 分離」と、後者では「分け隔て」と異なる訳語が当てられている。しかし、両者の表現上の類似に鑑みるに、両者の **γάρ** は、前文における **πᾶς**（前者は対格 **πάντας**）についての（なぜ「すべての」と言ったかの）説明となっており、前者についても、「[ユダヤ人とギリシャ人の間の] 分け隔て」がない、あるいはより一般的「[人々の間に] 分け隔てがない」、という訳の可能も捨てきれないように思われる。ヒエロニムスが、どちらも *distinctio* と翻訳したことは、この類似に照らしても宜なるかなであり、新たな聖書協会共同訳で、どちらも「そこには何の差別もない/ありません」としているのも、「ヒエロニムスの権威に盲従し」（上四三六頁）ているだけでもあるまい。「ローマ書」全体としては、「ユダヤ人」とそうでない者との間の対比が、著者による言語網の「意味論的分析」においても（エルゴン B 言語と A 言語として）際立っている点は、逆に伝統的な翻訳の可能性を補強するかもしれない」（41-42）。

Rom3 の引用箇所を X, Rom10 のそれを Y と置く。

X 「しかし、今や、[業の] 律法を離れて神の義は明らかにされてしまっている、それは律法と預言者たちにより証言されているものであるが、神の義はイエス・キリストの信を媒介にして信じる者すべてに明らかにされてしまっている。というのも、[神の義とその啓示の媒介であるイエス・キリストの信

の] 分離はないからである。なぜ[分離なき] かといえば、あらゆる者は罪を犯したそして神の栄光を受けるに足らず、キリスト・イエスにおける贖いを媒介にしてご自身の恩恵により贈りものとして義を受け取る者たちなのであって、その彼を神は、それ以前に生じた諸々の罪の神の忍耐における見逃し故に、ご自身の義の知らしめに至るべく、イエスの信に基づく者を義とすることによってもまたご自身が義であることへと至る今という好機において、ご自身の義の知らしめに向けて、その信を媒介にして彼の血における[ご自身の] 現臨の座として差し出したからである」(3: 21-26)。

Y「というのも、書は語っている、「すべて彼のうえに信をおく者は恥じいらせられないであろう」。なぜなら、ユダヤ人とギリシャ人のあいだに分け隔てはないからである。というのも、あらゆる者に同じ主がいまし、彼に呼びかけるすべての者たちに豊かにいますからである。なぜなら、「主の名に呼びかける者はすべて救われるであろう」からである」(10: 11-13)。

私は啓示の言語である X からひとの心的状態の記述である Y が基礎づけられそして導出されていると見る。氏は「一見して、両者の文体上の類似(というよりも同一性)は明らかである」とするが、パウロの議論が整合的である限り、啓示言語の報告 X における信義の分離のなさとその啓示の差し向け相手が「信じる者すべて」であることはどこまでも確保されねばならないのであるから、Y で「恥」という信じる者の心的状態が問題になるさいにも X の信義の啓示に基づき「ご自身に信をおくものすべて」における「すべて」は要求されている。啓示に基づき心的状態が保証されるからである。XY の文体上というよりも神の前とひとの前の基礎づけと差異のもとにある内容上の「類似」は当然である。

文体は現在完了形 X「明らかにされてしまっている」と未来形 Y「恥じいらせられないであろう」、さらに X「信じる者すべて」と Y「ユダヤ人とギリシャ人」と異なっている。ひとがユダヤ人であるかギリシャ人であるかは経験的に確認できるが、啓示の差し向け相手は神がその信仰を嘉みする者でありその者たちは三人称で表現されており、人間的には直ちには或いはむしろ終わりの日まで明らかではない。さらに、一方 Y では一人の主のいますこ

とが *diastolē* (分け隔て) のなさを説明するのに対し、X では Rom. 3: 23-26 の長い一文が神の義とその啓示の媒介であるイエス・キリストの信のあいだの *diastolē* (分離) のなさを説明している。例えば、「ご自身の義の知らしめに至るべく、イエスの信に基づく者を義とすることによってもまたご自身が義であることへと至る……」また「ご自身の義の知らしめに向けて、その信を媒介にして……」(3: 25-26) と分離のなさが神自身の理解として展開されている。ユダヤ人とギリシャ人の分け隔てのなさを説明するには一人の主がいますことへの言及で十分であるが、神自身の義とイエス・キリストの信の分離のなさを説明するには、御子の信の従順と神がそれを嘉みしたこと(3: 25-26) への言及が不可欠となる。

Y. Rom. 10: 11-12 は「イザヤ書」28: 16 からの七十人訳に基づく自由な引用である。ただし、七十人訳と異なりパウロは「すべて」を付加ないし読みとり、また「恥じいらせられないであろう」と七十人訳の接続法現在を未来形に変更して用いている。X. 3: 21-22 が「明らかにされてしまっている」(現在完了形) という神の啓示行為の報告であるのに対し、こちらは未来形表現によりエルゴン上終わりの日の審判に至るまでの未来の救いのいつかが想定されている。

神に信をおく者はすべて恥じいらせられないであろうことの理由として、「というのもユダヤ人とギリシャ人の分け隔てはないからである。というのも、あらゆる者に同じ主がいまし、彼に呼びかけるすべての者に豊かにいますからである」が挙げられる(10: 12)。一方 X は啓示の報告であり、他方 Y は将来の審判ないし解放のことであり、神の豊かさがひとびとに分け隔てがないことを説明し、さらに神に信をおく者はすべて恥じいらせられないことをも説明している。あらゆる人間たちに同一の神がいますことが、神に信をおく者への将来の憐れみを保証している。たとえユダヤ人とギリシャ人の分け隔てのなさへの言及がなかったとしても、神はその信を嘉みする者に豊かであることが将来の審判における救いを保証している。

なぜこの文脈で両民族への言及が必要かと言えば、ユダヤ人の救いへの強い願いが Rom. 10 冒頭に記されていることと関連する。「彼ら [ユダヤ人]

は神への熱心を持つが、それは知識に即したものではない」(10:2)。この章においてパウロは信仰義認とはいかなるものであるかをユダヤ人に知らしめようとしている。従って、ここ Y での「*diastolē* がない」とは民族的な分け隔てではなく「すべてご自身に信をおく者」と表現しうることを説明している。X では三人称表現により義認の差し向け相手が「信じる者すべて」と表現されている。啓示の言語の報告に相応しい。

誰が義とされるかどうかは個人的にも、民族的にもイエス・キリストの信を介してほどには誰にも明確に知らされてはいない。ひとにとって神の意志が歴史の出来事を通じて一般的に知らされていることに基づき自らの救いについて信じることは実質的である。神の意志はイエス・キリストにおいて、歴史の中で同時にわれわれの心魂の外で最も明確に知らされているということはパウロにとって最も重要な主張であった。パウロはその啓示における神の意志を一般的に知っているが、パウロ個人の選びについては知らされていないことを自覚している。彼は「われ他者にいかにも福音を宣教しながら自ら失格者となることがないように、われはわが身体を打ち、身体を拘束する」(1Cor. 9: 27) と、さらには「恐れと慄きをもって救いを全うせよ」(Phil. 2: 12) と叱咤し、神の前の出来事を自らのものとすべく、「汝が汝自身の側で持つ信を神の前で持て」(Rom. 14: 22) と命じつつ、自らその都度信に立ち返った。そこに聖霊の執り成しが生起することを願いつつ。「希望の神が、汝らが聖霊の力能のなかで希望に満ち溢れるべく、汝らを信じることにおけるあらゆる喜びと平安で満たし給うように」(Rom. 15: 16)。

かくして、X. 3: 21-22 の啓示の言語に到達するには二段階の「というの」が必要とされている。3: 22 「というの、分離はないからである」は、神の義は信じると神が看做す者すべてに啓示されていることを説明すべく、その理由として挙げられている。神の義とその啓示の媒介であるイエス・キリストの信のあいだに分離がないことが信じると神が看做す者に自らの義を知らしめそして義とすることの理由として挙げられている。

XY において同じ *diastolē* が用いられているが、一方 X では神の信義の分離のなさ、他方 Y ではそれを受け取るひとの信義ないし恥じをかかずにす

むことを受け取る諸民族のあいだの分け隔て、分離のなさが問題とされている。それらの時制の異なりと異なる理由文（X：神に嘉みされるキリストの信の生涯と Y：同一の主の存在）が分離のなさを説明している。氏はそうではなく双方ともひとの信義にかかわる人間たちの差異のなさ区別のなさが問題となっているとする。しかし、その区別や差異のなさが適用されるのは一方では「信じる者すべて」であるのに対し、他方では「ユダヤ人とギリシャ人」である。何故後者で「信じる者すべて」と言わなかったのか。それは Y においてはパウロがユダヤ人問題に取り組み、X における啓示に基づき具体的に人間的な次元における心魂の救済の確かさを語っている文脈だからである。かくして氏が唱導する伝統的な解釈に従うことはできない。

以上の議論が佐々木氏の疑問に何らかの応答となっていることを期待するが、さらなる反論を期待して一応筆をおく。

ゲルマン語形容詞変化の歴史的発達 (3)

— 西ゲルマン語 (2) —

清 水 誠

On the Historical Development of Adjectival Inflection in the Germanic

Languages (3) — West Germanic (2)—

(*Bulletin of the Faculty of Humanities and Human Sciences* No. 159.

Faculty of Humanities and Human Sciences, Hokkaido University.

Sapporo/Japan. 2019. ISSN 2434-9771)

SHIMIZU, Makoto

(mshimizu@let.hokudai.ac.jp)

16. 低地ドイツ語の形容詞変化—有語尾形とゼロ語尾形の併存と高地ドイツ語の影響⁹⁹

北海ゲルマン語にさかのぼる英語、フリジア語、低地ドイツ語、オランダ北東部のオランダ語北低地ザクセン方言（オ Nedersaksisch）では、残りの西ゲルマン語が属する現代の内陸ゲルマン語（英 Continental Germanic）に比べて、概して形態的簡素化が進行している。これは形容詞変化でも同様である。ただし、第6節で述べたように、形容詞が比較変化（英 comparison）を

⁹⁹ 本稿は清水（2018）（2019a）の続編であり、全体の完結編にあたる。参考文献は初出のものに限って示す。略語の追加は次のとおり。中英：中英語、フリ：北フリジア語フェリング方言、モ：北フリジア語モーリング方言

除いて完全に語尾を失った現代ゲルマン語は、英語以外に存在しない。

限定用法の形容詞に有語尾形とゼロ語尾形が併存する例として、低地ドイツ語（ド Niederdeutsch）がある。低地ドイツ語はドイツ語圏北部の諸方言の総称で、西低地ドイツ語（ド Westniederdeutsch）と東低地ドイツ語（ド Ostniederdeutsch）に大別される。前者は古ザクセン語の後裔であり、後者は12～13世紀に規模を拡大した東方植民（ド Ostkolonisation）による諸方言の混成と平均化を経て誕生した。西低地ドイツ語から北低地ザクセン方言（ド Nordniedersächsisch）の例を変化表にまとめてみよう（groot/grot- [o:]（ド *groß*/英 *great*(= *tall*)), 不定冠詞 en(en) = en/enen, 定冠詞 d-)¹⁰⁰。

強変化		ある大柄な男(男性)	ある大柄な女(女性)	ある大柄な子供(中性)
単数	主格	en gro ten ¹⁰¹ /groot- Ø	en ¹⁰² grote/groot- Ø	en groot(←-t)/groot- Ø
		Keerl	Fro	Kind
				↔無冠詞 + groot- Ø Kind
	目的格	en(en) gro ten /groot- Ø	en grote/groot- Ø	en groot(←-t)/groot- Ø
		Keerl	Fro	Kind
				↔無冠詞 + groot- Ø Kind
複数	主・目的格	grote/groot- Ø	grote/groot- Ø	grote/groot- Ø
		Keerls	Froens	Kinner

¹⁰⁰ この表は Thies (2010²: 187-189) に準じている。ただし、注 101, 102 に示すように、7 つの下位方言（Thies 2010²: 30）を含む北低地ザクセン方言の記述には異同がある。

¹⁰¹ 強変化男性単数主格語尾について、Thies (2010²: 187-189) では、-er が衰退して目的格起源の -en に置換され、シュレーズヴィヒなどでは主格・目的格ともに -e を用いている。これに対して、Lindow et al. (1998: 191) は -Ø/-e/-en/-er と記して、-er は衰退しつつあり、-e が最も多く、一般的語尾とみなせると述べている。さらに、Lindow (1998⁵: 282) では -en のみ、Goltz/Walker (1990: 45) では -e/-en に -r を加えている。

¹⁰² 不定冠詞女性単数形について、Thies (2010²: 153) では主格と目的格で en のほかに ene と 'n/'ne を併記している。Goltz/Walker (1990: 46) は een(e) とし、Lindow et al. (1998: 152) は en, ne としている。一方、Lindow (1998⁵: 282) は主格 en(e) ↔ 目的格 (対格) en として区別している。

弱変化		その大柄な男(男性)	その大柄な女(女性)	その大柄な子供(中性)
単数	主格	de grote/groot-Ø	de grote/groot-Ø	dat grote/groot-Ø
		Keerl	Fro	Kind
	目的格	den groten/groot-Ø	de grote/groot-Ø	dat grote/groot-Ø
		Keerl	Fro	Kind
複数	主・目的格	de groten/groot-Ø	de groten/groot-Ø	de groten/groot-Ø
		Keerls	Froens	Kinner

強変化中性単数では、「不定冠詞+形容詞 -(e)t/-Ø」↔「無冠詞+形容詞 -Ø」の区別があるが⁹、それ以外は、不定冠詞の有無による形容詞の語形に異同はない。所有代名詞を伴う場合にも、形容詞は強変化する。中性単数主・目的格 en groot Kind (ド *ein großes Kind*) は、語尾 -t を伴う変化形であり (ザ groot ← groot-t), 語末音が -t 以外の語は語尾 -(e)t を伴う (ザ en dösig(e)t Kind 「あるのろまの子」, ド *ein dösiges Kind*)。ゼロ語尾 (-Ø) を除けば、強変化語尾は -en [ən]/-e [ə]/-t [t] ~-(e)t [(ə)t] の3種類、弱変化語尾は標準ドイツ語と同じく -e [ə]/-en [ən] の2種類である。

低地ザクセン方言では属格が消滅している。対格と与格は目的格(統一目的格, ド *Einheitsobjektkasus/einheitlicher Objektkasus* (Niebaum 1983²: 161))に融合し、主格との区別は男性単数にしか残っていない¹⁰³。強変化では、第11節で述べたルクセンブルク語などと同様に、対格形が主格形に及んでおり (Niebaum 1983²: 161, Schirmunski 2010 (1962): 529), 男性単数主格 en groten Keerl (↔ ド *ein großer Mann*) の形容詞語尾 -en は、かつての対格 -en (ド *einen großen Mann*) に由来する。したがって、不定冠詞男性単数目的格 en(en) (=en/enen, ド *einen*) がゼロ語尾の en で現れると、主格と目的格は同形となり、両者の区別は弱変化の定冠詞 (ザ 主格 de grote Keerl↔目的格 den groten Keerl) にしか残らない。

さて、北低地ザクセン方言では、今までのどの言語とも異なって、有語尾

¹⁰³ 定冠詞にまったく格の区別がないドイツ語方言は稀である (Panzer 1983: 1172)。

-e/-en/-t~-(e)t とゼロ語尾-Ø が併存している。ゼロ語尾形の使用は男性と女性では比較的少ないが、中性ではかなり頻繁である (Thies 2010²: 189)。

ただし、有語尾形には別のパターンがある。次表に示すように、音素のレベルで有声の閉鎖音 -d /d/ が音節末の無声化 (英 final devoicing) によって無声の -t [t] で現れる形容詞 *goot-* (英 *good*) では、語尾 -e [ə] が先行子音に吸収されることがある。そして、その代償延長として、*good* の長母音 oo は超過長音 (ド Überlänge) と呼ばれる現象によって、通常の長母音よりも音声学的に長くなる¹⁰⁴。つまり、音素のレベルで有声の先行子音は、例外的に音節末音の無声化を妨げられて、有声音のままで現れる。語尾 -e/-en/--(e)t が音声的に実現されない点で、表面的にはゼロ語尾形に似ている (*goot-Ø* [t] (/d/)-ゼロ語尾 ↔ *good* [d] (/d/) 「語尾 -e の吸収+超過長音」 ← *good-e*)。

強変化	ある良い男(男性)	ある良い女(女性)	ある良い子供(中性)
単数 主格	en <i>goden</i> ~ <i>good</i> / <i>goot-Ø</i> Keerl	en <i>gode</i> ~ <i>good</i> / <i>goot-Ø</i> Fro	en <i>godet</i> ~ <i>good</i> / <i>goot-Ø</i> Kind 無冠詞 + <i>goot-Ø</i> Kind
目的格	en(en) <i>goden</i> ~ <i>good</i> / <i>goot-Ø</i> Keerl	en <i>gode</i> ~ <i>good</i> / <i>goot-Ø</i> Fro	en <i>godet</i> ~ <i>good</i> / <i>goot-Ø</i> Kind 無冠詞 + <i>goot-Ø</i> Kind
複数 主・目的格	<i>gode</i> ~ <i>good</i> / <i>goot-Ø</i> Keerls	<i>gode</i> ~ <i>good</i> / <i>goot-Ø</i> Froens	<i>gode</i> ~ <i>good</i> / <i>goot-Ø</i> Kinner
弱変化	その良い男(男性)	その良い女(女性)	その良い子供(中性)
単数 主格	de <i>gode</i> ~ <i>good</i> / <i>goot-Ø</i> Keerl	de <i>gode</i> ~ <i>good</i> / <i>goot-Ø</i> Fro	dat <i>gode</i> ~ <i>good</i> / <i>goot-Ø</i> Kind
目的格	den <i>goden</i> ~ <i>good</i> / <i>goot-Ø</i> Keerl	de <i>gode</i> ~ <i>good</i> / <i>goot-Ø</i> Fro	dat <i>gode</i> ~ <i>good</i> / <i>goot-Ø</i> Kind

¹⁰⁴ 超過長音は音韻の対立を伴わない音声学的な現象である (Goltz/Walker 1990: 43)。名詞の複数形でも見られる (ザ *Broot-Ø* [t]/*Dag-Ø* [x]/*Breef-Ø* [f] (ド *Brot* 「パン」/*Tag* 「日」/*Brief* 「手紙」) ↔ 複数形: ザ *Bröod* [d]/*Daag* [ɣ]/*Breev* [v] 「語尾 -e の吸収+超過長音」←古形 *Bröde*/*Dage*/*Breve* (ド *Brote*/*Tag*/*Briefe*), Thies 2010²: 146)。

	goot- ~~Ø~~ Keerl	goot- ~~Ø~~ Fro	goot- ~~Ø~~ Kind
複数 主・目的格	de goden~good/	de goden~good/	de goden~good/
	goot- ~~Ø~~ Keerls	goot- ~~Ø~~ Froens	goot- ~~Ø~~ Kinner

①に示すように、このパターンは /d/ が音節末の無声化を経た [t] を含む子音群 -nd/-lt で終わる語でも見られる。その際、語尾の付加とともに最後の子音が脱落し、語幹が交替する (Thies 2010²: 190f. 315f. ; Lindow et al. 1998: 191 ; ザ blind [blɪnt] ~ blinn- 「盲目の」 /oolt ~ ool- 「古い、老いた」 /koolt ~ kool- 「冷たい」、英 blind/old/cold)。これは軟音化 (英 lenition) と先行する歯茎音への同化であり、比較級 -er でも起こる (oolt — öller — öllst, 英 old — older — oldest ; koolt — köler — köölst, 英 cold — colder — coldest)¹⁰⁵。

- ① ザ en {**blinnen/blinn**} Keerl ト ein blinder Mann
 a blind man
 ザ de {**ole/ool**} Fro ト die alte Frau
 the old woman
 ザ iesig {**koolt-Ø/kolet**} Water ト eisig kaltes Wasser
 icy cold water (Thies 2010²: 315f.)

また、②に示すように、-(e)n [(ə)n] で終わる現在分詞と強変化動詞の過去分詞も、限定用法ではゼロ語尾である。このように、北低地ザクセン方言では、分詞を含めた限定用法の形容詞にゼロ語尾形の併存が少なくない。

- ② 現在分詞 ザ de fallen-~~Ø~~ Temperatur (←不定詞 fallen)
 the falling temperature (fall)

¹⁰⁵ 低地ドイツ語の北部に隣接するデンマーク語と北フリジア語 (モーリング方言/フェリング方言など) にも、類似の現象が見られる (デ blind [blɛnʔ]/なし/kald [gʰalʔ], モ blin/üülj/kölj~koule, フ²¹ blinj/ual/kul)。

	mit	fallen- Ø	Temperaturen	
	with	falling	temperatures	
ド	die	fallende	Temperatur	(fallen)
	mit	fallenden e	Temperaturen	(ib. 191)
過去分詞	ザ	{fullen- Ø / för de fullen- Ø }	Soldaten	
		{fallen/ for the fallen}	soldiers	
ド		{gefallene/für die gefallen e }	Soldaten	(ib. 191)

さて、上述のように、北低地ザクセン方言のゼロ語尾形は中性で多用する。とくに無冠詞の場合には、単数では3性ともゼロ語尾形が一般的である(Lindow et al. 1998: 192)。東低地ドイツ語の代表的なメクレンブルク・フォアポマーン方言（ド Mecklenburgisch-Vorpommersch）では、ゼロ語尾形は中性に加えて、女性でも多用され（メ dat oll(**e**) Hus 「その古い家（中性）」, de lütt(**e**) Diern 「その小さな女の子（女性）」, 無冠詞の場合には、単数では3性ともゼロ語尾形だけを用いる（ザ Ø olt-**Ø** Puchert 「プハート翁（男性）」（ド *der alte Puchert*, Herrmann-Winter 2006: 39f.）。このように、低地ドイツ語では、名詞変化を受け継いだ古い時代のゼロ語尾形のほうが、後代の発達による有語尾形よりも一般的なケースが散見される。

低地ドイツ語のゼロ語尾形は英語と共通し、有語尾形は標準ドイツ語と共通している。両者の併存は何を意味しているのだろうか。結論を先取りすれば、無語尾形は北海ゲルマン語的特徴としての名詞変化の継承であり、有語尾形は標準ドイツ語の基盤となった高地ドイツ語の影響による導入である。

清水（2018：46-48）の付表1および注47に示したように、西ゲルマン語の古語である古ザクセン語、古英語、古高ドイツ語の形容詞強変化男・女・中性単数主格（および中性対格）の語尾は次のようになる。

		古ザクセン語	古英語	古高ドイツ語
単数主格	男性	-Ø	-Ø	-Ø/-ēr
	女性	-Ø	-Ø/-u	-Ø/-iu

主・対格 中性 -Ø -Ø -Ø/-az

低地ドイツ語の前身である古ザクセン語では、形容詞強変化男・女・中性単数主格（および中性対格）には有語尾形がなく、ゼロ語尾形が支配的だった（古ザ 男性 blind-Ø/女性 blind-Ø/中性 blind-Ø）。同じく北海ゲルマン語に属する古英語でも、短語幹 1 音節形容詞および多音節複合語形容詞の強変化単数女性形では有語尾形 -u だが、それ以外はゼロ語尾形のみである（古英男性 blind-Ø/女性 blind-Ø ~ hwatu/hāligu ← hwæt/hālig（英 *active/holy*）/中性 blind-Ø）。このゼロ語尾形は、北海ゲルマン語的特徴（ド Ingwäonismen）の一例として知られている（Schirmunski 2010 (1962): 528）¹⁰⁶。

一方、内陸ゲルマン語に属する古高ドイツ語では、ゼロ語尾形と有語尾形が併存していた（古高ド blint(*ēr*)/blint(*iu*)/blint(*az*)）。代名詞変化由来の有語尾形は、すでに述べたように、比較的新しい。「形容詞＋名詞」の語順では有語尾形とゼロ語尾形が現れたが、「名詞＋形容詞」の語順では有語尾形が衰退して、ゼロ語尾形が支配的になった。中高ドイツ語や低地フランケン方言を基盤とした中期オランダ語でも、この傾向が強かった（Van Royen 1995: 60f., Van Kerckvoorde 1993: 58）。一般にドイツ語圏では、中世の最初期から、限定用法の有語尾形は南部に特徴的であり、北部に移るにつれてゼロ語尾形が多くなる。現代の方言分布でも同様である（Dal/Eroms 2014⁴: 66f.）。

注 100～102 で述べたように、北低地ザクセン方言は 7 方言を含む広域方言の総称であり、類書によって記述に異同がある。上の変化表では割愛したが、たとえば Lindow et al. (1998: 191) は、不定で定冠詞を欠く場合に、強変化男性単数主格として 3 種類の語尾 -e/-en/-er を認めている（ザ {*dick-Ø/dicke/dicken/dicker*} Kopp「鈍感な頭（＝厚い頭）」）。Goltz/Walker (1990:

¹⁰⁶ „Zum Unterschied vom Hochdeutschen kannten die Adjektive im Ingwäonischen keine differenzierten Pronominalendungen im Nom. Sing. Mask., Fem. und Neutr. (ahd. Mask. -*ēr*, Fem. -*iu*, Neutr. -*az*). Der Nominativ hatte eine Einheitsform (ursprünglich eine Nominalform), die der sogenannten undeklinierten Form des Hochdeutschen entsprach: and. *gōd*.“ (Schirmunski 2010 (1962): 528)

45) も、不定冠詞付き・所有代名詞付き・無冠詞の場合に、強変化男性単数主格として3種類の語尾 *-e/-er/-en* を記している（ザ *lütte(r/n)* 「小さな」）。この中の *-e* は、デンマーク語と同様に語末音 *-n* の脱落が進行したシュレースヴィヒ（ド Schleswig, 南部を除く）を中心に、東フリースラント（ド Ostfriesland）やエルベ川東部（ド Ostelbien）でも見られる（Thies 2010²: 188）。

上記の低地ドイツ語の有語尾形は、新高ドイツ語（ド Neuhochdeutsch, 1650～）の影響で（„unter hochdeutschem Einfluß“, Schirmunski 2010（1962）: 528）広まった。対格形の拡大による *-en* に対して、*-er* は高地ドイツ語を基盤とした標準ドイツ語の拡大に伴う影響で生じた（ただし、現在では衰退しつつある（Lindow et al. 1998: 191））。強変化中性単数主格・目的格の語尾 *-et* も、古い時代の高地ドイツ語（ド *-es* < 中高ド *-e3*）の影響による（Niebaum 1983²: 161, Schirmunski 2010（1962）: 528）。

一方、強変化中性単数形にゼロ語尾が多いのは、男・女性形よりも高地ドイツ語の影響を受けにくかった結果とされている（Lipold 1983: 1181）。西低地ドイツ語ヴェストファーレン方言（ド Westfälisch）でも、強変化語尾は単数で男性 *-en*/女性 *-e*/中性 *-Ø* であり、中性だけがかつての無変化形を保っている（Keller 1961: 318, Durrell 1990: 78）。Durrell（1990: 78）は同方言の形容詞語尾を次のようにまとめている。

強変化	単数：男性	女性	中性	複数（3性共通）
主・対・与格	<i>-e</i>	<i>-e</i>	<i>-</i>	<i>-e</i>
弱変化	単数：男性	女性	中性	複数（3性共通）
主格	<i>-e</i>	<i>-e</i>	<i>-e</i>	<i>-n</i>
対格	<i>-en</i>	<i>-e</i>	<i>-e</i>	<i>-n</i>
与格	<i>-en</i>	<i>-e(n)</i>	<i>-e(n)</i>	<i>-n</i>

さらに、東低地ドイツ語に属するメクレンブルク・フォーアポマーン方言では、強変化中性単数形として、ゼロ語尾形と並んで、有語尾形 *-(e)t* の代わりに、高地ドイツ語子音推移（ド Hochdeutsche Lautverschiebung, *t > s*）を

経た借用語尾 -(e)s を用いる¹⁰⁷。Schönfeld (1990: 110) は発音記号を用いて、
 同方言の形容詞語尾を次表にまとめている (-ə は文字では -e と表記する)。

強変化	単数：男性	女性	中性	複数（3性共通）
主格・目的格	-n	-ə	(-s)	-ə
弱変化	単数：男性	女性	中性	複数（3性共通）
主格	-ə	-ə	-ə	-n
目的格	-n	-ə	-ə	-n

Herrmann-Winter (2006) に収められたメクレンブルク・フォアポマー
 ン方言のテキストから例を挙げて、標準ドイツ語と比べてみよう。

- ① メ Ja, ik glöf dit Johr is woll'n ganz *schönes* Honnigjohr.
 ド Ja, ich glaube, dieses Jahr ist wohl ein ganz *schönes* Honigjahr.
 ああ、今年はたぶんとても良い蜜の取れる年になると私は思う
 (Herrmann-Winter 2006: 76, 78)
- ② メ Wier gor kein *leichtes* Stück Arbeit, nich, öwer se hemm dat
 schafft.
 ド Das war kein *leichtes* Stück Arbeit, nicht, aber sie haben es
 geschafft.
 (それは) 簡単な仕事じゃなかった、まったく、でも、彼らはそれを
 やり遂げた (ib. 119, 121)

北低地ザクセン方言についても、Lindow (1998⁵: 282) の形容詞変化表で
 は、強変化中性単数の語尾を高地ドイツ語的な -(e)s (メ en wied(**es**) Land「広

¹⁰⁷ Schönfeld (1990: 111) は、東低地ドイツ語では新高ドイツ語から借用したこの語尾 -s は
 少数の表現にしき現れないと述べている (“The neuter singular ending -s is borrowed
 from New High German and only occurs in a few phrases”, ib. 111)。しかし、後出の
 Herrmann-Winter (2006) のテキストでは頻繁に登場する。

い土地」, ド *ein weites Land*) とだけ記している。類書にはない記述だが, 同方言の北部に位置するホルシュタイン地方 (ド Holstein) のデイトマルシェン (ド Dithmarschen) 方言は, この語尾 -es を備えている (Schirmunski 2010 (1960): 528)。G. F. マイヤー (Gustav Friedrich Meyer 1878-1945) は, 低地ドイツ語擁護の立場から書かれた古典的名著 Meyer (1983² (1923): 82) の中で, 低地ドイツ語文筆家による語尾 -es の使用は, 本来, ゼロ語尾であるはずの「ホルシュタイン地方の低地ドイツ語の言語使用に反する」 („wider den holsteinischen Sprachgebrauch“, ib. 82) と記している。

興味深いのは, 上述のメクレンブルク・フォアポマーン方言を扱った Hermann-Winter (2006) には, 比較級で本来の低地ドイツ語的な語尾 -et を示す例が見られる点である。

- ③ メ Dat is [äwer/æwer] 'n *grot(es)* Hus. それはしかし大きな (原級 *grot(es)*, ド *großes*) 家だ (Hermann-Winter 2006: 169)
 ⇨ As hei mihr Geld [har/her], hett hei sik 'n *grötter(et)* Boot bugen
 låten. 彼にもっとお金があったら, 彼はもっと大きな (比較級 *grötter(et)*, ド *größeres*) 船を作らせただろう (ib. 159)

同書ではこの点に言及がない。私見では, 使用頻度が低い比較級では原級との類推が及ばずに, 低地ドイツ語的な語尾 -et が保たれることがあると考えられる。ここで想起されるのは, 北ドイツの都市名 Hannover [ha'no:fə] 「ハノーファー」/Jever ['je:fə] 「イエーファー」とその住民名 Hannoveraner [hanovə'ra:nə] 「ハノーファーの人」/Jeveraner [jevə'ra:nə] 「イエーファーの人」に見られる摩擦音 v での無声 [f]/有聲 [v] の交替である。以前は, ヴェアナーの法則 (英 Verner's law) の反映として, 有アクセント音節の無声音 [f] (英 *off* [ɔ(:)f]) が無アクセント音節では有声音 [v] (英 *of* [əv]) で現れる事実と関連づけて解釈した説があった。これに対して, Kuhn (1964) は, 都市名 Hannover の無声音 [f] は, 17 世紀以降, 標準ドイツ語の地位を強めた高地ドイツ語の使用地域で行われていたこの大都市名の発音が, 例外

的に低地ドイツ語地域に浸透して、本来の低地ドイツ語的な母音間の有声摩擦音 [v] を置換した結果であるとした。本来の高地ドイツ語では、母音間の摩擦音 v は無声音 [f] として発音される。低地ドイツ語から借用した標準ドイツ語の *Hafen* [f] 「港」(ザ *Haven* [v], 英 *haven*) の影響を受けて、北海沿岸の港湾都市 *Bremerhaven*/*Cuxhaven*/*Wilhelmshaven* 「ブレーマーハーフェン/ククスハーフェン/ヴィルヘルムスハーフェン」の v を無声音 [f] で発音するのも同様である¹⁰⁸。一方、高地ドイツ語では一般的でない接尾辞 *-aner* ['a:nɐ] による住民名 *Hannoveraner* [v] の v [v] には類推が及ばず、*Kleve* 「クレーヴェ」/*Travemünde* 「トラーヴェミュンデ」など、他の多くの北ドイツの地名と並んで、低地ドイツ語本来の有声音 [v] が保持された。*Jever* [f] ↔ *Jeveraner* [v] もこれにならった例である。このようにして、Kuhn (1964) は通説の誤謬を明快に正した。

名詞変化に由来する無語尾形を保持し、先行する歯茎子音の軟音化と語尾 -e の吸収を特徴とする低地ドイツ語は、ゲルマン語として類例を見ない英語の形容詞語尾の消滅に至る最終段階にあると言われることがある („Dieser niederdeutsche Zustand ist die letzte Stufe vor Aufgabe der Adjektivendung, wie etwa im Englischen“, Lipold 1983: 1181)。しかし、低地ドイツ語の形容詞変化は、英語と違って、ゼロ語尾形のパターンに完全には移行しなかった。その第一の要因には、名詞の性の保持が挙げられるが、それと並んで、高地ドイツ語の影響も作用したと考えられる。

¹⁰⁸ 高地ドイツ語で w [w] > [v] の変化によって生まれた母音間の [v] (ド *ewig* 「永遠の」/*Möwe* 「カモメ」/*Löwe* 「ライオン」) は、少数例にとどまる。ただし、その後、ロマンス語などからの借用語の影響で、上記の原則にも混乱が生じた (Kuhn 1964: 16f.)。

17. オランダ語と西フリジア語語の形容詞変化—形態的簡素化の進展と統一語尾

オランダ語は、内陸ゲルマン語に属する低地フランケン方言を標準語の基盤としながらも、北海ゲルマン語にさかのぼる北東部の北低地ザクセン方言を含んでおり、低地ドイツ語との共通点も目立つ西ゲルマン語である。低地ドイツ語と同様に、オランダ語の形容詞強・弱変化は大幅な形態的簡素化を被った。ここでは、北西部に隣接する西フリジア語と併せて論じてみよう。

現代オランダ語では、人称代名詞を除いて格変化が消失している。オランダ語を中心とするオランダ語圏北部の標準語では、第10節で述べたスウェーデン語とデンマーク語と同じく、男性と女性が両性に融合している (goed [yʊt] (英 *good*), 不定冠詞 *een*, 定冠詞 *de/het*)。

強変化	ある良い男(両性) ～ ある良い女(両性)	ある良い子供(中性)	
単数	een goede man	een goede vrouw	een goed-Ø kind
複数	goede mannen	goede vrouwen	goede kinderen
弱変化	その良い男(両性) ～ その良い女(両性)	その良い子供(中性)	
単数	de goede man	de goede vrouw	het goede kind
複数	de goede mannen	de goede vrouwen	de goede kinderen

限定用法の形容詞は、中性単数不定でゼロ語尾 (-Ø), その他はすべて語尾 -e [ə] を示す。強・弱変化のなごりは、中性単数不定形 (ゼロ語尾 -Ø) と定形 (語尾 -e) で保たれているにすぎない。第13節で述べたように、中期オランダ語では、男・中性単数不定でゼロ語尾だった (*die/dat* 指示代名詞, *huus/huis* (英 *house*))。

男性単数主格	強変化	中期オ	een- ~~Ø~~ <u>goet-~~Ø~~</u> man > オ	een- ~~Ø~~ <u>goede</u> man
	弱変化		<u>die</u> goede man	de/die goede man
中性単数主・対格	強変化	中期オ	een- ~~Ø~~ goet- ~~Ø~~ huus > オ	een- ~~Ø~~ goed- ~~Ø~~ huis
	弱変化		<u>dat</u> goede huus	<u>het/dat</u> goede huis

現代オランダ語では、不定冠詞の有無による形容詞の語形に異同はない。中期オランダ語の語末音 -n は脱落し、形容詞語尾は -e のみである。オランダを中心とするオランダ語圏北部では、品詞の種類と無関係に -en [ə(n)] の -n が脱落する¹⁰⁹。中期オランダ語の形容詞語尾 -en の -n は、現代オランダ語では限定用法で完全に脱落しており、独立用法の複数形で人間を表す -en [ə(n)] だけに保たれている（オ de goede 「良い物（複数形）」↔de goeden ['yʊˌdə(n), 'yʊˌjə(n)] 「良い人々」）。これは、第 11 節で述べた英語の「my + 名詞↔mine + Ø」, 「no + 名詞↔none + Ø」の対立に似ている。

一般に西ゲルマン語の形容詞語尾は、「母音 + {Ø/子音 r/s/t/m/n}」から成っている。人称代名詞以外で格変化が衰退した現代オランダ語では、限定用法の形容詞は中性単数不定でゼロ語尾、有語尾形で -e [ə] に統一されている。大多数のドイツ語方言では、弱変化だけでも、形容詞の有語尾に 2 種類 (-ə, -n) がある (Panzer 1983: 1173)。オランダ語のような強・弱変化を合わせて 1 種類の統一語尾 (ド Einheitsendung) は稀である。シンタグマ表示も、中性単数不定ではゼロ語尾なので、一貫していない。オランダ語の形容詞変化は、形態的弁別にほとんど積極的な役割を果たしていない。

以上の点は、次表に示すように、北海ゲルマン語の後裔でオランダ語圏の北西側に隣接する西フリジア語でも同様である (goed [ɡuət] (英 *good*), 不定冠詞 in, 定冠詞 de/it)。

¹⁰⁹ ベルギー・フランドル地方を中心とするオランダ語圏南部では、-en [ən] のように語末音 -n [n] を保つ傾向が強い。形容詞語尾 -e [ə] もオランダ語圏南部を中心に -en [ən] とする（稀にゼロ語尾, MAND I (2005: 73ff, Commentaar 58ff.) 参照）。

強変化	ある良い男(両性)	～ ある良い女(両性)	ある良い子供(中性)
単数	in goede man	in goede frou	in goed-Ø bern
複数	goede manlju	goede froulju	goede bern
弱変化	その良い男(両性)	～ その良い女(両性)	その良い子供(中性)
単数	de goede man	de goede frou	it goede bern
複数	de goede manlju	de goede froulju	de goede bern

不定冠詞の有無による形容詞の語形にも、異同はない。西フリジア語は隣接するオランダ語から強い影響を受けてきた。オランダ語との相違は、所有代名詞を伴う場合に限られる。すなわち、「所有代名詞＋形容詞＋名詞中性単数」では、オランダ語は形容詞語尾 -e (オ *ons goede kind* ← *het kind*, 英 *our good child* ← *the child*) を示すが、西フリジア語ではかつてのゼロ語尾 (西 *ús goed-Ø bern* ← *it bern*) である。西フリジア語でも、形容詞の語形変化は形態的弁別にほとんど役立っていないと言える。

18. 文法化, 脱文法化, 外適応

オランダ語との比較から、次節で扱うアフリカーンス語の理解に必要な表題にある歴史言語学の3つの概念について、ここで補説しておこう。

語彙項目が文法的機能を担う方向に歴史的に変化する「文法化」(英 *grammaticalization*) は、メイエ (Antoine Meillet 1866-1936) の命名に由来し、近年の歴史言語学でつとに重視されている。一方、それとは逆に、文法的形式が本来の文法的機能を失う「脱文法化」(英 *degrammaticalization*) も観察される。脱文法化は Lehmann (2015³ (1982): 18-21) による 1982 年の造語だが、当時は存在しない現象とされていた。文法化は「語彙項目>文法項目」という「一方向性」(英 *unidirectionality*) によって特徴づけられ、可逆的变化はあり得ないと考えられていたのである。

Lehmann (2015³ (1982): 18-21) による脱文法化の概念は、事実上、「語彙化」(英 *lexicalization*) に限定されていた。端的な例としては、ドイツ語の 2

人称単数親称代名詞 du「君(など)」を含む動詞 duzen「君(など)で呼ぶ」、英語の capitalism「資本主義」/existentialism「実存主義」などの名詞派生接尾辞 -ism「～主義」を名詞化した ism「イズム, 主義」などが挙げられる(Hopper/Traugott 2003²: 134, Norde 2009: 113)。しかし、これは語形成手段としての品詞転換(英 conversion)であって、文法化と逆のプロセスをたどった歴史言語学的変化の結果とは言いがたい。duzen の du- の指示対象は発話状況とは切り離されており、また、中間段階を経ずに動詞が人称代名詞、名詞が接尾辞へと直接的に変化する証拠も見られないからである。

脱文法化の定義は、この現象を初めて体系的に扱った Norde (2009: 120) で次のようになされている。

「脱文法化とは、特定の文脈での文法項目(英 gram)が複数の言語レベル(意味、形態、統語または音韻)において、より多くの自立性ないし実質を獲得する複合的な(=複数の言語レベルの競合による)変化である」(“Degrammaticalization is a composite change whereby a gram in a specific context gains in autonomy or substance on more than one linguistic level (semantics, morphology, syntax, or phonology).” ib. 120)

この定義を簡潔に解説した Norde (2011: 476f.) によれば、文法化と脱文法化の相違は、方向性(英 directionality)、頻度(英 frequency)、連鎖現象(英 chain phenomenon)の3点にまとめられる。まず、方向性については、文法化が意味的摩滅、形態的合体、統語的固定化に向かうのに対して、脱文法化は意味的強化、形態的独立、統語的自由化をもたらす。次に、頻度については、文法化では脱文法化に対して頻繁に観察される。脱文法化が注目されにくかった理由のひとつは、具体例の少なさにある。一般に文法項目は特殊な範疇で、項目数が少ない閉じられた集合であり、意味的具体性と形態的独立性に乏しい。一方、語彙項目は主要な範疇で、項目数が多い開かれた集合であり、意味的具体性と形態的独立性が強い。文法項目が語彙項目に向かうための、他の数多くの項目と同様の具体的な意味的特徴と形態的特徴を備え

る必要があり、負担が重い変化の過程を経る必要がある。最後に、連鎖現象については、文法化は連鎖的に起こりやすいのに対して、脱文法化は連鎖的に起こりにくい。連鎖的文法化の一例には、「語彙的動詞>助動詞>接語的助動詞>屈折接辞」という複数の文法化が継起的に起こるプロセスが挙げられる。たとえば、ゲルマン語の弱変化動詞を特徴づける歯音接尾辞（英 dental suffix, 英 -ed/ド -te）が語彙的動詞である英 do/ド tun から、使役の助動詞や不定詞を話題化する代動詞を経て発達したとされるプロセスが想起されよう。脱文法化で連鎖現象が認めにくいのは、変化の方向性が有標（英 marked）であることにもよる。脱文法化では、上位の定義にあるように、「より多くの自立性ないし実質を獲得する」ことが求められるが、他の主要な範疇と同様の意味的・形態的特徴を獲得した後では、さらに上位の「自立性ないし実質の獲得」は想定しがたい。一方、これとは逆の方向に向かう文法化では、「自立性ないし実質の消失」は段階的に起こっても不自然ではない。文法化によって、そのつど特殊な範疇が形成されることは、他との範疇との比較をかならずしも前提としないからである。

しかし、「一方向性の仮説」（英 unidirectionality hypothesis）は絶対的ではなく、少ないながら、逆のケースも存在することが認識されるようになった。文法化を体系的に扱った Hopper/Traugott (2003²: 130-138) では、一方向性の仮説への例外について、1993 年の初版よりも多くの紙面で解説している。現在では、上述の Norde (2009) を筆頭として、脱文法化は語彙化とは別に、文法化と鏡像関係をなす特定の現象を指すと理解されるようになっている。清水 (2018: 16-19) でも、第 5 節で Szczepaniak (2011²: 62f.) を援用し、ドイツ語の男性弱変化名詞の発達をその一例に挙げた。ギヴオン (Talmy Givón) による有名なスローガン Today's morphology is yesterday's syntax. には、その対価として、Today's morphology is tomorrow's syntax. (Janda 1980: 251) となる余地も残されていると言えよう。

さて、文法化された形式がさらに変化する可能性については、文法形式自体の消滅、共時的例外としての残存、脱文法化のほかに、本来の文法的機能が当初は予想されなかった別の機能に転じる場合がある。これが「外適応」

(英 exaptation) である。外適応は本来、進化生物学の用語であり、特定の機能を担っていた生物の形質がこれとは無関係な別の機能に転用される現象を指す。よく知られた例には、爬虫類（恐竜）の一種から進化した鳥が翼を用いて空を飛ぶに至った過程への説明がある。つまり、鳥は空を飛ぶための翼をゼロの段階から直接、獲得したのではなく、温血動物で高緯度地域に生息していた羽毛恐竜が体温調節手段として発達させていた羽毛を滑走手段、そして、空中飛行手段へと転用し、翼として進化させた結果とみなす考え方である。あるいは、脊椎動物が呼吸器や消化器の一部を音発生に利用し、類人猿などが意思疎通の手段に転用した過程も挙げられる。つまり、通常の単音の調音は肺からの呼気の排出、放出音（英 ejective）は閉じた声門を引き上げて口腔から唾や痰を吐く行為、吸着音（英 click）は軟口蓋への呼気の吸入による液体などを吸う行為と密接な関係にあるとみなす説である。

外適応の概念を言語学に適用した初期の試みとして、清水（2018：21）の第6、7節で言及した Lass (1990) がよく知られている。そこでは、ゲルマン語強変化動詞の母音交替（ド Ablaut）とアフリカーンス語の形容詞語尾 -e の例が援用されている。前者の趣旨をまとめると、ゲルマン祖語は印欧祖語のアспект組織を時制組織に転換したが、新たに誕生させた弱変化動詞では、語幹（＝語根＋語幹形成母音）に添えた歯音接尾辞¹¹⁰の導入によって、印欧祖語の語幹の母音交替による完了（英 perfect）とアオリスト（英 aorist）というアспектの対立は、ゲルマン祖語で過去時制に転換される過程で消滅した。歯音接尾辞の付加によって語幹が同一となり、母音交替による異形態が一掃されたためである。元来、印欧語の完了は、過去の出来事の結果として現在の状態を表し、アオリストは過去の出来事全体を時間的経過とは無関係に点的にとらえる。両者は継続の状態と瞬間的出来事というアспектの相違で対立するが、完了も出来事の生起が発話時から離れて先行する点では、過去の意味を併せ持っている。ゲルマン祖語は、その二次的意味を新た

¹¹⁰ Lass (1990: 83) では「舌頂性子音（通常は閉鎖音）を含む接尾辞」(‘a suffix containing a coronal (usually a stop)’)としている。

に中心的意味に据えたと言える。一方、語幹母音の母音交替を保持した従来の強変化動詞では、印欧祖語の o-階梯による完了は、音韻変化の結果として、ゲルマン祖語では a-階梯による過去単数（印欧 *o > ゲ *a）、ゼロ階梯/延長階梯 (ē) によるアオリストは、ゼロ階梯 () / 延長階梯 (ē) による過去複数として、それぞれ踏襲された¹¹¹。

印欧 e-階梯：現在（ギリégiv-ω, 英 *I leave*）

— o-階梯：完了（ギリég-λοιπ-α）

— ゼロ階梯 () / 延長階梯 (ē-)：アオリスト（ギリég-λ-ιπ-ov / ラ ēd-i
← ed-ō, 英 *I ate* ← *I eat*）

>ゲ e-階梯：現在（ゴ greipa（ゴ ei [i:] < ゲ *e + i）/ bera, 英 *I grip/bear*）

— a-階梯：過去単数（ゴ grāip / bar, 英 *I gripped/bore*）

— ゼロ階梯 () / 延長階梯 (ē-)：過去複数（ゴ gr_ip-um / bē-um, 英 *we gripped/bore*）

これによって、アスペクトの対立は数の対立に転換され、古ゲルマン諸語の段階まで命脈を保った。現代ゲルマン諸語では、アイスランド語とフェーロー語を除いて、数の対立も類推によって、かつての単数・複数のどちらかの母音に統一されている（ア bera/ber — bar ↔ bárum, フェ bera/ber — bar ↔ bóru（英 *bear* / (I) *bear* — (I) *bore* ~ (we) *bore*））。

後者のアフリカーンス語の例は、第 19 節で取り上げる。ただし、筆者の分析は Lass (1990) とは異なる。

上述の Norde (2009: 115-118) によれば、外適応は脱文法化と関連させて理解されることが多いが、脱文法化はつねに外適応を伴うわけではなく、す

¹¹¹ Lass (1990: 84) は、延長階梯 ē によるラテン語の完了 ēd-i は古いアオリストにさかのぼるとみなしている。ただし、Buck (1933: 292) にあるように、ゲルマン語強変化動詞第 IV, V 系列の過去複数にも現れる延長階梯 *ē の解釈には、古くから異論がある。

すべての外適応が脱文法化に通じるとも限らない¹¹²。また、Lass (1990) と同じ頃、Greenberg (1991) は外適応と類似する現象を指して、「再文法化」(英 regrammaticalization) と呼んだ。Lass (1997: 318) も改めて述べているように、外適応は新たな文法化をもたらすことがある。しかし、上述のように、外適応は脱文法化と連想されるほうが多く、同一視はできない。外適応は本来の機能とは異質な新たな機能を生む変化であり、異形態を規則化し、結束性を高める類推 (英 analogy) とは相反する点にも注意を要する (ib. 320)。

Lass (1990) に対する批判は、とりわけ “How to Do Things with Junk” というタイトルの「くず、無用のがらくた」(junk) という表現に向けられた。事実、外適応は本来の文法的機能が完全に失われ、形骸化した後でなされるとは限らない。Lass (1997: 318-324) ではこの点を修正し、「非くず・無用のがらくた」(non-junk)、つまり「『有益な』(あるいは、少なくとも周辺的かつ衰退しつつあるわけではない) 特徴」(‘useful’ (or at least not marginal, decaying) features, ib. 318) による外適応 (non-junk exaptation) の存在を認めている。前出の例に補足すれば、鳥の翼は依然として体温調節機能を保持しており、飛行手段への転用は本来の機能が失われて「くず、無用のがらくた」となった後に起こったと推定するのは、適切ではない。むしろ本来の形質の潜在的能力を発展させた、機能拡張の結果とみなすのがふさわしい。別の例として挙げた音発生と意思疎通手段への転用についても、本来の呼吸や消化の機能こそが、生物にとって必須の生命維持手段であることに変わりはない。これと同様に、外適応がなされる言語形式は、外適応の時点でも本来の機能を果たし続けており、それでもなお、併存する別の構造の一部として新たな機能を担うように再構築されることがあると言える¹¹³。

¹¹² “To conclude, degrammaticalization may involve exaptation, but not necessarily so, and not all cases of exaptation can be classified as degrammaticalization. The two terms should therefore not be treated as synonyms.” (Norde 1990: 118)

¹¹³ “In a typical case, the material exapted is at the point of exaptation doing something else (which it may continue to do); but it is still capable of being remanufactured or restructured, and still exapted, in a sense, as a part of a different kind of coexisting

このように、外適応は文法化または脱文法化との関連で生じ、構造的要因が関係している。進化生物学の概念を言語学に持ち込もうとする試みには、過去には誤解を呼ぶ例もあった¹¹⁴。しかし、「文法化および脱文法化の過程で本来の文法的役割を予想外の別の役割に転じること」という意味で外適応という用語を用いる考え方に、問題はないと考えられる。外適応を多角的に扱った最初の論集には、Norde/Van de Velde (eds.) (2016) がある¹¹⁵。

19. アフリカーンス語の形容詞変化—統一語尾によるシンタグラマ表示と外適応

前節の補説を受けて、最後の現代ゲルマン語の例としてアフリカーンス語を取り上げてみよう。1652年のケープタウン入植後、オランダ語話者の子孫が現地の諸言語と接触し、独立の言語として誕生したアフリカーンス語では、形容詞変化がユニークな発達を遂げた。アフリカーンス語では、オランダ語、西フリジア語、低地ドイツ語のどれよりも形態的簡素化が進行しており、英語をものぐほどである。定動詞は人称語尾を失い、大多数の強変化動詞は母音交替、弱変化動詞は歯音接尾辞を廃したので、原則として語幹は同一である。過去形は消失しており、過去の出来事はもっぱら完了形で表す。

- ① 本来の強変化動詞：77 drink/オ *drinken*/英 *drink* 「飲む」
 77 drink—hy/ons drink—hy/ons het gedrink
 オ *drinken*—*hij drinkt/wij drinken*—{*hij dronk/wij dronken* ~ *hij heeft gedronken/wij hebben gedronken*}
 英 *drink*—*he drinks/we drink*—{*he/we drank* ~ *he has/we have drunk*}

structure.” (Lass 1997: 320)

¹¹⁴ よく知られた例に、孤立語、膠着語、屈折語という類型論的概念をダーウィンの進化論に結びつけ、言語は「孤立語>膠着語>屈折語」の順に変化するとして、屈折語から孤立語への変化を言語の墮落とみなしたかつての偏見が挙げられる。

¹¹⁵ 第19節で述べるアフリカーンス語の形容詞語尾-eを扱った論考は含まれていない。

② 本来の弱変化動詞：フ werk/オ werken/英 work 「働く」

フ werk—hy/ons werk—hy/ons het gewerk

オ werken—*hij werkt/wij werken—{hij werkte/wij werkten ~ hy heeft gewerkt/wij hebben gewerkt}*

英 work—*he works/we work—{he/we worked ~ he has/we have worked}*

人称代名詞を除く格変化と名詞の性も失われ、不定冠詞は 'n [ə]/[ən], 定冠詞は die だけである。とくに性の消失は、英語と並んで印欧語全体でも珍しい¹¹⁶。初期中英語 (Early Middle English 1150-1300) の時代に性を失った英語では、1500 年頃までに形容詞語尾が完全に消失した (荒木/宇賀治 1984: 187)。しかし、アフリカーンス語の形容詞は強・弱変化の区別を失ったが、限定用法の語尾は保持している。それはオランダ語や西フリジア語と同じ -e [ə] の 1 種類だが、この統一語尾の有無は、両言語と違って限定詞の有無と種類、単数・複数の区別という統語的条件とは無関係に、形容詞の形態音韻論的条件による。その条件はかなり複雑である¹¹⁷。清水 (2018: 6) で述べたように、印欧語の形容詞は性から自由な点で名詞から区別され、その語形変化は統語的な一致 (英 agreement/concord) に依存している。この原則から逸脱したアフリカーンス語の形容詞語尾 -e は、きわめて特殊である。

まず、限定用法の形容詞が語尾 -e を伴うのは次の場合である。

¹¹⁶ 両言語以外のゲルマン語では、デンマーク語西ユトランド方言 (デ vestjysk) が標準デンマーク語の「両性/中性」という文法的な性の対立を解消して、「可算 (デ numerale) /不可算 (デ innumerale)」という意味的対立に移行させている (清水 1995: 62-68)。印欧語全体では、アルメニア語やベルシャ語で性が消失している (清水 2019b: 37-40)。

¹¹⁷ この規則には揺れや例外がかなりある。条件に反して語尾 -e を伴うのは、比喩的意味 (フ *diepe eerbied*, 英 *deep respect*), 感情的用法 (フ *jou stoute kind*, 英 *you naughty child*), 慣用表現 (フ *van korte duur* 「短命の」, オ *van korte duur*), 固有名詞 (フ *die Grote Kerk* 「大聖堂」, オ *de Grote Kerk*) でのオランダ語的な古形の残存などである (Raidt 1983: 142ff., Donaldson 1993: 162ff.)。一方、独立用法で名詞的に用いると、つねに語尾 -e を伴う (フ *{n/die/hierdie/my} grote*, 英 *{a/the/this/my} big one*)。

- (1) 語尾 -e を伴う場合：例 gelukkig 「幸運な」, goed 「良い」

単数 77 {n/die} {gelukkige/**goeie**} {man/vrou/kind}
 {a/the} {lucky/good} {man/woman/child}

複数 77 {Ø/die} {gelukkige/**goeie**} {manne/vroue/kinders}
 {Ø/the} {lucky/good} {men/women/children}

- ① 多音節の形容詞（接尾辞・接頭辞を伴う派生語や複合語を含む。-er [ər] /(-el [əl]) で終わる語と比較級 -er [ər] は除く）

77 gelukkig [xə'lœkəx]—gelukkige [xə'lœkəxə]（接尾辞 -ig, オ *gelukkig* [γə'lykəx]—*gelukkige* [γə'lykəγə], 英 *lucky*, *happy*）

77 konkreet [kən'kreət, kən'kre:t]—konkrete [kən'kreətə, kən'kre:tə]
 （オ *concreet* [kən'kre:t]—*concrete* [kən'kre:tə], 英 *concrete*）

- ② 1 音節の形容詞で語幹が交替する語

- a) 音節末音の無声化：閉鎖音 /d/→[t], 摩擦音 /v/→[f]

77 vreemd [freəmt, fre:mt]—vreemde ['freəmdə, 'fre:mdə]（オ *vreemd* [vre:mt]—*vreemde* ['vre:mdə], 英 *foreign*）

77 glad [xlat]—gladde ['xladə]（オ *glad* [γlat]—*gladde* ['γladə], 英 *smooth*, *slippery*）

77 dof [dɔf]—dowwe ['dɔvə]（比較：オ *dof* [dɔf]—*doffe* ['dɔfə], 英 *dull*, *faint*）

77 doof [doəf, do:f]—dowe ['doəvə, 'do:və]（オ *doof* [do:f]—*dove* ['do:və], 英 *deaf*）

- b) 母音間での語中音脱落（英 medial syncope）

V + {[d]/[x]} + e [ə] → V + {ゼロ}（→[j] わたり音）/[ゼロ]} + e [ə]

77 goed [xut]—goeie ([xuə]→) ['xujə]（オ *goed* [γu:t]—*goede* ['γu:də]/*goeie* ['γu:jə], 英 *good*）

77 koud [kœut]—koue ['kœuə]（オ *koud* [kɔut]—*koude* ['kɔudə, 'kɔu(v)ə], 英 *cold*）

77 laag [la:x]—lae ['la:ə]（オ *laag* [la:x]—*lage* ['la:γə], 英 *low*）

- c) 語末音子音群（英 consonant cluster）の簡素化

{st [st]/sk [sk]/gt [xt]} + [ə] → {s [s]/s [s]/g [x]} + ゼロ¹¹⁸

77 *juis* [jœis]—*juiste* ['jœistə] (オ *juist* [jœyst]—*juiste* ['jœystə], 英 *just, correct*)

77 *perfek* [pər'fɛk, pər'fɛk]—*perfekte* [pər'fɛktə, pər'fɛktə] (オ *perfect* [pər'fɛkt]—*perfecte* [pər'fɛktə], 英 *perfect*)

77 *lig* [lɪx]—*ligte* ['lɪxtə] (オ *licht* [lɪxt]—*lichte* ['lɪxtə], 英 *light*)

一方、限定用法の形容詞が語尾 -e を伴わないのは、次の場合である。

(2) ゼロ語尾 (-Ø) の場合：例 *groot* 「大きい、大柄な」

単数 77 {n/die} {groot-Ø/groter-Ø} {man/vrou/kind}

{a/the} {great (= tall)/greater (= taller)} {man/woman/child}

複数 77 {Ø/die} {groot-Ø/groter-Ø} {manne/vroue/kinders}

{Ø/the} {great (= tall)/greater (= taller)} {men/women/children}

① 1 音節の形容詞で、(1)②の子音以外（無声閉鎖音 p [p]/t [t]/(t)/k [k]¹¹⁹、鳴音 m [m]/n [n]、流音 l [l]/r [r]）または母音で終わる語

77 *diep* (オ *diep*, 英 *deep*), *groot* (オ *groot*, 英 *great (= tall)*), 77 *ryk* (オ *rijk*, 英 *rich*), *warm* (オ *warm*, 英 *warm*), 77 *bruin* (オ *bruin*, 英 *brown*), 77 *geel* (オ *geel*, 英 *yellow*), 77 *duur* (オ *duur*, 英 *dear*), 77 *blou* (オ *blauw*, 英 *blue*), 77 *vry* (オ *vrij*, 英 *free*)

② -er [ər]/(-el [əl])で終わる多音節の形容詞（比較級 -er [ər]を含む）¹²⁰

¹¹⁸ このほかに、語末音の交替に語尾 -e のなごりをとどめる少数の例がある：77 *lanċ* [lanċ]—*lang* [lan] (オ *lang* [lan]—*lange* ['lanə], 英 *long*), *oud* [ɔut]—*ou* [ɔu] (オ *oud* [ɔut]—*oude* ['ɔudə, 'ɔu(v)ə], 英 *old*)。

¹¹⁹ 子音 -s [s]で終わる形容詞には、語尾 -e を伴わない例も少なくない (77 *wys*—*wyse* (オ *wijs*—*wijze*, 英 *wise*) ↔ *grys*—*grys-Ø* (オ *grijs*—*grijze*, 英 *gray*))。その他の例外もある ((1)②(b) 77 *stug* [stœx]—*stugge* ['stœxə] (オ *stug* [stvx]—*stugge* ['stvxə], 英 *stiff, stubborn*) : *streng* [strɛŋ]—*streng* ['strɛŋə] (オ *streng* [strɛŋ]—*streng* ['strɛŋə], 英 *strict*) ↔ 77 *bang* [ban]—*bang-Ø* [ban] (オ *bang* [ban]—*bange* ['banə], 英 *afraid*) : 77 *nuut* [nyt]—*nuwe* ['nyvə] (オ *nieuw* [ni'ʊ]—*nieuwe* ['ni'ʊə], 英 *new*))。

77 bitter (オ *bitter*, 英 *bitter*), dubbel (オ *dubbel*, 英 *double*)

77 groter (←groot 比較級, オ *groter*←*groot*, 英 *greater* (= *taller*))

「黄金の世紀」と言われる 17 世紀のオランダ語は、両性 (de) と中性 (het) の 2 性に簡素化されていた。限定用法の形容詞語尾は性と限定詞の種類に依存して -(e)/-e/-e(r)/-en だったが、当時の文法家 (オ *grammatici*) が定めた規範による書き言葉に限られ、地域的・社会的異同が激しかった (De Korne/Rinkel 1987: 31)。話し言葉では人称代名詞を除いて格変化が失われ、無アクセントの -en [ən] の -n は脱落する傾向にあった。したがって、慣用句などでの属格と与格の残存を除けば、現代オランダ語と同様に、中性単数不定はゼロ語尾、それ以外は語尾 -e が基本だった (Lass 1990: 89f.)。

Raidt (1968) (1983: 148-154) によれば、ケープタウンを中心とするオランダ人入植地では、非オランダ語話者がオランダ語を習得する過程で 17 世紀末頃から混乱が生じた。1700 年頃の文献からは、オランダ語から逸脱した形容詞有語尾形とゼロ語尾形のそれぞれの拡大傾向がうかがえる。そして、ケープタウン植民地の話し言葉、すなわち初期アフリカーンス語 (ケープタウン・オランダ語, 77 *Kaapse Nederlands 1652-1750*) の末期にあたる 1740 年頃までに、名詞の性が消失した (Raidt 1983: 149)。その結果、形容詞語尾の使用に決定的な混乱が生じ、ゼロ語尾と語尾 -e の区別が不明になった。これが Lass (1990) の言う「がらくた段階」('junk' stage, ib. 90) にあたる。

een kleyn-*e* harpoen (両性) ↔ een kleyn-*Ø* stuk (中性)

a small-COMMON harpoon a small-NEUT piece

→ 性の消失: een |kleyn-*Ø*/kleyn-*e*| harpoen ~ een |kleyn-*Ø*/kleyn-*e*| stuk

a small harpoon a small piece

(Lass 1990: 91 変更)

¹²⁰ -el [əl] で終わる形容詞には異同がある。Donaldson (1993: 164) はゼロ語尾, Raidt (1983: 145) は有語尾またはゼロ語尾で、有語尾の頻度が高いとしている。

その後、形容詞の語形に応じて種々の段階を経て、形容詞語尾 -e の使用規則は 1775 年頃までに大枠で定着し (Raidt 1968: 82, 1983: 154), 19 世紀に及んだ少数の例を除いて、ほぼ現在の形に至ったとされている。

この語尾 -e の付加には、語幹末子音の復元が関係している (77 *lig—ligte* (オ *licht—lichte*, 英 *light*), 77 *juis—juiste* (オ *juist—juiste*, 英 *just*))。これは音節末 (英 coda) の子音連続に制約が課されて、最終子音が脱落し、単子音に簡素化された結果である。語尾 -e の付加によって異なる音節に分かれ、この制約を免れた子音連続が保持されて、予測不可能な語幹の交替が生じるに至った。性の消失を始め、大規模な形態的簡素化を被ったアフリカーンス語は、限定詞の種類と有無による統語的条件が関与せず、形容詞の語形自体に依存する語尾 -e の付加という、ゲルマン語として類例のない規則を発達させた。そして、新たな形態的複雑化を招来したのである。

統一語尾 -e の役割は大別して 2 つある。ひとつは、(1)②で述べた語幹交替の保持である。これは、一部の名詞の単数形と複数形の関係にも認められる。一方、形容詞では、限定用法と叙述用法の語幹の相違として現れる。

① -s—st

形容詞 : 叙述用法の語幹 77 *vas*—限定用法の語幹 *vaste* (オ *vast—vaste*, 英 *firm*, *fast*)

↔名詞 : 単数形 77 *gas*—複数形 *gaste* (オ *gast—gasten*, 英 *guest—guests*)

② -k—kt

形容詞 77 *eksak—eksakte* (オ *exact—exacte*, 英 *exact*)

↔名詞 77 *kontak—kontakte* (オ *contact—contacten*, 英 *contact—contacts*)

③ 短母音 + -g—短母音 + -gt

形容詞 77 *sleg—slegte* (オ *slegt—slegte*, 英 *bad*)

↔名詞 77 *reg—regte* (オ *recht—rechten*, 英 *right—rights*)

④ 長母音/二重母音 + g—長母音/二重母音

形容詞 77 droog—droë (オ *droog*—*droge*, 英 *dry*)

↔名詞 77 oog—oë (オ *oog*—*ogen*, 英 *eye*)

形容詞 77 ruig [rœix]—ruie [ˈrœiə] (オ *ruig*—*ruige*, 英 *rough*)

[↔名詞 77 brug [brœx]—brûe [ˈbrœ:ə] (オ *brug*—*bruggen*,
英 *bridge*—*bridges*)]

Lass (1990: 88-95) は、これを形容詞の屈折語尾が強・弱変化による定・不定の区別から、語幹の異形態 (英 stem allomorphy) の保持手段に転換した外適応とみなしている。Norde (2009: 115-117), Booij (2010: 213f.) にもこれを支持する言及がある。すなわち、これは「異形態を最大化しようとする変化の明確なケース」(“a clear case of change to MAXIMIZE allomorphy”, Lass 1990: 94) であり、以下の原文のように、この場合の外適応は、「以前の構造から引き継ぎ、かつて統語的に制御されていた -e を純粋に『局所的』に形容詞のクラスの標識として利用して、屈折誘因要素を形容詞自体の内部へと『内在化』ないし『内向化』したことにあるという。そして、「屈折的局所性が統語部門から語彙部門に推移した」と結論づけている。

“The exaptation here is the ‘internalization’ or ‘introjection’ into the adjective itself of the inflectional triggers, using the inherited, formerly syntactically controlled -e purely ‘locally’, as a marker of adjectival class. Globally, one could say that the inflectional locus has shifted from syntax to lexicon.” (Lass 1990: 95)

しかし、これは言語変化のプロセスを客観的に言い換えたにすぎず、その構造的要因に言及したものではない。名詞の場合には、単数と複数という数の区別を明示する必要性があり、その結果として、語尾 -e の有無による語幹の異形態が生じたことは明らかである。しかし、形容詞語尾 -e の有無による語幹の異形態がどのような必要性から生じたかについては、何も述べられていない。本来の形容詞の屈折要素 -e の付加が統語的条件から語彙的特性

に移行した理由の説明としては、まったく不十分である。

形容詞語尾 *-e* の本質的な役割は、第 6 節で述べたドイツ語の形容詞弱変化語尾 *-e/-en* と同様に、「形容詞＋名詞」のまとまりを形態的に明示するシンタグマ表示にあると筆者は考える。その証拠として、まず、(2)①で示した一部の 1 音節形容詞のように、名詞への距離が短い場合にはゼロ語尾だが、多音節語になって距離が長くなると、語尾 *-e* が現れる。また、同じく (2)①で示したように、無声閉鎖音 *p/t/k*、鼻音 *m/n*、流音 *l/r* で終わる語は、1 音節語では語尾 *-e* が現れないが、接頭辞 (ʔʔ-*rik/-baar* など) や接尾辞 (ʔʔ-*be-/ge-* など) による派生語を含んだ多音節語では、語尾 *-e* が現れる。

ʔʔ *belangrik*—*belangrike* 「重要な」(オ *belangrijk*)

ʔʔ *privaat*—*private* 「個人の、私的な」(オ *privaat*)

ʔʔ *gemeen*—*gemene* 「公共・共通の、卑俗な」(オ *gemeen*)

ʔʔ *agbaar*—*agbare* 「尊敬すべき、立派な」(オ *achtbaar*)

さらに、注 118 で述べた語末音の交替に語尾 *-e* のなごりをとどめる少数の例 (*-nk* [ŋk]→*-ng* [ŋ], *-oud* [ɔut]→*-ou* [ɔu]) でも、やはり複合語・派生語で多音節語になると、語尾 *-e* が現れる¹²¹。

ʔʔ *lank* [laŋk]—*lang* [laŋ] (オ *lang* [laŋ]—*lange* ['laŋə], 英 *long*)

↔ ʔʔ *lebenslank*—*lebenslange* (オ *levenslang*—*levenslange*, 英 *lifelong*)

ʔʔ *oud* [ɔut]—*ou* [ɔu] (オ *oud* [ɔut]—*oude* ['ɔudə, 'ɔu(ɐ)ə], 英 *old*)

↔ ʔʔ *oeroud*—*oeroue* (オ *oeroud*—*oeroude*, 英 *very old*/ド *uralt*)

一方、上記の (2)②で述べたように、*-er/(-el)* で終わる多音節形容詞 (例

¹²¹ ただし、語尾 *-e* を伴わない 1 音節形容詞は、性質の強調や色彩の程度を表す前半成分を付加した複合語で多音節になっても、ゼロ語尾である：ʔʔ *klein-Ø*—*piepklein-Ø* (オ *klein*—*piepklein*, 英 *small*—*tiny*), ʔʔ *blou-Ø*—*ligblou-Ø* (オ *blauw*—*lichtblauw*, 英 *blue*—*light blue*) (Donaldson 1993: 164, 180-183)。これは筆者の主張への反例になる。

bitter/dubbel, 英 *bitter/double*) には語尾 -e がつかないか、またはつきにくい。その理由は、あいまい母音 e [ə] が母音に近い流音をはさんで連続し、無アクセントの音節数が増えるのを嫌うという音韻的原則によると筆者は考える。同じ理由で、アフリカーンス語ではオランダ語よりも明確に、-er/-el で終わる名詞の複数形は多数派の語尾 -e (オ -en) ではなく、少数派の語尾 -s を伴う傾向が強い (Van Haeringen 1962² (1947): 191, 例 77 *kinders* ↔ オ *kinderen* ← *kind*, 英 *children* ← *child*)。これは一般に「強弱格の原則」(英 trochaic principle) として知られている (Booij 2019²: 20, Hoekstra 2018: 44) (77 *dogter*—*dogters*, *nael*—*naels*; オ *dochter*—*dochters*, *nadel*—*nadels*; 英 *daughter*—*daughters*, *nail*—*nails*)。

英語では、初期中英語 (1150～1300) の時代に形容詞語尾が性・格による区別を失い、主として子音で終わる 1 音節語について、強変化で「単数: ゼロ語尾 -∅ ↔ 「複数: 語尾 -e [ə]」の区別だけになった (Mustanoja 1959: 276)。単数のゼロ語尾は古英語の強変化単数主格ゼロ語尾の拡大であり、複数の語尾 -e は古英語の強変化複数主・対格語尾 -e の拡大による。これは、格変化の衰退に伴う形容詞語尾 -e の数の区別への外適応と言える。しかし、後期中英語 (Late Middle English 1300～1500) になると、弱変化は単数・複数ともに語尾 -e を伴い、強変化でのみ「単数: ゼロ語尾 -∅ ↔ 「複数: 語尾 -e [ə]」の区別が保たれるのが一般的になった。ただし、-e [ə] で終わる形容詞では -e を重ねない (中尾 1972: 144f.) (good- (英 *good*), swete (英 *sweet*))。

		弱変化		強変化	
中英	単数	good-e swete		good swete	
	複数	good-e swete		good-e swete	(中尾 1972: 145 変更)

そして、上述のように、1500 年までに語末音 -e [ə] の消失が一般化して、形容詞語尾は完全に消失した (荒木/宇賀治 1984: 187)。

一方、アフリカーンス語の形容詞は、完全な脱屈折化 (英 deflection) によるゼロ語尾形への選択肢を取らず、形態的複雑化を招きながらも、有語尾形

を保つ方向に発達した。これには、脱文法化の過程で、第6節で述べたドイツ語の弱変化語尾 -e/-en にも端的に見られるように、語尾 -e を名詞句の形態的なシンタグマ表示の役割に転用し、それをさらに推し進める外適応の力が作用したと筆者は考える。Lass (1990: 88-95) の主張する語幹の異形態交替の保持は、その結果の具体的反映とみなすべきである¹²²。

ゲルマン祖語は、限定の意味を表していた語形成手段としての名詞の「n-語幹」を形容詞の語形変化に拡張し、強変化に対する弱変化として文法化した。その後、限定の意味が指示代名詞とそれから発達した定冠詞を中心とする限定詞に移行するにつれて、古今のゲルマン諸語で強・弱変化の脱文法化が進行した。その結果、ドイツ語では、弱変化語尾は名詞句内での平行表示の回避手段として、形容詞と名詞をつなぐ「テープ」の役割に転用され、性・数・格の形態表示に関与する強変化語尾とともに保持された。一方、語末音 -n が脱落し、格変化の消失に続いて性を失ったアフリカーンス語では、強・弱変化の区別だけでなく、残る唯一の形容詞語尾 -e の付加に対する統語的条件が失われた。そこで、アフリカーンス語は、英語のように形容詞を完全にゼロ語尾化することなく、外適応によって語尾 -e を名詞句のシンタグマ表示の形態的手段へと転換し、形容詞自体の形態音韻論の条件に従って付加することで、統一語尾 -e の脱文法化を徹底させたのである。

20. まとめ

本稿では、形容詞の強・弱変化をめぐる、ゲルマン祖語から古ゲルマン諸語への変遷を解説した後に、代表的な現代語と方言を取り上げて考察した。

まず、第3～5節では、ゲルマン祖語における強・弱変化の文法化から脱

¹²² なお、Lass (1990: 94) では、77'n *enkel* man (英 *a solitary man*) ↔ n *enkele* man (英 *a single (unmarried) man*) の区別を「周辺的な意味的外適応」('a marginal semantic exaptation', ib. 94) とみなしている。Booij (2010: 214) もこの説明を紹介し、オランダ語から、オ *een goed* vader 「良き (= 父親の義務を果たす模範的な) 父親」 ↔ *een goede* vader 「善良な父親; 良き (= 父親の義務を果たす模範的な) 父親」の例を挙げている。

文法化の開始について概観した。ゲルマン諸語の形容詞弱変化の文法化は、名詞句に「定」(英 definite)の形態表示を求めた発達の一環としてとらえられる。ゲルマン祖語は、名詞の語形成手段としての n-語幹から、名詞句の定の表現手段として弱変化を形容詞の形態範疇へと文法化し、「不定」(英 indefinite)の意味を表す強変化と区別するようになった。しかし、指示代名詞から定冠詞が発達するにつれて、この棲み分けは薄れ、中世期の古語の時代には、形容詞変化は限定詞とともに名詞の性・数・格の表示手段としての性格を強めていった。なお、人間・動物名詞を主要タイプとする現代ドイツ語の弱変化男性名詞は、個別化・限定の意味を持つ n-語幹名詞に由来する弱変化の外適応であり、脱文法化の一例と言える。

それ以降は、現代ゲルマン語を中心に脱文法化の諸相をたどった。まず、第 6 節では、ドイツ語の形容詞弱変化の特徴を平行表示の回避による階層表示の発達とシンタグマ表示の観点から分析し、第 7 節ではドイツ語の名詞枠の形成との関連について考察した。

第 8 節では、古ゲルマン諸語の n の脱落を確認し、第 9～10 節では、弱変化語尾が一律に語末音 -n の脱落を被った北ゲルマン語について、保守的な離島北ゲルマン語と革新的な大陸北ゲルマン語に分けて検討した。離島ゲルマン語に属するアイスランド語とフェーロー語では、限定用法の形容詞に強・弱変化の区別が明確に保たれている。フェーロー語と大陸北ゲルマン語(デンマーク語を除く)の前置詞定冠詞と後置定冠詞による二重限定(ス *den goda mannen*)は、名詞句の新たなシンタグマ表示の手段と言える。

その後は、類型論的により複雑な西ゲルマン諸語の検討に移った。まず、第 11 節では、ルクセンブルク語を取り上げた。同言語では、語末音 -n の脱落が共時的な音韻規則としてはたらき、強・弱変化の区別をほとんど失って、統合変化と平行表示を発達させている。類例として、第 12 節では、統一変化と平行表示を発達させたイディッシュ語、第 13 節では、弱変化を解消して平行表示を進展させた中期オランダ語を紹介した。強変化語尾の重複による性・数・格の二重表示の手間を省くドイツ語などの階層表示(ド *einer guten Frau* 女性単数与格)と、同一語尾の反復によって異なる語尾の使い分けの複

雑さを回避するルクセンブルク語などの平行表示 (ル *enger gudder Fra* 女性単数与格) は、ともに言語経済性の原理に即していると言える。

第 14 節では、語末音 -n の脱落と復元をめぐって、ペンシルヴェニアドイツ語に言及した。15 節では、語末音 -n の脱落が語源的に無縁の語彙にも及び、逆に、語末音 -n の挿入を名詞句内部以外にも母音連続の回避手段として発達させたスイスドイツ語チューリヒ方言とベルン方言に言及した。

それ以降は、形容詞変化の形態的簡素化を経た北海ゲルマン語の後裔とオランダ語を扱った。第 16 章では、形容詞変化に有語尾形と並んで、英語と同様のゼロ語尾形のパターンが併存する低地ドイツ語について、北低地ザクセン方言を中心に、有語尾の保持を高地ドイツ語の影響と関連づけて考察した。大幅な簡素化を被った現代オランダ語と西フリジア語を論じた第 17 節に続いて、第 18 節では、次節の理解の前提となる文法化、脱文法化、外適応の概念について説明した。そして、第 19 節では、17 世紀半ばのオランダ語から発達したアフリカーンス語を取り上げた。アフリカーンス語は、文法性の消失に伴って強・弱変化の区別を失ったが、同じく性を失った英語の形容詞が完全な脱屈折化を経て無変化になったのに対して、形容詞の統一語尾 -e を保持している。しかもゲルマン語としてまったく例外的に、アフリカーンス語では、統語的条件と無関係に形容詞自体の形態音韻論的条件に従って、語尾 -e を付加する。この事実について、Lass (1990) の主張とは異なり、ドイツ語などに見られる名詞句の形態的シンタグマ表示の役割をさらに強めた外適応の一例として説明した。

本稿で得られた知見は、次の 3 つの類型論的指標によって総括される。

① 語末音 -n の脱落

弱変化を特徴づける子音 n は語末で脱落しやすく、北ゲルマン語では一律に起こり、一部の西ゲルマン語にも見られる。これは、形容詞強・弱変化の脱文法化を助長する要因になったと推察される。まず、北ゲルマン語については、語末音 -n の脱落の結果、保守的な離島北ゲルマン語では、弱変化語尾が母音 -i/-a/-u で特徴づけられるようになり、強変化語尾から区別される。

一方、形態的簡素化が進行した大陸北ゲルマン語では、弱変化語尾は母音 -e または -a に縮約されている。次に、西ゲルマン語については、オランダ語と西フリジア語で限定用法の形容詞語尾が n を欠く -e [ə] だけに簡素化している。これに対して、語末音 -n の脱落が後続音の種類によって条件づけられる西ゲルマン語も多い。アイフェル規則を有するルクセンブルク語はこの点で典型的な例だが、語源的に根拠のない単語間の n の挿入も、母音連続を回避する場合に一部で観察される。スイスドイツ語チューリヒ方言とベルン方言では、この種の n の挿入が広く母音連続の回避手段として再解釈され、一部の機能語では母音連続の回避とは無関係な異形態を生んでいる。

② 強・弱変化の区別、階層表示と平行表示

ドイツ語は、強変化と弱変化の区別を保持しながら、限定詞によって名詞句を形態表示する単一変化に大幅に移行しており、混合変化の発達が示すように、限定詞と形容詞の同一語尾を避ける階層表示（ド *einer guten* Frau 女性単数与格）を発達させている。しかし、これだけが言語経済性の原理になっているわけではなく、西ゲルマン語には逆のパターンも存在する。たとえば、ルクセンブルク語、イディッシュ語、古くは中期オランダ語では、強変化と弱変化の明確な使い分けが失われる傾向を示し、限定詞と形容詞が同一語尾を反復させる重複変化が支配的である。限定詞と形容詞が主として強変化による同一語尾を伴うこの 3 言語での平行表示（ル *enger gudder* Fra 女性単数与格）の発達は、異なる語尾を使い分ける手間を省く点で、ドイツ語とは別の意味で言語経済性の原理になっている。階層表示と平行表示は、ともに言語経済性の原理の実現形式と言える。

③ シンタグラマ表示

階層表示に移行したドイツ語の形容詞変化では、強変化語尾と並んで、形態表示への貢献は低いものの、弱変化語尾が一貫して名詞句のシンタグラマ表示としての役割を担っている。フェーロー語と大陸北ゲルマン語（デンマーク語を除く）の前置詞定冠詞と後置定冠詞による二重限定は、新たなシンタ

グマ表示の手段と言える。一方、低地ドイツ語では、限定用法の形容詞に、有語尾形と並んで、北海ゲルマン語特徴を受け継ぐゼロ語尾形が広く併存している。同じく北海ゲルマン語から発達した英語では、名詞句の格に続いて性の消失を経て、限定用法の形容詞が完全にゼロ語尾になった。一方、オランダ語は北海ゲルマン語の後裔である西フリジア語と同様に、広範な形態的簡素化を被り、形容詞語尾は -e の 1 種類に簡素化されている。ところが、17 世紀半ば以降、オランダ語から発達したアフリカーンス語は、性の消失を始め、英語をしのぐ極端な形態的簡素化を経たものの、形容詞の統一語尾 -e を保っている。しかも、これは形容詞自体の形態音韻論的条件に従って付加される点で、ゲルマン語として類例がない。アフリカーンス語の統一語尾 -e は、形容詞の強・弱変化が脱文法化の過程で区別を失った結果、名詞句のシンタグマ表示の手段として外適応を遂げた例と言える。

以上の結果から各言語を特徴づけてまとめると、次のようになる。

離島北ゲルマン語 (アイスランド語, フェーロー語)	強・弱変化の保持 (アイスランド語, フェーロー語) 二重限定によるシンタグマ表示 (フェーロー語)
大陸北ゲルマン語 (スウェーデン語, デンマーク語, ノルウェー語ブークモール, ノルウェー語ニューノシュク)	二重限定によるシンタグマ表示 (デ ンマーク語を除く)
ドイツ語 ルクセンブルク語	強・弱変化の保持と階層表示 アイフェル規則, 強・弱変化の区別 の消失傾向と平行表示
中期オランダ語, イディッシュ語	強・弱変化の区別の消失傾向と平行 表示

スイスドイツ語 (バルン方言, チューリヒ方言)	語末音 -n の脱落と挿入
低地ドイツ語 (北低地ザクセン方言など)	有語尾形とゼロ語尾形の併存
英語	形容詞語尾の全面的消失
オランダ語, 西フリジア語	統一語尾 -e への簡素化
アフリカーンス語	形容詞の形態音韻論的条件による統一語尾 -e の付加とシンタグマ表示の強化

参考文献

- 荒木一雄／宇賀治正朋 1984『英語学体系 10-1 英語史 IIIA』大修館書店。
- Besch, Werner et al. (Hrsg.). 1983. *Dialektologie. Halbbd. 2. HSK Bd. 1*. Berlin/New York: De Gruyter.
- Booij, Geert. 2010. *Construction Morphology*. Oxford: Oxford University Press.
- Booij, Geert. 2019². *The Morphology of Dutch*. Oxford: Oxford University Press.
- Buck, Carl Darling. 1933. *Comparative Grammar of Greek and Latin*. Chicago: University of Chicago Press.
- De Korne, Annet/Rinkel, Tineke. 1987. *Cursus zestiende- en zeventiende-eeuws Nederlands*. Groningen: Wolters-Noordhoff.
- Donaldson, Bruce C. 1993. *A Grammar of Afrikaans*. Berlin/New York: Mouton de Gruyter.
- Durrell, Martin. 1990. Westphalian and Eastphalian. In Russ (ed.)1990. 59-90.
- Goltz, Reinhard H./Walker, Alastair G. H. 1990. North Saxon. In Russ (ed.), 31-58.
- Greenberg, Joseph H. 1991. The Last Stages of Grammatical Elements: Contractive and Expansive Desemanticization. In Traugott, Elizabeth Closs/Heine, Bernd (eds.) *Approaches to Grammaticalization. 2 vols.* Amsterdam: Benjamins.
- Herrmann-Winter, Renate. 2006. *Hör- und Lernbuch für das Plattdeutsche*. Rostock: Hinstorff.
- Hoekstra, Jarich. 2018. Frisian Genitives — From Old Frisian to the Modern Dialects. In: Ackermann, Tanja/Simon, Horst J./Zimmer, Christian (eds.). *Germanic Genitives*. Amsterdam/Philadelphia: Benjamins.
- Hopper, Paul J./Traugott, Elizabeth Closs. 2003² (1993). *Grammaticalization*. Cambridge:

- Cambridge University Press.
- Janda, Richard D. 1980. On the Decline of Declensional Systems — The Overall Loss of OE Nominal Case Inflections and the ME Reanalysis of *-es* as *his*. In: Traugott, C. Elizabeth et al. (eds.), *Papers from the 4th International Conference on Historical Linguistics*. Amsterdam: Benjamins. 243–252.
- Keller, R. E. 1961. *German Dialects*. Manchester: Manchester University Press.
- Kuhn, Hans 1964. Hannover und der grammatische Wechsel. *Zeitschrift für deutsches Altertum und deutsche Literatur* 93. 13–18.
- Lass, Roger. 1997. *Historical Linguistics and Language Change*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Lehmann, Christian. 2015³ (1982). *Thoughts on Grammaticalization*. Berlin: Language Science Press.
- Lindow, Wolfgang et al. 1998. *Niederdeutsche Grammatik*. Leer: Schuster.
- Lindow, Wolfgang. 1998⁵. *Plattdeutsch-hochdeutsches Wörterbuch*. Leer: Schuster.
- Lipold, Günter. 1983. Adjektivische Deklinationssysteme in den deutschen Dialekten. In Besch et al. (Hrsg.). 1179–1195.
- MAND I: De Schutter, Georges et al. 2005. *Morfologische atlas van de Nederlandse dialecten. Deel I*. Amsterdam: Amsterdam University Press.
- Meyer, Gustav Friedrich. 1983² (1923). *Unsere plattdeutsche Muttersprache*. St. Peter-Ording: Lühr & Dircks.
- Mustanoja, Tauno F. 1960. *A Middle English Syntax I. Parts of Speech*. Helsinki: Société Néophilologique.
- 中尾俊夫 1972『英語学大系 9 英語史Ⅱ』大修館書店.
- Niebaum, Hermann. 1983². Zur Formengeographie. In: Goossens, Jan (Hrsg.), *Niederdeutsch. Sprache und Literatur. Eine Einführung. Band 1 — Sprache*. Neumünster: Wachholtz. 158–174.
- Norde, Muriel. 2011. Degrammaticalization. In: Narrog, Heiko/Heine, Bernd (eds.). *The Oxford Handbook of Grammaticalization*. Oxford: Oxford University Press. 475–487.
- Norde, Muriel/Van de Velde, Freek (eds.) 2016. *Exaptation and Language Change*. Amsterdam: Benjamins.
- Panzer, Baldur. 1983. Formenneutralisation in den Flexionssystemen deutscher Dialekte. In: Besch et al. (Hrsg.). 1170–1173.
- Raidt, Edith H. 1968. Ontwikkelingsgang van die Afrikaanse byvoeglike verbuiging. In: Raidt, Edith H. 2001. *Historiese taalkunde — Studies oor die geskiedenis van Afrikaans*. Johannesburg: Witwatersrand University Press. 72–87.
- Raidt, Edith H. 1983. *Einführung in Geschichte und Struktur des Afrikaans*. Darmstadt:

- Wissenschaftliche Buchgesellschaft.
- Russ, Charles V. J. (ed.). 1990. *The Dialects of Modern German*. London: Routledge.
- Schirmunski, V. M. 2010 (1962). *Deutsche Mundartkunde*. (übers. von Wolfgang Fleischer) Frankfurt a. M. et al.: Lang.
- Schönfeld, Helmut. 1990. East Low German. In: Russ (ed.). 91-135.
- 清水 誠 2018 「ゲルマン語形容詞変化の歴史的発達 (1) —ゴート語, ドイツ語, 北ゲルマン語—」『北海道大学文学研究科紀要』155. 1-54.
- 清水 誠 2019a 「ゲルマン語形容詞変化の歴史的発達 (2) —西ゲルマン語 (1) —」『北海道大学文学研究科紀要』156. 1-35.
- 清水 誠 2019b 「ドイツ語から見たゲルマン語—名詞の性, 格の階層と文法関係—」『北海道大学文学研究科紀要』158. 37-76.
- Thies, Heinrich. 2010². *Plattdeutsche Grammatik*. Neumünster: Wachholtz.
- Van Haeringen, C. B. 1962² (1947). Naamvallen bij eigennamen van personen en bij verwantschapsnamen. In: *Neerlandica — Verspreide opstellen door C. B. Van Haeringen*. Den Haag: Daamen N. V.

* 本研究は科研費 (19K00540) の助成によるものである。

執筆者紹介

千葉 惠 (哲学倫理学)
吉開 将人 (東洋史学)
後藤 康文 (日本古典文化論)
清水 誠 (言語科学)
三木 聰 (東洋史学, 名誉教授)

北海道大学
文学研究院紀要
第一五九号

令和元年12月27日 発行

編集者

北海道大学文学研究院長

山本文彦

発行者

北海道大学

(株) アイワード

Bulletin of the Faculty of Humanities and Human Sciences, Hokkaido University

CONTENTS

The Method of <i>Philosophy of Faithfulness</i> : A Reply to the Review by Professor Kei Sasaki	(Left)
..... Kei CHIBA	1
Life History of an Ethnic Leader in Modern China: Strategic Solidarity among the Ethnic Minorities in Southwestern China (2)	(Right)
..... Masato YOSHIKAI	1
A Study of Indeterminate Textual Elements in Sankan-bon <i>Makura no Soshi</i> (4)	(Right)
..... Yasufumi GOTO	61
On the Historical Development of Adjectival Inflection in the Germanic Languages (3) —West Germanic (2)—	(Left)
..... Makoto SHIMIZU	45
Some Aspects of the 1614 Fuzhou Urban Uprising. I	(Right)
..... Satoshi MIKI	83